米証券取引委員会（SEC）による紛争鉱物開示規制に関する最終規則（仮訳）

平成24年12月4日

一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
日本機械輸出組合
日本鉱業協会
一般社団法人 日本電機工業会
社団法人日本電子回路工業会
一般社団法人 電子情報技術産業協会

【本資料の利用上のご注意】

・本資料は上記6団体が、執務参考用として共同で仮訳したものですが、その正確性、安全性、有用性、特定目的への適合性などいかなる保証を行うものではありません。利用者が本資料を利用して被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。規則のコンプライアンスなどの検討に際しては原典をご参照ください。
・本資料の開示範囲は、上記6団体およびその会員限りと致します。
・規則や仮訳の内容に関する個別のお問合せはお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

証券取引委員会

17　CFR　パート 240 および 249b

［リリース番号 34-67716；ファイル番号 S7-40-10］

RIN 3235-AK84

紛争鉱物

担当機関：証券取引委員会

措置：最終規則

要約：我々は、紛争鉱物の使用に関するドッド・フランク ウォールストリート改革および消費者保護法の第 1502 条に従って、新たな書式と規則を採択しようとしている。第 1502 条は 1934 年証券取引法に第 13(p)条を追加したが、この条文は、製造する製品の機能または生産に紛争鉱物を必要とする発行人に対して、それらの鉱物のいずれかがコンゴ民主共和国（DRC）およびその周辺国を原産国とするか否かを毎年開示することを義務付ける規則を発布することを証券取引委員会に義務付けるものである。第 13(p)条は発行人の有する紛争鉱物が上記の国々を原産国とする場合、紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行するために発行人がとった措置の記述を含めて、証券取引委員会に報告書を提出することを義務付けるものである。デュー・ディリジェンスを実行するために取られる措置には、米国の連邦会計検査院長が定めた基準に従って実施される、独立した民間部門による報告書の監査を含めなければならない。第 13(p)条は報告書を提出する発行人に対して、監査人を特定し、監査を証明することをも義務付ける。さらに第 13(p)条は、製造されている、または製造委託契約の結ばれている製品で「DRC コンフリクト・フリー」ではない製品、紛争鉱物を加工するために使用されている施設、紛争鉱物の原産国、および原産鉱山または原産地を判断するための努力についての記述を報告書に含めることをも義務付けている。第 13(p)条は、発行人が開示した情報を自らのインターネット・ウェブサイトで公衆に提供することを義務付けている。

日付：

発効日：［連邦官報での公布から 60 日後］

運用開始日：発行人は 2013 年 1 月 1 日からの暦年には最終規則に従わなければならず、2014 年 5 月 31 日を最初の報告書の期限とする。

詳細情報の請求先：法人金融部、規則制定室特別顧問 John Fieldsend（電話：(202) 551-3430、住所：100F Street, NE, Washington, DC 20549-3628）

補足情報：我々は、新たな規則 13p-1[1]および新たなForm SD[2]を 1934 年証券取引法（以下、「証取法」）[3]に基づいて採択しようとしている。

1　17 CFR 240.13p-1。

2　17 CFR 249.448。

3　15 U.S.C. 78a et seq。

目次

I. 背景と要約 7
A. 紛争鉱物条項 7
B. 規則案の概要 11
C. 規則案に対するコメントの要約 12
D. 最終規則の変更の概要 17
E. 最終規則を図にまとめたフローチャート 25

II. 最終規則についての議論 26
A. 「紛争鉱物」の定義 26
1. 規則案 26
2. 規則案に対するコメント 26
3. 最終規則 28
B. 第 1 ステップ―紛争鉱物規定の対象である発行人 30
1. 証取法に基づいて報告書を提出する発行人 30
a. 規則案 30
b. 規則案に対するコメント 31
i. 第 13 条(a)及び第 15 条(d)の下で報告書を提出する発行人 31
ii. 報告義務のある中小企業 33
iii. 外国民間発行人 34
c. 最終規則 35
2. 製品の「製造」と「製造委託契約」 38
a. 規則案 38
b. 規則案に対するコメント 39
i. 「製造」 39
ii. 「製造委託契約」 40
c. 最終規則 43
i. 「製造」 43
ii. 「製造委託契約」 43
3. 「製造を行っている」発行人としての採掘企業たる発行人 47
a. 規則案 47
b. 規則案に対するコメント 47
c. 最終規則 48
4. 紛争鉱物が製品に「必要」である時 49
a. 規則案 49
b. 規則案に対するコメント 50
i. 「機能に必要」 51
ii. 「生産に必要」 52
iii. 僅少の基準 54

c. 最終規則.....55
i. 製品に含有されている.....56
ii. 意図的に加えられる.....57
iii. 「機能に必要」.....58
iv. 「生産に必要」.....59
v. 僅少の基準.....61
C. 紛争鉱物情報の開示場所、法的位置付け、および時期.....62
1. 紛争鉱物情報の開示場所.....62
a. 規則案.....62
b. 規則案に対するコメント.....64
c. 最終規則.....68
2. 紛争鉱物情報の「提出（File）」.....71
a. 規則案.....71
b. 規則案に対するコメント.....71
c. 最終規則.....75
3. 報告期間の一律化.....77
a. 規則案.....77
b. 規則案に対するコメント.....77
c. 最終規則.....78
4. 紛争鉱物情報提供の対象期間.....79
a. 規則案.....79
b. 規則案に対するコメント.....79
c. 最終規則.....80
5. すでにサプライチェーンに存在している紛争鉱物.....81
a. 規則案.....81
b. 規則案に対するコメント.....81
c. 最終規則.....83
6. 実施時期.....85
a. 規則案.....85
b. 規則案に対するコメント.....85
c. 最終規則.....89
D. 第 2 ステップ―紛争鉱物がコンゴ民主共和国および周辺国を原産国とするか否かの判断と、その結果である開示.....91
1. 合理的な原産国調査.....91
a. 規則案.....91
b. 規則案に対するコメント.....92
c. 最終規則.....95
2. 特定開示報告書の本文における開示.....102

a. 規則案.....102
b. 規則案に対するコメント.....103
c. 最終規則.....104
E. 第 3 ステップ―紛争鉱物報告書の内容とサプライチェーンのデュー・ディリジェンス.....108
1. 紛争鉱物報告書の内容.....108
a. 規則案.....108
b. 規則案に対するコメント.....111
c. 最終規則.....117
2. 紛争鉱物報告書におけるデュー・ディリジェンスの基準.....127
a. 規則案.....127
b. 規則案に対するコメント.....128
c. 最終規則.....131
3. 独立した民間部門による監査の要件.....133
a. 規則案.....133
b. 規則案に対するコメント.....134
c. 最終規則.....137
i. 監査基準.....137
ii. 監査の独立性.....137
iii. 監査の目的.....138
4. 再生利用品およびスクラップ起源の鉱物.....140
a. 規則案.....140
b. 規則案に対するコメント.....141
c. 最終規則.....145
i. 「再生利用品およびスクラップ起源」の定義.....147
ii. 「再生利用品およびスクラップ起源」ではない可能性のある紛争鉱物に関するデュー・ディリジェンス.....148
F. その他の問題.....150
III. 経済分析.....150
A. はじめに.....150
B. 報告義務から生じるメリットおよびコスト.....154
1. メリット.....154
2. 意見書における費用見積もり.....155
a. 一般的なコメント.....156
b. 具体的なコメント.....157
i. 製造業団体のコメント.....157
ii. 電子相互接続業界団体コメント.....160
iii. 大学グループのコメント.....161
iv. 環境コンサルティング企業のコメント.....165
v. その他の具体的なコメント.....167

C. 委員会の自由裁量によるメリットおよびコスト.....171
1. 合理的な原産国調査.....171
2. 専用開示報告書における情報.....175
3. 「DRC 紛争判定不能」の判断.....175
4. 「製造委託契約」.....177
5. 全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組み（金を含む）.....178
6. 監査および監査認定の責任.....179
7. 監査目的.....180
8. 再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物.....181
9. 「サプライチェーン以外の」紛争鉱物.....183
10. 紛争鉱物の派生物.....183
11. Form SD による情報開示方法およびタイミング.....184
12. 「機能性または製造に必要なこと」.....185
13. 発行人のカテゴリー.....186
14. 採掘を行う発行人を製造を行う発行人に含めない.....187
D. 経済効果全体の量的評価.....188

IV. 書類削減法.....198
A. 背景.....198
B. 意見書の概要.....199
C. PRA の報告と費用の負担の見積もりの修正.....200
1. 監査を含むデュー・ディリジェンス実行の見積もり.....202
2. 開示の準備に要する費用の見積もり.....205
3. 修正された PRA の推定値.....207

V. 規制緩和法に関する最終分析.....208
A. 最終措置の理由と目的.....208
B. パブリックコメントで提起された重要な問題.....209
C. 最終規則の対象となる小規模事業者.....211
D. 報告、記録管理、その他の規則遵守の要件.....212
E. 小規模事業者に対する影響を最小化するための政府機関の措置.....214

VI. 法典上の根拠と最終規則本文.....215

I. 背景と要約

A. 紛争鉱物条項

我々は 2010 年 12 月 15 日、コンゴ民主共和国（「DRC」）およびその周辺国[4]（DRC と総称して、以下「対象国」[5]）を原産国とする「紛争鉱物」[6]に関する発行人の新たな開示・報告義務に関係するドッド・フランク ウォールストリート改革および消費者保護法（以下、「同法」）[7]の第 1502 条（以下、「紛争鉱物条項」）の要件を実施するために、我々の規則[8]にいくつかの修正を提案した。第 1502 条は、新たな第 13(p)条[9]を追加して証取法を修正するものであった。新たな証取法第 13(p)条は、我々が対象国からの紛争鉱物の使用に関して開示・報告規則を公布することを義務付けている。[10]

「コンゴ民主共和国を原産国とする紛争鉱物の採鉱と取引に関する議会の意見」を述べている第 1502(a)条の表題に反映されているように、議会は紛争鉱物条項を制定するに当たって、DRCでのきわめて暴力的で、DRCを原産国とする紛争鉱物の採鉱と取引をその部分的な資金源としてきた紛争を終わらせるという人道的目標の達成をさらに進めることを意図していた。この条文は、武装集団による紛争鉱物の採鉱と取引が紛争への資金提供を助けており、この地域における緊急の人道的危機は、証取法第 13(p)条によって定められる開示規定を正当化するものであることを説明している。[11]

同様に、紛争鉱物条項をめぐる立法の歴史と紛争鉱物の取引を取り上げたそれ以前の立法は、紛争によって引き起こされた、DRCにおける人権侵害を終わらせるのを支援し

---

4 「周辺国」という用語は同法第 1502(e)(1)条において、国際的に認識された国境を DRC と共有する国と定義されており、現在はアンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダおよびザンビアが含まれている。

5 我々は提案書において、DRC およびその周辺国を「DRC 諸国」と呼んだ。本リリースにおいては、「DRC 諸国」の代わりに「対象国」という用語を用いる。双方の用語の意味は同じである。本リリースの中での一貫性のために、提案書のテキストに言及する際に、同提案書において用いられている「DRC 諸国」の代わりに「対象国」を用いる場合がある。

6 「紛争鉱物」という用語は同法第 1502(e)(4)条において、(A)コルタンとも呼ばれるコロンバイトタンタライト（タンタルの鉱石）、錫石（錫の鉱石）、金、鉄マンガン重石（タングステンの鉱石）、またはそれらの派生物、あるいは(B)国務長官により、コンゴ民主共和国およびその周辺国において紛争の資金源となっていると判断される鉱物またはその派生物と定義されている。

7 Pub L. 111-203, 124 Stat. 1376（2010 年 7 月 21 日）。

8 紛争鉱物、リリース番号：34-63547（2010 年 12 月 15 日）［75 FR 80948］（「提案書」）。

9 15 U.S.C. 78m(p)。

10 証取法第 13(p)(1)(A)条を参照。証取法のこの条文は、委員会が制定日から 270 日後までに規則を公布することを義務付けている。

11 同法第 1502(a)条（「コンゴ民主共和国に起源をもつ紛争鉱物の採鉱と取引が、コンゴ民主共和国東部における極端なレベルの暴力、特に性とジェンダーに基づく暴力を特徴とする紛争への資金提供を助け、同地域における緊急の人道状況に寄与しており、本条(b)項によって追加された 1934 年証券取引法第 13(p)条の規定を正当化するものであるというのが議会の意見である」）を参照。

ようとする議会の動機付けを反映している。[12] 紛争鉱物条項の他の部分は、議会が平和と治安を促進することを意図していた事実をも指摘している。[13] 例えば、紛争鉱物条項は、武装集団がひとたび紛争鉱物に関する商業活動に直接に関与しなくなり、そこから利益を得ることを続けなくなったら、大統領は同規定を終了するための措置をとることができると述べている。[14] 紛争によって引き起こされたDRCにおける人権侵害を終わらせるのを支援するという目標を達成するために、議会は証券関連諸法の開示要件を利用して、発行人の有する紛争鉱物の起源により多くの公衆の意識を向け、紛争鉱物のサプライチェーンに関するデュー・ディリジェンスの実行を促進することを選んだ。我々は、そうすることによる議会の主目的は、対象国における武装集団が紛争鉱物の取引を悪用して活動資金を調

---

12 コンゴ紛争は長年にわたって合衆国議会で取り上げられてきた問題である。例えば第 109 回議会で、当時の上院議員 Sam Brownback は Richard J. Durbin 上院議員および当時の上院議員 Barack Obama をはじめとする議員と共に 2006 年コンゴ民主共和国救済・治安・民主主義促進法（Democratic Republic of Congo Relief, Security, and Democracy Promotion Act）の S.（上院法案）2125 を共同提案した。Pub. L., 109-456（2006 年 12 月 22 日）（2002 年 9 月 17 日付の米国の国家安全保障戦略は、アフリカにおける病気、戦争、および絶望的な貧困が、人間の尊厳を保つという合衆国の基本的価値観を脅かし、世界のテロと闘うという合衆国の戦略的優先課題を脅かしていると結論づけていると述べている）を参照。この立法は、コンゴにおける平和、繁栄、および優れた統治に合衆国を取り組ませた。もう 1 つの例として、当時の Brownback 上院議員と Durbin 上院議員は第 110 回議会において、人権その他について重大な侵害を侵している集団によって DRC で採掘または採取されたタンタルまたはコロンバイトタンタライト、または錫石を含有する一定の製品の輸出を禁止したであろう S.3058、すなわち紛争コルタン・錫石法案（Conflict Coltan and Cassiterite Act）を提出した。第 110 回議会の S.3058 を参照（2008 年）。さらなる例として、第 111 回議会において当時上院議員だった Brownback は S.891、すなわち 2009 年コンゴ紛争鉱物法案提出した。第 111 回議会の S.891（2009 年）を参照。この法案は、米国で登記され、紛争鉱物を使用する製品を販売する会社に、これら鉱物の原産国、ならびに原産国が対象国の 1 つであった場合には原産鉱山を委員会に毎年開示することを義務付けたはずのものである。加えて、第 111 回議会ではその後、当時の Brownback 上院議員が S.891 に類似した S.A.（上院修正法案）2707 を提案した。第 111 回議会の S.A.2707（2009 年）を参照。我々は、2006 年コンゴ民主共和国救済・治安・民主主義促進法が、2002 年 9 月 17 日付の米国の国家安全保障戦略はアフリカにおける病気、戦争および絶望的な貧困が人間の尊厳を保つという米国の基本的価値観を脅かし、世界のテロと闘うという米国の戦略的優先課題を脅かしていると結論付けていると述べていることにも着目する。Pub. L. 109-456（2006 年 12 月 22 日）を参照。U.S.GOV'T ACCOUNTABILITY OFFICE, GAO-12-763, CONFLICT MINERALS DISCLOSURE RULE: SEC'S ACTIONS AND STAKEHOLDERR-DEVELOPED INITIATIVES（米国会計検査院、GAO-12-763、紛争鉱物開示規則：SEC の措置とステークホルダーの立案したイニシアチブ）（2012 年 7 月）（2006 年コンゴ民主共和国救済・治安・民主主義促進法を論じている）（http://www.gao.gov/products/GAO-12-763 に掲載されている）をも参照。

13 同法第 1502(d)(2)(A)条（同法の制定の 2 年後、およびそれ以降は毎年、「米国会計検査院長は」対象国における「平和と安全を促進する上で」の紛争鉱物条項の「有効性の評価を含む報告書を、議会の所轄の委員会に提出する」と述べている）を参照。

14 証取法第 13(p)(4)条（この規定は「いかなる武装集団も、紛争鉱物に関する商業活動に直接的に関与し、そこから利益を得ることを続けていないと大統領が判断し、議会の所轄の委員会にそのことを証明した日に終了する」と述べている）を参照。

達する能力を妨げるよう努めることであったと理解している。こうした紛争鉱物の利用縮小は、紛争に寄与している武装集団への資金提供を縮小するのを助け、従って紛争に終止符を打つようこうした集団に圧力をかけることを意図したものである。議会の目標は、対象国における平和と治安を促進することである。[15]

議会は目標を達成するために、証券関連諸法の開示要件を利用することを選んだ。加えて、規定の共同提案者の 1 人は本会議場での発言で、規定は「透明性を高める」と共に「米国の消費者と投資家がより多くの情報を踏まえて意思決定を行うのにも役立つ」と述べた。[16] また、リリース全体を通じて論じられているように、法案の共同提案者や議会の他の議員を含めて、我々が行った規則の提案について論じる多くの意見提出者が、紛争鉱物条項は、発行人の定評とサプライチェーンにおけるリスクを投資家が理解する上で重要な情報となることを指摘してきた。[17]

---

15 証取法第 1502(c)(1)(B)(i)条（国務長官は米国国際開発庁長官と協議の上で、対象国における「平和と治安を促進する」ための計画を議会に提出する、と述べている）を参照。

16 156 CONG. REC.（議会記録）S3976（daily ed. 2010 年 5 月 19 日）（Feingold 上院議員の発言）（「大統領に申し上げます。国際的企業がその事業と関係している外国の汚職の問題や暴力的な紛争にどのように取り組むかをめぐる透明性の向上を確保しようとする米国金融規制改革法の最初の共同提案者となることは、私の喜びとするところです。透明性向上のためにこうしたメカニズムを創り出すことは、米国および同盟国がより効果的にこうした複雑な問題に対処するのに役立つと同時に、米国の消費者および投資家がより多くの情報を踏まえて意思決定を行うのにも役立つでしょう」）を参照。

17 Social Investment Forum と Interfaith Center of Corporate Responsibility（2011 年 3 月 2 日）（「SIF I」）、Boston Common Asset Management, LLC、Calvert Asset Management Co., Inc.、Interfaith Center on Corporate Responsibility、Jesuit Conference of the United States、Marianist Province of the US, Mercy Investment Services, Inc.、Missionary Oblates of Mary Immaculate、Responsible Sourcing Network、Sustainalytics、Trillium Asset Management、および Tri-State Coalition for Responsible Investment（2012 年 2 月 1 日）（「SIF II」）、Calvert Investments（2011 年 10 月 18 日）（「Calvert」）、General Board of Pension and Health Benefits of The United Methodist Church（2011 年 3 月 7 日）（「Methodist Pension」）、State Board of Administration of Florida（2011 年 2 月 3 日）（「FRS」）：ならびに Teachers Insurance and Annuity Association および College Retirement Equities Fund（2011 年 3 月 2 日）（「TIAA-CREF」）を含めて 49 件の投資家を代表する Aditi Mohapatra of Calvert Asset Management Company Inc.からの複数の書簡を参照。Catholic Relief Services（2011 年 2 月 8 日）（「CRS I」）（「我々は、自らの社会的、財務上の関心事の双方を反映した健全な事業上の決定を行うために情報にアクセスするという投資家のニーズを SEC が考慮することを期待して、これらの意見を提出します」）、Enough Project（2011 年 3 月 31 日）（「Enough Project II」）（「無数の人の死と想像を絶する苦しみを引き起こし続けている人道的な危機を解決するという目標」の達成を前進させることは「投資家を含めて多くの人々にとっての大きな関心事」であると述べている）、Richard J. Durbin 上院議員と Jim McDermott 下院議員（2011 年 2 月 28 日）（「Durbin 上院議員／McDermott 下院議員」）（規定の目的は DRC における紛争を終わらせることと投資家に最新の情報を提供することの双方であり、後者の目的は、株式発行者の定期報告書に他の情報の開示を義務付けることの目的と同一であることを示唆している）、および Patrick Leahy 上院議員、Christopher Coons 上院議員、Howard Berman 下院議員、Jim McDermott 下院議員、Donald Payne 下院議員、Gregory Meeks 下院議員、Karen Bass 下院議員（2012 年 2 月 16 日）（「Leahy 上院議員その他」）（株式発行者の紛争鉱物情報が「投資家と資本形成の双方にとって

証取法第 13(p)条は、「当該者」[18]に「その者の製造する製品の機能または生産に必要」[19]である何らかの「紛争鉱物」が対象国を原産国とするか否かを毎年開示し、その開示をその発行人のインターネット・ウェブサイトに掲載する[20]ことを義務付ける規則を我々が公布することを命じている。この者の紛争鉱物が対象国を原産国とする場合、その者はその鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行するために自らが取った措置の記述を含む報告書（「紛争鉱物報告書」）を我々に提出しなければならない。[21] 証取法第 13(p)条のもとでは、デュー・ディリジェンスを実行するために取られる措置には、我々の公布した規則に従い、国務省と協議の上で米国会計検査院長の定める基準に準じて実施される、紛争鉱物報告書の「独立した民間部門による監査を含める」。[22] 紛争鉱物報告書を提出する者は、独立の民間部門の監査人を特定すること[23]、および独立の民間部門の監査が行われたことを証明することも行わなければならない[24]。

さらに、証取法第 13(p)条によれば、紛争鉱物報告書には「製造されている、または製造委託契約が結ばれている、DRCコンフリクト・フリーではない製品の記述」[25]、紛争鉱

決定的な重要性をもつ」のは、「株式公開企業が製品を製造するのに不可欠なインプットを不安定な非合法市場に頼る場合、そのことは投資家にとってきわめて重大な関心事だ」からであると断言している）のそれぞれからの書簡も参照。

18 「当該者」という用語は証取法第 13(p)(2)条において、証取法第 13(p)(1)(A)条に基づいて報告書の提出（file）を義務づけられ、製造する製品の機能または生産に紛争鉱物が必要である者と定義されている。証取法第 13(p)(1)(A)条は定義を示してはいないが、証取法第 13(p)(2)を参照している。

19 証取法第 13(p)(2)(B)条。

20 証取法第 13(p)(1)(E)条（各株式発行者は証取法第 13(p)(1)(A)条に「基づいて開示される情報を自らのインターネット・ウェブサイトで公衆に提供する」と述べている）を参照。

21 証取法第 13(p)(1)(A)(i)条を参照。

22 同上（紛争鉱物報告書において「かかる［紛争］鉱物の起源と加工流通過程管理に関するデュー・ディリジェンスを実行するためにその者が取る方法の記述」を義務付け、「この方法には、かかる報告書に対する、独立した民間部門による監査を含むものとする」ことを義務付けている）を参照。紛争鉱物条項は、一定の責任を他の連邦機関に割り当てている。我々のスタッフは規則案を策定するに際して、これら他の機関のスタッフと協議を行ってきた。その機関には、米国会計検査院長が責任者を務める会計検査院（「GAO」）、および米国国務省が含まれる。

23 証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条（株式発行者は「証取法第 13(p)(1)(A)(i)条に従って、独立した民間部門による監査を実施した事業体」についての記述を示さなければならないと述べている）を参照。

24 証取法第 13(p)(1)(B)条に述べられているように、ある株式発行者が独立した民間部門による監査を含む紛争鉱物報告書の提供を義務付けられている場合には、その株式発行者は「監査を証明するものとし」、証明されたその監査は「かかる鉱物の起源と加工流通過程管理を確定するに際してのデュー・ディリジェンスの不可欠な要素を構成するものとする」。

25 「DRC コンフリクト・フリー」という用語は、証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条および証取法第 13(p)(1)(D)条において定義されている。証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条は「DRC コンフリクト・フリー」を、対象国「における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益を

物の加工に使用された施設、紛争鉱物の原産国、および「可能な限り最大の具体性をもって原産鉱山または原産地を決定しようとする努力」を含めなければならない。[26] また証取法第 13(p)条は、各当該者が証取法第 13(p)(1)(A)条の義務づけている紛争鉱物情報を「自らのインターネット・ウェブサイトで公衆に提供する」ことを命令している。[27]

B. 規則案の概要

証券取引委員会は、証券取引所法第 13 条(a)[28]または第 15 条(d)[29]の下で証券取引委員会に報告書を提出する発行人に規則を適用することを提案した。紛争鉱物規定にもとづいて提案した紛争鉱物の開示要件は 3 つの段階に分かれている。第 1 ステップでは、自分が紛争鉱物規定の対象であるかどうかの判断を発行人に求めることになっていた。対象となるのは、紛争鉱物が「製造する製品の機能又は生産に必要」[30]である、またはそのような製造者と製造委託契約を結んでいる報告義務のある発行人である場合のみである。この定義に該当しない場合、発行人はいかなる手段を講じることも、いかなる開示を行うことも、いかなる報告書を提出することも求められない。しかし、この定義に該当する場合は第 2 ステップに進むことになる。

第 2 ステップで発行人は合理的な原産国調査の後で紛争鉱物が対象国原産かどうかの結論を下すことを求められる。紛争鉱物が対象国原産ではないという結論を下した場合、発行人は年次報告書本文において、この結論、及び結論を下すのに用いた合理的な原産国調査を開示することになる。また、発行人にはそのウェブサイト上に紛争鉱物が対象国原産ではないという結論を掲載すること、年次報告書の中でこの情報がウェブサイト上で閲覧可能であることを開示し、併せて当該サイトのインターネットアドレスを掲載することが求められていた。さらに、紛争鉱物が対象国原産ではないことを証明する記録を保持することが求められる。そのような発行人は、紛争鉱物に関してそれ以上のいかなる開示や報告の義務も負わないものとされていた。

もたらす鉱物を含有していない製品」と定義している。同様に証取法第 13(p)(1)(D)条は「DRC コンフリクト・フリー」を、対象国「における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらす紛争鉱物を含有していない」製品と定義している。我々は、上記の 2 つの条文における定義が、第 13(p)(1)(A)(ii)条は何らの限定なしに「鉱物」に言及しているのに対して、第 13(p)(1)(D)条は具体的に「紛争鉱物」に言及しているという点において若干異なっていることに着目する。我々は紛争鉱物条項の全体性に基づいて、「DRC コンフリクト・フリー」とは、同法第 1502(e)(4)条において定義づけられ、対象国における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらす「紛争鉱物」のみに言及し、対象国における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらすすべての鉱物には言及しないことを意図されているものと確信している。

[26] 証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条を参照。

[27] 証取法第 13(p)(1)(E)条を参照。

[28] 15 U.S.C. 78m(a)

[29] 15 U.S.C. 78o(d)

[30] 証取法第 13 条(p)(2)

しかし、紛争鉱物は対象国原産であるという結論を下した場合、紛争鉱物が対象国原産ではないという結論を下すことができない場合、もしくは紛争鉱物が再生利用品またはスクラップであるという結論を下した場合、発行人は年次報告書の中でその結論を開示するよう求められる。 また、発行人は、独立した民間部門による証明済みの監査報告書を含む紛争鉱物報告書を年次報告書の証拠書類として提供し、紛争鉱物報告書を提供し、紛争鉱物報告書をウェブサイト上で閲覧できるようにし、紛争鉱物報告書がウェブサイト上に掲載されていることとともに当該サイトのインターネットアドレスを提供することも求められていた。その上で、当該発行人は第 3 ステップに進むことになる。

最後の第3ステップでは、対象国原産の紛争鉱物を有する発行人、または紛争鉱物が対象国原産かどうかの結論を下すことができなかった発行人に、紛争鉱物報告書の提供が求められることになっていた。規則案は、紛争鉱物報告書の中で、紛争鉱物の原産地及び加工・流通過程に対するデュー・ディリジェンスを実施するために講じた手段について説明するよう求めることになっていた。またその手段には、紛争鉱物報告書に対する独立した民間部門の監査報告書も含まれるとされていた。監査報告書は、監査人の身元を明らかにし、紛争鉱物報告書の一部として提供されるものである。さらに発行人は、「武装集団に直接または間接に資金や利益を供与」していないという結論を下すことができない紛争鉱物を含む製品で、製造または製造委託契約を結んでいるものについて紛争鉱物報告書の中で説明するよう求められていた。発行人は紛争鉱物報告書の中で「DRCコンフリクト・フリー」ではないと記述することによってそのような製品を識別することになる[31]。製品のいずれかが、武装集団に「直接または間接に資金や利益を供与」していない紛争鉱物を含む場合、発行人はその鉱物が対象国原産かどうかにかかわらず、そのような製品を「DRCコンフリクト・フリー」と表現することが認められる。また、発行人は紛争鉱物報告書の中でそれらの紛争鉱物の加工に用いた施設、それらの鉱物の原産国及び鉱山または原産地をできる限り詳細に特定するための取り組みについて開示するよう求められることになっていた。

規則案では、再生利用品及びスクラップ起源の紛争鉱物の取扱いを変えることを容認することになっている。そのような鉱物を有する発行人は、その紛争鉱物が再生利用品またはスクラップ起源のものであると判断した際のデュー・ディリジェンスを実行するために講じた手段について説明する紛争鉱物報告書を提供し、デュー・ディリジェンスにもとづいて紛争鉱物が再生利用品またはスクラップ起源のものであると判断した理由を提供するよう求められる。また、そのような発行人は、紛争鉱物報告書に対する証明された独立した民間部門の監査を受けることも求められていた。

C. 規則案に対するコメントの要約

提案書では、規則案のさまざまな重要側面に対する意見を募集した。提案書の当初の意見募集期間は2011年1月31日に終了することになっていた。しかし期限前に、特に情報収集

---

[31] SEC 規則案における「DRC コンフリクト・フリー」の定義は、証取法第 13 条(p)(1)(D)の定義と同じである。

と回答の質の向上を期して、意見公募期間の延長を求める要望が寄せられた[32]。

2011年1月28日、SECは規則案に対する意見公募期間を2011年1月31日から2011年3月2日に延長した。[33] さらに、意見提出者からの提言に従って、[34] 2011年10月8日に公開円卓会議（以下「SEC円卓会議」）を開催した。出席者として、投資家、影響のある発行人、人権団体、その他の利害関係者等を招き、SECに求められている規則作りに関連する問題について意見交換や情報提供が行われた。[35] SEC円卓会議と併せて、SECではさらに意見を募集した。[36] 規則案に対しては約420件の意見書が寄せられた。そのうちSEC円卓会議後に届いたものが約145件で、40件以上が規則案に先立つ紛争鉱物規定に関するものだった。[37]

---

[32] Advanced Medical Technology Association、Aerospace Industries Association、American Association of Exporters and Importers、American Automotive Policy Council、Business Alliance for Customs Modernization、IPC – Association Connecting Electronics Industries Joint Industry Group、National Association of Manufacturers、National Electrical Manufacturers Association、National Foreign Trade Council、National Retail Federation、Retail Industry Leaders Association、Semiconductor Equipment and Materials International、TechAmerica、USA*ENGAGE、及び米国商工会議所（2010 年 12 月 16 日）（以下「Advanced Medical Technology Association 他」）、Jewelers Vigilance Committee、American Gem Society、Manufacturing Jewelers & Suppliers of America、Jewelers of America、及び Fashion Jewelry & Accessories Trade Association（2011 年 1 月 10 日）（以下「JVC 他」）、National Mining Association（2011 年 1 月 3 日）（以下「NMA I」）、National Stone, Sand Gravel Association（2011 年 1 月 13 日）（以下「NSSGA」）、 Spencer Bachus 下院議員（2011 年 1 月 25 日）（以下「Bachus 下議」の意見書）、Robert D. Hormats 経済・エネルギー・農業担当国務次官及びマリア・オテロ民主主義・地球規模問題担当国務次官（2011 年 1 月 25 日）（以下「State I」）、及び World Gold Council（2011 年 1 月 7 日）（以下「WGC I」）の意見書を参照。

[33] 紛争鉱物、リリース No. 34-63793（2011 年 1 月 28 日）[76 FR 6110]

[34] たとえば、米国商工会議所（2011 年 2 月 28 日）（以下「Chamber I」）の意見書を参照。

[35] 証券取引委員会プレスリリース「SEC Announces Agenda and Panelists for Roundtable on Conflict Minerals（SEC、紛争鉱物に関する円卓会議の議事日程及びパネリストを発表）」（2011 年 10 月 14 日）を参照（http://www.sec.gov/news/press/2011/2011-210.htm.）。

[36] 紛争鉱物関連問題に関する円卓会議（Roundtable on Issues Relating to Conflict Minerals）、リリース No. 34-65508（2011 年 10 月 7 日）[76 FR 63573]。

[37] ドッド・フランク法によって求められている規則の策定に際し、一般からの意見提供を促進するために、SEC ではウェブサイト上（http://www.sec.gov/spotlight/regreformcomments.shtml）にトピック別の E メールのリンク先を用意した。紛争鉱物規定に関するコメントは http://www.sec.gov/comments/df-title-xv/specialized-disclosures/specialized-disclosures.shtml（以下「提案書前のコメントサイト（Pre-Proposing Release website）」）に掲載されている。これらのコメントは提案書や規則案の公表前に寄せられたもので、提案書及び規則案の公表後に寄せられたコメントと分けてある。これらのコメントは http://www.sec.gov/comments/s7-40-10/s74010.shtml（以下「提案書後のコメントサイト（Post-Proposing Release website）」）に掲載されている。多くの意見提出者が提案書前、提案書後の双方のサイトにコメントを寄せた。一般に、ここで言及する意見書とは提案書後のコメントサイトのコメントを指している。ただし、提案書前のコメントサイトの意見書について言及する際は、脚注にその旨を明記する。

また、紛争鉱物規定に関する“強硬な”最終規則[38]の“迅速な”実行を支持する人々から約13,400通のフォームレターも受け取った。そのうち9,700通は最終規則になんらかの明確な要件を求めており、[39] 合わせて25,000人以上の署名を添えた、修正案を支持する2通の請願書もあった。

意見書は、法人、専門団体、人権政策団体、弁護士会、監査人、機関投資家、投資会社、米国政府ならびに外国政府関係者、[40] 及びその他の利害関係者やステークホルダーから寄せられている。全体的に見ると、紛争鉱物規定と規則案の人権目標を支持する意見が大半を占めていた。[41] しかし、本リリースでより詳細に論ずるように、そうした意見の多くは

---

[38] フォームレターを参照。A（「強硬な規則」の制定を促す）、B（最終規則が法律の意図を弱めることを認めず、**「強硬な法律」**を維持するよう主張する（強調は原文どおり））、E（最終規則が採択されていないことに「深い失望と懸念」を 表明し、「強硬な最終規則の後表」を促す）、F（「迅速に強硬な最終規則を公表」するよう促す）、G（最終規則の採択の遅れはDRC「東部における合法的な採掘に向けた歩みを著しく阻害することになる」と述べ、「紛争鉱物に関する最終規則を早急に公表」するようSECに求める）、H（「できるだけ早く強硬な最終規則を発表」するようSECに要求する）、I（「できるだけ早く強硬な最終規則を公表する」ようSECに求めている）。

[39] フォームレターを参照。A（最終規則に求める要件として特に、金及び金属採掘企業を対象とし、可能性のあるすべての企業に適用し、強硬かつ明確なデュー・ディリジェンスを含む紛争鉱物の正式な情報開示を要求し、再利用金属の定義を100%再利用の金属とするべきであると述べる）、G（最終規則は「国連専門家グループ及びOECDデュー・ディリジェンス･ガイドラインの軽減の考え方を組み込む」べきであると述べる）、H（最終規則に求める要件として特に、一切の延期や段階的実施を排し、「OECDデュー・ディリジェンス基準」を採用し、すべての紛争鉱物の報告基準を同一のものとし、規模に関わらずすべての企業を適用対象とし、用語を厳密に定義し、合理的な原産国調査を定義し、株式発行者に報告書を提出（file）させ、紛争鉱物の僅少のカテゴリーを除外するべきであると主張する）、I（最終規則に求める要件として特に、原産地不確定というカテゴリーを排し、合理的な原産国調査を定義し、「OECDデュー・ディリジェンス基準」を採用しなければならないと述べる）。

[40] 意見書を提供した外国政府関係者にはDRCの鉱山相も含まれていた。コンゴ民主共和国Martin Kabwelulu鉱山相（2011年7月15日）（(以下「DRC鉱山省I」）、コンゴ民主共和国Martin Kabwelulu鉱山相（2011年10月15日）（以下「DRC鉱山省II」）、コンゴ民主共和国Martin Kabwelulu鉱山相（2011年11月8日）（以下「DRC鉱山省III」） の意見書を参照。

[41] たとえば、Advanced Medical Technology Association、American Apparel & Footwear Association、American Association of Exporters and Importers、Consumer Electronics Association、Consumer Electronics Retailers Coalition、Emergency Committee for American Trade、IPC-Association Connecting Electronics Industries、Joint Industry Group、National Association of Manufacturers、National Foreign Trade Council、National Retail Federation、Retail Industry Leaders Association、TechAmerica、及びUSA Engage （2011年3月2日）（以下「Industry Group Coalition I」）の意見書（対象国で「起きている残虐行為を防止するという第1502条の根元をなす目的への支持」を表明）、American Bar Association（2011年6月20日）（以下「ABA」）の意見書（「コンゴ民主共和国東部における武力紛争を終結させる人道的取り組みを支持し、承認する」と述べる）、Chamber I の意見書（「ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律（以下「ドッド･フランク法」）の第1502条に具現化されている、コンゴ民主共和国内部の人権侵害に資金を供与する目的での紛争鉱物の開発を防止するという根本的な目的を支持する」と述べる）、National Association of Manufacturers（2011年

規則案の修正に対する提言を行い、規則案の修正や代替案を提案するものであった。紛争鉱物規定ならびに規定にもとづく規則の採用に全般的に反対する意見はごくわずかに過ぎなかった[42]。ある意見提出者は規則案の全面撤回を提言し、「新しい規則が提案される前に潜在コスト、サプライチェーンの複雑性、及び実施にあたってのその他の現実的な障害を十二分に分析すべき」だと述べた。[43]

また、紛争鉱物規定ならびに規則案の根底にある人権問題への懸念に対する支持は表明しているものの、紛争鉱物規定ならびにそれにもとづく規則のマイナス効果の可能性について懸念する向きもあった。この点について、そのような意見の中には、規定や規則が対象国からの紛争鉱物の事実上のボイコットや貿易禁止につながりかねないと主張するものもあれば、[44] 規定や規則によって最初の修正案を侵害するような意見の表明を強制されか

---

3 月 2 日）（以下「NAM I」）の意見書（対象国で「起きている残虐行為に対処するという第 1502 条の根本的目的を支持する」と述べる）、 及び World Gold Council（2011 年 2 月 8 日）（以下「WGC II」）の意見書（「第 1502 条の人道主義的目標への支持を表明することは重要だと考えている」と述べる）を参照。

[42] たとえば、Michael Beggs （2012 年 1 月 12 日）（以下「Beggs」）、Charles Blakeman（2011 年 10 月 9 日）（以下「Blakeman I」）、Gary P. Bradley（2011 年 9 月 19 日）（以下「Bradley」）、Joseph Cummins（2011 年 12 月 20 日）（以下「Cummins」）、Walter Grail（2011 年 10 月 1 日）（以下「Grail」）、Kirtland C. Griffin（2011 年 6 月 16 日）（以下「Griffin」）、Clark Grey Howell（2011 年 9 月 20 日）（以下「Howell」）、Edward Lynch（2011 年 12 月 16 日）（以下「Lynch」）、及び Melanie Matthews （2011 年 9 月 19 日）（以下「Matthews」）の意見書を参照。

[43] Chamber I の意見書を参照。また、Chamber II の意見書（最初の意見書から繰り返し規則案の撤回を求め、規則案に対する 2 回目の意見募集期間を設けるよう要望）、Chamber III の意見書（規則案へのコメントについて、募集期間の延長を認めるよう要望）、及び米国商工会議所（2012 年 7 月 11 日）（以下「Chamber IV」）の意見書（規則案の提示後に意見募集を再開するよう要望）も参照。

[44] たとえば、AngloGold Ashanti Limited（2011 年 1 月 31 日）（以下「AngloGold」）、Bureau d'Etudes Scientifiques et Techiques（2011 年 12 月 26 日）（以下「BEST II」）、Competitive Enterprise Institute（2011 年 3 月 2 日）（以下「CEI I」）、Competitive Enterprise Institute（2011 年 8 月 22 日）（以下「CEI II」）、Fédération des Enterprises du Congo （2011 年 10 月 28 日）（以下「FEC II」）、Générale des Coopératives Minières du Sud Kivu（2011 年 4 月 8 日）（以下「Gecomiski」）、IPC – Association Connecting Electronics Industries（2011 年 3 月 2 日）（以下「IPC I」）、ITRI Ltd.（2011 年 2 月 25 日）（以下「ITRI II」）、London Bullion Market Association（2011 年 3 月 2 日）（以下「LBMA I」）、London Bullion Market Association（2011 年 8 月 5 日）（以下「LBMA II」）、タンザニア･エネルギー鉱物相（2011 年 5 月 23 日）（以下「Tanzania I」、ブルンジ鉱山エネルギー相（2011 年 5 月 12 日）（以下「Burundi」）、North Kivu Artisanal Mining Cooperatives Representative（2011 年 3 月 1 日）（以下「Comimpa」）、Pact Inc（2011 年 3 月 2 日）（以下「Pact I」）、Pact Inc.（2011 年 10 月 13 日）（以下「Pact II」）、Christopher J. Lee 下院議員（2011 年 2 月 3 日）（以下「Lee 下議」）、Société Minière du Maniema SPRL（2012 年 3 月 21 日）（以下「Somima」）、Verizon Communications（2011 年 6 月 24 日）（以下「Verizon」）、及び WGC II の意見書を参照。しかし、Enough Project （2011 年 3 月 2 日）（以下「Enough Project I」）の意見書（「この法律を批判する人々は、有意義なデュー・ディリジェンスや報告要件に直面した場合、民間の投資家や企業がコンゴから撤退する可能性があると即座に予想していることを記しておく。一方、コンゴの鉱物埋蔵量は世界市場が無視できないほど大量である」）、International Corporate Accountability Roundtable（2011 年 8 月 24 日）

ねないと示唆するものもあり、[45] 少なくとも一人の意見提出者は最終規則が米国の雇用に悪影響を及ぼすことになると指摘した。[46] しかし、ある意見提出者は、最終規則の遵守には、議会で論じられた人道的利益を超えるなんらかの「ビジネス上の利益」が存在しうると示唆した。[47] この意見提出者は、たとえば、自社の紛争鉱物がDRCの紛争に資金を供給していないことを保証すると約束した企業の競争上の不利益が取り除かれる、企業の既存のリスク管理やサプライチェーン管理を改善する機会が提供される、イノベーションが促進される、法的義務により企業がサプライヤーに紛争鉱物情報の提供を求めやすくなる、企業がサプライチェーンの透明化と説明責任の向上に対する新世代の期待に応える準備をしやすくなる等のメリットが考えられると主張した。[48]

SECでは規則の策定に関連して寄せられたすべての意見書を詳細に検討した。最終規則には、これらの意見の多くに応えて加えられた規則案への変更が反映される。本リリース全体を通して論じられているように、SECでは発行人に応諾コスト削減の柔軟性を提供できるよう配慮した最終規則を採用しようとしている。同時に、SECの最終規則は、証券取引法の報告要件という手段によって議会が義務づけた開示制度を設ける規則案の要件を引き継ぐ。SECでは本リリース全体を通して、各規則修正案に関する修正についてより詳しく論じていく。

（以下「ICAR II」）の意見書（「法律を批判する人々は、その意図が何であろうと、実際問題としてコンゴ東部で採掘される鉱物の貿易が終了すると主張している」と認識しており、「その地域からの鉱物輸出がここ数カ月で大幅に落ち込んでおり、これによって多くの零細･小規模採掘業者が代わりの生計の手段を探すことを強いられ」、それは「鉱山労働者やその家族にとって深刻な意味を持つ」。とはいえ、「コンゴ政府が課す 6 カ月間の採掘及び貿易活動の停止、及び業界団体によるドッド･フランク法の過度な規制の解釈による景気下降」及び「現在の中断は恒久的な貿易の停止であるという考えは見当違い」であると認識している）、Andrew Matheson（2011 年 10 月 26 日）（以下「Matheson II」）の意見書（「そのような禁輸措置は存在していないし、マルチステークホルダーである EICC/GeSI イニシアチブや ITRI によって意図されてもいない。輸入統計は、DRC からかなりの量の鉱物が引き続き調達されていることを示している。たとえば、タンタル鉱石は中国に輸出されている」）、Durbin 上議／McDermott 下議（「コンゴにいる NGO の専門家は、採掘に依存しているコンゴの労働力は約 1 パーセントに過ぎないと言っている。事実上の禁輸措置が成立することになったとしても（それも疑わしいが）、経済的影響は一般に思われているほど大きくないはずである」）。

[45] たとえば、Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Ltd.（2011 年 1 月 27 日）（以下「Taiwan Semi」）、Tiffany & Co.（2011 年 2 月 22 日）（以下「Tiffany」）、Washington Legal Fund（2011 年 3 月 30 日）（以下「WLF」）の意見書を参照。

[46] Lee 下議の意見書を参照（「最終的には、新たな規制によって米国の雇用が失われ、労働力を海外に送り出すことになる恐れがある」）。

[47] Green Research （2012 年 1 月 27 日）（以下「Green II」）の意見書を参照。 また、Green Research（2011 年 10 月 29 日）（以下「Green I」）の意見書も参照（紛争鉱物条項の「遵守のコストが存在するのは、ほぼ明らかなように思える」が、「同時にメリットも存在する」と述べている）。

[48]同上参照。

D. 最終規則の変更の概要

我々は提案の通り 3 段階のプロセスを採用しようとしているが、3 段階の中でのメカニズムのいくつかは、意見に応じて修正されている。我々は最終規則が紛争鉱物を使用または供給している企業に多大な遵守費用を発生させることを認識しており、規則を修正するに当たって、我々に裁量権がある領域においては、議会の採択した紛争鉱物条項の文言と意図への誠実さを維持する一方で、遵守の負担を軽減しようと努めた。我々が採択しようとしている紛争鉱物規則の総合的概観を示すフローチャートが、本セクションの末尾に続いて記載されている。ただし、このチャートは手引きとすることだけを目的としたもので、発行人は、規則の要件については規則の本文と序文に記載されている、より遺漏のない説明的記述を参照すべきである。

最初のステップは引き続いて、発行人が紛争鉱物条項の要件の対象であるか否かを自身で判断することである。紛争鉱物条項に従い、委員会は「当該者」による一定の紛争鉱物の開示を義務付ける規則を公布することを義務付けられているが、紛争鉱物条項のもとでは、この当該者には、「かかる者によって製造される製品の機能または生産に紛争鉱物が必要である」[49]者が含まれる。我々の規則案におけるのと同様、最終規則のもとでは当該者には、その発行人が製造している、または製造委託契約を結んでいる製品の機能または生産に必要な紛争鉱物を有する発行人が含まれる。[50] この定義を満たさない発行人は、最終規則のもとで措置を取ること、開示を行うこと、または報告書を提出することを義務づけられない。ただし、この定義を満たす発行人は、第 2 ステップへと進む。

最終規則においては、我々の受けた意見に基づき、第 1 ステップの側面のいくつかが規則案と異なっている。最終規則は規則案と同じく、「製造委託契約」、製品の「機能に必要」、および製品の「生産に必要」という語句を定義していない。ただし我々は意見に応じて、これらの語句が自らに当てはまるか否かを発行人が検討するために、追加的なガイダンスを示している。[51] このガイダンスは、発行人が製品の「製造委託契約」を結んでいると見なされるか否かは、その発行人が紛争鉱物またはその派生物を含有する製品の材料、部品、成分、または構成部品に対して行使する影響力の程度に依拠すると述べている。発行人は、単に以下の措置をとるにすぎないのであれば、製品の「製造委託契約」を結んでいるとは見なされない。その措置とはすなわち、(1)発行人が製品の製造に直接関係しない契約条件をメーカーに指定する、またはメーカーとかかる契約条件の交渉を行う（実際上は製品の製造と直接関係する条件で契約を結ぶことに等しい一定の影響力を行使するため

---

[49]証取法第 13(p)(2)条。

[50]証取法第 13(p)(1)(ii)条（当該者には、その者によって製造されている、または製造契約が結ばれている一定の製品の記述を含めることを義務付けている）を参照。

[51]提案書においては、我々は他の語句についてのガイダンスは示さなかったが、製品の「生産に必要」という語句についてはある程度のガイダンスを示した。以下で論じるように、我々はこの語句についてのガイダンスを改訂しようとしている。

に、こうした措置を取ることを指定または交渉する場合を除く）、(2)発行人が第三者によって製造されている一般的製品に自らのブランド、マーク、ロゴまたはラベルを添える、または(3)発行人が第三者によって製造された製品の補修、保守または修理を行う。

同様に、紛争鉱物が製品の「機能に必要である」または「生産に必要である」と見なされるか否かの判断は、以下でより詳細に論じるように、発行人に特有の事実と状況に依拠する。ただし発行人が判断を行うのを援助するために、我々は発行人のためのガイダンスを示す。ある紛争鉱物が製品の「機能に必要」であるか否かを判断するに当たって、発行人は(1)その紛争鉱物が製品またはその構成部品に意図的に加えられており、自然に発生する副産物ではないか否か、(2)その紛争鉱物がその製品に一般的に期待される機能、用途、または目的にとって必要であるか否か、および(3)装飾、飾りのため、または光彩を添えるために紛争鉱物が組み込まれている場合に、その製品の主目的が装飾または飾りであるのか否かを検討すべきである。

紛争鉱物が製品の「生産のために必要」であるか否かを判断するに当たって、発行人は、(1)その紛争鉱物がその製品を生産するために使用される工具、機械または機器（コンピュータまたは電気系統など）に含まれている場合を除き、紛争鉱物が製品の生産プロセスに意図的に含まれているか否か、(2)その紛争鉱物が製品に含まれているか否か、および(3)製品を生産するためにその紛争鉱物が必要か否かを検討すべきである。この点について我々は、紛争鉱物が製品の「生産に必要」であると見なされるためには、その鉱物は製品に含有されることと、製品の生産に必要であることの両方でなければならないとするように規則案のガイダンスを修正しようとしている。ある紛争鉱物が触媒として、または製品を生産するのに必要な別のプロセスでこれに類似した態様で使用されているが、その製品には含有されていない場合には、我々はその紛争鉱物が製品の「生産に必要」であるとは判断しない。

さらに最終規則は規則案からの変更で、また、鉱業を含むと法律の権能を拡大することになると示唆する意見に応じて、発行人が製造にも携わっている場合を除き、紛争鉱物を採掘する発行人を、これら鉱物を製造している者としては扱わない。最終規則はこれに加えて 2013 年 1 月 31 日以前に「サプライチェーンの外部」にあった紛争鉱物には適用を免除する。最終規則のもとでは、紛争鉱物は製錬されている、または十分に精製されているのであれば、あるいは製錬または十分に精製がなされていない場合には対象国の外部にあれば、「サプライチェーンの外部」にある。最終規則は意見に応えて、必要な紛争鉱物を使用して製品を製造しており、または製造委託契約を結んでおり、以前はそれらについて特定開示報告書の提供を義務付けられていなかった企業に対する支配力を取得する発行人に対して、買収した企業の製品に関する報告を、その買収の発効日の 8 ヵ月後以降に始まる、報告に関する最初の暦年の末日まで延期することを認めている。

意見提出者たちが提案したように、最終規則は紛争鉱物の開示および紛争鉱物報告書の開示場所、時期および法的位置付けについての提案を修正している。最終規則は発行

人に対して、年次報告書の本文にあったはずの紛争鉱物開示を、新たな書式である Form SD にした新たな特定開示報告書の本文において示すことを義務付けている。紛争鉱物報告書の提供を義務付けられている発行人は、特定開示報告書の付属書として同報告書の提供を行うことになる。加えて最終規則は、サプライチェーンの参加者の負担を減らすべきであるという意見に基づいて、特定開示報告書および／または紛争鉱物報告書における紛争鉱物情報は、当該の発行人の会計年度とは無関係に暦年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までを対象とすること、および前年を対象とする特定開示報告書を毎年 5 月 31 日までに提供しなければならないことを義務付けている。さらに最終規則は複数の意見提出者に促され、規則案からの変更において、Form SD に記載される紛争鉱物情報と書式の付属書として提出される紛争鉱物報告書を含めて、証取法に基づいて「提出（file）」されること、従って証取法第 18 条の責任の対象となることを義務付けている。規則案は、情報を「提供（furnish）」することを義務付けるはずであった。

第 2 ステップは引き続いて、発行人に対してその紛争鉱物の起源に関して、合理的な原産国調査を実施することを義務付けている。規則案、および一定の意見提出者たちの立場に合わせ [52]、最終規則が義務付けられている合理的な原産国調査のための措置を規定し

---

[52]一部の意見提出者は、柔軟性の向上を可能にするために、合理的な原産国調査の基準は定義をしないか、一般的なガイダンスのみを示すかのいずれかにすべきであることで合意した。Apparel & Footwear Association（2011 年 3 月 2 日）（「AAFA」）、AngloGold、Arcelor Mittal（2011 年 10 月 31 日）（「ArcelorMittal」）、Industry Group Coalition I、IPC I、Information Technology Industry Council（2011 年 2 月 24 日）（「ITIC I」）、International Precious Metals Institute（2011 年 1 月 19 日）（「IPMI I」）、Jewelers Vigilance Committee、American Gem Society、Manufacturing Jewelers & Suppliers of America、Jewelers of America、および Fashion Jewelry & Accessories Trade Association（2011 年 3 月 2 日）（「JVC その他 II」）、NAM I、Retail Industry Leaders Association および Consumer Electronics Retailers Coalition（2011 年 3 月 2 日）（「RILA-CERC」）、Semiconductor Industry Association（2011 年 3 月 2 日）（「Semiconductor」）、SIF I、TriQuint Semiconductor, Inc.（2011 年 1 月 26 日）（「TriQuint I」）、および WGC II のそれぞれからの書簡を参照。

[53]一部の意見提出者は、合理的な原産国調査の基準を定めるか、基準に関して具体的なガイダンスを示すかのいずれかを行うべきであると主張した。Business Roundtable（2011 年 3 月 2 日）（「Roundtable」）、CRS I、国務省（2011 年 3 月 24 日）（「State II」）、EARTHWORKS' No Dirty Gold Campaign（2011 年 3 月 2 日）（「Earthworks」）、Enough Project I、Ethical Metalsmiths（2011 年 2 月 28 日）（「Metalsmiths」）、General Board of Church and Society of the United Methodist Church（2012 年 4 月 19 日）（「Methodist Board」）、Global Witness（2011 年 2 月 28 日）（「Global Witness I」）、Howland Greene Consultants LLC（2011 年 1 月 28 日）（「Howland」）、International Conference of the Great Lakes Region（2011 年 1 月 31 日）（「ICGLR」）、National Association of Evangelicals（2012 年 2 月 17 日）（「Evangelicals」）、New York City Bar Association（2011 年 1 月 31 日）（「NYCBar I」）、New York City Bar Association（2012 年 2 月 8 日）（「NYCBar II」）、Personal Care Products Council（2011 年 3 月 1 日）（「PCP」）、Presbyterian Church USA（2012 年 2 月 23 日）（「Presbyterian Church II」）、Semiconductor Equipment and Materials International（2011 年 2 月 15 日）（「SEMI」）、Durbin 上院議員／McDermott 下院議員、Tantalum-Niobium International Study Center（2011 年 1 月 27 日）（「TIC」）、複数のステークホルダー・グループの 24 の組織（2011 年 3 月 2 日）（「MSG I」）、および World Evangelical Alliance（2012 年 2 月 17 日）（「Evangelical Alliance」）のそ

ていないのは、義務付けられている調査が各発行人の事実と状況に左右されるためである。ただし最終規則は他の一定の意見提出者たち[53]が要請したように、義務付けられる調査の範囲を明確化するために、規則案からの変更で、調査に適用される一般基準を示している。具体的に言えば最終規則は、合理的な原産国調査の要件を満たすために、発行人がその紛争鉱物が対象国の原産なのか、それとも再生利用品、もしくはスクラップ起源なのかを判断するために、紛争鉱物の起源に関して妥当に考案された調査を実施しなければならず、誠実にその調査を履行しなければならないことを定めている。最終規則は、その紛争鉱物が対象国を原産国としない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であると判断する発行人に対して、特定開示報告書においてその判断を開示すること、またその特定開示報告書において、判断に達する際に行った合理的な原産国調査と調査結果について簡潔に記述することを義務付けている。発行人が調査とその結果について簡潔に記述するという要件は、規則案において義務付けられていた開示からの変更である。

最終規則は規則案からの変更で、発行人が規則に基づいて第 3 ステップへと進むことを義務付けられるか否かを判断するためのきっかけも修正している。規則案は、発行人が合理的な原産国調査に基づいてその紛争鉱物が対象国を原産国とすると判断した場合、あるいはその紛争鉱物が対象国を原産国としない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であると判断することができなかった場合には、その紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関してデュー・ディリジェンスを実施し、紛争鉱物報告書を提供することを義務付けていたはずである。最終規則のもとでは、発行人がその紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関してデュー・ディリジェンスを実行して紛争鉱物報告書を提出しなければならないのは、合理的な原産国調査に基づいて、対象国が原産で、かつ再生利用品、もしくはスクラップ起源ではない必要な紛争鉱物があることを発行人が知っている場合、またはその必要な紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があり、再生利用品、もしくはスクラップ起源ではない可能性があると確信する理由が発行人にある場合である。

ただしこの要件の例外として、合理的な原産国調査に基づいてその必要な紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があり、再生利用品、もしくはスクラップ起源でない可能性があると確信する理由があるためにデュー・ディリジェンスを実施しなければならない発行人が、デュー・ディリジェンスの実行中に、その紛争鉱物が実際には対象国を原産地としていなかった、または実際には再生利用品、もしくはスクラップ起源であったと判断する場合には、紛争鉱物報告書の提出を義務づけられない。かかる発行人はそれでもなお、その判断を開示し、その調査とデュー・ディリジェンスへの取組み、およびその調査とデュー・ディリジェンス努力の結果について簡潔に記述し、その紛争鉱物が対象国を原産国としていない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であると確信する理由を立証すべき特定開示報告書を提出することを義務付けられている。反対に、合理的な原産国

れぞれからの書簡などを参照。

調査に基づき、その紛争鉱物が対象国を原産地とする可能性があると確信する理由が発行人にない場合、あるいは合理的な原産国調査に基づき、その紛争鉱物は再生利用品、もしくはスクラップ起源であることを発行人が合理的に確信する場合には、その発行人は第 3 ステップに移行することを義務づけられない。最終規則は規則案からの別の変更で、原産国についての合理的な結論を裏付けるために再調査可能な業務記録を維持することを発行人に義務付けてはいないが、適切な記録の維持は最終規則を遵守していることを立証する上で有用になる可能性があり、国内的または国際的に広く認められ、発行人が適用するデュー・ディリジェンスの枠組によって義務付けられる可能性がある。

上述のように、対象国を原産地とする必要な紛争鉱物を有していることを発行人が知っている場合、あるいは保有している必要な紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があり、再生利用品、もしくはスクラップ起源ではない可能性があると確信する理由が発行人にある場合には、その発行人は第 3 ステップに移行しなければならない。第 3 ステップは規則案に合わせて、こうした発行人がその有する紛争鉱物の原産地と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行すること、および中でも特に、デュー・ディリジェンスの措置を記述する紛争鉱物報告書をかかる発行人が提供することを義務付けている。ただし上述のように最終規則は、規則案通りに Form 10-K、Form 20-F、または Form 40-F にした年次報告書の付属書としてではなく、Form SD にした特定開示報告書の付属書として紛争鉱物報告書を提供することを発行人に義務付けている。

概して、紛争鉱物報告書の内容は規則案と大いに似通っている。我々が受け取った意見に基づいて行われた規則案へのある修正は、最終規則が発行人に対して、特定の紛争鉱物について国内的または国際的に広く認められているデュー・ディリジェンスの枠組が利用できる場合には、その枠組を利用することを義務付けている、というものである。我々は意見提出者たちの意見により、そうすれば発行人のデュー・ディリジェンスの質を引き上げ、様々な発行人の紛争鉱物報告書の比較可能性を高め、監査人が発行人のデュー・ディリジェンスを評価できるよりどころとなる枠組を提供するようになることを納得している。[54]　この要件は全く枠組が指定されない場合よりも規則をより実行可能にし、かかるコストを抑制するはずである。現在のところ、国内的または国際的に広く認められていて利用可能なデュー・ディリジェンスのただ 1 つの枠組は、経済協力開発機構（「OECD」）が認可したデュー・ディリジェンスのガイダンスのようである。[55]

---

[54] 規則案は特定のデュー・ディリジェンスの枠組の利用を義務付けるものではなかったはずだが、提案書は、その有する紛争鉱物のサプライチェーンに関して、国内的または国際的に広く認められたデュー・ディリジェンスの一連の基準またはデュー・ディリジェンスのためのガイダンスに合わせて行為している発行人が、紛争鉱物報告書においてデュー・ディリジェンスを行った証拠を提示するよう指示していた。

[55] http://www.oecd.org/daf/internationalinvestment/guidelinesformultinationalenterprises/46740847.pdf で閲覧可能な OECD、OECD DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECED AND

規則案と同じく、最終規則は発行人の紛争鉱物報告書に対して独立した民間部門による監査を義務付けている。ただし我々は意見に応じて、最終規則で監査の目的を明示するように規則案を修正した。監査の目的は、紛争鉱物報告書に示されている発行人のデュー・ディリジェンス措置のデザインが、その報告書の対象期間に関するあらゆる重要な点において、国内的または国際的に広く認められ、その発行人が利用したデュー・ディリジェンスの枠組に示されている基準に合致しているか否か、および発行人が報告書の対象期間に関して実行したと紛争鉱物報告書に示しているデュー・ディリジェンス措置についての記述が、その発行人の実行したデュー・ディリジェンスのプロセスと一致しているか否かについて、意見または結論を表明することである。また最終規則は規則案に合わせ、GAOの定めた監査基準を参照している。GAOのスタッフは我々のスタッフに対して、GAOには紛争鉱物報告書の監査のために新たな基準を定める予定はないことを示してきた。GAOはその代わりに、一般には「the Yellow Book」と呼ばれている既存の政府監査基準（「GAGAS」）に関心を向ける計画である。[56]

「DRC コンフリクト・フリー」が、対象国「における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらす鉱物を含有していない」という意味である場合に、紛争鉱物報告書において発行人の「『DRC コンフリクト・フリー』ではない」製品についての記述を義務付けたであろう規則案とは異なり、最終規則は紛争鉱物報告書において、発行人の「『DRC コンフリクト・フリー』であることが判明していない」製品について記述を行うことを義務付けている。我々はこの変更が、より正確な開示へとつながることを確信している。

数々の意見提出者が提案したように、最終規則はすべての発行人について 2 年間、より小規模な報告企業について 4 年間の暫定移行期間を定めることによっても提案を修正している。[57] この期間中、自らの鉱物が以下に挙げる 2 つの理由のいずれかにより、「DRC コンフリクト・フリー」の法律的定義を満たしていると判断できない場合、発行人は自らの製品を「DRC紛争判定不能」と記述することができる。1 つ目の理由とは、合理的な原産国調査を経て、対象国を原産国とする紛争鉱物があるという結論に基づいて第 3 ステップへと進み、デュー・ディリジェンスを実行した後で、自らの紛争鉱物が対象国における武装集団の資金源となっていた、またはこれらに利益をもたらしていたと判断できないというものである。2 つ目の理由とは、合理的な原産国調査を経て、自らの必要な紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があり、再生利用品、もしくはスクラップ起源でない可能性が

HIGH-RISK AREAS（紛争およびハイリスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関する OECD のガイダンス）（2011 年）を参照。

[56] http://www.gao.gov/assets/590/587281.pdf で閲覧可能な米国会計検査院、GAO-12-331G, GOVERNMENT AUDITING STANDARDS 2011 REVISION（政府監査基準 2011 年改訂版）（2011 年 12 月）を参照。

[57] 「より小規模な報告企業」は、証取法に基づく規則 12b-2［17 CFR 240. 12b-2］において定義されている。

あると確信する理由があるという結論に基づいて第 3 ステップへと進み、その後に義務付けられたデュー・ディリジェンスを実行した結果として集められた情報では、その紛争鉱物の原産国、その紛争鉱物がそれらの国々における武装集団の資金源となっていた、またはこれらに利益をもたらしていたか否か、またはその紛争鉱物が再生利用品、もしくはスクラップ起源であったか否かを明確化できなかったというものである。これら発行人はすでに合理的な原産国調査を実施しているであろうし、判定不能という彼らの現状は、デュー・ディリジェンスの実行から集めることができた情報に基づいているだろう。ただし、これらの製品が、対象国における武装集団に直接間接の資金源となっていた、またはこれらに利益をもたらしたことが発行人にわかっている紛争鉱物を含有しているのであれば、発行人はそれら製品を「DRC紛争判定不能」と記述してはならない。また、「DRC紛争判定不能」と記述し得る製品をもつ発行人は移行期間中に、その紛争鉱物報告書に監査を受けることを義務づけられない。ただしかかる発行人はそれでもなお、デュー・ディリジェンスについて記述する紛争鉱物報告書を提出し、デュー・ディリジェンスを改善するための措置を含めて、それ以前に提出した最も新しい紛争鉱物報告書で取り上げられた期間の終了以来、自らの必要な紛争鉱物が武装集団に利益をもたらすリスクを軽減するためにとった、またはこれからとる予定の措置を追加的に記述しなければならない。

この暫定規定は最終規則の発効から、より小規模な報告企業でないすべての発行人については報告を行うための最初の 2 暦年、そしてより小規模な報告企業については報告を行うための最初の 4 暦年にわたって適用される。意見提出者たちが述べたように、発行人のコミュニティ一般のためにこうした決定を行うためには、サプライチェーン全般を通じて紛争鉱物のトレースを行うプロセスがさらに発展しなければならないことを認識して、我々は 2 年間の暫定期間を認めることが適切であると確信している。我々がまた、より小規模な報告企業に追加の 2 年間を認めることが適切であると確信しているのは、意見提出者たちが述べたように、より小規模な企業は大企業よりも不釣り合いなほど大きな負担に直面する可能性があり、暫定期間を長くすれば、こうした負担のいくつかを軽減するのに役立つ可能性があるからである。より小規模な報告企業のための 4 年の期間とその他すべての発行人のための 2 年間が経過したら、第 3 ステップへと進んだが自らの紛争鉱物が対象国を原産国としていないと判断できない、または対象国を原産地とするその紛争鉱物が武装集団の直接間接の資金源となっていなかった、またはこれらに利益をもたらしていなかったと判断できない発行人は、こうした紛争鉱物を含有している製品を、「DRC コンフリクト・フリー」であることが判明しなかったと記述しなければならない。

最終規則は規則案とは異なり、必要な紛争鉱物を有し、その紛争鉱物が再生利用品、もしくはスクラップ起源であるか否かに関してデュー・ディリジェンスを実行する発行人に対して、再生利用品、もしくはスクラップ起源の特定の紛争鉱物について国内的または国際的に広く認められているデュー・ディリジェンスの枠組が利用可能なのであれば、デュー・ディリジェンスをその枠組に合致させることを義務付けている。デュー・ディリ

ジェンスについてのOECDのガイダンスの金に関する補足書が、OECDによって承認されている。[58]　この金に関する補足書は現在、再生利用品、もしくはスクラップ起源の紛争鉱物について国内的または国際的に広く認められているものとして、我々が認識している唯一のデュー・ディリジェンスの枠組である。よって我々は、発行人がOECDの金に関する補足書を利用して、再生利用品、もしくはスクラップ起源の金についてデュー・ディリジェンスを実施することを期待している。我々は、OECDまたはその他の機関に、再生利用品、もしくはスクラップ起源の他の紛争鉱物について類似のデュー・ディリジェンスの枠組があることを認識していない。国内的または国際的に広く認められているデュー・ディリジェンスの枠組のない紛争鉱物を有する発行人はいまなお、その紛争鉱物が再生利用品、もしくはスクラップ起源であるかを判断するに当たって、デュー・ディリジェンスを実行することを義務付けられている。このような紛争鉱物に関して実行しなければならないデュー・ディリジェンスは、その紛争鉱物が再生利用品、もしくはスクラップ起源であるか否かだけに焦点を当てる。このようないかなる紛争鉱物についても国内的または国際的に広く認められるデュー・ディリジェンスが利用できるようになる状況においては、発行人はその紛争鉱物が再生利用品、もしくはスクラップ起源であることを判断するためにデュー・ディリジェンスを実行するに当たって、その枠組を活用することを義務付けられるようになるだろう。

---

58 http://www.oecd.org/corporate/guidelinesformultinationalenterprises/FINAL%20Supplement%20on%20Gold.pdf で閲覧可能な OECD, DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS: SUPPLEMENT ON GOLD（紛争およびハイリスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関するガイダンス : 金に関する補足書）（2012 年）を参照。

E.　最終規則を図にまとめたフローチャート

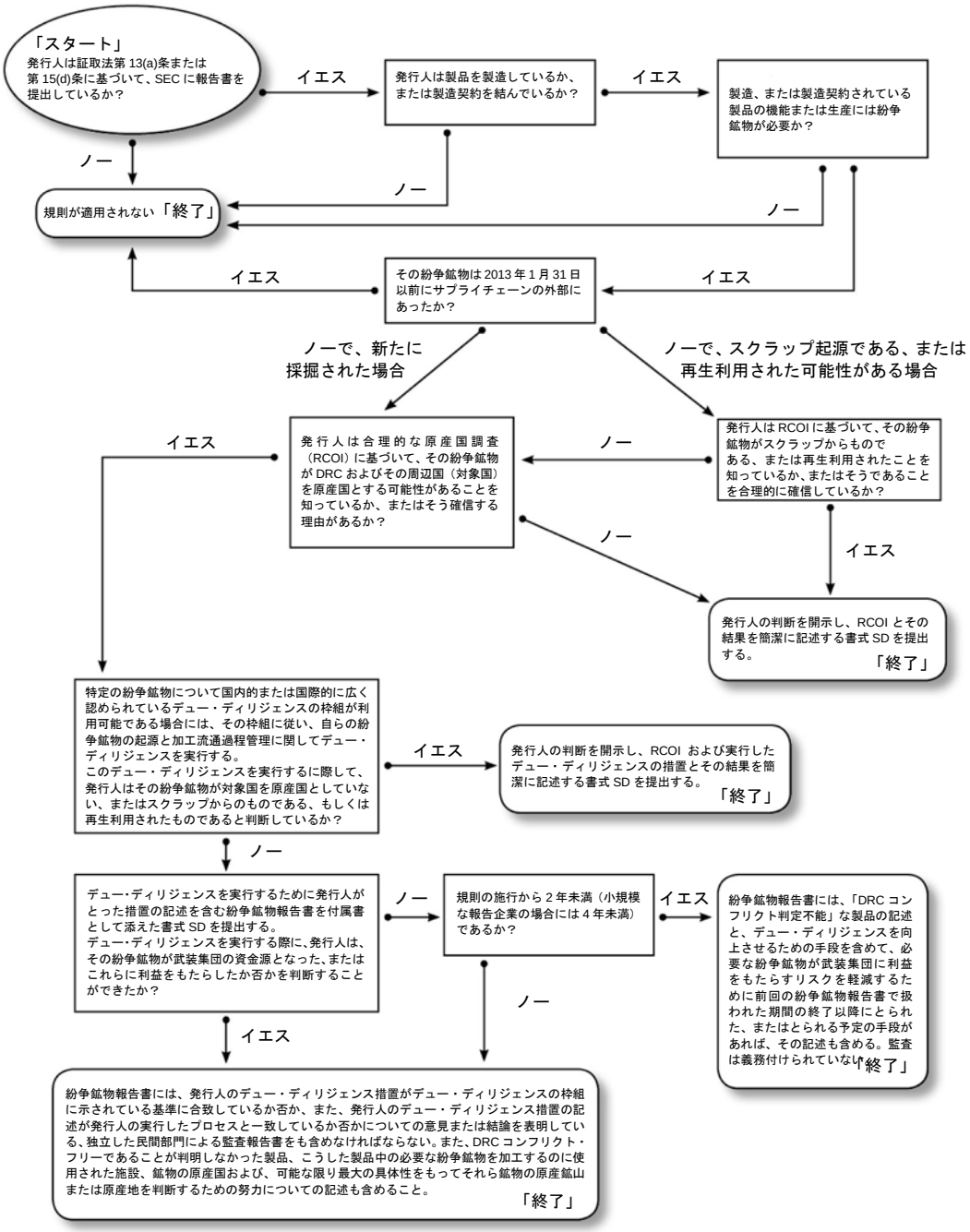

II. 最終規則についての議論

A. 「紛争鉱物」の定義

1. 規則案

紛争鉱物規定では「紛争鉱物」という用語を、錫石、コロンバイト-タンタライト、金、鉄マンガン重石、もしくはその派生物、または国務省が対象国において紛争に資金を供与していると判断したその他の鉱物、もしくはその派生物と定義している。[59] 規則案では同じ定義をこの用語に用いた。提案書で論じたように、錫石は錫の生産に最も一般的に使用される原鉱石で、錫は合金、錫メッキ、パイプや電子回路の接合用のはんだに用いられる。[60] コロンバイトータンタライトはタンタルの原鉱石で、タンタルは携帯電話、コンピュータ、ビデオゲームのコンソール、デジタルカメラ、カーバイドツールやジェットエンジン部品用の合金等の電子部品に用いられる。[61] 金は宝飾品の製作の他、電子機器や通信機器、航空宇宙機器にもいられる。[62] 最後に、鉄マンガン重石はタングステンの原鉱石で、金属線や電極、及び照明、電子、電気、熱、溶接の接触子に用いられる。[63] これらの鉱物には多くの用途があることから、SECでは紛争鉱物規定は多くの企業や産業に適用され、したがって、最終規則も多くの発行人に適用されると予想している。

2. 規則案に対するコメント

最終規則に、開示及び報告の義務の引き金となる具体的な紛争鉱物の派生物を明記するよう求める意見もあった。[64] こうした意見の中には、国務省が武装集団に資金や利益を供

---

59 ドッド・フランク法第 1502 条(e)(4)。現時点では、国務省は他のいかなる鉱物も紛争鉱物と指定していない。したがって紛争鉱物には、錫石、コロンバイト-タンタライト、金、鉄マンガン重石、もしくはその派生物のみが含まれる。

60 米国地質調査所「錫に関する統計と資料（Tin Statistics and Information）」 http://minerals.usgs.gov/minerals/pubs/commodity/tin/ を参照。

61 米国地質調査所「ニオブ（コロンビウム）に関する統計と資料（Niobium (Columbium) and Tantalum Statistics and Information）」 http://minerals.usgs.gov/minerals/pubs/commodity/niobium を参照。

62 米国地質調査所「金に関する統計と資料（Gold Statistics and Information）」 http://minerals.usgs.gov/minerals/pubs/commodity/gold を参照。

63 米国地質調査所「タングステンに関する統計と資料（Gold Statistics and Information）」 http://minerals.usgs.gov/minerals/pubs/commodity/tungsten を参照。

64 たとえば、American AAFA、Global Tungsten & Powders Corp.（2011 年 3 月 1 日）（以下「Global Tungsten I」）、Industry Group Coalition I、IPC I、IPC – Association Connecting Electronics Industries（2011 年 11 月 1 日）（以下「IPC II」）、Materion Corporation（2011 年 11 月 1 日）（以下「Materion」）、National Retail Federation（2011 年 11 月 1 日）（以下「NRF II」）、PCP, Robert W. Row（2011 年 1 月 18 日）（以下「Row」）、SEMI、Society of the Plastics Industry Inc.（2011 年 11 月 9 日）（以下「SPI」）の意見書を参照。

与しているとみなす特定の鉱石やその派生物を追加しない限り、[65] 最終規則はコロンバイト-タンタライト、錫石、鉄マンガン重石の派生物（タンタル、錫、タングステン）に限定するよう提言するものが多かった。[66] ある意見提出者は、紛争鉱物には他にも派生物があるが、紛争鉱物の派生物の中で経済的に重要なものは、タンタル、錫、タングステンのみであるため、こうした限定は適切であると指摘していた。[67] たとえば、酸素と鉄は最終規則の対象となりうる鉄マンガン重石の派生物だが、鉄マンガン重石は……現在のところ酸素や鉄の重要な商業的供給源ではないと言及されている。[68] また別の意見提出者は、逆のケースとして、言及されてはいないがニオブは最終規則の対象となりうるコロンバイト-タンタライトの派生物であると指摘している。[69] 一方で、最終規則はタンタル、錫、タングステン、金のみに限定されるべきではないと主張する者もいた。[70]

ある意見提出者は、錫やタングステンのような紛争鉱物の金属派生物から形成される有機金属化合物を「紛争鉱物」の定義に含めないよう提言した。これらの物質はもはや金属でも合金でもなく、「こうした化合物の用途は、もとの金属の性質からきわめてかけ離れたものになっている」ためである。[71] その意見提出者によると、これらの有機金属化合物は、触媒、安定剤、重合体を含んでおり、シリコン、ポリウレタン、ビニル、ポリエステル等の原料の生産に用いられる汎用化学品である。たとえば、錫は塩素ガスの反応に用いられ、その後、中間生成物の錫四塩化物はさらに任意の数の有機物質との化学反応を経て、最終化合物が酸化第一錫、モノブチル三塩化錫、ジオクチルスズジラウレート等の物質になる。これらの物質は錫を含むが、錫原子核に化学的に結合した複数の有機グループを有し、物質的、化学的に金属の錫とは異なる化合物である。この意見提出者によると、有機錫は多くの製造部門で、製造者、サプライチェーン、あるいは規定者からまだ認識されておらず、有機錫化合物が「紛争鉱物」の定義に含まれるとすると、最終規則のコストが増大する恐れがある。

さらに、多くの意見提出者が、最終規則では「紛争鉱物」という用語を選択的に用いるよう提言している。さもないと、いたずらにこの4種の金属に悪名を着せ、一部の企業の評

---

65 たとえば、AAFA、IPC II、NRF II、PCP 及び SPI の意見書を参照。

66 金は金の原鉱から生産され、派生物は存在しない。

67 たとえば、PC II 及び NRF II を参照。また、Transcript of SEC Roundtable のセクション 0039、9～10 行目（「マシスン氏：経済的に重要なのは 3T 鉱物及び金である」）も参照。

68 SEMI の意見書を参照

69 ROWの意見書を参照。

70 たとえば、BC Investment Management Corporation（2011 年 3 月 28 日）（以下「BCIMC」）、Save the Congo（2011 年 11 月 1 日）（以下「Save」）の意見書を参照。

71 SPI の意見書を参照。

判を不当に損なうことになるためである。[72] これらの意見提出者は、規則案の「紛争鉱物」という用語は、指定された4つの金属及びその派生物で、武装集団に利益も資金も供与していないものと、利益や資金を供与しているものとの間に一切の明確な区別を行っていないと指摘した。そうした意見提出者の一人は、具体的に次のように指摘している。「原産地や紛争行為者との関係にかかわりなく、世界のすべての錫石、鉄マンガン重石、金、タンタルを紛争鉱物と称すること」は、「これらの業界全体の評判に汚点」をつけることになり、「これらの業界の企業が、投資家や一般の人々との効果的な意志の疎通をきわめて困難なものにする」。[73] 最終規則の「紛争鉱物」の定義は、武装集団に資金や利益を供与している鉱物のみに限定し、武装集団に資金や利益を供与していない鉱物を表現する際は「潜在的紛争鉱物」、「紛争鉱物の恐れ」、「対象鉱物」といった別の名称を用いることが提言された。[74] また、同じ理由から一部の意見提出者は、求められている見出しの名称を「紛争鉱物の開示」から「原産国開示」に、紛争鉱物報告書の名称を「中央アフリカ原産鉱物に関する報告書」に変更すべきだと指摘している。[75]

3. 最終規則

我々は意見を検討した上で、最終規則において規則案を改訂しようとしている。我々はどの派生物が紛争鉱物か、どの派生物が少なくとも法案の共同提案者 1 名やその他の議員を含めた様々なステークホルダー[76]の見解と一致しているように思われるかについての

---

[72] たとえば、Advanced Medical Technology Association（2011 年 2 月 28 日）（以下「AdvaMed I」）、Barrick Gold Corporation（2011 年 2 月 28 日）（以下「Barrick Gold」）、Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP（2011 年 3 月 2 日）（以下「Cleary Gottlieb」）、Global Tungsten I、JVC 他 II、Malaysia Smelting Corporation（2011 年 1 月 26 日）（以下「MSC I」）の意見書、National Association of Manufacturers（2011 年 11 月 1 日）（以下「NAM III」）の意見書、Niotan Inc.（2011 年 1 月 30 日）（以下「Niotan I」）、Niotan Inc.（2011 年 3 月 21 日）（以下「Niotan II」）、National Mining Association（2011 年 3 月 2 日）（以下「NMA II」）、SEMI、Tanzania I、TIC、WGC II.の意見書を参照。また、MJB Consulting（2011 年 4 月 28 日）（以下「MJB I」）の意見書を参照（紛争鉱物条項は、「紛争鉱物」の定義が、本質的に対象国原産のコロンバイト-タンタライト（コルタン）、錫石、金、鉄マンガン重石、またはその派生物、あるいは対象国原産のコロンバイト-タンタライト（コルタン）、錫石、金、鉄マンガン重石またはその派生物で、直接または間接的に対象国の武装集団に資金や利益を供与していないものを指すのかどうかについて不明確であると主張）。

[73] Niotan II の意見書を参照。

[74] Cleary Gottlieb、Niotan II、SEMI、及び TIC の意見書を参照。

[75] Barrick Gold 及び Niotan I の意見書を参照。

[76] 大湖地域国際会議（ICGLR）の Liberata Mulamula 大使、経済協力開発機構の Angel Gurría 事務総長、国連コンゴ民主共和国に関する専門家会議の Fred Robarts 調整官からの書簡（2011 年 7 月 29 日）（「OECD I」）（「我々は、天然資源の違法な開発に抗する ICGLR の地域イニシアチブの枠組に統合された OECD および国連専門家会議のデュー・ディリジェンスに関する勧告は、ドッド＝フランク法第 1502 条の適用対象者（「発行人」）が、その製品中の錫、タンタル、タングステンまたは金が DRC および周辺諸国に起源をもつか否かを確実に判断するため、また起源をもつ場合には、可能な限り最大限の具体性をもって

我々の立場を明確化しつつある。[77]　ある意見提出者が示唆したように、規則案で我々が 3T

それら鉱物を加工するために使用された施設、原産国、および原産鉱山または原産地を判断し、製造されている、または製造契約が結ばれている、DRC コンフリクト・フリーではない製品を記述するために利用できると考える」)、http://www.oecd.org/daf/internationalinvestment/guidelinesformultinationalenterprises/46740847.pdf において閲覧可能な OECD、DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS, 12（紛争およびハイリスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関するガイダンス、12（2011 年）（「錫、タンタル、タングステン、その鉱石と鉱物の派生物、および金」の責任あるグローバル・サプライチェーン・マネジメントの基礎となるデュー・ディリジェンスについて論じている」、国連コンゴ民主共和国専門家会議の 2010 年 11 月 29 日の最終報告書［S/2010/596］（当該の個人および団体は鉱物のサプライチェーンに関して有効な統制と透明性の制度を確立すべきであるが、金のサプライチェーンは錫、タンタルおよびタングステンのサプライチェーンとは異なる特性を示すため、取引される鉱物により、また、サプライチェーンにおける個人または団体の立場により、その性質は変化すると述べている)、http://www.enoughproject.org/files/publications/minetomobile.pdf において閲覧可能な Enough Project、『鉱山から携帯電話へ：紛争鉱物のサプライチェーン』（2009 年 11 月 10 日）（携帯電話やパソコンを含む電子製品の主要な要素であり、コンゴ東部の民間人を食い物にしている武装集団や部隊の主な収入源である錫、タンタルおよびタングステン（3T）ならびに金のサプライチェーンの透明性を高めようとする願望を示し、3T は錫石から取れる錫、鉄マンガン重石から取れるタングステン、コンゴ全域でコルタンと呼ばれているコロンバイトタンタライトから取れるタンタルを含めて、鉱石から取れることを示している)、http://www.globalwitness.org/sites/default/files/pdfs/do_no_harm_global_witness.pdf において閲覧可能な Global Witness、『害を及ぼすべからず：紛争鉱物をサプライチェーンから排除する』、2（2010 年 7 月）（「［DRC の］戦争当事者は、錫、タンタルおよびタングステンの鉱石と金を産出する［DRC 東部の］鉱山のほとんどを支配することによって財源を得ている」と述べている）などを参照。http://www.state.gov/documents/organization/168851.pdf で閲覧可能な国務省、『紛争鉱物のデュー・ディリジェンスに関するドッド＝フランク法第 1502 条の実施に関する声明』、1（2011 年 7 月 15 日）（国務省は DRC「東部から調達され、DRC 東部における紛争に油を注ぐのに手を貸してきた紛争鉱物の問題―または金、コロンバイトタンタライト（コルタン)、錫石（錫)、鉄マンガン重石（タングステン）もしくはその派生物の利用と取引―に対処するために数々の措置を実行している」と記している）も参照。

[77] Mark E. Amodei 下院議員（2011 年 12 月 20 日）（「Amodei 下院議員」）（「タングステン」に言及している)、Howard L. Berman 下院議員、Donald M. Payne 下院議員、および Christopher H. Smith 下院議員（2010 年 11 月 8 日）（予備提案書のウェブサイト）（「Berman 下院議員その他の予備提案」）（「第 1502 条は、コンゴ民主共和国（DRC）の武装集団が、最終的にコンピュータ、携帯電話その他の製品となる錫鉱石、コルタン、金その他の鉱物資源の違法な採掘から利益を得る能力を制限することを目的としていた」)、Howard L. Berman 下院議員、Donald M. Payne 下院議員、Jim McDermott 下院議員、Karen Bass 下院議員および Barney Frank 下院議員（2011 年 9 月 23 日）（「Berman 下院議員その他」)、Renee L. Ellmers 下院議員（2011 年 12 月 13 日）（「Ellmers 下院議員」）（「タングステン」に言及している)、Lee 下院議員からの書簡（「長年にわたって、金、ならびに錫、タンタルおよびタングステンを生産するために一般的に使用されるその他の原材料がコンゴ民主共和国（DRC）および周辺国の一部にいる反乱グループによって違法に採掘され、売られてきた」、また「これらの『紛争鉱物』がアフリカ中部における数十年間にわたる戦闘に油を注いできた」と述べて、「紛争鉱物」として金、錫、タンタルおよびタングステンに言及している)、Tim Murphy 下院議員（2011 年 12 月 29 日）（「Murphy 下院議員」）（「タングステン」に言及している)、ならびに Barbara Boxer 上院議員、John

派生物（「3T」と呼ばれているタンタル、錫およびタングステン）を明示しなかったことは、我々の規則にあまりにも大きな曖昧性をもたらしたであろうし、[78] そのことで、紛争鉱物規定の有効性を増すことなく、その及ぶ範囲、コストおよび複雑性を拡大することになっただろう。[79] 最終規則における「紛争鉱物」という用語は、錫石、コロンバイトタンタライト、金、鉄マンガン重石、および、追加的派生物が対象国における紛争の資金源となっていると国務長官が判断しない限り、3Tに限定されるそれらの派生物を含むと定義されている。国務長官が上記の判断を行った場合には、それら追加的派生物も「紛争鉱物」、または対象国における紛争の資金源になっていると国務長官が判断する他の鉱物もしくはその派生物と見なされる。

加えて、「紛争鉱物」という用語の定義を、武装集団の資金源となっていた、またはこれらに利益をもたらしていた鉱物に限定すべきだという一定の意見提出者の提案にもかかわらず、最終規則は、コロンバイトタンタライト、錫石、金、鉄マンガン重石およびそれらの派生物、ならびに実際に武装集団の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらしていると否とにかかわらず、国務長官が対象国における紛争の資金源となっていると判断するその他の鉱物またはその派生物を指すために「紛争鉱物」という用語を用い続ける。この方式が適切であると我々が確信しているのは、それが紛争鉱物条項におけるこの用語の利用と合致しており、最終規則についてこの用語の定義を変えると、紛争鉱物条項におけるこの用語の使い方と最終規則におけるこの用語の使い方が原因となって関係者の間に混乱を引き起こす可能性があるためである。ただし、その紛争鉱物が武装集団の資金源となる、またはこれらに利益をもたらすことがない発行人は、国内的または国際的に広く認められているデュー・ディリジェンスの枠組に従って実施したデュー・ディリジェンスに基づいて、このような製品が最終規則に定義されている通り「DRC コンフリクト・フリー」であると判断することができるのであれば、特定開示報告書においてそれら鉱物を含有する製品を「DRC コンフリクト・フリー」と記述することができる。

B. 第 1 ステップ—紛争鉱物規定の対象である発行人

1. 証取法に基づいて報告書を提出する発行人

a. 規則案

紛争鉱物規定には、委員会が「当該者」に対する規則を公布すると述べられており、さ

Boozman 上院議員、Christopher A. Coons 上院議員、Patrick J. Leahy 上院議員、Frank R. Lautenberg 上院議員、および Jeff Merkley 上院議員（2011 年 10 月 18 日）（「Boxer 上院議員その他」）（「第 1502 条の目的は、DRC における鉱物のサプライチェーンにおける透明性と説明責任を生み出すことである。DRC に起源をもつ鉱物—錫、タンタル、タングステンおよび金を含む—は一般的に、携帯電話、ノートパソコンや宝石などの製品に使用されている」）のそれぞれからの書簡を参照。

[78] SEMI からの書簡を参照。

[79] IPC II および NRF II からの書簡を参照。

らに「当該者」[80]を「その者によって製造される製品の機能や生産に紛争鉱物が必要」[81]となる者としていることから、提案書で論じたように、 紛争鉱物規定の対象者については多少の曖昧さがあることを認識している。したがって、紛争鉱物規定はこれまでSECの開示及び報告の規則の対象となっていなかった民間企業に広く適用されると解釈することもできる。しかし、条項の法律的背景、制定法上の位置付け、これまでこうした規則の対象ではなかった企業に対する条項の適用について議会の決定がない[82]ことを考慮すると、規則は証取法第13条(a)または第15条(d)の下でSECに報告書を提出する発行人のみに適用されると解釈するのが適当であると考え、そのように提案した。[83] また、法律の文言に従って、規則案は、国内企業、外国民間発行人、及び報告義務のある中小企業に等しく適用されることになっていた。

b. 規則案に対するコメント

i. 第 13 条(a)及び第 15 条(d)の下で報告書を提出する発行人

この問題について言及した多くの意見提出者が、最終規則は証取法第13条(a)または第15条(d)の下でSECに報告書を提出する発行人のみに適用されるべきであり、民間企業や個人には適用されないという考えに賛意を示した。[84] ただし、そのような意見提出者やその他の意見提出者の中には、個人や民間企業を最終規則の対象としないのは第13条(a)または第15条(d)の発行人にとって不公平な負担となりかねず、そのような発行人はコストの増大に

---

[80]証取法第 13 条(p)(1)(A)を参照。

[81]証取法第 13 条(p)(2)(B)を参照。

[82] H.R. REP. No. 111-517 議会委員会による共同説明書（Joint Explanatory Statement of the Committee of Conference）タイトルXV「紛争鉱物」879（Conf. Rep.）（2010年6月29日）を参照（「紛争鉱物報告書は、製造する製品もしくは製造契約を結んでいる製品の機能や生産にコンゴ民主共和国及び周辺国原産の鉱物を必要としており、SECに提出を求められているあらゆる者にSECに対する開示を求める」）。

[83]証取法第 13 条(a)は株式を保有する発行人で証取法第 12 条[15 U.S.C. 78l]の下で登録される者に対し、定期報告書やその他の報告書を提出するよう求めている。15 U.S.C.78m を参照。第 15 条(d)は、1933 年証券法（以下、「証券法」）の下で、有効な登録届出書を有する発行人に対し、そのような登録届出書が有効になった会計年度について第 13 条(p)と同様の報告書の提出を求めている。15 U.S.C. 78n を参照。したがって、第 15 条(d)の下で報告書の提出を求められる発行人を SEC 規則案の対象としなかったとしても、年次報告書を提出する発行人の一部は他の点で SEC が提案している紛争鉱物規則に従うことを求められる可能性がある。

[84] たとえば、AngloGold、Arkema, Inc.（2011 年 3 月 1 日）（以下「Arkema」）、Calvert、Cleary Gottlieb、情報通信ネットワーク産業協会、日本自動車部品工業会、ビジネス機械・情報システム産業協会、電子情報技術産業協会、日本電機工業会、日本機械輸出組合（2011 年 3 月 2 日）（以下「日本の事業者団体」）、CRS I、Earthworks、Howland、IPC I、JVC 他 II、KEMET Corporation（2011 年 11 月 1 日）（以下「Kemet」）、PCP、Rockefeller Financial Asset Management（2011 年 3 月 1 日）（以下「Rockefeller」）、SIF I、State II、TIC、及び TriQuint I の意見書を参照。

よって競争上不利な状態に置かれかねないと述べる者もいた。[85] その一方で、民間企業や個人を最終規則の対象外とすることは、第13条(a)または第15条(d)の発行人に不当に負担を負わせることにはならないかもしれないと指摘する者もいた。報告書のためにこの情報を必要とする発行人からの民間企業に対する圧力や、発行人にこの情報を公開するよう求める一般社会からの商業的圧力は、標準慣行として紛争鉱物情報を自発的に提供させるだけの力を持つ可能性があるためである。[86] 最終規則が競争力に及ぼす影響は「良好なものになる可能性が高い」と主張する意見提出者もいた。[87] この意見提出者は「紛争鉱物開示コストは、株式公開企業であることのコストを大幅に引き上げるものではない」し、製品を「DRCコンフリクト・フリー」と宣言できることは競争上の強みになると主張している。[88] さらに、提案書への意見募集に応えてこの問題について論じた4人の意見提出者すべてが、証取法の規則12g3-2(b)[89] に従って証取法の有価証券の登録を免除されている発行人は最終規則の対象とすべきではないという考えに同意した。[90] ある意見提出者は「店頭取引の米国預託証券（OTC ADRS）を有し、SECに年次報告書を提出する事業体は「紛争鉱物報告書」の提出も求められるべきである」と提言した。[91] 意見提出者の中には、最終規則は必ずしも民間企業に紛争鉱物報告書のSECへの提出を求めるべきではないが、最終規則で民間企業が第13条(a)及び第15条(d)の発行人[92] と同様の方法で自発的に紛争鉱物に関する情報を報告する仕組みを提供すべきだと述べる者もいた。たとえば、非報告企業を規制する他の機関と協力し、そうした機関への提出義務がある者に同様の紛争鉱物情報の提供を求めるよう働きかけることも考えられる。[93] さらに、国務省は最終規則の対象となっていない民間企

---

85 たとえば、Howland、IPC I、ITIC I、NMA II、National Retail Federation（2011 年 3 月 2 日）（以下「NRF I」）、TIC、及び TriQuint I の意見書を参照。

86 Howland の意見書（「民間企業（報告義務のない企業）は、報告書用の情報を必要とする顧客に対し同じ［紛争鉱物］情報を提供しなければならなくなると思われ」、紛争鉱物情報の提供は「電子機器に対する RoHS（EU の有害物質使用規制）のように事実上の基準」となることが「予期される」と述べている）、TIC の意見書（「さらに、規制が大小の発行人に適用されることになればクリティカルマスが形成され、それによって実質的に紛争鉱物を含む製品を生産する民間企業や個人に対して十分な商業的圧力が生じる。不適合企業は政治的、商業的圧力に耐えることができなくなる。したがって SEC がその管轄権の拡大を模索する必要はない」）を参照。

87 Green II の意見書を参照。

88同上。

89 17 CFR 240.12g3-2(b).

90 Cleary Gottlieb、JVC 他 II、New York State Bar Association（2011 年 3 月 1 日）（以下「NY State Bar」）、SIF I を参照。

91 Calvert.の意見書を参照。

92 Earthworks 及び TriQuint I の意見書を参照。

93 TriQuint I.の意見書を参照。

業に対し、自発的な紛争鉱物情報の開示を奨励する旨の発言をしている。[94] 他の意見提出者は規則案に異議を唱え、第13条(a)及び第15条(d)の下で報告書を提出する発行人以外にも最終規則を適用すべきだと指摘した。[95] この法律の2人の共同提案者から共同で提出された意見書には、自分たちの「意図するところは、第1502条の要件を、他の点では報告を免除される有価証券の発行人を含めて、SECの管轄権の対象となるすべての企業に適用することだった」と述べられている。[96]

ii. 報告義務のある中小企業

多くの意見提出者が、最終規則は報告義務のある中小企業を除外すべきではないというSECの考えに同意した。[97] この点についてある者は、規則を遵守するために報告義務のある中小企業は余分なコストを負担することになるが、コストの増加は大企業にも適用されると述べた。[98] 別の意見提出者は、中小企業のコンプライアンスコストはその規模の小ささと事業の複雑性の低さから「比較的軽微なものになる」と主張している。[99] ある意見提出者は、規則案によるコストは中小企業の除外を正当化するほど多額にはならないと考えていた。報告義務のある中小企業は追跡が必要な製品の数も大企業より少なく、したがってコンプライアンスコストも抑えられることになる。[100] この意見提出者は、予算規模の小さい小規模な人権団体でも、デュー・ディリジェンス手段に非常によく似た現地調査やサプライチェーンの調査を定期的に実施しているという事実にもとづいてこのように確信しており、委員会に採択を提言した。この意見提出者によれば、自分たちが少人数でデュー・ディリジェンスを実施できるなら、報告義務のある中小企業にもできるということになる。

意見書の中には、最終規則から報告義務のある中小企業を除外すると、報告義務のある大企業の負担を増大させる恐れがあると述べる者もいた。報告義務のある大規模企業が、

---

94 State II の意見書を参照。

95 たとえば、Catholic Charities Diocese of Houma-Thibodaux（2011 年 4 月 21 日）（以下「Catholic Charities」）、International Corporate Accountability Roundtable and Global Witness （2011 年 11 月 1 日）（以下「ICAR 他 II」）、ITIC I、NRF I、Durbin 上議／McDermott 下議、Sisters of Good Shepherd（2011 年 4 月 8 日）（以下「Good Shepherd」）、TIC、及び Tiffany の意見書を参照。

96 Durbin 上議／McDermott 下議の意見書を参照。

97 たとえば、BCIMC、Calvert、CRS I、Earthworks、Global Witness I、Howland、IPC I、JVC 他 II、Rockefeller、Durbin 上議／McDermott 下議、SIF I、State II、TIAA-CREF、TIC、及び TriQuint I の意見書を参照。

98 Howland の意見書を参照。

99 Green II の意見書を参照。また、ICAR 他 II の意見書も参照（「こうした発行人は規模が小さいため、紛争鉱物を含む製品も少ないというのは理に適っており、したがって合理的原産国調査とサプライチェーンのデュー･ディリジェンスを実施しなければならない製品の量も少なくなる」と述べている）。

100 Global Witness I の意見書を参照。

報告義務のある中小企業に対し、自社が必要とする紛争鉱物情報を提供するよう要求することができなくなる恐れがあるためである。[101] こうした意見提出者の一人は、中小企業の開示と報告の義務を限定しても、負担を大幅に軽減することにはならない可能性があると指摘している。大規模企業が中小企業に対し、紛争鉱物情報の追跡と提供を行うよう契約上の義務を課す可能性があるためである。[102]

他の意見書は報告義務のある中小企業の除外を支持した。そのような企業は影響力の欠如からサプライヤーに紛争鉱物情報を提供するよう強要しにくく、[103] また、中小企業にとって規則の遵守のコストは他の企業よりもかさむことになるためである。[104] しかし、ある意見提出者は、そのような発行人は影響力を持たないかもしれないが、同じサプライヤーベースを使用し、より大きな影響力を持つ大規模な発行人が必要な情報を求めてサプライヤーに及ぼす影響力によって、そうした不利益も軽減される可能性があると主張した。[105] 一部の意見提出者は、報告義務のある中小企業には段階的な規則の導入が認められるべき、もしくは中小企業に対する最終規則の施行日を延期すべきであると主張した。[106]

iii. 外国民間発行人

多くの意見提出者が、最終規則は外国民間発行人を除外すべきではないと考えていた。[107] ある意見提出者が述べていたように、[108] 外国民間発行人を最終規則から除外すると、国内発行人が外国民間発行人であるサプライヤーに紛争鉱物情報の提供を強く要請するのが難しくなり、国内発行人の負担を増やすことになりかねない。別の意見提出者が指摘したように、[109] 外国民間発行人を最終規則から除外すると、国内発行人が競争面で不利な立場に置かれることにもなりかねない。外国民間発行人が最終規則の対象とならないためである。また、外国民間発行人を除外しないことは、実際は外国企業が母国の管轄圏内で同様の紛争鉱物規則の制定を求める動機を与えることになる可能性があるとも指摘した。母国の管轄権内においてSECの非上場企業との競争上の不利を軽減するためである。最後にこの意見

---

101 たとえば、IPC I 及び TriQuint I の意見書を参照。

102 IPC I の意見書を参照。

103 たとえば、ABA、JVC他 II、及びSociety of Corporate Secretaries and Governance Professionals（2011年3月3日）（以下「Corporate Secretaries I」））の意見書を参照。

104 Corporate Secretaries I 及び Howland の意見書を参照。

105 Green II の意見書を参照。

106 たとえば、ABA、Howland、及び JVC 他 II の意見書を参照。

107 たとえば、AngloGold、BCIMC、Calvert、CRS I、Earthworks、Global Witness I、Howland、JVC 他 II、NEI Investments（2011 年 3 月 2 日）（以下「NEI」）、NY State Bar、SIF I、State II、TIAA-CREF、TriQuint I、WGC II、WLF の意見書を参照。

108 TriQuint I の意見書を参照。

109 NEI の意見書を参照。

提出者は、外国民間発行人の除外は、議会の意図に反して紛争鉱物サプライチェーンの透明性を損なう恐れがあると示唆した。

外国民間発行人である一人の意見提出者のみが、外国民間発行人は最終規則から除外されるべきだと明言した。[110] この意見提出者は、司法権の外に及ぶ効力を法律に与えるような議会の意図は、明確に表明され、陳述されなければならないが、紛争鉱物規定はそうしていないと主張した。また、規則案は外交上の礼儀という国際原則を侵害するものであり、外国民間発行人の国の外交官を窮地に追い込みかねないと述べた。別の意見提出者は、最終規則が「少なからぬ外国民間発行人を米国市場から撤退させたり、米国市場への参入を見合わせたり」することになるならば、SECは最終規則からすべての、または一部の外国民間発行人を除外することを検討すべきだと提言した。[111] さらに別の意見提出者は、最終規則で外国民間発行人を除外しないよう提言するものの、最終規則が「外国民間発行人の米国市場参入意欲を阻害するさらなる要因となるだろう」と予想している。[112]

c. 最終規則

我々は意見を検討した上で、最終規則を提案通り採択しようとしている。このため最終規則は、国内企業、外民間発行人、および小規模な報告企業を含めて、証取法の第 13(a)条または第 15(d)条に基づいて委員会に報告書を提出するいっさいの発行人に適用される。この点に関してこの法律の文言は明確であり、証取法の第 13(a)条または第 15(d)条に基づいて委員会に報告書を提出する発行人にのみ適用されることを我々は確信している。議会が、かかる報告書を提出する発行人以外を対象とすることを意図していたことを示す明確な徴候はない。我々は法案の共同提案者 2 名が共同で提出した意見書に表明されている見解を高く評価しているが、[113] 立法の沿革は、委員会に報告書を提出する、もしくは報告を行う企業、もしくは米国の証券取引所に上場されている企業にしか言及していない。[114] 議

---

110 Taiwan Semi の意見書を参照。

111 ABA の意見書を参照。

112 NY State Bar の意見書を参照。

113 Durbin 上院議員／McDermott 下院議員からの書簡を参照。

114 H. R. REP（下院報告書）.No.111-517、両院協議会の共同説明、タイトル XV、879 の「紛争鉱物」（Conf. Rep.）（2010 年 6 月 29 日）（「会議報告書は、製造する製品の機能または生産のためにコンゴ民主共和国および周辺国に起源をもつ鉱物を必要とし、それ以外に SEC に申請を行うことを義務付けられているすべての人が SEC に開示を行うことを義務付けている」）、156 CONG. REC.（議会記録）S3976（daily ed. 2010 年 5 月 19 日）（Feingold 上院議員の発言）（「Brownback 修正は狭義に書かれている」と述べて、規定を論じるに当たって「米国の証券取引上の上場企業」にのみ言及している）、156 CONG. REC. S3865-66（daily ed. 2010 年 5 月 18 日）（紛争鉱物条項は「幅の狭い SEC の報告要件である」と述べて、規定を論じるに当たって「SEC の報告要件」にのみ言及している）、および 156 Cong. Rec. S3816-17（daily ed. 2010 年 5 月 17 日）（Durbin 上院議員の発言）（規定は「ニューヨーク証券取引所に上場されている企業に対して、SEC への提出報告書において開示を行うことを義務付けることになろう」と述べている）を参照。

会が採択した法律が証取法において、報告を行う発行人を扱う条文の中に位置していることも、範囲がより限定されていることを反映している。[115]

法律は、発行人の規模または国内企業であるか否かに基づく区別については述べていない。特に、小規模な報告企業または外国民間発行人に関する文脈においてではないが、一部の意見提出者は、我々が証取法第 36(a)条[116]に基づく一般的な免除権限を利用して、紛争鉱物条項の義務づけている開示の全面的かつ即時の遵守を特定種類の企業に免除することを提案した。[117] 紛争鉱物条項の適用対象である発行人の種類について、この規定そのものにおける唯一の制限要素は、紛争鉱物が製造されている、または製造委託契約が結ばれている製品の「機能または生産に必要である」か否かに基づいている。[118] さらに、議会は委員会の報告義務の改訂と免責に関する具体的な条項を盛り込んだが、それは大統領に、かかる改訂または免責が国家安全保障上の利益になるか否かを判断することを義務付けるとともに、委員会によるかかる適用除外を 2 年間に限定するというものである。この法律上の免責について定められた高い基準、およびその継続期間の限定は、紛争鉱物条項を幅広く適用するという議会の意図を立証しており、様々な範疇の発行人を適用除外とすることはこの意図に矛盾するだろうというのが我々の見解である。我々は、第 1502 条が発行人にとっての開示義務にとどまらず、対象国からの紛争鉱物についての情報を公にすることを目指す数々の連邦機関が協調行動をとることを包括的な立法構想でもあることを認識してもいる。[119] 我々は、適用除外の範疇を幅広くすることが、この構想および、紛争に寄与する対象国からの紛争鉱物の使用を削減するという法律の目的と矛盾することを懸

---

115 「定期その他の報告書」と題された証取法第 13 条を参照。

116 15 U. S. C. 78mm(a)（「委員会は規則、法規または命令により、本チャプターまたは本チャプターに基づく規則もしくは法規の規定の適用免除が公益のために必要または適切であり、投資家保護に合致している場合には、いかなる人、有価証券または取引に対しても、あるいはいかなる種類の人、有価証券または取引に対しても、条件付きで、または無条件に、適用を免除することができる」）。

117 Davis Polk & Wardwell LLP（2011 年 3 月 2 日）（「Davis Polk」）、全米ケーブル電気通信協会（2011 年 10 月 31 日）（「NCTA」）、Spencer Bachus 下院議員、Gary G. Miller 下院議員、Robert J. Dold 下院議長、および Steve Stivers 下院議員（2011 年 7 月 28 日）（「Bachus 下院議員その他」）、Verizon、IPC の代理としての Wilmer Cutler Pickering Hale および Dorr LLP Hale（2011 年 6 月 2 日）（「WilmerHale」）のそれぞれからの書簡などを参照。

118 証取法第 13(p)(2)(B)条。

119 同法第 1502(c)および(d)条。我々は議会が、特に「第 13(p)(1)(A)条に従って…報告書の提出を義務付けられていない」者、および「機能または生産に紛争鉱物が必要である」製品を製造している者について公に利用可能な情報に関して、定期的に報告を行うことを会計検査委員長に義務付けていることを認識している。第 1502(d)(2)(C)条。我々は、この規定は製品の機能または生産のために紛争鉱物が必要であっても紛争鉱物条項の要件の対象でない者—我々の開示・報告規則の対象でない未公開企業など—に関する報告を行うことを会計検査院長に義務付けているものと解釈している。第 13(p)(3)条に従って免責または改訂を受ける発行人もこれに含まれるだろう。

念している。[120] 議会は、包括的な開示体制の実施を通じてこの目標を追求することを選んだ。議会が意図していると我々の理解している効果を規定がもてるようにするためには、我々の規則は法律の文言と一致していなければならず、発行人の幅広い範疇を適用の除外としてはならないことを我々は確信している。このため我々は、小規模な報告企業または外国民間企業を適用除外とはしていない。

加えて、特に小規模な報告企業を適用除外としても、これら企業にはなお、大規模な発行人のために自らの紛争鉱物情報を遡って追跡し、情報提供することを義務付けることを要請されるであろうことから、適用除外とすることがこれら企業の負担を大幅に減らすことになるのか否かが明確でない。[121] さらに、適用除外によって小規模企業にもたらされる利益の範囲で、こうした適用除外が、必要な紛争鉱物情報の提供を供給業者である小規模な報告企業に依存している大企業の負担を増やす可能性がある。

さらにまた、以下で詳細に論じるように、最終規則は、紛争鉱物が対象国を原産国としていないと判断できない、あるいは対象国を原産国とする紛争鉱物が武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらしていないと判断できないすべての発行人に、その製品を「DRC紛争判定不能」と記述することを暫定的に許可し、これらの鉱物に関しては紛争鉱物報告書に独立した民間部門による監査を受けることをこのような発行人に対して暫定的に要求しない。この暫定的な便宜は、最終規則に基づく報告の最初の 2 年間にわたってすべての発行人に利用可能となる。最終規則はこの期間を小規模報告企業についてはさらに 2 年間延長し、小規模報告企業には 4 年間の暫定期間を与える。この方式は、小規模報告企業への報告要件の適用可能性についての一部の意見提出者の提言と合致している。[122]

---

[120] Global Witness I および State II のそれぞれからの書簡、ならびに http://www.sec.gov/spotlight/conflictminerals/conflictmineralsroundtable101811-transcript.txt において閲覧可能な、紛争鉱物に関する SEC 円卓会議の筆記録のセクション 141（2011 年 10 月 18 日）（Tim Mohin の発言）（単独で作業している企業は、製品に含有される鉱物が武装集団を支援しているか否かを判断することはできないが、大企業と零細企業が協力して作業すれば、こうした判断を行うことができると述べている）、同上の 22（Bennett Freeman の発言）（すべての企業による開示が投資家にとって重要であるため、バリューチェーンおよびサプライチェーン全般に属するすべての企業を規則の対象とすべきであると主張している）を参照。同上の 62、92、および 103（それぞれ、Andrew Matheson、Benedict S. Cohen、James McDermott 下院議員の発言）（小規模な発行人が規則の対象となることを前提としている）も参照。

[121] IPC I からの書簡を参照。

[122] Howard からの書簡（「小規模企業にとっては、割合で見るとより高い追加コストがかかるだろうが、コストの上昇は大企業にも当てはまり」、最終規則が「コストを緩和」できる方法「は、数年間にわたり、企業の規模に基づいて、デュー・ディリジェンスについての容認可能なレベルの厳格さを段階的に導入することである」と述べている）を参照。JVC その他 II からの書簡（「小規模報告企業については、法律の目標の達成に伴う利益と比べて、コンプライアンスのコストが法外に大きな損害を与えると想定することが合理的であるのは、これら企業には特定の紛争鉱物の起源に関して証明を行うよう供給業者や製錬業者に圧力をかけることのできる影響力が欠けているからであり」、よって、「こうした幅広いグローバルなイニシアチブの結果を彼らの個々の

同様に、我々が外国民間発行人を適用除外としていないのは、適用除外とすることがその規定によって議会が意図したことに実効を生じさせないだろうからである。意見提出者たちが述べていたように、外国民間発行人を適用除外とすると、発行人が供給業者である外国民間発行人に対して、紛争鉱物情報の提供を強制することが困難になり、結果として国内の発行人が競争上不利になり、紛争鉱物のサプライチェーンの透明性を損なうことになる可能性がある。[123] また、外国民間発行人を最終規則に含めても紛争鉱物条項が国外に効力を及ぼすものではないと我々が認めているのは、この規定が、米国の証券市場に参入する外国民間発行人にのみ適用されるためである。

2. 製品の「製造」と「製造委託契約」

a. 規則案

紛争鉱物規定は、いかなる者であれ、製造する製品の機能や生産に紛争鉱物を必要とする者に適用される。規則案も同様に製造する製品の機能や生産に紛争鉱物を必要とする者に適用されることになっていた。規則案では「製造」という用語を定義しなかった。この用語は一般に理解されると考えていたからである。[124]

また、紛争鉱物規定の文言及び条項の意図にもとづいて、規則案もまた製品の製造委託契約を結んだ発行人に適用されることになっていた。規則案で検討したように、紛争鉱物規定のある条文は「当該者」「製造する製品の機能や生産に（紛争鉱物を）必要とする者」と定義しており、[125] また別の条文では発行人に対し「製造する製品もしくは製造委託契約を結んだ製品でDRCコンフリクト・フリーではないもの」［下線加筆］について紛争鉱物報告書に記述するよう求めている。[126] 「製造委託契約」という言葉が「当該者」の定義から欠落していることは、この要件が製品を自ら製造する者と、契約によって他者に製造させる者に等しく適用されるのかどうかについて多少の疑問を投げかけた。しかし、条項の全体性に鑑みて、SECは規則案において、法律はこの条項を、製品の機能や生産に紛争鉱物を必要とする発行人のうち、そうした製品を直接製造する発行人と、そうした製品の製造委託契約を結ぶ発行人の双方に適用することを意図していたという見解を示した。したがって、規則案は製品を製造する発行人と、製品の「製造委託契約」を結んだ発行人の双方に等しく適用されることになる。SECは、このアプローチによって紛争鉱物報告書において「製造委託契約を結んだ」という文言が有効になると述べた。

事実や状況に順応させるための時間をより長く小規模報告企業に与えることが適切であろうと我々は確信している」と述べている）も参照。

123 NEI からの書簡および TriQuint I からの書簡を参照。

124 たとえば、Random House Webster's Dictionary の第 2 版では、この用語を「品物や製品を、人力または機械によって作成すること、特に大規模に行われるもの」を含めるように定義している。RANDOM HOUSE WEBSTER'S DICTIONARY 403(2d ed. 1996).

125 証取法第 13 条(p)(2)(B)

126 証取法第 13 条(p)(1)(ii)

規則案の中で、SECは、製造委託契約を結んだ製品の製造に関してなんらかの影響力を持つ発行人に規則案を適用すると説明した。また、提案したとおり、自社ブランドや、自社で確立した別ブランドの下でノーブランド製品を販売する発行人については、その発行人がそうした製品の製造仕様になんらかの影響力を有しているかどうかにかかわらず、その製品がその者のために製造されるという契約を別の事業体と結んでいる限り、提案されている規則が適用されることになっていた。しかし、SECは、第三者の製品のみを販売する小売業者の発行人が、それらの製品の製造に関して契約やその他の関与をまったくしていない場合、あるいはそれらの小売業者が自社のブランド名や自社で確立されている別のブランド名の下でそれらの製品を販売したり、それらの製品を特に自社のために製造させたりしていない場合、そうした発行人に規則を適用することは提案しなかった。

b. 規則案に対するコメント

i. 「製造」

多くの意見提出者が、「製造」という用語は一般に理解されるため、最終規則でこれを定義すべきではないという規則案に賛意を表明した。[127] しかし、他の多くの意見提出者は、最終規則でこの用語を定義すべきだと考えており、[128] そのほとんどが定義に関する提言を行っている。多くの意見提出者が、定義には北米産業分類システム（North American Industry Classification System、以下「NAICS」）を反映すべきだと指摘した。[129] NAICSでは、農業、林業、漁業、鉱業、採石業の製品である原材料から原料、物質、部品の機械的、物理的、あるいは化学的な変形に従事している事業体を製造者に分類している。意見提出者の中には、最終規則でこの用語を包括的に、または幅広く定義し、採鉱から製品の製造に至るまでサプライチェーンのすべての段階を含むようにすべきと述べる者もいた。さもないとサプライチェーン下流の製造者である発行人ほど最終規則を遵守するのが難しくなるためである。[130] ある意見提出者は、この用語には採鉱、製錬、生産から輸入、輸出、または成分

---

127 たとえば、ABA、Global Witness I、Howland、NYCBar I、NYCBar II、State II、TIC 及び United States Steel Corporation（2011 年 3 月 4 日）（以下「US Steel」）の意見書を参照。

128 たとえば、American Association of Exporters and Importers（2011 年 1 月 21 日）（以下「AAEI」）、AngloGold、Columban Center for Advocacy and Outreach、Leadership Conference of Women Religious、Sisters of Mercy of the Americas – Institute Justice Team、Missionary Oblates、Maryknoll Office for Global Concerns（2011 年 3 月 2 日）（以下「Columban Center 他」）、CTIA – The Wireless Association（2011 年 3 月 1 日）（以下「CTIA」）、Earthworks、Enough Project I、International Corporate Accountability Roundtable、Enough Project、Global Witness（2011 年 9 月 23 日）（以下「ICAR 他 I」）、Metalsmiths、NAM I、NEI、NMA II、RILA-CERC、SIF I、TriQuint I、及び WGC II の意見書を参照。

129 AAEI、AngloGold、BCE Inc.（2011 年 10 月 31 日）（以下「BCE」）、Canadian Wireless Telecommunications Association（2011 年 10 月 28 日）（以下「 CWTA」）、CTIA、NAM I、NCTA、NMA II、RILA-CERC 及び WGC II の意見書を参照。

130 Columban Center 他、Metalsmiths、及び TriQuint I の意見書を参照。

や材料の販売、加工まであらゆる段階を含むべきだと指摘した。[131] 数名の意見提出者が、最終規則は米国規制物質法に沿った定義を提供すべきだと指摘した。これには薬やその他の物質の、直接的または間接的な、もしくは天然由来物質からの抽出による生産、調合、組立、伝播、合成、加工が含まれている。[132] これらの意見提出者の一人は、そうした定義には 「生産、準備、組立、組み合わせ、合成、成分や材料の加工、または最終製品がもともとの成分や材料、加工と、名称、特徴、使用法とは異なるものになるような加工」が含まれると述べている。[133] ある意見提出者は、定義には「ある形から別の形へと製品を変化させる過程に関わる」事業体を含むべきであると主張した。[134] ある意見提出者は、製造の定義には「OEM及び、同一製品の部品表や部品の構成材料の調達や構成に影響を及ぼす製品の部品表を設計、指定する者のみを含むよう調整すべきである」と提案した。[135] また、ある意見提出者は、不動産開発が製造を構成しないことを示す明確なガイダンスを提供するようSECに求めた。[136]

ii. 「製造委託契約」

製品の製造委託契約を結んでいる発行人を最終規則に含めるかどうかについてはすべての意見提出者の意見が一致しているわけではない。しかし、多くの意見提出者が最終規則に製品の製造委託契約を結んでいる発行人を含めるべきだということに同意しており、同意していない場合でも、最終規則が製品の製造委託契約を結んでいる発行人について検討する前に、発行人は製造過程に対するある程度の権限や影響力を持つことを求められるべきだと提言した。[137] 多くの意見提出者が最終規則の下で製品の製造委託契約を結んでいると考えられるのに必要な権限のレベルを示唆した。この点について、一部の意見提出者は、製品に含まれる、もしくはそうした製品の製造に含まれる、原材料、部品、成分や組立部品の調達に、直接に、密接に、積極的に、あるいは実質的に関わっている発行人のみが製品の製造委託契約を結んでいると考えるのに必要な最低限の権限の判定基準を満たしてい

---

131 Earthworks の意見書を参照。

132 Enough Project I 及び SIF I の意見書を参照。

133 Enough Project I の意見書(提案書前の 2010 年 9 月 24 日に提出した以前の意見書を引用)。

134 Jeffrey Trott（2011 年 1 月 31 日）(以下(「Trott」)の意見書を参照。

135 Retail Industry Leaders Association (2011 年 11 月 1 日) (以下「RILA」) の意見書を参照。

136 National Association of Real Estate Investment Trusts（2011 年 11 月 23 日）(以下「NAREIT」) の意見書を参照。

137 たとえば、AdvaMed I、AT&T Inc. (2011 年 3 月 9 日) (以下「AT&T」)、Chamber I、Cleary Gottlieb、Consumer Electronics Retailers Coalition （2011 年 11 月 1 日）(以下「CERC」)、Industry Group Coalition I、IPC I、IPC II、JVC 他 II、NAM I、NCTA、Niotan I、NMA II、NRF I、NRF II、PCP、RILA、Roundtable、SEMI、TIAA-CREF、TriQuint I の意見書を参照。

るとしている。[138] ある意見提出者は、「紛争鉱物の使用を管理したり、紛争鉱物の使用の評価や影響を行ったりできるプロセスに対し、十分なレベルの影響力、関与、または権限を意味のあるやり方」で及ぼしている場合、発行人は製品の製造委託契約を結んでいるとみなされるべきであると提言した。[139] 意見提出者の中には、最低限の権限の判定基準は、発行人が明確に製品に紛争鉱物が含まれていることを明示する場合のみ満たされると主張する者もいた。[140] 別の意見提出者は、紛争鉱物の報告の引き金となる契約行為には、製品の設計、承認された製品の材料やベンダーリストの管理、及び製品上の発行人の名称が含まれるべきだと助言した。[141]

こうした意見提出者やその他の意見提出者の中には、発行人は製品が発行人のカスタム仕様を満たして製造されておらず、むしろ発行人の同業他社に共通する業界の標準仕様を満たして製造されている限り、権限の判定基準を満たしているとみなされるべきではないと主張する者もいた。[142] たとえば、宝飾品産業グループの意見提出者は、ある意見書の中で、宝飾品製造者に製品を発注する宝飾品小売業の発行人は、重量、カラット、及びその他の品質指標のみを指定している場合、そうした製品の製造委託契約を結んでいるとみなされるべきではないと主張している。[143] 別の例を挙げると、ある携帯電話サービスプロバイダーは、携帯電話機の製造者に対し、そのプロバイダーのネットワークとの互換性や一定の外見的なデザインといった要件を指定していたとしても、携帯電話機の製造委託契約を結んでいるとみなされるべきではないと主張した。[144]

一部の意見提出者は、発行人が自社のブランド、ラベル、商標、あるいはライセンスの下で製品を販売している場合、そうした製品の製造にほとんど、あるいはまったく影響力を有していない場合、最終規則で発行人は製品の製造委託契約を結んでいるとみなすべき

---

138 AT&T、CERC、Corporate Secretaries I、CTIA、JVC 他 II、NCTA、NRF I、RILA、及び Verizon の意見書を参照。

139 ABA の意見書を参照。

140 NAM I 及び SEMI.の意見書を参照。

141 TriQuint I の意見書を参照。

142 AngloGold、AT&T、BCE、JVC 他 II、NCTA 及び RILA-CERC の意見書を参照。

143 JVC 他 II の意見書を参照。

144 AT&T の意見書を参照。また、BCE の意見書（数百もの製造者から供給される幅広い電気通信機器やエレクトロニクス機器の流通業者である意見提出者は、「こうした製品の設計や技術的特徴に対する事実上の影響力はないし、直接であれ間接であれ、きわめて複雑なものとなりうるそのような製造者のサプライチェーンに対するいかなる支配力もない」うえに、「製造過程に対する唯一の意見提供は、ブランド名製造者に一定の技術仕様を提供することに関するもので、これは適用されるカナダの規制基準の遵守を保証するため、もしくはカナダの消費者市場の需要を満たすために本質的に外観に関する特別な製品特徴を求めることである」と述べている）も参照。

ではないと提言した。[145] 他の意見提出者は、最終規則はそのような発行人を製品の製造委託契約を結んでいるとみなすべきだと提言した。[146] ある意見提出者は、ノーブランド商品にはブランド商品と同じ基準を持たせるべきであり、最終規則は、法律の技術要件には従うものの法律の意図は回避しようとする特別目的事業体と協力するという誤った方向に発行人を導くような定義を用いることも避けるべきだと主張した。[147] 別の意見提出者は、最終規則は、その企業の名の下で、あるいは別のブランド名でノーブランド商品を販売する発行人に適用されるべきだが、そうではない小売業者で、販売している商品の製造に影響力を有しない者には適用されるべきでないと提言した。[148]

一部の意見提出者は、発行人が製品の製造委託契約を結んでいるとみなされるのは、当該発行人が販売する製品の製造者と直接的な契約関係を結んでおり、製造者と製品の原料仕様に実質的な権限を有しており、製品に用いる紛争鉱物を指定しており、製品がもっぱら当該発行人のために製造され、発行人によって発行人のブランド名または発行人が所有するブランド名の下で販売され、あるいはブランドの所有者によって発行人に独占的にライセンス供与されている場合のみであると提言した。[149] こうした意見提出者の一人はさらに、発行人が「単にノーブランド商品にブランドラベルを貼付し、商品の独占的流通契約を結び、あるいは製品の形状、適合、機能を指定しているのみ」の場合は、製造に「実質的な権限」を及ぼしているとみなすべきではなく、「ノーブランド商品にブランドラベルを貼付し、商品の独占的流通契約を結び、あるいは製品の形、適合度、機能を指定している」だけでは、製品の製造委託契約を結んでいるとみなされるべきではないと主張した。[150]

他の意見提出者は、最終規則は製品の製造委託契約を結んでいるいかなる発行者に最終規則を適用すべきではないと強調した。[151] これらの意見提出者は概して、法律は製品の製造委託契約を結んでいる発行人を含まないと主張している。この文言が「当該者」について論じた紛争鉱物規定の条項に登場していないためである。代わりにこの文言は紛争鉱物報告書に求められる開示について述べた条項にのみ登場している。したがって、この文言を含めた議会の意図は、それ以外の点では紛争鉱物規定の対象となる製造者が、契約によって単に製造過程から距離を置くことで、意図的な報告義務の回避を確実に阻止しようとし

---

145 AT&T、BCE、Cleary Gottlieb、CTIA、Industry Group Coalition I、JVC 他 II、NAM I、NCTA 及び NRF I の意見書を参照。

146 Enough Project I、Howland、NEI、SIF I、State II 及び TriQuint I の意見書を参照。

147 AxamTrade（2011 年 2 月 10 日）（以下「Axam」）の意見書を参照。

148 NYCBar II の意見書を参照。

149 CERC 及び RILA の意見書を参照。

150 RILA の意見書を参照。

151 たとえば、BCE、CERC、CTIA、Davis Polk、NCTA、RILA-CERC、TIC、及び United States Telecom Association（2011 年 3 月 2 日）（以下「US Telecom」）の意見書を参照。

ているにすぎない。[152]

c. 最終規則

i. 「製造」

我々は意見を検討した上で、規則案を部分的に修正しようとしている。提案されている最終規則は、発行人によって製造される、または製造委託契約が結ばれる製品の機能または生産に紛争鉱物が必要な、いかなる発行人にも適用される。最終規則が「製造」という用語を定義していないのは、我々が提案書で論じたように、この用語は一般的に理解されていると確信し続けているためである。ただし我々は、紛争鉱物を含有する製品の補修、保守または修理のみを行う発行人が製品を「製造している」とは見なさないこと、[153] この解釈は提案書からの変更ではなく、意見に応えての明確化であることを述べておく。[154]

我々は、一部の意見提出者が提案しているように「製造」の定義を狭める、または拡大することは、第 1502 条の文言および枠組に矛盾することになると確信している。例えば、多くの意見提出者が提案したNAICSの定義は、原材料の形式でない材料、物質、または構成部品を組み立てて製品を製造するいっさいの発行人を除外するように思われる。このような定義は、一定の自動車メーカーや電子機器メーカーなど、組み立てを通じて製品を製造する発行人の大きなカテゴリーを除外することになるだろうが、我々は、このカテゴリーは紛争鉱物条項の対象とするべく意図されていることを確信している。別の例として、ある意見提出者が示した製造の定義は、「紛争鉱物の輸入、輸出、または販売」を含めるように思われるが、[155] これは明らかに製品を製造しない発行人を含めるように定義を拡大することになろう。また、提案された他の定義の多くは、我々としては定義する必要があるとは考えていない、一般に理解されているこの用語の意味を詳しく説明しているに過ぎない。

ii. 「製造委託契約」

規則案と同じく最終規則は、ある製品の構成部品の中の紛争鉱物を含めて、その発行人によって製造委託契約が結ばれている製品の機能または生産に紛争鉱物が必要であるいっさいの発行人に適用される。ある発行人が製品の製造委託契約を結んでいるか否かという問題は一般に、発行人の事業と産業を取り巻く個別の事実と状況に基づいて、その製品の製造にその発行人がどの程度影響力を行使しているかに左右されることになる。発行人はいつ、ある製品について製造委託契約を結ぶのかを最終規則が定義しないのは、我々

---

[152] AT&T、CTIA、及び RILA-CERC の意見書を参照。

[153] JVC その他 II からの書簡（「宝石の小売店が一般的に履行している一定の組み立てと修理の機能」は製造とは定義すべきでないとする意見を述べている）を参照。

[154] ABA からの書簡（委員会は「最終規則、またはそれに相当する採択の発表のいずれにおいてであれ、規則の観点から見て製品の製造とは見なされない活動についての追加的ガイダンスを示すべきである」とする意見を述べている）を参照。

[155] Earthworks からの書簡を参照。

はこの概念は基本的レベルにおいて直感的なものであると確信しているが、意見を検討して正確な定義を策定しようと試みたところ、影響を受ける多種多様な産業で活動し、様々なやり方で構築されている発行人を「製造委託契約」がカバーしようとすると、この用語の定義はあまりにも複雑で手のつけられないものになってしまうという結論に至ったためである。ただし我々は、ある発行人が製品の製造委託契約を結んでいると見なすべきか否かを判断する際に妥当であると考えるいくつかの一般原則については、以下にガイダンスを示す。

我々は、基準の問題としては規則案と同じく、発行人は製造されている、また製造委託契約が結ばれていて「DRCコンフリクト・フリー」[156]の定義を満たさない製品について紛争鉱物報告書に記述しなければならないという法律上の義務に基づき、製品の製造委託契約を結んでいる発行人を含めるという法律の意図は明らかだと確信している。我々は意見提出者たちが、法律には製品の製造委託契約をしている発行人は含まれず、規定にこの語句を含めた背景にある唯一の意図は、第三者と製品の製造委託契約を結ぶことによるメーカーの報告要件の回避を防ぐことであると主張していたことを認識している。とは言っても、証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条は紛争鉱物報告書を提出しなければならない発行人に対して、「製造されている、または製造委託契約が結ばれている、DRCコンフリクト・フリーでない製品」（下線は追加）について記述することを義務付けている。この要件に「製造委託契約が結ばれている」製品を含めたことは、議会が紛争鉱物条項をこうした製品に適用することを意図していたことを示しており、製品の製造委託契約を結ぶ発行人を規則の範囲に含めれば、この意図に実効を生じさせる、というのが我々の見解である。我々は、自分たちの解釈の方が別の解釈―議会は「製造委託契約が結ばれており」、「DRCコンフリクト・フリー」ではない製品の記述を義務付けたが、製造委託契約を結んでいる発行人に、紛争鉱物報告書の提出を義務付けられているか否かを判断することは義務付けなかったという解釈―よりも、この法律に合致していると確信している。この解釈だと、内部的に矛盾することになろう。製品の製造委託契約を結んでいる発行人に紛争鉱物条項を適用しないことは、その規定の目的を大いに損なうことになろう。

もう 1 つの基準の問題として、我々は「製造委託契約」という語句で、製品の構成部品の製造委託契約を結ぶメーカーが捕捉されることを確信している。我々は一般論として、製品の一定の構成部品の製造委託契約を結んでいるメーカーである発行人は、紛争鉱物条項の観点からは、自ら構成部品を製造するのと同じ程度に製品中の紛争鉱物に責任があると見なされるべきだと考えている。これらメーカーが製品の構成部品で紛争鉱物を含有するものの製造を外注に出すことで最終規定の要件を回避するのを認めることは、紛争鉱物条項と矛盾すると我々は確信している。紛争鉱物条項の共同提案者 2 名が述べたように、「競争を通じて部品価格を押し下げるのを助ける」ために、「製品の組み立てをする時

156 証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条を参照。

に多くの企業が、供給業者数社のうちの 1 つから調達した構成部品を使用している」が、「報告と透明性を回避するための理由づけとして、このビジネスモデルという選択肢を利用しないことが何よりも重要である」。[157]

我々は規則案において、製品を自身で製造はしないが、その製品の製造に「何らかの」影響力をもつメーカーは、その製品の製造委託契約を結んでいると見なすべきであるという信念を表明した。また、自身のブランド名または別のブランド名で一般的な製品を提供する発行人は、特別に自社のために製品を製造させる契約を結んでいる限りにおいて、その製品の製造委託契約を結んでいると見なされるべきだとする信念も表明した。このような発行人は製品の製造に暗黙の内に影響力を及ぼすものであるため、これら製品の製造委託契約を結んでいると見なされるべきであると確信していたのである。ただし我々は意見提出者たちにより、提案書に示されていたこのレベルの統制力は「幅が広すぎ」て「紛らわしく」、こうした発行人に「多大」で「非現実的」、かつ「費用のかかる」負担を負わせることになることを納得させられている。[158]

提案書における我々のアプローチと同じく、「製造委託契約」には、自らの製品の製造に対して実際にある程度の影響力をもっている発行人を含めることが意図されていることを我々は確信している。しかし我々は、発行人が製品の製造委託契約を結んでいると見なされる状況についての見解を修正した。発行人は、製品に含まれるはずで、紛争鉱物またはその派生物を含有している材料、部品、成分、または構成部品に対して行使する影響力の程度によって、製品の製造委託契約を結んでいると見なされる。発行人が製品の製造委託契約を結んでいると見なされるのに必要な影響力の程度は、各発行人に個別の事実と状況に基づく。ただし我々は、受け取った意見に基づき、ある発行人の行為が下記以上のものを伴わないのであれば、紛争鉱物条項の観点からは、その発行人は製造委託契約を結んでいると見なすべきではないと考えている。

(a) 研修や技術サポート、価格、保険、免責、知的所有権、紛争の解決、または製品に関するその他の類似の条件など、製品の製造と直接に関係しない契約条件をメーカーに指定する、またはメーカーと交渉する。ただし、発行人が製品の製造に直接関係する条件で契約を結ぶのと実際的には同等である程度の影響力を製品の製造に対して行使するために、これらの措置をとるよう指定する、またはこれらの措置をとることについて交渉を行う場合を除く。または

(b) 第三者の製造した一般的な製品に自らのブランド、マーク、ロゴ、またはラベ

---

157 Richard J. Durbin 上院議員および Jim McDermott 下院議員からの書簡（2010 年 10 月 4 日）（予備提案書のウェブサイト）（「Durbin 上院議員／McDermott 下院議員の予備提案」）を参照。

158 ABA、AT&T、Corporate Secretaries I、Davis Polk、および Verizon のそれぞれからの書簡などを参照。NRF I からの書簡（我々が提案した方法は「過酷」になると述べている）をも参照。

ルを添える。または

(c) 第三者の製造した製品の補修、保守、または修理を行う。

例えば、小売で販売するために、あるメーカーから買い付ける携帯電話が特定のネットワークで機能しなければならないことをそのメーカーに指定するサービス提供事業者は、それ自体としては、最終規則の観点から見れば、その電話の「製造委託契約を結ぶ」に足るほどの影響力を行使してはいない、とする意見提出者たちに我々は合意する。ただし、規則案のもとでは、このような発行人は「何らかの」影響力の基準に達していた可能性がある。反対に我々は、発行人がある製品の製造委託契約を結んでいると見なされるためには、その製品の製造に対して「実体的な」影響力または統制力をもっていなければならないとする意見提出者たちには同意しない。[159] このような基準は、製品の製造委託契約を結ぶ発行人に対する紛争鉱物条項の捕捉範囲を大幅に限定することになり、我々はこうした範囲の狭さは、同条項の意図と合致しないと考える。例えば、発行人が契約相手のメーカーに対して、製品に特定の紛争鉱物を含めることを指定する場合、その発行人はその製品の総合的な製造に対して「実体的な」影響力を行使していると見なされないかもしれない。しかし我々は、こうした発行人はその製品の製造委託契約を結んでいるものとして最終契約の対象になると見なすだろう。さらに我々は、製品に紛争鉱物を含めるよう明示的に指定する発行人に対してのみ最終規則を適用することを提案する意見提出者たち[160]には同意しない。我々は、これは紛争鉱物条項に対してあまりにも狭すぎる解釈であり、このように解釈すると、この法律は非論理的になると考える。例えば、複数の意見提出者が主張したように、議会はメーカーが一定の製品の製造委託契約を結ぶことによって開示要件を忌避するのを防ぐために、製品の開示に「製造委託契約」を挿入した。しかし、「当該者」の定義に「製造委託契約」が含まれなければ、発行人は第三者に製造を外注することによってこの法律を回避することができる。こうすれば、発行人はステップ 2 とステップ 3 の資格を満たさないため、鉱物の開示を義務づけられることは決してなくなるのである。

さらに、提案書における我々のアプローチとは対照的に、我々は発行人がそれ以上関与することなく、自社のブランド名または別のブランド名で一般的な製品を提供しているだけであれば、我々の規則の観点からは、その発行人がその製品の製造委託契約を結んでいるとは見なさない。我々は意見提出者たちの意見により、このような発行人は必ずしも、紛争鉱物条項の観点から見て、その製品の製造を外注契約していると見なされるに足るほどの影響力を行使しているわけではないことを納得している。ある意見提出者が述べたように、発行人とメーカーの間のこうした関係は、発行人がそのメーカーに「製造を外注している」関係ではなく、メーカーがその発行人を「営業回路」として利用している関

---

159 AT&T、Corporate Secretaries I、CTIA、JVC その他 II、NRF I、および Verizon のそれぞれからの書簡などを参照。

160 NAM I からの書簡および SEMI からの書簡を参照。

係と特徴づける方が適切である。[161] このような関係は、純粋な小売業者に類する立場にその発行人を据えるほどにまで、その製品の製造に対する発行人の影響力を限定する。ある意見提出者は、このような発行人を製品の製造の外注契約者に分類することによっては、紛争鉱物条項の目的は果たされないと述べている。[162] 我々は、この意見に同意する。ただし、自社のブランド名または別のブランド名を含む一般的製品があり、その製品の製造に、こうしたブランド名を含めるだけにとどまらない関与を行っている発行人は、自らの影響力がその製品の製造委託契約を結んでいると見なされる程度に達しているか否かを判断するに当たって、事実と状況のすべてを検討する必要があろう。

3. 「製造を行っている」発行人としての採掘企業たる発行人

a. 規則案

規則案の下で、SECは紛争鉱物を採鉱する発行人をそれらの鉱物を製造しているとみなし、紛争鉱物の採鉱契約を結んでいる発行人をそれらの鉱物の製造委託契約を結んでいるとみなすことにしていた。この点について、SECでは規則への指示の中で、紛争鉱物を採鉱する採鉱発行人はそれらの鉱物を製造しているとみなすべきであると提案した。[163]しかし、この点について意見を募集した。

b. 規則案に対するコメント

意見提出者の多くが、最終規則では紛争鉱物の採鉱を行う発行人をそれらの紛争鉱物を「製品」として「製造している」とみなすべきだと明言した。[164] また、採鉱発行人は紛争鉱物サプライチェーンの始点であり、他の報告義務のある発行人は彼らの情報に依存しなければならないため、採鉱発行人を製造者とみなすべきだという意見も少数ながらあった。[165] 採鉱発行人を最終規則の対象から外せば、他の発行人は規則の遵守に非常に苦労することになり、それによってサプライチェーンの透明性が失われ、条項の効力を弱めるこ

---

161 AT&T からの書簡を参照。

162 Cleary Gottlieb からの書簡を参照。

163 Industry Guide 7 [17 CFR 229.802(g)]を参照（企業は埋蔵地から鉱物を「生産」している可能性があると暗示している）。

164 たとえば、Bario-Neal Jewelry（2011 年 3 月 1 日）（以下「Bario-Neal」）、Brilliant Earth, Inc.（2011 年 2 月 28 日）（以下「Brilliant Earth」）、CRS I、Earthworks、Electronics TakeBack Coalition（2011 年 3 月 2 日）（以下「TakeBack」）、Enough Project I、Enough Project （2011 年 11 月 2 日）（以下「Enough Project IV」）、Global Tungsten I、Hacker Jewelers、Designers & Goldsmiths, Inc.（2011 年 3 月 1 日）（以下「Hacker Jewelers」）、Hoover & Strong Inc.（2011 年 3 月 1 日）（以下「Hoover & Strong」）、ICAR 他 I、NEI、Niotan I、NYCBar I、SIF I、State II、TIAA-CREF、TriQuint I、及び US Steel の意見書を参照。

165 Global Witness I 及び TriQuint I の意見書を参照（ 採鉱会社は、事実上、天然資源を鉱石に変えるという変形の工程に関わっており、それは「製造している」とみなすべきであると述べている）。

とになる。[166]

他の意見提出者は、最終規則で採鉱発行人を採鉱する紛争鉱物の製造者とみなすべきではないと指摘した。[167] そのような意見の中には、最終規則はNAICSの「製造」の定義を組み入れるべきだと主張し、そこには製造活動の一種として採鉱が含まれていないと指摘するものもあった。[168] ある意見提出者は、紛争鉱物の採鉱、特に金の採鉱は、製品の製造と共通する特徴がまったくないと指摘した。[169] 最後に、一部の意見提出者は、紛争鉱物規定のこれまでの版、法律の文言、法令の単純な解釈にもとづいて、議会は採鉱発行人を製造者に含めることを意図していなかったと主張した。[170] 一部の 意見提出者が指摘したように、紛争鉱物条項の前に起草された法案には採鉱発行人が含まれていたが、紛争鉱物規定はそうしなかった。[171] この点について指摘した意見提出者の一人は、以前の法案は「製造工程に対象鉱物を用いる企業のみに明確に適用されるだけでなく、対象鉱物の『商業探査、採取、輸入、輸出、販売』に従事する者にも明確に適用されていた」と指摘した。[172] この意見提出者によると、議会が採鉱活動を紛争鉱物規定に含めないことを選択したという事実は、議会には紛争鉱物規定において採鉱を製造に含める意図がなかったことを明示している。

c. 最終規則

我々は意見を検討した上で、規則案を修正しようとしている。我々は、紛争鉱物を採掘する、または採掘契約を結んでいる発行人については、直接的であれ、契約を通じて間接的であれ、採掘に加えて製造にも従事している場合を除いて、紛争鉱物を製造している、または製造委託契約を結んでいるとは見なさない。この点に関して我々は、規定の平明な読みに基づいて、採掘が「製造」であるとは考えない。我々は、紛争鉱物条項の文言のどこにも、明示的に採掘は含まれておらず、採掘を含めると法律の権能を拡大することになるという意見提出者の懸念に賛同する。紛争鉱物条項は具体的に採掘に言及しておらず、ある意見提出者が述べたように、「ある『製品』の『製造』という用語を拡大して紛争鉱物の採掘を含めるようにすると、これらの語句の平明な意味が捻じ曲げられる」。[173]

---

166 Enough Project I の意見書を参照。

167 たとえば、ABA、AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、ITRI Ltd.（2011 年 1 月 27 日）（以下「ITRI I」）、NAM III、NMA II、Vale S.A.（2011 年 3 月 3 日）（以下「Vale」）、及び WGC II の意見書を参照。

168 AngloGold 及び WGC II の意見書を参照。

169 169 AngloGold 及び Barrick Gold の意見書を参照

170 170 AngloGold、NMA II、National Mining Association（2011 年 11 月 1 日）（以下「NMA III」）、及び Vale の意見書を参照。

171 171 AngloGold 及び NMA II の意見書を参照。

172 172 NMA II の意見書（S. 891 及び S.A. 2707 (2009)に言及）を参照。

173 AngloGold からの書簡を参照。

意見提出者たちが論じているように、議会は規定の以前のバージョンから採掘活動への言及を削除したように、議会が紛争鉱物の規定において紛争鉱物の採掘のみを行っている発行人を含めるつもりがなかったことは立法の歴史が立証している。例えばある意見提出者は 2 通の意見書において、紛争鉱物条項の以前のバージョンは、製造プロセスにおける対象鉱物の使用、または「対象鉱物の商業的探鉱、採取、輸入、輸出または販売」への従事のいずれかを行う誰に対しても明確に適用されていたと述べていた。[174] しかし、紛争鉱物条項の最終バージョンは、採取関連の活動への言及を割愛し、製造にのみ言及している。[175] この意見提出者が述べているように、議会が採掘活動を割愛したことは、議会が「対象鉱物の採取と加工ではなく、対象鉱物を使用または含有する商品の製造を取り上げる」ことを意図していたことを証拠立てている。[176] このため、我々は規定の明確な読みと立法の歴史の双方に基づいて、採掘を行っている発行人が採掘以外に直接的に、または採掘契約を通じてのいずれかで製造に従事しているのでない限り、最終規則のもとで採掘を行う発行人を製造企業である発行人に含めることは、紛争鉱物条項の文言に矛盾するであろうことを納得している。

4. 紛争鉱物が製品に「必要」である時

紛争鉱物条項は、「必要な」紛争鉱物が対象国を原産国とするか否かを毎年開示し、対象国を原産国とする場合には紛争鉱物報告書を提出することを「当該者」に義務付ける法規を公布することを我々に義務付けている。[177] この規定はさらに、ある者は、「紛争鉱物がその者の製造する製品の機能または生産に必要」なのであれば「当該者」であると述べている。[178] ただしこの規定は、「製品の機能または生産に必要」の意味について、それ以上の説明またはガイダンスを示していない。同様に、我々は製品の機能または生産に紛争鉱物が必要な時を定義することを提案しなかった。ただし我々は、我々の規則においてこの語句を定義すべきか、またどのように定義すべきかに関する意見を要請し、「製品の生産に必要」の意味について一定のガイダンスを示した。

a. 規則案

規則の中で「機能や生産に必要」という言葉の定義は提案しなかったが、提案書の中で、

---

174 NMA II および NMA III のそれぞれからの書簡を参照。これらの書簡は、2009 年に上院に上程された、紛争鉱物条項に類似の 2 件の法案について論じている。第 111 議会の 2009 年コンゴ紛争鉱物法、第 111 回議会の S.891（2009 年）および第 111 回議会の S.A.2707（2009 年）をも参照。これら以前の紛争鉱物案の双方とも、製造プロセスにおいて紛争鉱物を使用する企業に、また、紛争鉱物の「商業的な探鉱、採取、輸入、輸出または販売」に従事している者にも明らかに適用されるものであった。

175 NMA II からの書簡を参照。

176 同上。

177 証取法第 13(p)(1)(A)条。

178 証取法第 13(p)(2)(B)条。

鉱物を必要とする製品は、そこに含まれる鉱物の量にかかわらず規則の適用対象になることを注記した。さらに、提案書の中で、紛争鉱物が製品の生産過程に意図的に含まれている場合や、紛争鉱物が生産過程に必要な場合は、たとえ完成品が最終的に紛争鉱物をまったく含まないとしても、紛争鉱物が製品の生産に必要とみなされると指摘した。一方、製品の生産に用いられる物理的な道具や機械の機能や生産に必要とされる紛争鉱物は、その道具や機械が製品の生産に必要であったとしても、製品の生産に必要とはみなされない。たとえば、紛争鉱物をまったく含まない自動車が、その機能や生産に紛争鉱物を必要とするレンチを使って生産された場合、そのレンチに含まれる紛争鉱物は自動車の生産に必要であるとはみなされない。

紛争鉱物が発行人の製品の「機能や生産に必要」でなければならないというのは、紛争鉱物規定の唯一の限定要素である。[179] 条項には生産過程で発行人が使用する紛争鉱物の量にもとづく開示の重要性判定基準は存在しない。したがってSECも規則案に開示や報告要件の重要性判定基準を含めることは提案しなかった。ただし、提案書で、発行人が特定の製品または企業全体で使用する紛争鉱物の量にもとづいて、規則に僅少の基準を設けておくべきかどうか、また、基準を設けた場合、それは紛争鉱物規定に沿ったものかどうかについて意見を求めた。

b. 規則案に対するコメント

多くの意見提出者が、最終規則で明確に「製品の機能や生産に必要」という文言を定義するよう提言した[180] 一方、定義すべきでないと指摘した者もいた。[181] 中には、定義の案を提示した者もあった。[182] ある意見提出者は、製造者は、製品の外観、機能、性能、コスト、供給方法等、製品について一定の意図的な選択を行っており、したがって製品に紛争鉱物を組み込むという選択がなされた場合、設計者が紛争鉱物を必要であると考えたことになるため、最終規則はその紛争鉱物を製品に「必要」とみなすべきであると指摘した。[183] また別の意見提出者は、規則案には「機能や生産に必要」という文言も、「製品」という用語も定義されていなかったことを懸念していた。[184] そのため、この意見提出者は、規則案

---

179 証取法第 13 条(p)(2)(B)

180 たとえば、CRS I、Davis Polk、Earthworks、Enough Project I、FRS、Howland、ICAR 他 I、MSG I、NRF I、PCP、Give Peace A Deadline（2011 年 1 月 21 日）（以下「Peace」）、SEMI、SIF I、TIC、Tiffany、TriQuint I、US Steel の意見書を参照。

181 たとえば、Cleary Gottlieb、Global Witness I、ITIC I、State II、WGC II の意見書を参照。

182 たとえば、AAEI、AAFA、Bario-Neal、Brilliant Earth、CRS I、Davis Polk、Earthworks、Enough Project I、Hacker Jewelers、Hoover & Strong、Howland、MSG I、NAM I、Niotan I、NMA II、NRF I、PCP、Peace、SEMI、Durbin 上議／McDermott 下議、SIF I、TIAA-CREF、TIC、TriQuint I、US Steel の意見書を参照。

183 Matheson II の意見書を参照。

184 Tiffany の意見書を参照。

は、金または他の鉱物を裏付けとしている地金の先物契約や、金採鉱債券に投資するミューチュアル・ファンドの株券、あるいは保管サービス業者との金地金保管契約といった金融商品にも適用されかねないと指摘している。

i. 「機能に必要」

さまざまな意見提出者が、紛争鉱物が意図的に製品に加えられている場合、その紛争鉱物は「機能に必要」であるとみなすべきだと指摘した。[185] しかし、そのような意見提出者の多くは他の潜在的要件を受け入れるとしていた。たとえば多くの者が、紛争鉱物が製品の「機能に必要」とみなされるために、「意図的に添加されている」に加えて、もしくはそれに代わるものとして、別の要件を提案した。これらの意見提出者の多くが、製品の用途、目的、市場性、または財政的成功のいずれかのために、あるいはそれらの組み合わせによって、紛争鉱物が意図的に添加されたり、必要であったりしなければならないと指摘していた。[186] 一部の意見提出者は、紛争鉱物は意図的に添加され、製品の機能に不可欠でなければならないと主張した。[187] ある意見提出者は、紛争鉱物は意図的に添加されており、製品中の濃度が均質材ごとに1,000ppmを超えていなければならないと述べた。[188]

紛争鉱物が製品に「意図的に添加」されたとみなされる場合についてのガイダンスを提案した者はごく少数にすぎなかったが、紛争鉱物が「意図的に添加」とみなされるべきケースはそれぞれ異なっていた。ある意見提出者は、発行人が下請業者から入手したサブコンポーネントの中に一方的に含まれていた場合は、意図的に添加されたとみなすべきではないと述べた。[189] しかし、紛争鉱物規定の2人の共同提案者は反対の立場を取っており、発行人が第三者または子会社を通じて製造委託契約を結んだサブコンポーネントに紛争鉱物が意図的に添加されている場合、紛争鉱物は意図的に添加されたとみなすべきだと述べた。[190] 一部の意見提出者は、製品の中に自然に存在する紛争鉱物はその製品に意図的に添加されたとみなすべきではないとする考えに同意した。[191]

一部の意見提出者は、紛争鉱物が製品の「機能に必要」であると結論を下すための基準について、意図的な製品への添加とは異なるものを別途提案した。一部の意見提出者は、

---

185 たとえば、AAEI、Bario-Neal、Brilliant Earth、Hacker Jewelers、Hoover & Strong、Howland、ITIC I、NRF I、NYCBar II、SEMI、Durbin 上議／McDermott 下議、TIAA-CREF、WGC II の意見書を参照。

186 たとえば、AAEI、Bario-Neal、Brilliant Earth、Earthworks、Enough Project I、Hacker Jewelers、Hoover & Strong、MSG I、Peace、SIF I、TIAA-CREF の意見書を参照。

187 たとえば、Howland、NAM I、NRF I の意見書を参照。

188 TriQuint I の意見書を参照。

189 SEMI の意見書を参照。

190 Durbin 上議／McDermott 下議の意見書を参照。

191 ITIC I、PCP、Durbin 上議／McDermott 下議の意見書を参照。

紛争鉱物が製品の基本機能に必要な場合、紛争鉱物が製品の「機能に必要」とみなすべきだと指摘した。[192] 他の意見提出者は、基本機能試験は役に立たないと指摘した。製品の基本機能と補助機能の有意義な区別が存在しないためである。[193] 一部の意見提出者は、紛争鉱物が製品の財政的成功または商品性のいずれかに必要とされる場合、製品の「機能に必要」とみなされるべきだと述べた。[194] ある意見提出者は、「機能に必要」は製品の経済的効用に必要な用途まで含まれるように幅広く定義されるべきだと述べ、[195] また別の意見提出者は製品に経済的効用を付与するものの主観的性質を理由にこれに異議を唱えた。[196] この点について、ある意見提出者は、発行人がいかなる形であれ製品中に紛争鉱物を「使用」する場合、紛争鉱物が製品の機能にどのように関わっているかに関わらず、製品の「機能に必要」とみなすべきだと主張した。他の試験はすべてあまりにも主観的になるというのがその理由である。[197]

ii. 「生産に必要」

多くの意見提出者が、紛争鉱物が生産過程に意図的に添加されている場合、紛争鉱物は製品の「生産に必要」とみなすべきであり、製品に故意でなく添加されていたり、製品に自然発生的に含まれている場合は「生産に必要」とみなすべきではないという考え方に同意した。[198] 一部の意見提出者は、鉱物が生産過程で洗い流されたり、消費されたりしていたとしても、そのような紛争鉱物を製品の「生産に必要」とみなすという提案に同意している。[199] そのような意見提出者の一人が例を挙げて指摘したたように、「物質を作るために用いられる触媒や、部品を作るために用いられる金属［紛争鉱物］を含む染料」は、最終的に紛争鉱物が製品中に存在しないとしても、その部品を用いる製品の「生産に必要」とみなされるべきである。「部品は金属［紛争鉱物］の直接的関与で作られており、その部品や材料は製品に用いられている」ためだ。[200] しかし、他の意見提出者は、紛争鉱物が生

---

192 AAFA、NYCBar I、WGC II の意見書を参照。また、NYCBar II の意見書を参照（「製品中の部品は、その製品の基本機能またはその他の商業的価値のある機能に必要な場合、機能に必要」であると述べ、「この点について、“基本機能”は製品ごとに異なるため定義される必要がある」と述べている）。

193 NEI、SEMI、TIC の意見書を参照。

194 たとえば、Enough Project I、MSG I、Peace、TIAA-CREF の意見書を参照。

195 CRS I の意見書（“製品の機能や生産に必要”は、その製品の経済的効用や商品性に必要な用途が含まれるように幅広く定義することを提案している）を参照。

196 たとえば、NRF I 及び SEMI の意見書を参照。

197 Kemet の意見書を参照。

198 たとえば、ITIC I、Global Witness I、Japanese Trade Associations、NYCBar I、PCP、SEMI、Durbin 上議／McDermott 下議、TIC の意見書を参照。

199 たとえば、Howland、MSG I、Niotan I、PCP、SEMI、TriQuint I の意見書を参照。

200 Howland の意見書を参照。

産過程で洗い流されたり、消費されたりしている場合は、製品の生産に用いられた紛争鉱物が生産過程に必要とみなすべきではないと考えた。[201] このような意見提出者の一人が指摘したように、「特に製品がサプライチェーンの中で数十人ものサプライヤーの手を経て動いており、意味のある測定能力や監査証跡はない」ため、「小売業者にとって、サプライヤーのサプライヤーのサプライヤーが紛争鉱物を用いた後に洗い流したかどうかを知ることは不可能」である。[202]

多くの意見提出者が、発行人の製品の生産に用いられるツールや機械、類似の機器の生産に必要な紛争鉱物が、発行人の製品の「生産に必要」とみなされるべきであるかどうかについて論じていた。[203] 業界団体、[204] 人権団体と業界の双方を代表するマルチステークホルダー、[205] 機関投資家[206] を含めて、こうした意見提出者の大多数は、そのようなツール、機械、及びその他の生産機器は、発行人の製品の生産に必要とみなすべきではないという規則案に賛意を示した。[207] 少数の意見提出者がこれに反対し、そのようなツール、機械、類似の機器は発行人の製品の生産に必要とみなすべきだと述べた。[208] こうした意見提出者の一人は、発行人がすでに保有している生産機器は生産に必要とみなすべきではないが、今後購入するツール、機械、類似の機器は、製品の生産に必要とみなすべきだと述べた。[209] 別の意見提出者は、発行人が意図的かつ明確にツールや機械、その他の生産機器に紛争鉱物を含めるように生産者に求めていない限り、生産機器は発行人の製品の生産に必要とみなすべきではないと述べた。[210]

この点について、ある意見提出者は最終規則ではコンピュータや電力線等の間接的設備

---

201 たとえば、Industry Group Coalition I、IPC II、NAM I、Griffin Teggeman（2010 年 12 月 16 日）（以下「Teggeman」）、WGC II の意見書を参照。

202 Teggeman の意見書を参照。

203 たとえば、AAFA、Industry Group Coalition I、IPC I、ITIC I、日本の事業者団体、NAM I、NEI、Niotan I、Refractory Metals Association（2011 年 2 月 28 日）（以下「RMA」）、SEMI、SIF I、TIAA-CREF、TIC、TriQuint I の意見書を参照。

204 たとえば、AFA、Industry Group Coalition I、IPC I、ITIC I、日本の事業者団体、NAM I、RMA、SEMI、TIC の意見書を参照。

205 MSG I の意見書を参照（「紛争鉱物が生産設備やその他の生産機器の中に存在しているときは、製品の生産に必要とみなすべきではない」と述べている）。MSG の意見書に署名しているのは、Enough Project、Free the Slaves、Friends of the Congo 等、多くの人権団体である。

206 たとえば、NEI、SIF I、TIAA-CREF の意見書を参照。

207 たとえば、AAFA、Industry Group Coalition I、IPC I、ITIC I、日本の事業者団体、NAM I、NEI、RMA、SEMI、SIF I、TIAA-CREF、TIC の意見書を参照。

208 Niotan I 及び TriQuint I の意見書を参照。

209 TriQuint I.の意見書を参照。

210 SEMI の意見書を参照。

を生産に必要とみなすべきではないと述べている。[211] 別の意見提出者は、単に研究や開発目的で利用されたり、企業間ベースのコストで供給される部品であったり、エンジニアリングや試験目的のみで用いられる部品のような「商業販売を目的としてない」製品に使用されている紛争鉱物は、最終的に商業の流れに乗るような製品の生産に必要とみなすべきではないと指摘した。[212]

iii. 僅少の基準

最終規則に僅少の基準の適用除外を設けるべきかどうかについてはさまざまな意見が寄せられた。僅少の適用除外に反対する意見もあれば、[213] 支持する意見もあった。[214] 紛争鉱物規定に僅少の適用除外がないにもかかわらず、僅少の適用除外を含めることについての法的根拠を提供する意見提出者もいた。[215] 全般的にこれらの意見提出者は、僅少の基準の設定が法律で禁じられていない限り、規則は基準の設定を容認していると主張していた。また、ある意見提出者は、「最終規則の策定における不合理で非常識な結果を避けるために」SECには「僅少の適用除外を採用する固有の権限」があると指摘し、これは「もともと備わっているものであり、前例によって確立されている」と述べた。[216]

ある意見提出者は、考えられる僅少の基準値について提言を行った。2人の意見提出者が、発行人の製品中の紛争鉱物のコストが発行人の総生産コストの1%未満だった場合、僅少の適用除外とすべきだと提案した。[217] 別の意見提出者は、発行人の製品中の紛争鉱物の量がきわめて微量である場合に僅少の適用除外の適用を提言した。[218] ある意見提出者は、紛争鉱物から派生した最終製品が、製品価値の一定割合以下だった場合に僅少の適用除外とすることを提言した。たとえば、製品価値が総生産コストの5%以下だった場合等である。[219] ある意見提出者は、僅少の適用除外を発行人が鉱物の原産地を特定できる能力に関連づける

---

211 Howlandの意見書を参照。

212 ITIC I の意見書を参照。また、TechAmerica（2011 年 11 月 1 日）（以下「Industry Group Coalition II」）の意見書（最終規則は「企業間ベースで用意される研究開発用の機器を規則の範囲から」除外すべきだと提案している）を参照。

213 たとえば、Calvert、Earthworks、Episcopal Conference of Catholic Bishops of the DRC（2011 年 11 月 8 日）（以下「CENCO II」）、Global Witness I、Howland、Matheson II、NEI、NYCBar I、NYCBar II、Berman 下議他、SIF I、State II、Trott の意見書を参照。

214 たとえば、AAFA、AdvaMed I、AngloGold、Chamber I、Davis Polk、IPC I、IPC II、IPMI I、NAM I、NRF I、PCP、Bachus 下議他、Roundtable、SEMI、Teggeman、TIC、WGC II の意見書を参照。

215 Materion、NAM I、NRF I の意見書を参照。

216 Materion の意見書を参照。

217 AngloGold 及び WGC II の意見書を参照。

218 Davis Polk、NRF I、Roundtableの意見書を参照。

219 TIC の意見書を参照。

ことを提言した。発行人が製品中のわずか5%の鉱物の原産地を特定できない場合に、製品を「DRCコンフリクト・フリー」とみなすことを認める等というものである。[220] ある意見提出者は、最終規則は僅少の適用除外を認めるべきだが、僅少の適用除外に用いる値は「製品の機能に必要」という文言が最終規則の中でどのように定義されるかにもとづくべきだと指摘した。[221] 最終規則は、重量ベースで紛争鉱物の含有量が0.1%未満の場合に僅少の適用除外を認めるべきだと提言する意見提出者もいた。[222] ある意見提出者は、発行人が報告を免除されうる僅少の適用除外のシナリオを3パターン提示した。具体的には、発行人の紛争鉱物が製品の部品の0.1%未満を構成している場合、発行人の全体的な紛争鉱物の使用量が原料の0.01%未満である場合、または発行人の紛争鉱物使用量が業界の下から20%以内に入っている場合である。[223]

c. 最終規則

我々は意見を検討した上で、規則案と同様に、紛争鉱物が製品の「機能に必要」である時、または製品の「生産に必要」である時を定義しない最終規則を採択しようとしている。[224] ただし、提案書で行ったように、我々はこれらの語句の解釈に関してガイダンスを示そうとしている。このガイダンスは我々が受け取った意見に基づいて、提案書に示されているガイダンスから見るとある程度修正されている。紛争鉱物がある製品の「機能に必要」である、または「生産に必要」であると見なされるか否かは、発行人に固有の事実と状況に左右されるが、発行人が自らの判断を行う際に検討すべきであると我々が考える要素がいくつかある。

以下に述べるように、紛争鉱物が製品の「機能に必要」であるか否かを判断するに当たって、発行人は、(a)紛争鉱物がその製品またはその製品の構成部品に含有されていて、かつ意図的に加えられており、なおかつ自然に発生する副産物ではないか否か、(b)紛争鉱物がその製品に一般的に期待される機能、用途、または目的に必要であるか否か、または(c)装飾、飾りのため、または光彩を添えるために紛争鉱物が組み込まれている場合に、その製品の主目的が装飾または飾りであるか否かを検討すべきである。適用される事実と状況

---

220 IPMI I の意見書を参照。

221 SEMI の意見書を参照（この文言が明確に原料に限定されていた場合、または意図的に製品に添加されたり、製品への添加を引き起こしたりしている場合、僅少の基準は必要な鉱物について年間 1 グラムとすべきだが、最終規則の文言の意味するところを「より穏当な」ものにするのであれば、発行人が入手した特定の部品全体の重量の 0.1%というように、より高い僅少の基準値が用いられるべきであると述べている）。

222 IPC I の意見書を参照。

223 223 NAM I の意見書を参照。

224 基準の問題として、ある紛争鉱物がある製品の「生産に必要」であるか否かの検討と、ある紛争鉱物がその製品の「機能に必要」であるか否かの検討を区別することを紛争鉱物条項が義務付けていると我々が確信しているのは、同規定には双方の語句が含まれているためである。以下のパート II.B.4.c.iii を参照。証取法第 13(p)(1)(A)条および第 13(p)(2)条も参照。

に基づき、これらの要素のいずれかが個別に、または集合的に、紛争鉱物が所与の製品の「機能に必要」であるか否かについての決定要因となる場合がある。紛争鉱物がある製品の「生産に必要」であるか否かを判断するに当たって、発行人は、その製品に紛争鉱物が含有されていて、その製品の構成部品の生産プロセスを含めたその製品の生産プロセスに意図的に加えられているか否か、また、その製品を生産するためにその紛争鉱物が必要であるか否かを検討すべきである。以下で、「機能に必要」と「生産に必要」に関する我々のガイダンスに加えた変更について述べる。

i. 製品に含有されている

我々は意見を検討し、紛争鉱物条項を見直した上で、以下に述べるように、製品に含有されている紛争鉱物のみを、その製品の「機能または生産に必要」であるとみなすべきであることを納得している。我々は、このアプローチは、紛争鉱物条項の法律的構造に照らして適切であることを確信している。上で論じたように、紛争鉱物条項は、自らが製造する、または製造委託契約を結んでいる製品の「機能または生産に必要」な、対象国を原産国とする紛争鉱物を有する発行人に対して、紛争鉱物報告書を提出することを義務付けている。[225] この規定にはその紛争鉱物報告書において義務付けられる情報に関して、証取法第 13(p)(1)(A)(i)条と同法第 13(p)(1)(A)(ii)条という、はっきりと分かれた 2 つの項目が含まれている。一般論として、証取法第 13(p)(1)(A)(i)条は、独立した民間部門による監査を含めて、発行人がその紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスの方法について記述を扱うものであり、第 13(p)(1)(A)(ii)条は「DRCコンフリクト・フリー」であることが判明しなかった製品について記述することをその発行人に義務付けるものである。紛争鉱物条項は「DRCコンフリクト・フリー」とは、対象国における「武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらす鉱物を含有しない製品」を意味すると定義している。[226] 「含有する」という語が使用されていることは、証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条に基づいて義務付けられる開示が、製品に実際に紛争鉱物が含有されている発行人に限定されていることを示している。[227] ある製品の機能または生産に紛争鉱物が必要であるか否かを解釈するに当たっては、この限定を含めることが適切であると我々は確信している。

我々は、証取法第 13(p)(1)(A)(i)条に、製品が必要な紛争鉱物を「含有」していなければならないという同様の限定が含まれていないことに着目している。その結果、証取法第

---

225 証取法第 13(p)(1)(A)条を参照。

226 同上（下線は追加した）。同法第 1502(e)(4)条（単に「鉱物」ではなく「紛争鉱物」に言及している点を除いて、証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条と同じ態様でこの語句を定義している）をも参照。

227 我々は、Random House の Webster's Dictionary 第 2 版が、「含有する」には「体積または面積の中に保有する」が含まれると定義していることに着目している。RANDOM HOUSE WEBSTER'S DICTIONARY, 142（1996 年第 2 版）。

13(p)(1)(A)(ii)条の「含有」という語は、紛争鉱物がその製品の「機能または生産に必要」であるためには、製品に含まれていなければならないことを意味しないというように紛争鉱物条項を解釈することが可能である。しかし我々は、こうした解釈が適正な理解であるとは考えない。この方式に従えば、この規定は、ある製品の「機能または生産に必要」であるが、製品には含まれていない紛争鉱物を有する発行人に対して、証取法第 13(p)(1)(A)(i)条のもとで義務付けられるデュー・ディリジェンスについて記述するが、その製品には紛争鉱物が「含有」されていないために、対象国における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらす紛争鉱物を使用して生産された製品を、「DRC コンフリクト・フリー」であることが判明しなかったとは記述しない、監査済みの紛争鉱物報告書を提出することを義務付けるものと解釈することが可能である。

しかし我々は、こうした解釈の方がすぐれた理解であるとは考えない。このような解釈は紛争鉱物条項が、その製品の「機能または生産に必要」で、対象国を原産国とし、それらの国々において武装集団に利益をもたらす紛争鉱物を有する発行人がその鉱物の起源と加工流通保管過程に関するデュー・ディリジェンスを記述するが、その製品を「DRC コンフリクト・フリー」であるとは判明していない製品として記述する必要のない紛争鉱物報告書の提示を義務付けられる状況を構想していたことを意味するだろう。我々は、「含有」という語に意味を与えるより良い解釈は、製品に含有されている紛争鉱物のみがその製品に「必要」だと見なされ、こうした鉱物のみが、合理的な原産国調査を実施するという要件のきっかけとなる、というものであると確信している。

さらに、我々が最終規則に、ある製品の「機能または生産に必要」で、その製品に含有されていない紛争鉱物を含めるべきではないと考えているのは、最終的に製品に含まれない鉱物に対して規定を適用することが特に難しいという意見提出者たちの懸念を我々がよく理解しているからである。上に述べたように、触媒その他、ある製品の生産には必要で、その製品には現れない紛争鉱物をどう扱うべきかに関して、意見提出者たちの見解は様々である。ただし我々は、触媒が必要で完全には洗い流されていない製品が存在することに着目している。[228] このような状況においては、その製品は生産に必要であり、最終規則の対象である、必要な紛争鉱物を含有している。

ii. 意図的に加えられる

意見提出者たちは正確な定義では合意しなかったが、意見提出者と言える意見提出者のほとんどは、紛争鉱物は、最低限でも製品または生産プロセスに意図的に加えられたのであれば、紛争鉱物条項の観点からは、製品の「機能または生産に必要」と見なすべきであるとする点で一致していた。[229] 我々はこの語句の定義を行わないが、自然に発生す

---

[228] Industry Group Coalition Iからの書簡、およびNAM Iからの書簡（製品と化学反応をさせ、製品を生産するために触媒が使用され、反応して製造された製品にその触媒が痕跡程度見出されるが、その触媒が製品の性能には寄与していない状況に具体的に言及している）を参照。

[229] AAEI、Bario-Neal、Brilliant Earth、Earthworks、Enough Project I、Global Witness I、

る副産物ではなく意図的に加えられていることは、ある紛争鉱物が製品の「機能または生産に必要」であるか否かを判断する上で重要な要素であることに同意している。このことは、紛争鉱物が製品に含有されている限りにおいて、誰がその鉱物を製品に加えたかとは無関係に言えることである。

この点に関して我々は、ある紛争鉱物が「供給業者または下請業者、あるいはサプライチェーンのさらに上流にある当事者の一方的判断に基づいて発行人が取得した従属部品の中に存在している場合」には、その紛争鉱物は、その発行人によって「意図的に加えられた」と見なすべきではないと、ある意見提出者が主張していたことに着目している。[230] 我々は、この意見には賛成しない。規定の共同提案者 2 名が主張していたように、ある紛争鉱物がある製品に「必要」であると見なされるか否かの判断は、その紛争鉱物が発行人によって直接的にその製品に加えられたか否か、または発行人が第三者から受け取る製品の構成部品に加えられているか否かに依拠すべきではない。発行人は、「製品の全体に関して報告を行い、供給業者と協力して規定に従うよう努める」べきなのである。[231] 従って、発行人はある製品に紛争鉱物が「必要」か否かを判断するに当たって、たとえ紛争鉱物がその製品中にあるのは、本来は第三者によって製造された構成部品の一部として含まれているからであるに過ぎないとしても、自らの製品に含有されている紛争鉱物を検討しなければならない。

iii. 「機能に必要」

製品に含有されていることと意図的に加えられたことに加えて、紛争鉱物が製品の「機能に必要」であるか否かを判断するに当たってのもう 1 つの要素は、その製品に一般的に期待される機能、用途、または目的にその紛争鉱物が必要であるか否か、である。一部の意見提出者は、紛争鉱物がある製品の「機能に必要」であるか否かについての発行人の検討を「基本的機能」または「経済的有用性」のテストに限定することを提案した。しかし我々は、判断をこれらテストに限定すると、こうした判断を行うことを義務付けられている発行人により大きな確実性または明確性を与えることにはならないと考えている。ある意見提出者が述べたように、「『基本的機能』と補助的機能の区別は、曖昧で漠然としている」。[232] 同様に、別の意見提出者が述べたように、「経済的有用性はきわめて主観的で、従属部品の中深くに埋め込まれている派生物がもたらす予見不能な結果であり得

Hacker Jewelers、Hoover & Strong、Howland、ITIC I、日本の事業者団体、MSG I、Niotan I、NRF I、Peace、PCP、SEMI、Durbin 上院議員／McDermott 下院議員、SIF I、TIAA-CREF、TriQuint I、および WGC II のそれぞれからの書簡などを参照。

230 SEMI からの書簡を参照。

231 Durbin 上院議員／McDermott 下院議員からの書簡（自動車メーカーは、自動車の他の部分に紛争鉱物が全くないとしても、カーラジオ中の紛争鉱物に関して報告を行わなければならないと指摘している）を参照。

232 TIC からの書簡を参照。

る」。[233] このため我々は、こうしたテストは、あまりにも主観的でほぼ実行不能であると考えている。我々は、ある製品には、一般的に期待される機能、用途、および目的が複数ある状況が存在することを認識して、製品に一般に期待される機能、用途、または目的に集中する方が適切であることを確信している。このような状況においては、紛争鉱物が製品全体にとって必要であるためには、こうした機能、用途、または目的の 1 つにとって必要であるだけで良い。例えば、スマートフォンには電話の送受信、インターネットへのアクセス、保存した音楽の聴取など、一般に期待される機能、用途および目的が複数ある。ある紛争鉱物がこれらの内のいずれか 1 つの機能、用途、または目的に必要なら、その鉱物はそのスマートフォンの機能に必要なのである。

紛争鉱物が製品の「機能に必要」であるか否かを判断するに当たってのもう 1 つの要素は、その紛争鉱物が装飾、飾りのため、または光彩を添える目的で組み込まれているか否か、である。その製品の主目的が主として装飾または飾りである場合には、装飾、飾りのため、または光彩を添えるために加えられた紛争鉱物がその製品の「機能に必要」である公算が高い。例えば、ネックレスに下げる金のペンダントの金がそのペンダントの機能に必要なのは、それが装飾、飾りのため、または光彩を添えるために組み込まれており、ペンダントの主目的が装飾または飾りだからである。反対に、ある紛争鉱物が装飾、飾りのため、または光彩を添えるためにある製品に組み込まれており、その製品の主目的が装飾または飾りではない場合には、それがその製品の「機能に必要」である公算はこれよりも低い。ある意見提出者が述べたように、「例えば、金が厳密に装飾のために［製品］の補助的特徴としてある物品に使用されている場合には、その金はその製品の機能とは無関係で、法律の報告要件の適用除外となるだろう」。[234] 我々は、製品の主目的が装飾または飾りでないのであれば、こうした事実は紛争鉱物がその製品の機能にとって必要ではないことを示す傾向があることに合意する。だとしても、このことは、その紛争鉱物がその製品の機能に必要であるか否かについての発行人の総合的判断において、ありとあらゆる事実と状況の中の 1 つの要素に過ぎないだろう。

iv. 「生産に必要」

ある紛争鉱物が製品の「機能に必要」であるか否かの判断と同じく、ある紛争鉱物が製品の「生産に必要」であるか否かの判断には、発行人に特有の事実と状況の検討が必要である。上に述べたように、紛争鉱物が製品の「生産に必要」であるか否かの判断のきっかけとなるには、製品にその紛争鉱物が含有されていなければならない。他の場合であれば、紛争鉱物が製品に含まれていたとすれば事実と状況に基づいて、その紛争鉱物はその製品の「生産に必要」と見なされていたはずだとしても、我々はこの方式に従い、その製品に紛争鉱物が含有されていないのであれば、その製品の生産プロセスにおいて触媒また

---

[233] SEMI からの書簡を参照。

[234] NRF I からの書簡を参照。

は別のやり方で使用されている紛争鉱物は、その製品の「生産に必要」とは見なさない。ある意見提出者が金について述べたように、また我々は、そのことは他の紛争鉱物にも当てはまることだと確信しているが、「それ自体として金を含有しない製品を生産するに当たっての触媒としての金の使用は、第 1502 条が構想していた範囲を超えて規則の範囲を広げることになる」。[235] ただし我々は、ある製品の生産プロセスにおいて触媒またはその他の方法で使用される紛争鉱物は、その鉱物が他の面でその製品の生産に必要であり、微量を含めて何らかの量が製品に含有されているのであれば、その製品の「生産に必要」であると見なす。[236]

提案書において示したように、我々は依然として、製品を生産するのに使用される物理的な道具または機械に使用されている紛争鉱物が、紛争鉱物条項の「生産に必要」という文言には該当しないと考えている。[237] ある意見提出者は、紛争鉱物条項の文言は、ある製品の生産に必要な道具または機械に使用されている紛争鉱物を対象とすることを意図しており、「このような具体性がなければ、規則はこうした道具または触媒の使用に関する報告を確保せず、よって、その鉱物のかなりの市場を除外し、法律の目的を損なうことになる」と主張していた。[238] 道具または機械の中の紛争鉱物が紛争鉱物条項の対象として捕捉されると我々が考えないのは、紛争鉱物が道具または機械に含まれ得るとしても、生産に必要なのはその道具または機械であって、その紛争鉱物ではないからである。[239] さらに、道具または機械が最終製品に含有されることはありそうもない。

道具や機械と同じく、コンピュータや電線など、ある製品を生産するのに使用される間接的機器が、その機器を用いて生産される製品を「生産に必要」という文言の対象範

---

235 WGC II を参照。

236 我々は、この解釈により、触媒は、製品の生産に必要な場合には報告要件の範囲内に属し続けることに着目している。我々は、すべての触媒が生産プロセスにおいて洗い流されるわけではなく、残留鉱物が製品の「機能に必要」ではない場合があることを理解している。Industry Group Coalition I からの書簡、および NAM I からの書簡（生産される製品と化学反応させるために触媒が使用され、反応して製造された製品に触媒の痕跡程度が見出されるが、その触媒が製品の性能には寄与しない状況に具体的に言及している）を参照。

237 ただし、その道具または機械を製造している、または製造契約を結んでいる発行人は、「生産に必要」または「機能に必要」という文言の範囲に属する公算が高い。

238 Niotan I からの書簡を参照。

239 上述のように、構成部品製品の「機能に必要」な紛争鉱物は、その構成部品製品を組み込むそれ以降の製品の「機能に必要」でもあると見なしている。我々は、これは 2 段階分析と見なされる可能性があり、そのために、構成部品製品中の紛争鉱物はそのそれ以降の製品の機能には必要でないと主張される可能性があることを認識している。しかし我々がこの見解に賛成しないのは、以降の製品に加えられる構成部品がその以降の製品の一部となり、そのことによって構成部品および以降の製品の分離は排除され、その紛争鉱物がその以降の製品の機能に直接必要になるためである。

囲に導き入れることはない。[240] 我々が、このような間接的機器の機能または生産に必要な紛争鉱物が製品の生産に必要であると見なさないのは、その紛争鉱物が、その製品の生産にほとんど関係ない程度にしか必要でないためである。同様に、我々がこうした品目の機能または生産に必要な紛争鉱物を含有する、または紛争鉱物を使用して生産された材料、ひな形およびその他のデモンストレーション装置の中にある紛争鉱物に関して報告することを発行人に義務付けないのは、我々はこうした品目を製品だと見なしていないためである。ある発行人が対価を得るためにこうした品目を商業の流れに入れて第三者に提供し次第、その発行人はそれらの製品の機能または生産に必要な紛争鉱物に関して報告を行うことを義務付けられるようになる。

v. 僅少の基準

最後に、最終規則は意見を検討した上で、僅少の適用除外を含めていない。法律そのものに最小限の適用除外が含まれておらず、我々はいくつかの理由から、最終規則にこの基準を含めると紛争鉱物条項および議会の意図に反することになると確信している。先ず我々は紛争鉱物条項には、実際に明確な制限要素が含まれていること—すなわち、紛争鉱物に関する開示のきっかけとなるためには、紛争鉱物が発行人の製品の「機能または生産に必要」でなければならないこと—に着目している。[241] 上述のように、この基準は紛争鉱物が製品の機能または生産に「必要」であるか否かに焦点を置いており、その製品に含有されている紛争鉱物の量には焦点を置いていない。我々は、議会が基準を選ぶに当たって、たとえきわめて少量でも使用されている紛争鉱物は、その製品の機能または生産に「必要」であり得ることを議会が理解していたことを確信している。紛争鉱物の僅少な使用に規定を適用しないためにその規定をさらに限定することを意図していたのであれば、議会は明示的にその限定を行っていただろう。この点に関して我々は、証取法第 13(q)条を同法の同じタイトル（タイトルXV）の一部（「雑則」）として加えている同法の第 1504 条において、議会が資源採取を行っている発行人による特定の支払いを開示する要件について、僅少の基準を明確に含めたことに着目している。[242]

加えて、もし我々の最終規則に僅少の適用除外を含めれば、紛争鉱物条項の目的が適正に実施されないであろうことを我々は確信している。国務省が意見書に述べたように、紛争鉱物はその「性質を考えれば」、製品に使用されるのは「きわめて限られた分量で」あることが多いため、僅少の基準を含めることは最終規則に「大きな影響を及ぼす可能性が

---

240 ただし、間接的機器を製造または製造契約している発行人は、その間接的機器について「機能に必要」または「生産に必要」のいずれかの定義に該当する公算が高い。

241 証取法第 13(p)(1)(A)条および第 13(p)(2)(B)条を参照。

242 同法の第 1504 条と証取法の第 13(q)条を参照。証取法第 13(q)(1)(C)条は、「『支払い』という語は、石油、天然ガス、または鉱物の商業的採鉱をさらに進めるために行われる、僅少ではない支払いを意味している」と述べている。

ある」。[243] 我々は国務省の見解と同じく、議会は開示規定をたとえ少量であっても、対象国を原産国とする紛争鉱物に適用することを意図していたのだと我々は確信している。

我々は、僅少の適用除外を含まないことにより、取るに足りない、または微量の紛争鉱物であっても開示義務のきっかけになる可能性があるという事実を認識している。[244] しかし、僅少な量の紛争鉱物が開示義務のきっかけになるのは、それら紛争鉱物が製品の機能または生産に必要な場合のみであり、ある製品の機能または生産に必要なのは、ごく取るに足りない量の紛争鉱物である例があることを我々は理解している。従って提案と同じく、我々の最終規則は、紛争鉱物の量とは無関係に、その製造する、または製造委託契約を結んでいる製品の機能または生産に紛争鉱物を必要とする発行人に適用される。

我々は、最終規則に僅少の適用除外を含めないと、含める場合よりも発行人にとってのコストが高くなることを認識している。しかし上に述べたように、議会の意図は僅少の適用除外を定めないことであり、よって最終規則にそれを定めれば、規定の目的を前進させるのではなく妨げることになる、というのが我々の見解である。さらに我々は、その鉱物が意図的に加えられたか否かに焦点を置くことで、僅少な量の鉱物に関する懸念のいくつかが取り上げられることになると考えている。例えばある意見書によれば、冷延鋼板、熱延鋼板およびステンレスの大量の材料を含めて、多くの合金が単なる混入物として錫を含有しているため、錫はそれら合金の仕様の一部ではない。[245] このため、これら合金における錫は意図的に加えられておらず、我々はこの錫を、これら合金を含有する製品の「機能または生産に必要」とは見なさない。

C. 紛争鉱物情報の開示場所、法的位置付け、および時期

紛争鉱物が、発行人が製造している、または製造委託契約を結んでいるある製品の機能または生産に必要であると判断され次第、発行人は最終規則に従って、紛争鉱物情報を提出しなければならなくなる。

1. 紛争鉱物情報の開示場所

a. 規則案

規則案では発行人の年次報告書の中で紛争鉱物についての情報開示を求めることになっていた。国内の発行人はForm 10-K[246] を、外国民間発行人はForm 20-F[247] を、カナダの適格発行人はForm 40-Fを使用して、多国間管轄開示制度（Multijurisdictional Disclosure System）[248]

---

[243] State II（「対象鉱物が製品において使用されていることの多い状態、すなわちきわめて限られた分量であることが多いことを考えれば、こうした変更は規則案に大きな影響を及ぼす可能性がある。僅少の基準は、現状のもとでは検討すべきではない」）を参照。

[244] Chamber I からの書簡および NRF I からの書簡を参照。

[245] Claigan Environmental Inc.からの書簡（2011 年 12 月 16 日）（「Claigan III」）を参照。

[246] 17 CFR 249.310.

[247] 17 CFR 249.220f.

[248] 17 CFR 249.240f.

の下で年次報告書を提出し、紛争鉱物報告書を証拠書類として添付する。[249] 第1502条は、紛争鉱物に関する情報を年に1回開示することを発行人に求めているが、それ以外にその情報をどこに開示するのか、またその形式や特定の書式のどこに開示するかについては指定していない。SECの規則案では、既存のForm 10-K、Form 20-F、Form 40-Fの年次報告書書式を使用して開示を行うようを求めることになっていた。発行人はすでにこれらの報告書の提出を求められているためで、このアプローチによって別の年次報告書の提出を求めるよりも負担が軽減されることになる。報告書本文に紛争鉱物に関する広範囲にわたる情報を掲載することで、投資家に過度な負担をかけることなく年次報告書の中で紛争鉱物の情報開示を行うよう促すために、SECの規則案は独立した「紛争鉱物情報の開示」という見出しの下に紛争鉱物情報の概要を記載し、必要に応じてより詳細な情報を別個に証拠書類として年次報告書に添付するよう求めることになる。

SECでは発行人に対し、合理的な原産国調査にもとづいて、年次報告書の中で「紛争鉱物情報の開示」という独立した見出しの下に、紛争鉱物の中に対象国原産のものが含まれるかどうかの結論や、対象国原産ではない紛争鉱物について発行人がそのような判断を下す際に実施した合理的な原産国調査についての簡単な説明を開示するよう求めることを提案していた。規則案では、合理的な原産国調査にもとづいて紛争鉱物がDRC諸国原産ではないと判断した発行人に対し、さらに詳しい情報の開示を求めることはなかった。また、発行人の紛争鉱物が対象国原産であったり、合理的な原産国調査の結果、対象国原産かどうかを判断できなかったりする場合は、発行人が年次報告書本文に簡潔な追加情報を含めることも提案した。提案のとおり、これらの規則は、発行人に対し、紛争鉱物が対象国原産であること、または紛争鉱物が対象国原産ではないと判断できなかったこと、紛争鉱物報告書が年次報告書の証拠書類として提供されていること、証明された独立した民間部門の監査を含む紛争鉱物報告書が発行人のウェブサイト上で一般に公開されていること、及び紛争鉱物報告書と監査報告書が掲載されている発行人のウェブサイトのインターネットアドレスを開示するよう求めることにしていた。

紛争鉱物条項は、各発行人が紛争鉱物報告書を発行人のウェブサイト上で一般に公開することを求めている。[250] 条項に従って、SECでは発行人に対し、証明された監査報告書を含むそのような報告書の本文をウェブサイト上に掲載して一般に公開するよう求める規則を提案した。提案のとおり、規則では少なくとも次の年次報告書を提出するまで、紛争鉱

---

[249] 提案書において、SEC は、規則案で紛争鉱物報告書を年次報告書の証拠書類として提供するよう発行人に求めることで、電子データ集積・分析・検索システム（以下「EDGAR」システム）にアクセスすれば､発行人が年次報告書とともに紛争鉱物報告書を提供したかどうかが即座に判断できるようになると指摘した。

[250] 証取法第 13 条(p)(1)(E)を参照。これは「一般に公開する情報」と題されており、「第(2)号に当該者は、副号(A)の下でその者が開示している情報を各自のウェブサイト上で一般に公開するものとする」と述べている。

物報告書の本文を発行人のウェブサイト上に保持するよう求める。規則案では、紛争鉱物報告書を提供する発行人に対し、年次報告書本文の中で紛争鉱物報告書について多少の情報を提供するよう求めることになっていたがが、それをウェブサイト上に掲載することは求めるつもりはなかった。年次報告書本文に開示されている情報はどんなものであれ紛争鉱物報告書にも含まれることになり、それを発行人のウェブサイト上に掲載することが求められるため、SECではこの手段が適切であると考えていた。

b. 規則案に対するコメント

提案に対してさまざまな意見が寄せられた。多くの意見提出者は、最終規則で発行人の紛争鉱物情報を年次報告書の中に含めるよう求めるべきではないと考えていたが、[251] 提案のとおり、発行人の紛争鉱物情報を年次報告書の中で提供すべきだと考える者もいた。[252] 紛争鉱物情報を年次報告書に含めることに反対する意見提出者は、概して、年次報告書ではなく新たに作成された報告書や書式、もしくはForm 8-K[253] かForm 6-K[254] で情報を提供すべきだとしていた。[255] 発行人の紛争鉱物情報は、発行人のウェブサイト上のみで提供するべきだという意見も少数ながらあった。[256] 最終規則では、発行人が紛争鉱物情報を別の書式か、現行の報告書で提出することを認めるべきだと提案し、紛争鉱物規定は情報を年次報告書のForm 10-K、Form 20-F、またはForm 40-Fで提出するよう明確に求めていないとする意見もあった。[257] ある意見提出者が述べていたように、この要件は鉱山安全性開示を「証券法の下で各定期報告書を委員会に提出する」としているドッド・フランク法第1503条[258] の要件に反している。[259] このような意見提出者は、したがって議会が紛争鉱物規定で発行人に年次報告書のForm 10-K、20-F、または40-Fの中で紛争鉱物情報を提供するよう求めることを意図していたならば、議会は第1503条と同様の文言を用いていたはずだと論じた。

---

251 たとえば、AdvaMed I、AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Corporate Secretaries I、CTIA、Davis Polk、Ford Motor Company（2011 年 3 月 2 日）（以下「Ford」）、Industry Group Coalition I、ITIC I、日本の事業者団体、JVC 他 II、NAM I、NAM III、NCTA、NMA II、NY State Bar、Roundtable、SEMI、Taiwan Semi、Tiffany の意見書を参照。

252 たとえば、Earthworks、Enough Project I、Global Witness I、Methodist Pension、Peace、TIAA-CREF の意見書を参照。

253 17 CFR 249.308

254 17 CFR 249.306

255 たとえば、AdvaMed I、AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Davis Polk、Ford、ITIC I、JVC 他 II、NAM I、NMA II、NY State Bar、Taiwan Semi の意見書を参照。

256 Corporate Secretaries I、CTIA、NCTA、Tiffany の意見書を参照。

257 たとえば、AngloGold、ITIC I、JVC 他 II、NAM I の意見書を参照。証取法第 13 条(p)(1)(A)は、発行人が紛争鉱物情報を「年に 1 度開示」することのみを求めている。

258 ドッド・フランク法第 1503 条。

259 AngloGold の意見書を参照。

意見提出者の中には、紛争鉱物情報の根底にあるテーマはきわめて特殊で、Form 10-K、20-F、40-Fの年次報告書の財務情報や経営情報とは本質的に異なるものであると主張する者もいた。[260] そうした意見提出者の中には、既存の証取法の報告制度は財務的観点から重要情報を提供するために設計されたものであるのに対し、紛争鉱物規定は対象国の人道主義的危機を阻止する目的で紛争鉱物サプライチェーン情報を提供するために証券開示法を使用していると指摘する者もいた。[261] 紛争鉱物情報を入手し、提供するプロセスは、現在の年度末報告のために開発されたプロセスとは異なるべきだと提言されている。[262]

別の意見提出者は、最終規則で求められる開示は、証取法で求められる他の開示と分け隔てなく扱われるべきだと主張した。[263] この点について、そのような意見提出者の一人は、最終規則で発行人の紛争鉱物情報を発行人の年次報告書に含めるよう求めるべきだと主張した。そのような要件は、紛争鉱物規定の根底にある政策目標に固有のものであり、情報の形式、場所、タイミングにおける一貫性を促進することになるためである。[264] 同様に、別の意見提出者は、Form 10-K、20-F、40-Fの年次報告書で紛争鉱物情報の提供を求めないことは、発行人の紛争鉱物の使用を監視する一般社会の能力を損なうものであり、発行人の紛争鉱物情報の隠蔽を許すことになると述べた。[265] この点について、多くの意見提出者が紛争鉱物規定とその他の証取法の目的には、いずれも投資家の利益のために発行人のサプライチェーンや評判に関する有意義な情報の開示を求めているという点で、ほとんど、あるいはまったく違いはないと考えている。[266] たとえば、法律の共同提案者は、紛争鉱物規定の目的と他の証取法の目的は「まったく同じ」であると明言している。いずれも「購入者……及び一般社会の利益のために……発行人に関する最新情報の公表を保証」しているためである。[267] この他にも、ある意見提出者は「紛争鉱物情報の開示は投資家にとって重要であり、そうした情報によって発行人のサプライチェーンに内在する社会的リスク（人権）や評判リスクに対する投資家の判断力が向上する」と主張した。[268]

---

260 たとえば、Barrick Gold、CEI I、Cleary Gottlieb、Davis Polk、Ford、ITIC I、JVC 他 II、NAM I、NMA II、NY State Bar、PCP、Taiwan Semi、SEMI の意見書を参照。

261 たとえば、CEI I、NY State Bar、Taiwan Semi の意見書を参照。

262 Davis Polk、NAM I の意見書を参照。

263 CRS I、Global Witness I、Methodist Pension、Durbin 上議／McDermott 下議、SIF I の意見書を参照。

264 Global Witness I の意見書を参照。

265 Peace の意見書を参照。

266 たとえば、CRS I、FRS、Global Witness I、Methodist Pension、Durbin 上議／McDermott 下議、Leahy 上議他、SIF I、SIF II の意見書を参照。

267 Durbin 上議／McDermott 下議の意見書を参照。

268 SIF I の意見書を参照。

一部の意見提出者は、Form 10-K、20-F、40-Fを用いて年次報告書の中で紛争鉱物情報を提供することについて、年次報告書の提出時期を理由に懸念を表明した。[269] これらの意見提出者は、紛争鉱物情報の収集と報告に関して発行人への負担が増大すれば、そうした発行人が年次報告書を期限までに提出できなくなる事態を引き起こしかねないと述べた。中には、発行人が新たな報告書や書式、改訂版年次報告書、あるいは現行のForm 8-KやForm 6-Kでの報告のいずれかの形で、発行人の会計年度末から一定の期間内に紛争鉱物情報を提供することを認める代替制度を提案する者もいた。[270] そうした意見提出者の一部は、[271] SECが年次報告書で一定の情報の提供の遅れを認めていると指摘した。たとえば、Form 10-KのGeneral Instruction G(3)[272] の下で発行人の委任説明書の情報の参による将来的な組込みや、Regulation S-XのItem 3-09の下での非連結企業体の個別の財務諸表の参照による将来的な組込み等である。[273] 発行人の会計年度末から提出までの期間については、120日、150日、180日など、さまざまな期間が提案された。発行人はこの期間内に年次報告書の一部として紛争鉱物情報を提供するよう求められることになる。[274] また、以下に詳しく論じるが、一部の意見提出者は、最終規則は企業個々の会計年度にかかわりなく、すべての企業に共通の開始・終了日を設定した報告期間を検討すべきだと提案しており、[275] そのうちの一人は、この1年間の報告期間を歴年と一致させることを提案した。[276]

また、意見提出者の中には、提出[277] 対象の年次報告書の中で紛争鉱物情報を提供するよ

---

269 たとえば、AngloGold、Cleary Gottlieb、CTIA、Ford、ITIC I、NAM I、NY State Bar、Roundtable、SEMI の意見書を参照。

270 AngloGold、Cleary Gottlieb、CTIA、IPC I、ITIC I、JVC 他 II、NAM I、NY State Bar、Roundtable、SEMI の意見書を参照。

271 Cleary Gottlieb、NY State Bar の意見書を参照。

272 Form 10-K [17 CFR 249.310]の General Instruction G.(3)

273 Regulation S-X [17 CFR 210.3-09]の Item 3-09

274 AngloGold、CTIA、ITIC I、NAM I、Roundtable、SEM の意見書を参照。

275 Advanced Micro Devices, Inc.、Africa Faith and Justice Network、Boston Common Asset Management、LLC、Calvert Asset Management Co., Inc.、Congo Global Action、Enough Project、Falling Whistles、Free the Slaves、Future 500、General Electric Company、Global Witness、Hewlett-Packard Company、Interfaith Center on Corporate Responsibility、Jantzi-Sustainalytics、Jesuit Conference、Jewish World Watch、Mercy Investment Services, Inc.、Microsoft Corporation、Royal Philips Electronics、Trillium Asset Management、Unity Minerals、US SIF、The Forum for Sustainable、Responsible Investment（2011 年 8 月 22 日）（以下「MSG II」）、State II の意見書を参照。

276 MSG II の意見書を参照（「SEC 規則が、紛争鉱物報告書に情報が記載される時期は、歴年を基準とし、すべての発行人について同一とするよう要望いたします。MSG は、すべての発行人が共通の暦日において製品に用いられる対象鉱物の原産地及び加工流通過程管理に対するデュー・ディリジェンスならびに報告を開始するよう提言します」）。

277 Pub. L. 107-204, 116 Stat. 745, Sec. 906 (2002)

う規則で定められた場合、サーベンス・オクスリー法第302条[278] 及び第906条の下で年次報告書を保証しなければならない筆頭執行役員や筆頭財務役員、監査人の責任について懸念する向きもあった。[279] この点について、ある意見提出者は、最終規則が発行人に年次報告書の中で紛争鉱物情報を提供するよう求めるならば、委員会は証取法の下で、規則13a-14(a)及び(b)[280] ならびに15d-14(a)及び(b)[281] を修正し、これらの規則に求められるさまざまな役員保証は、年次報告書の中で、もしくは年次報告書の証拠書類として提供される紛争鉱物情報にまで及ばないことを認めるようにすべきだと述べた。[282] 別の意見提出者は、既存の年次報告書で紛争鉱物の開示を求めるならば、SECは「規則または採択リリースに、既存の年次報告書の証拠書類として含めることが求められる役員保証は紛争鉱物開示には適用されないことを明示する文言」を記載するべきだと述べた。[283] また、一部の意見提出者は、Form 10-K、20-F、40-Fの年次報告書での情報提供が、形式または他の適格性において、参照によって証券法の提出物に組み込まれたり、外国民間発行人の場合はその発行人の母国の報告に組み込まれることになる場合の悪影響を懸念していた。[284]

一部の意見提出者は、情報の提供先に関わりなく、一般に閲覧しやすい場所、[285] または発行人及び委員会の双方のウェブサイト上[286] に紛争鉱物情報を置くことを求めると述べた。この点について一部の意見提出者は、SECの提案どおり、最終規則で発行人に対し紛争鉱物報告書や監査報告書を発行人のウェブサイト上に掲載するよう求めることを提言した。[287] しかし、こうした意見提出者の一部は、最終規則は発行人に対し、ウェブサイト上の情報は翌年度の年次報告書の提出日以降も掲載し続けるよう求めるべきだと提案した。[288] 他の意見提出者は、最終規則は発行人に対し監査報告書をオンライン上に掲載する

---

278 Pub. L. 107-204, 116 Stat. 745, Sec. 302 (2002)

279 たとえば、ITIC I、NMA II、Taiwan Semi の意見書を参照。

280 規則 13a-14(a) [17 CFR 240.13a-14(a)]及び規則 13a-14(b) [17 CFR 240.13a-14(b)]

281 規則 15d-14(a) [17 CFR 240.15d-14(a)]及び規則 15d-14(b) [17 CFR 240.15d-14(b)]

282 NY State Bar の意見書を参照。

283 Cleary Gottlieb の意見書を参照。

284 たとえば、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Corporate Secretaries I、Davis Polk、ITIC I、NMA II、NY State Bar、WGC II のの意見書を参照。また、Global Witness I の意見書も参照（紛争鉱物情報は参照することによって証券法の提出書類に組み込まれるべきであると述べている）。

285 たとえば、Episcopal Conference of Catholic Bishops of the DRC（2011 年 4 月 5 日）（以下「CENCO I」）、Good Shepherd の意見書を参照。

286 たとえば、Catholic Charities の意見書を参照。

287 CRS I、Douglas Hileman Consulting LLC（2011 年 10 月 31 日）（以下「Hileman Consulting」）、Howland、NEI、SEMI、SIF I、TriQuint I の意見書を参照。

288 Hileman Consulting の意見書（「提案された 1 年以上の期間」を提言）、NEI の意見書（「発

ことを求めるべきではないと述べた。[289] 意見提出者の一人が述べたように、そのような要件は利益を増やすことなくコストを増やすことになるためである。[290]

最後に、一部の意見提出者は、最終規則は、以前はSECに紛争鉱物情報の提供を義務づけられていなかった企業で、機能や生産に紛争鉱物を必要とする製品を製造したり、製造委託契約を結んだりしている企業を発行人が買収したり、あるいはその支配権を獲得したりした場合、こうした状況にどのように対応しなければならないかについて取り扱うべきだと提言した。[291] これらの意見提出者は、買収した企業には製品中の紛争鉱物の原産地を特定するための手順がまったく存在していない可能性があり、したがって、発行人が買収した企業のサプライチェーンを含む正確な特定開示報告書を提供できるようになるまで、そうした手順を確立するための「十分な時間的余裕」[292] が必要になることが十分に考えられると指摘した。一部の意見提出者は、発行人は買収した企業が製造した製品について、買収日から8カ月目以降に始まる最初の報告期間の終わりまで報告を求められないようにすることを提言した。[293] また、買収した企業が製造する製品について、発行人は買収成立日から18カ月目以降に開始する最初の報告期間の終わりまで、報告を求められないことを提言する者もいた。[294] 別の意見提出者は、買収した事業体によって製造された製品、またはその事業体のために製造された製品について、「買収が成立した会計年度の後に始まる最初の会計年度の初めまで」報告を義務づけないよう提言した。[295]

c. 最終規則

我々は意見を検討した上で、証取法に基づく新たな書式で紛争鉱物情報を提供することを発行人に義務付けるように規則案を改訂しようとしている。しかしながら、規則案の通り、最終規則が発行人に義務付けているのは、紛争鉱物報告書を付属書として提出す

行人はウェブサイト上に数年分の報告書を掲載する」ことを提言)、SIF I の意見書（「発行人は紛争鉱物報告書及び監査報告書をウェブサイト上に 5 年間掲載し続けることを求められるべき」だと提言)、TriQuint I の意見書（発行人の紛争鉱物報告書はウェブサイト上に「発行人の製品が最後に公開市場で販売されてから 10 年間」は掲載しておくべきだと提言）を参照。

[289] AngloGold、NMA II の意見書を参照。

[290] AngloGold の意見書を参照。

[291] たとえば、ABA、Industry Group Coalition I、Industry Group Coalition II、NAM I、Semiconductor の意見書を参照。

[292] Semiconductor の意見書を参照。

[293] NAM I (same), and Semiconductor (same). Industry Group Coalition I の意見書（8 カ月間の導入期間を提言。法律を施行する最終規則の採択と、歴年での申告者に適用される報告期間の開始とのずれを解消するためで、買収を行った発行人が紛争鉱物の合理的調査と買収企業のサプライチェーン全体に対するデュー・ディリジェンスを実行する際にもこれだけの期間が必要とある)、NAM I（同じ)、Semiconductor（同じ）の意見書を参照。

[294] Industry Group Coalition II の意見書を参照。また、Industry Group Coalition I、NAM I、Semiconductor の意見書も参照。

[295] ABA の意見書を参照。

ることであって、新規の報告書の本文においてではない。我々はこの点に関しては引き続いて、特定開示報告書の付属書として紛争鉱物報告書を提出すれば、発行人がその特定開示報告書に添えて紛争鉱物報告書を提出したか否かは、誰でも EDGAR システムにアクセスすれば迅速に判断できると考えている。

我々が発行人の年次報告書において紛争鉱物に関する開示を義務付けることを提案したのは、この方式の方が、発行人が別の報告書を提出することを義務付けるよりも負担が少なくなるだろうと考えたためである。ただし我々が受け取った意見に基づけば、発行人は年次報告書とは別に、締め切りが年次報告書よりも遅い新規の報告書で紛争鉱物情報を提供する方が負担が少ないと判断するようである。その例としてある意見提出者は、「発行人の会計年度末からその発行人が監査済みの年次財務諸表の提出を義務付けられている日までの間に、その発行人の会計チームと財務報告チームは年次報告書の作成にもてる資源を集中する。したがって証取法に基づき発行人へ年次報告書と同時に紛争鉱物の開示を提供（furnish）するよう義務づけることは、すでに能力ぎりぎりに近い状態で活動する可能性の高い時期に、それら資源にさらに重圧をかけることになろう」[296] と説明した。別の意見提出者は、その発行人は「通常の年度末報告のために開発されたプロセスの範囲に属さない新たな報告要件を守るために、大幅に異なるプロセス」を利用することを義務付けられることになり、年次報告書と「同じ予定表で、紛争鉱物に関係して、これに必要な調査とデュー・ディリジェンスを完了することは負担になる可能性がある」と述べた。[297]

我々は、投資家にとってはForm 10-K、20-F、および 40-Fになっている情報の開示場所を突き止める方が容易であろうという意見提出者たちの主張を検討した。しかし我々は、新たなForm SDなら、情報への素早いアクセスを提供するはずであることを確信している。実際、投資家にとっては、分量の多いForm 10-K、Form 20-F、またはForm 40-Kになっていて数十にも及ぶ可能性のある付属書の 1 つではなく、新たなForm SDに情報が入っている時の方が、情報を見つけ出しやすいかもしれない。[298] このため最終規則は、製造している、または製造委託契約を結んでいる製品の機能または生産に紛争鉱物が必要な発行人に、毎年 5 月 31 日までにForm SDで前暦年に関する報告を行う特定開示報告書を我々に提出することを義務付けている。特定開示報告書の締め切りは多くの意見提出者の要請通り、発行

---

296 AngloGold からの書簡。

297 NAM I からの書簡。

298 規則案のもとでは、発行人は年次報告書において、紛争鉱物情報を Form 10-K、Form 20-F または Form 40-F で提出することを義務付けられただろう。1940 年投資会社法［15 U. S. C. 80a et seq.］に基づいて登記されている投資会社（「登記済み投資会社」）が発行人として開示要件の対象にならなかっただろうというのは、それらの企業が Form 10-K、Form 20-F または Form 40-F を提出することを義務付けられていないためである。この開示を新たな書式で義務付けるという我々の決定は、開示要件の対象になる企業の範囲を変更することを意図したものではない。このため提案と同じく、投資会社法に基づく規則 30d-1（17 CFR 270.30d-1）に従って書式 N-CSR または書式 N-SAR で報告書を提出することを義務付けられている登記済み投資会社は、最終規則の対象にはならない。

人が証取法に基づく年次報告書を作成するのを邪魔しないように、暦年末が年度末の発行人にとっての年次報告書の締め切りより遅くなっている。[299] また以下で詳細に論じるように、最終規則は各発行人に対して、会計年度についてではなく各暦年について、紛争鉱物情報を提出することを義務付けている。

発行人が、これまで紛争鉱物情報を我々に提出することを義務付けられていなかった製品の機能または生産に必要な紛争鉱物を使用して製品の製造を行っている、または製造委託契約を結んでいる企業に対する支配力を買収した、またはその他の方法で取得した場合には、紛争鉱物情報を提出するために合理的な追加的時間を与えることが適切であるとする意見を受け取り、我々はその意見に同意する。我々は、この遅延を反映させるために最終規則に指示を付け加えた。よって最終規則は、買収した企業の製造する製品に関して、最初の報告期間を買収の発効日から 8 ヵ月後以降に始まる最初の暦年まで延期することを発行人に認めている。この選択肢は、我々が受け取ったいくつかの意見に基づいて合理的な方式のように思われる。[300] 我々は、買収した事業体によって、またはその事業体のために製造されている製品に関して、買収が実現した会計年度の後に始まる最初の会計年度中に報告を行うことを発行人に義務付けるなどのように、この期間を短くすると、企業を買収した発行人はその年度の遅くになって、紛争鉱物情報を集め、これに関して報告を行うためのシステムを確立する時間が不十分なままになる可能性があることに留意している。

さらに我々は、紛争鉱物情報を Form 10-K、Form 20-F、または Form 40-K での発行人年次報告書に含めないことを反映させるため、発行人が自らのインターネット・ウェブサイトに紛争鉱物開示または紛争鉱物報告書を掲載し続けなければならない期間に関する規則案を修正しようとしている。規則案は、次の年次報告書が提出されるまで、インターネットのウェブサイトに紛争鉱物情報を掲載し続けることを発行人に義務付けるようなものであった。我々がこの期間の継続期間を 1 年だけにしようと意図したのは、その発行人は次の年次報告書において提出すべき紛争鉱物情報があるにせよないにせよ、先の年次報告書から 1 年後には次の年次報告書を提出するか、そうでなければ報告を行う発行人であることを停止しなければならないからであった。しかし最終規則は Form SD になっている特定開示報告書で紛争鉱物情報を提示することを発行人に義務付けているため、次の暦年に報告できる紛争鉱物がない発行人の場合には、特定開示報告書の間にあく期間が 1 年を上回る場合がある。我々が規則案を修正しなければ、こうした発行人は 1 年間を上回って自らのインターネット・ウェブサイトに紛争鉱物情報を維持することを義務づけられ、それが無期限になる可能性がある。このため最終規則では、発行人は自らのインターネット・

---

[299] AngloGold、Cleary Gottlieb、CTIA、Ford、ITIC I、NAM I、NY State Bar、Roundtable、および SEMI のそれぞれからの書簡などを参照。

[300] Industry Group Coalition I、Industry Group Coalition II、NAM I、および Semiconductor のそれぞれからの書簡などを参照。

ウェブサイトに紛争鉱物開示または紛争鉱物報告書を 1 年間掲載しなければならないと定めている。我々は意見提出者たちが示した、情報開示を命じる期間はもっと長くする必要があるという懸念に対応して、紛争鉱物報告書を添付した発行人の Form SD は EDGAR に無期限に掲載されるため、情報は広く利用可能であり続けると記している。

我々は本日発表する別のリリースにおいて、一定の資源採取支払い情報をForm SDで開示することを発行人に義務付けている。[301] リリースの順番が原因で、我々は本リリースにおいてこの書式を採用し、資源採取のリリースではそれを修正しようとしている。ただし我々は、これら 2 つの別々の開示規定について、この書式を同等に使用することを意図している。

2. 紛争鉱物情報の「提出（File）」

a. 規則案

規則案では、該当する場合にForm 10-K、Form 20-F、Form 40-Fによる発行人の紛争鉱物情報が発行人の年次報告書の中で提供され、紛争鉱物報告書が発行人の年次報告書の証拠書類として含まれるよう求めることになっていた。提案された規定の要件には、発行人に紛争鉱物報告書を年次報告書の証拠書類として提供するよう指示するものがあった。また、提案したとおり、独立した民間部門の監査報告書を含める発行人の紛争鉱物報告書は、発行人が紛争鉱物報告書と独立した民間部門の監査報告書を証取法の下で提出すると明言しない限り、証取法第18条の目的のために「提出（file）」されることはないし、同条の責任の対象にもならない。その代わり、これらの書類はSECのみに提供される。同様に、提案したとおり、規則は紛争鉱物報告書と独立した民間部門の監査報告書は、発行人が明確にそうしている場合を除いて、参照することによって証券法や証取法の下の提出書類に組み込まれることはないと考えている。上述したように、また規則案にあるように、紛争鉱物報告書の提供は、発行人を第18条の責任の対象とするものではない[302] が、それでも発行人には紛争鉱物情報に対する責任がある。証取法第13条(p)(1)(C)の下で、紛争鉱物規定の遵守を怠った場合、発行人のデュー・ディリジェンスのプロセスは「信頼できない」と判断され、したがって紛争鉱物報告書はSECの規則案を「満足していない」ことになる。[303] この点について、提案したとおり、規則案の遵守を怠った発行人は、該当する場合は、証取法の第13条(a)または第15条(d)違反の責任を問われることになっていた。[304]

b. 規則案に対するコメント

多くの意見提出者が最終規則は、提案されているとおり、発行人に対し紛争鉱物情報の

---

[301] 資源採取を行っている発行人による支払いの開示、リリース番号 34-67717（2012 年 8 月 22 日）。

[302] 15 U.S.C. 78r

[303] 証取法第 13 条(p)(1)(C)を参照。

[304] 15 U.S.C. 78m(a)及び 15 U.S.C. 78o(d)

「提出（file)」よりも「提供（furnish)」を求めるべきだと明言した。[305] こうした意見提出者の多くは、紛争鉱物開示の性質と目的は、証取法第13条の下で求められる他の開示とは質的に異なり、紛争鉱物情報は投資家にとって重要ではないと考えていた。[306] ある意見提出者が説明したように、「法令そのものの中に、"道理をわきまえた"投資家が発行人の有価証券を買ったり売ったりするかどうかを決めるにあたってこの情報を重要と思うようなことを示唆するものは何もない」。これは「連邦証券法の下での重要性の試金石」なのである。 [307] しかし、この意見提出者は、「社会意識のある投資家は、投資判断の際にこの情報を考慮に入れるだろう」と認めた。[308] 一部の意見提出者は、紛争鉱物情報は、提出が求められている他の情報とは異なっており、したがって紛争鉱物情報は「提供（furnish)」されるべきだと主張した。[309] 他の意見提出者は、紛争鉱物情報が理性的な人物の投資決断にとって重要なものであるなら、紛争鉱物規定がなくても発行人の提出書類の中で開示されなければならないはずであるから、紛争鉱物に関する他のいかなる情報も「提供（furnish)」されるべきであると述べた。[310] 別の意見提出者は、紛争鉱物情報は「提供（furnish)」されるべきだと提言した。発行人の「提出した（file)」定期報告書の財務諸表を作成するのに使用されたデータは通常は発行人の支配下にあり、内部管理の対象であるのに対し、紛争鉱物情報については、発行人はデータを第三者（サプライヤー、製錬業者等）に依存しなければならず、自らの管理がほとんど及ばないためである。[311]

一部の意見提出者は、紛争鉱物情報は「提供（furnish)」するものとし、それによって証取法第18条の責任が紛争鉱物情報に課されないようにすべきだと主張した。[312] そのうちの一人は、議会が発行人の紛争鉱物情報をそのような責任の対象とすることを意図していた徴候はないため、第18条の責任は適用すべきではないと主張した。[313] この点について、一

---

[305] たとえば、AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Corporate Secretaries I、Deloitte & Touche LLP（2011 年 3 月 2 日）（以下「Deloitte」)、Ford、ITIC I、JVC 他 II、NAM III、NMA II、NY State Bar、Taiwan Semi、WGC II の意見書を参照。

[306] たとえば、AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Ford、ITIC I、JVC 他 II、NMA II、NY State Bar、Taiwan Semi の意見書を参照。

[307] JVC 他 II の意見書を参照。

[308] 同上参照。

[309] たとえば、AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Ford、ITIC I、JVC 他 II、NMA II、NY State Bar、Taiwan Semi の意見書を参照。

[310] AngloGold、NMA II の意見書を参照。

[311] Ford の意見書を参照。

[312] Barrick Gold、Cleary Gottlieb、NMA II、Society of Corporate Secretaries and Governance Professionals（2011 年 8 月 16 日）（以下「Corporate Secretaries III」)、WGC II.の意見書を参照。

[313] WGC IIの意見書を参照。

部の意見提出者は、「提供（furnish）」だったとしても、発行人の紛争鉱物情報はかなりの注目と精査を受けることになり、この情報に関する発行人の開示はやはり不正を抑止するだけの責任の対象となると主張した。[314] この意見提出者は、不正確な記述や誤解を招く記述については、連邦証券法の不正を禁ずる規定及び証取法の第10条(b)及び規則10b-5の下で、発行人は実質的に責任を問われることになると指摘した。[315] 彼らはさらに、紛争鉱物規定の遵守を怠った場合、発行人のデュー・ディリジェンスは「信頼できない」と判断され、したがって紛争鉱物報告書は最終規則を満たしていないことになり、発行人は証取法第13条(a)または第15条(d)違反の責任を問われることになると示唆した。[316]

逆に、最終規則が発行人に紛争鉱物情報を「提出（file）」するよう求めるべきだと指摘した意見提出者もいた。[317] 法律条項の2人の共同提案者は、議会は発行人の紛争鉱物情報、特に紛争鉱物報告書について、「提供（furnish）」よりも「提出（file）」とすることを意図していたと述べた。それによってこの情報を証取法第18条の責任条項の対象とし、民間部門が不正や誤解を招くような記述への対応策を取れるようにするためである。[318] 共同提出者は、提案書において、紛争鉱物規定の要件である発行人による紛争鉱物報告書の「提出（submit）」について、SECが議会が意図していたことを、情報の「提出（file）」ではなく「提供（furnish）」と解釈したことは誤りだと主張した。彼らは、「提供（furnish）」という用語は、法律全体に41回出現するが、その用語は「明らかに第1502条では用いられておらず」、このことは「議会は『提出（submit）』という言葉を『提供（furnish）』ではなく『提出（file）』の意味で用いていた」ことを明示していると述べた。[319]

同様に、他の意見提出者による意見書でも、議会の紛争鉱物報告書に対する法的意図は「提供（furnish）」ではなく「提出（file）」だったことが強調されている。[320] 意見書は、「法律制定の過程でのSECとの会合、また書面による議会への意見で、第1502条は情報にもとづく選択を行うのに必要な情報を投資家や世間に供給するための透明性のある手段として考えられた」ことは明らかであると述べている。[321] したがって、「紛争鉱物の不正な、また

---

314 Barrick Gold、Ford、JVC 他 II の意見書を参照。

315 Barrick Gold、JVC 他 II の意見書を参照。

316 Ford、JVC 他 II の意見書を参照。

317 たとえば、Bario-Neal、Brilliant Earth、Columban Center 他、Earthworks、Enough Project I、Global Witness I、Hacker Jewelers、Hoover & Strong,、Metalsmiths、Durbin 上議／McDermott 下議、SIF II、TakeBack、TIAA-CREF、World Vision US、World Vision DRC（2012年 2 月 21 日）（以下「World Vision II」）の意見書を参照。

318 Durbin 上議／McDermott 下議の意見書を参照。

319 上参照。

320 Leahy 上議他の意見書を参照。

321 同上。

は誤った報告については企業に責任を負わせることで投資家の利益を守ることが重要であり、それゆえに報告書は「提供（furnish）」ではなく「提出（file）」されなければならない」。[322]

さらに意見提出者は、紛争鉱物規定を単純に解釈すれば、議会が「提出（submit）」という言葉で「提出（file）」を意味することを意図していたのは明らかであると主張した。[323] 証取法の新条項第13条(p)(2)(A)は、紛争鉱物開示は、紛争鉱物が当該者によって製造される製品の機能または生産に必要である場合に必要とされ、当該者は紛争鉱物規定に従ってSECに報告書を「提出（file）」することが求められるため、規定の「提出（submit）」は「提出（file）」を意味していると主張したのである。また、意見提出者の一人は、「提供（furnish）」という言葉は規定の文言には登場しないと述べた。[324]

さらに一部の意見提出者は、紛争鉱物情報を「提出（file）」するよう求めることは、発行人の紛争鉱物情報の透明性を高め、入手を容易にし、正確さや完成度を高めるため、投資家の利益になると主張した。この点について、これらの意見提出者の一人は、紛争鉱物情報の「提出（file）」を求めることで私的訴権が認められるようになり、それによって投資家は紛争鉱物開示に関する重大な虚偽の申立てについて救済を求めることが可能になり、発行人や他の関係者には適切なデュー・ディリジェンスを実施する動機を与えることになると示唆した。[325] 別の意見提出者は、紛争鉱物情報を「提出（file）」するよう発行人に求めることは、「透明性の向上を促し、第1502条の効果を高め」、「この情報へのアクセスを容易にする」のを助けると述べた。[326] さらに別の意見書で、投資家グループは紛争鉱物情報の「提出（file）」を発行人に求めることは、「紛争鉱物開示が可能な限り包括的で、透明で正確であることを投資家に保証することを可能にする」と指摘した。[327]

最後に、一部の意見提出者は、紛争鉱物情報は重要であり、したがって「提出（file）」されるべきだと主張した。[328] ある意見書の中で投資家グループは、紛争鉱物情報は投資家にとって投資の決断をする上で重要であり、したがって情報は「提出（file）」されるべきだと述べた。[329] 具体的には、「企業のリスクを評価する上でのデータの重要性に鑑みて、規則案で触れられているすべての情報は、証拠書類として提供（furnish）するのではなく、年次

---

322 同上。

323 Global Witness I 及び Enough Project I の意見書を参照。

324 Global Witness I の意見書を参照。

325 同上参照

326 Enough Project I.の意見書を参照。

327 SIF II の意見書を参照。

328 Global Witness I、SIF II、TIAA-CREFF の意見書を参照。

329 SIF II の意見書を参照。

報告書の本文中で提出(file)するよう求めることを委員会に要望する」と述べられている。[330] また、別の意見書の中で、ある機関投資家は、紛争鉱物情報は投資決断にとって重要であり、したがって「この報告書は委員会の提案のように提供（furnish）されるのではなく、重要情報として提出（file）されるべきである」と指摘した。[331] さらに、ある意見提出者は、紛争鉱物情報の「提出（file)」ではなく「提供（furnish)」を認めることは、「世界中の発行人、規定者、投資家、政府が、委員会が道を開くために尽力する姿を見守っているそのときに、委員会自身はこれらの開示をそれほど重く見ていないという残念なシグナルを送る」ことになるとし、「発行人のコンプライアンスへの意欲を減退させ、法律の全体的な目的を損なう」ことになり、「DRCにおける資源関連の暴力を終わらせ、米国の消費者や投資家に有意義で信頼できる開示を提供（provide）するという目標を台無しにする」と主張した。[332]

c. 最終規則

規則案は紛争鉱物情報の「提供（furnish)」を義務付けていたはずだが、我々が採択しようとしている最終規則は意見を検討した上で、紛争鉱物が必要な発行人に対して、紛争鉱物報告書および独立した民間部門による監査報告書を含めて特定開示報告書において示されている紛争鉱物情報を「提出（file)」することを義務付けている。[333] 上で論じたように、意見提出者たちは、義務付けられている情報を「提供（furnish)」すべきか「提出（file)」すべきかに関して意見が一致せず、[334] この問題に関しては、紛争鉱物規定は曖昧だというのが我々の見解である。情報を「提供（furnish)」するのではなく「提出（file)」すべきであるという結論に達するに当たって我々は特に、証取法第 13(p)(1)(a)条は紛争鉱物報告書を委員会に「提出（submit)」すべきであると述べているが、報告書の提出を義務付けられている「当該者」の定義では、「提出（file)」の語が用いられている。法律におけるこの言及は、報告書を提出（file）すべきことを示している。

加えて、意見提出者たちは、情報を「提供（furnish)」することを認めると、情報の重要性を減ずることになり、[335] 情報の「提出（file)」を義務付ければ記事の質を高めるこ

---

330 同上。

331 TIAA-CREF の意見書を参照。

332 Global Witness I の意見書を参照。

333 15 U. S. C. 78r。

334 AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Corporate Secretaries I、Deloitte、Ford、ITIC I、JVC その他 II、NAM III、NMA II、NY State Bar、Taiwan Semi、および WGC II のそれぞれからの書簡（開示を「提供」するという要件を支持している）と、Bario-Neal、Brilliant Earth、Columban Center その他、Earthworks、Enough Project I、Global Witness I、Hacker Jewelers、Hoover & Strong、Metalsmiths、Durbin 上院議員／McDermott 下院議員、SIF II、TakeBack、TIAA-CREF、および World Vision II のそれぞれからの書簡（開示を「提出」するという要件を支持している）を比較されたい。

335 Global Witness I からの書簡を参照。

とになると主張した。[336] 一部の意見提出者は、紛争鉱物情報は義務付けられている他の開示より重要性の低いものとして扱うべきではないと主張し、[337] 別の意見提出者は具体的に、紛争鉱物情報は質の面で、「提出（file)」を義務付けられている開示に類していることを指摘した。[338]

開示を「提供（furnish)」するという規則案を支持するその他の意見提出者たちは、情報は投資家にとって重大ではないと主張したが、[339] そうではないと主張する意見提出者もあった。[340] この意見の不一致、および重大性は個別に異なる問題であることを考え、我々はこれが情報を「提供（furnish)」すべきだと定める理由であることに納得していない。加えて我々は、紛争鉱物情報を「提供（furnish)」すべきであるのは、発行人が自らの紛争鉱物に関するデータについて第三者に依拠する必要があり、関係する事実についての直接的知識が自らに利用可能でない場合に、その情報について発行人に責任があると考えるべきではないためであるという意見を高く評価している。[341] ただし我々は、第 18 条は提出された情報について厳格な責任を定めていないことに着目している。というよりも同条は、人は提出した文書において誤解を招くような陳述について、自らが誠実に行為し、その陳述が虚偽または誤解を招く恐れのあるものであることを知らなかったことを立証できれば、その陳述には責任がないものとする、と述べているのである。[342]

---

[336] Enough Project I からの書簡および SIF II からの書簡を参照。

[337] Global Witness I からの書簡を参照。

[338] Durbin 上院議員／McDermott 下院議員からの書簡を参照。

[339] AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Corporate Secretaries I、Deloitte、Ford、ITIC I、JVC その他 II、NAM III、NMA II、NY State Bar、Taiwan Semi および WGC II などからの書簡を参照。

[340] Leahy 上院議員ら、SIF I、SIF II、および TIAA-CREF のそれぞれからの書簡を参照。

[341] Ford からの書簡を参照。

[342]証取法第 18 条(a)は以下のように述べている。「本タイトルまたは本タイトルに基づく規則もしくは法規、または本タイトルの第 15 条(d)項に定められている登録届出書に記載されている約束に従って提出される申請書、報告書または文書において陳述を行う、または陳述を行わせる者は、その陳述が行われた時点において、またその陳述の行われた状況に照らして、何らかの重大な事実に関して虚偽または誤解を招く恐れがあるものであれば、かかる陳述に依拠してその陳述によって影響を受ける価格で（かかる陳述が虚偽または誤解を招く恐れのあるものであることを知らずに）証券を購入または売却した誰に対しても、かかる依拠によって引き起こされた損害に責任があるものとするが、訴えられた者が、自らは誠実に行為したこと、およびかかる陳述が虚偽または誤解を招く恐れのあるものであったことをいっさい知らなかったことを立証できる場合はその限りではないものとする。かかる責任を執行しようとする者は、所轄の法域のいずれの裁判所に対しても、成文法または衡平法に基づいて提訴を行うことができる。かかる訴訟において、裁判所は自らの裁量により訴訟当事者のいずれかに、かかる訴訟の費用を支払う約束を義務付け、妥当な弁護士費用を含めて妥当な費用の支払いを課すことができる」。第 18 条に基づいて権利を主張する原告は、依拠と損害を含めて、請求権を立証するための法律の要素を満たすことが必要になろう。加えて、最終規則に従わない発行人は証取法第 13(a)条と第 13(p)条、および第 15(d)条の該当する方にも違反している可能性があることに我々は着目している。発行人は

その上、以下で論じるように、最終規則には、デュー・ディリジェンスを実行することを義務付けられており、その紛争鉱物が対象国を原産国としないと判断できない、または対象国を原産国とするその紛争鉱物が対象国における武装集団の直接間接の資金源となっていない、またはこれらに利益をもたらしていないことを判断できない発行人が、かかる紛争鉱物を使用した製品について「DRC紛争判定不能」と記述することのできる暫定期間が含まれることになる。この期間により発行人には、供給業者との契約の改訂と製錬業者の検証証明書によって自らのサプライチェーンに関してより多くのデータと支配力を得るに足る時間が得られ、ひいてはこの責任についての懸念を軽減することができることを我々は確信している。[343]

3. 報告期間の一律化

a. 規則案

紛争鉱物規定は、発行人に対し、紛争鉱物情報の初期開示と、必要な場合にはSECの最終規則公布後の最初の1会計年度分の初期紛争鉱物報告書を提供するよう求めており、SECもそのように提案した。[344] 報告書は最初の会計年度の丸一年分を対象とするよう求められることになっていた。

b. 規則案に対するコメント

意見を募集する際に、発行人が毎年一貫した明確な基準に従っている限り、規則で求められている紛争鉱物開示や紛争鉱物報告書について、個々の発行人がどの報告期間を対象とするか決定するための独自の基準の設定を認めるべきかどうかについて尋ねる質問も含めた。一部の意見提出者は発行人の方法論が明確になっている限り、個々の発行人が紛争鉱物開示の報告期間を決定する適切な基準を選択する柔軟性を最終規則で認めることに賛同した。[345] その一方で最終規則は紛争鉱物報告期間を発行人の年次報告書にある会計年度と一致させるよう求めるべきだと主張する意見もあった。[346]

SECでは発行人の紛争鉱物報告期間を発行人の会計年度と一致させるべきかどうかについて特に意見を求めなかった。それでも、一部の意見提出者は発行人の紛争鉱物開示の年次報告期間は会計年度にもとづくべきではなく、すべての発行人が同じ1年間の期間をベー

規則に従って開示された情報における虚偽の、または誤解を招く恐れのある重大な陳述について、証取法第 10(b)条［15 U. S. C. 78j］および同条に基づいて公布された規則 10b-5［117 CFR 240.10b-5］に基づく潜在的責任の対象にもなるだろう。

343上で論じたように、発行人の証取法に基づく年次報告書においてではなく新たな書式での開示を義務付ければ、開示が証取法に基づく規則 13a-14 および 15d-14 によって義務付けられている幹部職の証明の対象になるとする一部の意見提出者の懸念を緩和するはずである。

344 344 証取法第 13 条(p)(1)(A)を参照。（発行人は「規則の公布日後に始まる最初の完全な会計年度から初めて毎年開示」しなければならないと述べている）。

345 Howland、IPC I、NMA II の意見書を参照。

346 AngloGold 及び TIC の意見書を参照。

スとするべきだと主張した。[347] こうした意見提出者の一人は、「すべての発行人からの情報のタイミングを歴年ベースで一致させることは……さまざまなサプライチェーンにまたがる完全性と一貫性を提供することになり」、「部品製造者をはじめサプライチェーン内の他の者たちは、会計年度の異なる多くの顧客に製品を提供しているため、サプライチェーン全体が共通の期限に向けて作業をすれば、効率も正確性も向上する」と認識している。[348] 別の意見提出者は、統一された歴年の報告期間は「報告義務を明確化し、さまざまな企業の機会を均等にし、デュー・ディリジェンスの実施と関連する地域のイニシアチブの日程をより明確にする」と指摘した。[349] さらに、「期日の統一によって、規則の効力を弱めることなく、効率を上げ、コストを引き下げることができる」と主張している。[350]

c. 最終規則

最終規則は意見を検討した上で、特定の発行人の会計年度とは無関係に、暦年ベースで紛争鉱物情報を提供することを各発行人に義務付けることになる。[351] 最終規則は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの毎暦年について、Form SDになっている特定開示報告書において毎年の紛争鉱物情報を提供することを発行人に義務付けており、特定開示報告書は翌年の 5 月 31 日が委員会への締め切りとなる。この点に関して、すべての発行人の最初の報告期間は 2013 年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までとなり、最初の特定開示報告書は 2014 年 5 月 31 日以前に提出しなければならない。

最終規則が一律の報告期間を採用すれば、サプライチェーンへの参加者への負担を軽減する可能性があると説明した意見提出者たちに我々は同意する。この要件は、メーカーのサプライチェーンの一部である構成部品の供給業者が自らの供給する構成部品中の紛争鉱物に関して、それよりも上流の購入者に対して年に 1 度だけ報告を提供することを可能にする。そうでないと、紛争鉱物報告書の締切日が規則案通りに発行人の会計年度と結び付けられている場合には、顧客の会計年度末が様々である可能性があるために、構成部品の供給業者は年間を通じて継続的にその紛争鉱物に関する報告書を提供しなければならなくなる可能性がある。構成部品の供給業者に無数の購入者がいる場合には、供給業者は毎

---

347 IPC II、Matheson II、MSG II、発行人、非政府組織、投資家の 29 団体で構成されるマルチステークホルダーグループ（2011 年 11 月 10 日）（以下「MSG III」）、State II の意見書を参照。

348 MSG II の意見書を参照。また MSG III の意見書も参照。

349 State IIの意見書を参照。

350 IPC II の意見書を参照。

351 証取法第 13(p)(1)(A)条は、我々がいかなる「当該者」にも、「法規の公布日の後に始まる、その者の最初のまる 1 年間の会計年度から」、その紛争鉱物情報を毎年開示することを義務付ける法規を公布するよう義務付けていることを我々は認識している。紛争鉱物条項は、義務付けられている紛争鉱物情報を発行人の年次報告書、または監査済みのその財務諸表と結び付けていない。従って、紛争鉱物条項は会計年度まる 1 年が経過したら報告を開始することを発行人に義務付けているが、最終規則の報告期間を発行人の会計年度と一致させるという要件はない。

月、またはそれよりさらに頻繁に、構成部品中の紛争鉱物に関して別々の報告書を提供しなければならなくなるかもしれず、負担と費用がきわめて大きなものになる可能性がある。[352]

加えて、上で論じたように、特定開示報告書に一律 5 月 31 日の締め切りを義務付ければ、発行人の会計年度末から年次報告書の締め切りまでの間にその紛争鉱物情報を集め、報告し、監査するだけの十分な時間がなくなってしまうという、産業界の一定の意見提出者の提起した懸念に対応できる。[353] 特定開示報告書の締め切りは意見提出者の要請通り、発行人が証取法に基づく年次報告書を作成するのを邪魔しないように、暦年末を年度末とする発行人の証取法に基づく年次報告書の締め切りより後になる。また最終規則は発行人に対して、会計年度についてではなく各暦年について紛争鉱物情報を提供することも義務付ける。5 月 31 日の締切日は暦年末からおよそ 150 日後であり、発行人が我々に紛争鉱物情報を提供する日としてある意見提出者が提案した締切日と合致している。[354]

4. 紛争鉱物情報を提供するための期間

a. 規則案

紛争鉱物規定は、発行人に対し、必要な紛争鉱物に関する指定された開示を「そのような報告が求められる年に」提供するよう求めている。[355] SECは、発行人が紛争鉱物の所有権を得た日によって、どの報告対象年度に紛争鉱物情報の提供を行わなければならないかが決まると提案した。また、発行人がその生産に紛争鉱物を必要とする製品の製造委託契約を結んでいるが、製品には紛争鉱物が含まれない場合、提案の下で、発行人はどの報告年度に求められている紛争鉱物情報の提供を行わなければならないかを判断する際は、製品の所有権を獲得した日を用いることになっていた。

b. 規則案に対するコメント

一部の意見提出者は、提案されているとおり、発行人は紛争鉱物情報を発行人が紛争鉱物の所有権を獲得した報告期間に提供するよう求められるべきだと提言した。[356] 一方、最終規則は何か別の決定要因を用いるべきだと提言した意見提出者もいる。[357] 一部の意見提出者は、発行人が紛争鉱物情報を報告しなければならない年次報告期間の決定で考慮する代替要因の提案は行わなかったが、入手した紛争鉱物に関する情報の提供時期を決定する

---

[352] MSG II からの書簡を参照。

[353] AngloGold、Cleary Gottlieb、CTIA、Ford、ITIC I、NAM I、NY State Bar、Roundtable および SEMI のそれぞれからの書簡などを参照。

[354] AngloGold からの書簡（「発行人の会計年度末から 150 日以内に」書式 8-K または書式 6-K で紛争鉱物情報を提供するよう発行人に義務付けることを提案している）を参照。

[355] 証取法第 13 条(p)(1)(A)

[356] たとえば、Cleary Gottlieb、ITIC I、WGC II の意見書を参照。

[357] たとえば、AngloGold、NAM I、RJC、TIC の意見書を参照。

ための独自の基準を設定する柔軟性を発行人に認めるべきだとのみ述べた。[358] 他の意見提出者は、鉱物を購入した年、発行人が鉱物の所有権を獲得した年、鉱物を所有するようになった年、あるいは紛争鉱物を含む製品が製造されたり、出荷されたりした年といった代替要因を提案した。[359]

c. 最終規則

最終規則は意見を検討した上で、規則案とは異なり、義務付けられている紛争鉱物情報を提供しなければならない報告年度を発行人が決定する上での決定因子が紛争鉱物の所持ではなくなるように修正される。我々がこの修正を行おうとしているのは、ある意見提出者が述べたように、「法律上の報告の義務付けのきっかけとなるのは、紛争鉱物の取得または所持ではない」からである。[360] 最終規則はこれを変えて、発行人は、自らが製品を製造していると製造委託契約を結んでいると否とにかかわらず、何らかの紛争鉱物を含有する製品の製造が完了した暦年について、義務付けられている紛争鉱物情報を提供しなければならないと定めている。[361] 我々がこの方式の適切性を確信しているのは、この決定にある程度の支配力をもっている発行人にとっては、製品の製造が完了した時期を特定することは比較的容易なはずだからである。つまりこの方式は、報告期間を決定する上でのある程度の柔軟性をも発行人に与えるのである。たとえば、ある発行人が製品の機能または生産に紛争鉱物が必要な製品の製造を 2018 年 12 月 30 日に完了した場合、その発行人は 2018 暦年について、その製品中の紛争鉱物に関する特定開示報告書を提供しなければならない。しかしその発行人が同じ製品の製造を 2019 年 1 月 2 日に完了した場合、発行人は 2019 暦年について、その製品中の紛争鉱物に関して特定開示報告書を提供しなければならない。

この時間枠は、製品の製造委託契約を結んでいる発行人でも同じである。製品の製造委託契約を結んでいる発行人は、自らの製造委託契約者が製品の製造を完了する暦年について、義務付けられている紛争鉱物情報を提供しなければならない。例えば、ある発行人の契約業者が、製品の機能または生産に紛争鉱物の必要な製品の製造を 2018 年 12 月 30 日に完了した場合､その発行人はたとえその製品を 2019 年 1 月 2 日に受け取ったとしても、2018 暦年についてのその製品中の紛争鉱物に関する特定開示報告書を提供しなければならない。しかし、その発行人の契約事業者が同じ製品の製造を 2019 年 1 月 2 日に完了した場合、発行人は 2019 暦年について、その製品中の紛争鉱物に関して特定開示報告書を提供しなければならない。

この結果は、第三者が製造しており、その機能または生産のために紛争鉱物が必要

---

[358] たとえば、Howland、IPC I、NMA II の意見書を参照。

[359] たとえば、AngloGold、NAM I、RJC、TIC の意見書を参照。

[360] NAM I からの書簡を参照。

[361]同上（「規則で報告のきっかけを定めるのであれば、そのきっかけは紛争鉱物を含有する製品の生産、または上市とする」ことを提言している）を参照。

な構成部品を使用して製品を製造している発行人についても同じである。紛争鉱物が必要な構成部品を組み込んだ製品のメーカーが、その製品の製造を 2018 年 12 月 30 日に完了した場合、その製品を製造した発行人は 2018 歴年についてその製品中の紛争鉱物に関する特定開示報告書を提供しなければならない。ただし、独立の第三者である構成部品のメーカーが報告を行う発行人である場合には、その報告期間は、その構成部品を含む後続の製品の製造が完了した時期によっては決定されない。その構成部品メーカーである発行人の報告期間は後続の製品の製造完了時期ではなく、その発行人が構成部品の製造を完了した時期によって決定される。従って、2018 年 12 月 30 日にある構成部品の製造を完了する発行人は、2018 暦年について、完成された構成部品中の紛争鉱物に関して特定開示報告書を提供しなければならないのである。

5. すでにサプライチェーンに存在している紛争鉱物

a. 規則案

規則案では、SECの最終規則が発効したときにすでにサプライチェーンに存在している紛争鉱物を発行人がどのように扱うかについて特に論じなかった。しかし、提案書ではこの点についても意見を募集した。

b. 規則案に対するコメント

このテーマについて論じたほとんどすべての意見提出者が、発行人の既存の在庫品は最終規則から除外されるべきだと提言した。[362] ある意見提出者は、「SEC規則の合意、公表前に採掘されたというだけの理由で、既存の在庫品を「コンフリクト」に分類することは、法律の目的を助長する役に立たず、その在庫品の所有者に深刻な財政的損失を引き起こすことになる」と説明した。[363] この点について、ある意見提出者は、「在庫されている鉱物は紛争を支える鉱山で採掘されたものかもしれないが、企業にそれらの鉱物の原産地を追跡するようを求めるのは実際的ではない」と主張した。[364] 別の意見提出者は、「DRCコン

---

362 たとえば、AAEI、AngloGold、ArcelorMittal、Arkema、Cleary Gottlieb、CTIA、Davis Polk、Earthworks、Enough Project I、Enough Project IV、Global Tungsten I、Global Tungsten & Powders Corp（2011 年 10 月 13 日）（以下「Global Tungsten II」）、Howland、Industry Group Coalition I、ICAR 他 II、IPC I、IPMI I、ITIC I、ITRI I、ITRI Ltd.（2011 年 10 月 19 日）（以下「ITRI III」）、ITRI Ltd.（2011 年 10 月 31 日）（以下「ITRI IV」）、日本の事業者団体、Jean Goldschmidt International SA（2011 年 2 月 14 日）（以下「JGI」）、JVC 他 II、Jewelers Vigilance Committee、American Gem Society、Manufacturing Jewelers & Suppliers of America、Jewelers of America 及び Fashion Jewelry & Accessories Trade Association（2011 年 11 月 1 日）（以下「JVC et al. III」）、Kemet; Kuala Lumpur Tin Market（2011 年 1 月 17 日）（以下「Kuala Tin」）、LBMA I、Metal Solutions Corporation（2010 年 12 月 28 日）（以下「Solutions」）、MSG III、NAM I、NEI、NMA II、NMA III、Pact II、PCP、Responsible Jewellery Council（2011 年 2 月 25 日）（以下「RJC I」）、RMA、SEMI、Signet Jewelers Ltd.（2011 年 11 月 1 日）（以下「Signet」）、Somima、TIAA-CREF、SIF I、WGC II の意見書を参照。

363 ITRI I の意見書を参照。

364 Enough Project I の意見書を参照。

フリクト・フリー」であると判断できないために、最終規則によって所有者が紛争鉱物の在庫を処分することになった場合、規則のコストは「劇的に」増大することになると明言した。[365]

パネリストらはSECの円卓会議でこの問題についてさらに話し合った。世界中の倉庫や貯蔵庫には多くの個人や団体による金属や他の原料の在庫があり、それはすでにサプライチェーンの中で紛争に寄与できる段階を過ぎていると説明するパネリストもいた。[366] 人権団体を代表するあるパネリストは、対象国以外で在庫されている紛争鉱物は対象国における紛争に寄与することはないと認識しているようだった。[367] 別のパネリストは、在庫品の「除外は、業界や貯蔵施設、投資家、あるいは米国政府在庫によって保有されている既存の未製錬鉱物や精鉱の双方にとって不可欠である」と主張した。というのも、「一般に非特異的な原産地の錫在庫の現在の価値は、おそらく70億ドル前後」であり、そのような鉱物を除外しなければ「この潜在的に販売品でない材料について市場の混乱や財務上の損失」につながることになると主張した。[368]

紛争鉱物が在庫されたとみなされるべき時期については多方面からさまざまな要件が提案され、したがって最終規則から除外するべきであるとする意見が多かった。また、多くの意見提出者が、最終規則は、規則の採択よりも前に採掘されたいかなる紛争鉱物についてもその適用を除外すべきだと提言した。[369] しかし、ある意見提出者は「中小規模採掘者から購入した鉱物については、一般に採掘日は記録されていなかったり、知られていなかったりする」と述べた。[370] 最終規則は一定の日付までに製錬されたり、精製されたりしたいかなる紛争鉱物も除外すべきであると主張する者もいた。[371] そのうちの一人が指摘したように「製錬業者が生産した金属にはその一回分ごとに日付の入った分析証明書が発行され、その日付が生産日とみなされる可能性がある」ためである。[372] 同様に、別の意見提出者は、

---

365 Claigan Environmental Inc.（2011 年 10 月 28 日）（以下「Claigan I」）の意見書を参照。

366 SEC の紛争鉱物に関する円卓会議の議事録、セクション 0171～0174（2011 年 10 月 18 日）を参照（http://www.sec.gov/spotlight/conflictminerals/conflictmineralsroundtable101811-transcript.txt）。

367 同上、セクション 0172、19～23 行目を参照（「地域外で在庫となり、どこか別の場所に保管されている場合、それは本当に法律の意図に近づくものなのかという現実がある」と述べている）。

368 同上、セクション 0118、8～15 行目を参照。また ITRI III の意見書を参照。

369 たとえば、AAEI、Davis Polk、ITIC I、Kemet、MSG III、RJC I、RMA、WGC II の意見書を参照。

370 ITRI I の意見書を参照。

371 ITRI I、LBMA I、Signet の意見書を参照。

372 ITRI Iの意見書を参照。

最終規則の「発効日より前に完全に精製されていた」在庫されている金を除外することを提言した。[373] この点について、ある意見提出者は、最終規則は「ドッド・フランク法第1502条が初めて発行人に適用される日よりも前に生産された在庫」を除外することを提言した。[374] 別の意見提出者は、「金属に関する開示要件の発効日は、［最終規則の］発効日から1年後にインゴットが生産されたときとすることを提案」した。[375]

最終規則は2010年7月15日まで対象国以外の紛争鉱物は除外するよう主張する意見も少数ながらあった。[376] ある意見提出者は、2013年1月1日までに、サプライヤーの在庫中の完成品にすでに組み込まれている製品または部品に含まれる紛争鉱物や、製品の修理やメンテナンスに含まれている部品に含まれる紛争鉱物は、除外するよう提言した。[377] ある意見提出者は、最終規則は、規則の発効日よりも前に発行人の所有となった、もしくは抽出された金は規則の適用を除外すべきだと提言した。[378] 別の意見提出者は、最終規則の採択後最初の会計年度が丸一年経過する前に発行人が所有権を獲得した紛争鉱物は、すべて最終規則の適用を除外すべきだと主張した。[379] この意見提出者は、発行人の最初の報告年が始まる前に製造された発行人のサプライチェーン中の紛争鉱物についても、最終規則で報告を求めるべきではないと提言した。また、最終規則の発効日の時点で、「中央銀行に保管されている金の延べ棒」、「ロンドン地金市場協会（LBMA）の刻印のある延べ棒」及び「政府やその他の事業体が発効した金貨」は最終規則から除外すべきだと主張する者もいた。[380] ある意見提出者は、最終規則には、「すでに採掘され［DRC諸国で］倉庫に保管されている鉱物の現存在庫の販売」を認める24カ月間の「猶予期間」を含めるべきだと提言した。[381]

c. 最終規則

最終規則は意見を検討した上で、2013 年 1 月 31 日以前に「サプライチェーンの外部」にある紛争鉱物を除外している。最終規則は以下の場合にのみ、紛争鉱物が「サプライチェーンの外部」にあると見なす。すなわち、コロンバイトタンタライト、錫石および鉄

---

373 LBMA Iの意見書を参照。

374 ArcelorMittal の意見書を参照。

375 ITRI III の意見書を参照。

376 Earthworks 及び SIF I の意見書を参照。

377 NAM I の意見書を参照。

378 AngloGold の意見書を参照。

379 SEMI の意見書を参照。

380 NMA III の意見書を参照。

381 Charles F. Blakeman（2012 年 3 月 15 日）（以下「Blakeman III」）の意見書（全体的にいかなる最終規則も採択されるべきではないと主張しているが、SEC が最終規則を採択するならば、代わりに、紛争鉱物の既存在庫の販売のために 24 カ月の猶予期間を求めている）を参照。また、Charles Blakeman （2011 年 11 月 17 日）（以下「Blakeman II」）の意見書（紛争鉱物のための猶予期間を提言しているが、猶予期間の長さについては明記していない）も参照。

マンガン重石が製錬された後、金が完全に精製された後、または製錬されていない、もしくは完全に精製されていない何らかの紛争鉱物もしくはその派生物が対象国の外部に所在している場合である。

我々は、こうした既存の在庫品が対象国における武装集団の資金源となった、またはこれらに利益をもたらした可能性があることを認識している。ただしこうした鉱物がひとたび製錬、精製されれば、または対象国の外部にあれば、それらがさらに武装集団の資金源となる、またはこれらに利益をもたらすことはありそうもないように思われる。このため、すでに在庫となっているこれらの鉱物に最終規則を適用しても、これら鉱物はさらなる紛争に貢献することはないであろうために、紛争鉱物条項の目的を前進させることはないだろう。同様に、ある意見提出者が示唆したように、紛争鉱物条項の可決前に採取された可能性のあるこれら鉱物の起源と加工・流通過程について判断することを発行人に義務付けると、その鉱物が売れなかった場合に不当に大きなコストとなる可能性がある。[382]

我々はある意見提出者が提言[383]したように、一定の日付より前に採取され、在庫となっている紛争鉱物を除外することを検討した。ただし我々がこれを除外しないと決定したのは、別の意見提出者が述べたように、零細な採掘業者が採掘した鉱物については採取の日付は一般的に記録されない、または判明しないからである。[384] さらに、最終規則で一定の日付において採取された紛争鉱物を除外すると、規則は、DRCの僻地を通って紛争鉱物を輸送する者に武装集団が違法に要求する支払いを必ずしも勘案しなくなるだろう。我々がそうせずに、紛争鉱物が本当に在庫となっていることを確保するために利用すべき適切な時点は製錬または一次製錬の日付であると考えるのは、こうした行為の日付の方が、記録に信頼性がありそうだからである。[385] 同様に、製錬または精製された紛争鉱物についても言えるように、対象国の外部において在庫された紛争鉱物は、対象国における紛争には寄与しないだろう。[386] このため最終規則は、対象国の外部にある紛争鉱物をも適用除外とする。

紛争鉱物がサプライチェーンにおいて、武装集団の資金源となる、またはこれらに利益をもたらすために利用され得る時点を過ぎているが、まだ対象国の外部での保管[387]や製錬、または精製には至っていない状況があり得ることを我々は認識している。たとえそうであっても、我々は対象国の外部での製錬、精製、または所在はサプライチェーンにお

---

382 Claigan I からの書簡を参照。

383 ITIC I からの書簡を参照。

384 ITIC I からの書簡を参照。

385 同上。

386 SEC の紛争鉱物に関する円卓会議の会議録の 0172 項の 19-23 行を参照。

387 たとえば、紛争鉱物が紛争に寄与しないように、紛争鉱物の在庫品が DRC 国国内の、いかなる武装集団からも切り離されてその手の届かない倉庫に保管されることは可能である。

いて、その紛争鉱物がもはや武装集団に利益をもたらさない、またはその資金源とならないことの信頼できる証拠を提示する最初の機会となると考えている。ただし我々は、市場参加者が在庫品を対象国の外部に移動させる、または在庫品を製錬または精製させるために追加の時間を必要とする場合があることに着目している。よって、この時間的制約の解消に便宜を図るために最終規則は、発効後一定期間は、市場参加者が規則の要件に従う義務なしに、紛争鉱物の既存の在庫を移動、製錬、または精製することを認める暫定的救済を定めている。

6. 実施時期

a. 規則案

紛争鉱物規定は、発行人はSECの最終規則公布後に始まる最初の1会計年度から年に1回紛争鉱物情報を開示しなければならないと述べている。[388] したがって、規則案には、紛争鉱物が対象国原産ではないと結論づけられなかったり、対象国原産の紛争鉱物が直接または間接的に武装集団に資金や利益を供与していなかったと結論づけられなかったりする発行人のための移行期間も、規則の一般的な猶予も含まれることはなかった。しかし、SECは移行期間や猶予を設けるべきかどうかについて意見を求めた。

b. 規則案に対するコメント

意見募集に応えて、多くの意見提出者が最終規則は、発行人が紛争鉱物情報を提供するための一般的な猶予や特定の段階的導入期間を認めるべきではないと述べた。[389] しかし、他の多くの意見提出者は、なんらかの種類の猶予や段階的導入期間を認めるべきだと指摘した。[390] 意見提出者の一部は、外国民間発行人や、早期提出会社、及び報告義務のある中

---

388 証取法第13条(p)(1)(A)

389 たとえば、Catholic Charities、Earthworks、Global Witness I、Good Shepherd、ICAR 他 II、Larry Cox of Amnesty International、Lisa Shannon of A Thousand Sisters、John Bradshaw of Enough Project、Karen Stauss of Free the Slaves、Corinna Gilfillan of Global Witness、Arvind Ganesan of Human Rights Watch、Tzivia Schwartz Getzug of Jewish World Watch、Morton Halperin of Open Society Policy Center、Rabbi David Saperstein of Religious Action Center of Reform Judaism、Kent Hill of World Vision（2011 年 3 月 1 日）（以下「Amnesty 他」）、Berman 下議他、Boxer 上議他 I、Barbara Boxer 上議、Frank R. Lautenberg 上議、Barbara A. Mikulski 上議、Sheldon Whitehouse 上議、Ron Wyden 上議（2012 年 2 月 16 日）（以下「Boxer 上議他 II」）、Durbin 上議／McDermott 下議、Delly Mawazo Sesete（2011 年 12 月 19 日）（以下「Sesete」）、State II、Synergie des Femmes Pour les Victimes des Violences Sexuelles（2011 年 3 月 7 日）（以下「Synergie」）、World Vision US（2011 年 7 月 8 日）（以下「World Vision I」）、World Vision II の意見書を参照。

390 たとえば、AAEI、AAFA、AdvaMed I、AngloGold、Arkema、Barrick Gold、BEST II、Boeing Company（2011 年 10 月 18 日）（以下「Boeing」）、Bureau d'Etudes Scientifiques et Techiques（2011 年 3 月 10 日）（以下「BEST I」）、Chamber I、Corporate Secretaries I、CTIA、Davis Polk、Fédération des Enterprises du Congo（2011 年 2 月 25 日）（以下「FEC I」）、Howland、Industry Group Coalition I、IPC I、ITIC I、ITRI I、ITRI II、ITRI IV、JGI、JVC 他 II、JVC 他 III、Medtronic, Inc.（2011 年 3 月 2 日）（以下「Medtronic」）、Malaysia Smelting Corporation（2011 年 10 月 25 日）（以下「MSC II」）、NAM I、National Association of Manufacturers（2011

小企業等、特定のカテゴリーの発行人のみに段階的導入を認めるべきだと明記していた。[391] 他の意見提出者は最終規則には段階的導入期間を含めるべきだが、そのような仕組みを実行するための詳細についての提案はなかった。[392]

一部の意見提出者は、監査院長が監査基準を確立したり、国務省が人権侵害と紛争鉱物との結びつきに対処するための紛争鉱物マップや戦略を開発したりするまで、すべての発行人について、最終規則の発効を先延ばしするべきだと主張した。[393] 他の意見提出者は、最終規則が全発行人に発効するのは、公布後2年から5年後まで先延ばしすべきだと述べた。発行人が対象国におけるトレーサビリティ制度を設立し、サプライチェーンから鉱物の在庫を一掃できるようにするためである。[394] ある意見提出者は、最終規則公布から1年間は全般的な報告猶を確立すべきであると述べた。発行人が製品から紛争鉱物を除去する機会を持てるようにするためで、またこの期間中は紛争鉱物情報の提供を求められないとしている。[395] 別の意見提出者は、「徹底的かつ信頼できるトレーサビリティ手順が制定できるように」最終規則の1年間の段階的導入を提言した。[396] この点について、ある意見提出者は「民間部門はこの問題について行動を起こしつつあり」、ある企業は2013年までに「最初の実証可能なコンフリクト・フリーのマイクロプロセッサーの製造を目指している」と指摘した。[397] 別の意見提出者は、最終規則で「企業の報告が効力を発する具体的な日程を明確に設定」するよう提案した。これは「ベンチマークやトリガーポイントを用いれば、多くの問題や困難を引き起こす不確実な状態が長く続くことになる」ためである。[398] 多くの

年 7 月 26 日）（以下「NAM II」）、NEI、NRF I、Pact I、PCP、Plexus（2011 年 2 月 25 日）（以下「Plexus」）、Mark S. Critz 下院議員（2012 年 2 月 29 日）（以下「Critz 下議」）、RILA、RMA、Roundtable、Solutions、Somima、Taiwan Semi、TechAmerica、Professional Services Council、National Defense Industrial Association、American Council of Engineering Companies、Aerospace Industries Association、米国商工会議所（2011 年 11 月 28 日）（以下「CODSIA」）、TIC、TriQuint I、TriQuint Semiconductor Manufacturing Company, Ltd.（2011 年 3 月 2 日）（以下「TriQuint II」）、WGC II の意見書を参照。

391 AngloGold、Howland、Taiwan Semi の意見書を参照。

392 たとえば、AAEI、AAFA、Arkema、BEST I、Chamber I、Davis Polk、FEC I、ITRI I、JGI、Medtronic、Solutions、MSC I、NEI、Pact I、Critz 下議、RMA の意見書を参照。

393 Barrick Gold、Corporate Secretaries I、NRF I、Roundtable、WGC II の意見書を参照。

394 たとえば、AdvaMed I、Arkema、BEST II、FEC I、IPC I、ITRI I、ITRI II、ITRI IV、JVC 他 II、NAM I、Plexus、TriQuint II の意見書を参照。

395 PCP の意見書を参照。

396 Somima の意見書も参照

397 Jeff Merkley 上院議員、Peter DeFazio 下院議員、Earl Blumenauer 下院議員、Kurt Schrader, 下院議員、Suzanne Bonamici 下院議員（2012 年 5 月 17 日）（以下「Merkley 上議他」）、の意見書を参照。また、Enough Project（2011 年 8 月 10 日）（以下「Enough Project III」）の意見書を参照。

398 BEST IIの意見書を参照。

意見提出者が、紛争鉱物の原産地を決定できない発行人に焦点を当てた具体的な段階導入期間について提言したり、説明したりした。[399] 各アプローチにはある程度の違いはあるものの、そのすべてが最終規則の採択後一定の期間は、紛争鉱物の原産地を特定できない発行人はこの事実を開示しなければならないが、そうした紛争鉱物を含む製品が「DRCコンフリクト・フリー」ではないと記述するよう求められることはないとしていた。こうした意見提出者の一部は、段階導入期間中に、SECは発行人に対し、その紛争鉱物方針、合理的な原産国調査、サプライチェーン中の紛争鉱物、その他の一定の情報を説明するよう求めることを提言した。[400] 少数の意見提出者が、サプライチェーンの中の発行人の位置にもとづいて、特定の発行人について最終規則を段階導入すべきだと指摘した。それによって鉱山や製錬業者に近い位置にいる発行人は、紛争鉱物についてより多くの情報を開示しなければならなくなる。[401] ある意見提出者は、最終規則で3年間の段階導入期間を認めるよう提言した。その間、公布後1年間はすべての発行人は一層目のサプライヤーから証明書を受け取ることのみを求められ、2年目は紛争鉱物の加工に用いられている製錬業者の特定を求められ、3年目に規則の完全な施行を求められる。[402]

業界団体、組合、人権団体、機関投資家、議員、個人を含めて多くの意見提出者が、すべての紛争鉱物は提案どおり平等に扱われるべきだという考えに同意した。[403] 中には、金特有の性質を理由に、金は他の3つの紛争鉱物とは異なる扱いをすべきだと主張する者もいた。OECDはデュー・ディリジェンス・ガイダンスの金のための補足書を承認していなかった。[404] 承認は規則案が公表される2011年末に予定されていた。続く意見提出者は、OECDの金に関する補足書の承認は2012年中になると指摘し、[405] 一部の意見提出者は最終規則の

---

399 たとえば、AdvaMed I、CTIA、Industry Group Coalition I、IPC I、ITIC I、JVC 他 II、NAM I の意見書を参照。

400 AdvaMed I、Industry Group Coalition I、NAM Iの意見書を参照。

401 NRF I 及び Teggeman の意見書を参照。

402 TriQuint II の意見書を参照。

403 たとえば、Bario-Neal、Brilliant Earth、Calvert、Catholic Charities、CRS I、Earthworks、Enough Project I、Metalsmiths、Good Shepherd、Hacker Jewelers、Hoover & Strong、Howland、IPC I、ITRI I、NAM I、Niotan I、Peace、Berman 下議他、Durbin 上議／McDermott 下議、SIF I、State II、TakeBack、TIAA-CREF の意見書を参照。

404 たとえば、AngloGold、IPMI I、JVC 他 II、LBMA II、NMA II、Tiffany、TriQuint I、WGC II の意見書を参照。

405 カナダ政府外務国際貿易省（2011年12月23日）（以下「Canada」）、JVC他 III、Signet、World Gold Council、London Bullion Market Association及びResponsible Jewellery Council（2011年10月28日）（以下「WGC他 I」）、World Gold Council、London Bullion Market Association及びResponsible Jewellery Council（2011年12月9日）（以下「WGC et al. II」）の意見書を参照。

金への適用をOECDが金に関する補足書を採択するまで遅らせることを提案した。[406] 現在では金に関する補足書の最終版がOECDによって承認されている。[407] 意見提出者の一人は、最終規則の金への適用は、OECDの金に関する補足書の採択及び発行後、発行人の最初の完全な会計年度が始まるまで遅らせることを提言した。[408] また別の意見提出者の一人は、「OECDのガイダンス抜きで、信頼できる効果的なデュー・ディリジェンス制度を確立しようとしても、広く受け入れられる責任あるよりどころがないために挫折することになる」と主張した。[409] ある意見提出者は、しかし、最終規則はOECDの金に関する補足書が完成しているかどうかにかからず、金への適用を遅らせるべきではないと主張した。[410] この意見提出者は、発行人の報告期間が始まったときにOECDの金に関する補足書が完成していないとしても、発行人はOECDの中心的なデュー・ディリジェンスの枠組みを金に適用することはできると主張した。

金の扱いを他の紛争鉱物と変えるように主張していた意見提出者の大半は、金、採掘、宝飾に関わる企業や団体だった。こうした意見提出者の中で一人の意見提出者のみが、最終規則の適用当初は、金を使用する発行人に対してより厳しくなるはずだと指摘した。武装集団が紛争鉱物によって手に入れる資金の80%が金によるものだからである。[411] 他の意見提出者は、最終規則は金についてより緩やかであるべきであり、SECは金の最終規則への完全な組込みは遅らせるべきだと指摘した。DRC原産の金のうち違法に輸出されたものがかなりの割合を占めており、金のサプライチェーンを透明化には他の紛争鉱物の場合よりも多くの時間と労力が必要となるためである。[412] ある意見提出者は、より透明性の高いサプライチェーンが開発されるまで、最終規則によって金が非難の対象となり、ヘッジとして用いられる能力が損なわれ、世界の金融経済にダメージを与えることになるのを懸念していた。きわめて多くの企業が保有する金の原産地を特定できないためである。[413] 最後に、少数の意見提出者は最終規則では、セキュリティ上の理由から、金の保管と輸送ルートに

---

406 たとえば、Boeing、JVC 他 III、Signet、World Gold Council（2011 年 6 月 20 日）（以下「WGC III」）、WGC 他 I、WGC 他 II の意見書を参照。

407 『紛争地域及びハイリスク地域を出所とする鉱物の信頼できるサプライチェーンに関するデュー・ディリジェンス指針：金に関する補足書（2012 年）』を参照（http://www.oecd.org/corporate/guidelinesformultinationalenterprises/FINAL%20Supplement%20on%20Gold.pdf. ）。

408 WGC 他 II の意見書を参照。

409 JVC 他 III の意見書を参照。

410 ICAR 他 II の意見書を参照。

411 TriQuint I の意見書を参照。

412 AngloGold、IPMI I、JVC 他. II、NMA II、WGC II の意見書を参照。

413 WGC II の意見書を参照。

ついて、発行人が一般公開から特定の情報を削除することを認めるべきだと述べた。[414]

c. 最終規則

最終規則は意見を検討した上で、発効の一般的延期を定めず、規則案の撤回または再提案も行わない。多くの意見提出者が最終規則に発効の一般的延期を含めることを推奨したが、我々は、紛争鉱物条項における議会の指示がこの方式によって適切に実施されるとは考えない。同条項は、発行人が紛争鉱物に関する報告を開始しなければならない時期を定めている。議会は、いかなる「該当者」に対しても、「かかる法規の公布日の後に始まる、その者の最初のまる 1 年の会計年度から」毎年開示を行うことを義務付ける法規を公布するよう我々に指示した。[415] 加えて、最終規則の一般的延期が必要または適切であるか否かが明確でない。同条項の共同提案者 2 名が述べたように、紛争鉱物に関する立法は最初 2008 年に検討されて、紛争鉱物条項は書簡の時点で 1 年以上経過しており、多くの発行人は様々なグループと協力して長年にわたり、サプライチェーンのトレース法を開発してきている。[416] このため最終規則のもとでは、紛争鉱物が必要な発行人の大部分は、2013 年 1 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日までの初回の報告期間についての紛争鉱物開示を含む特定開示報告書を 2014 年 5 月 31 日までに提出することを義務付けられることになる。

議会が 2010 年 7 月に紛争鉱物条項を採択して以来、我々は自身の規則案を含めて、この条項の実施に関する意見を求め、規則の提案の前後を通じて、意見を示す機会を意見提出者たちに提供してきた。上で述べたように、我々は規則案についての意見提出期間を延長し、意見提出者たちの要請により、2011 年 10 月には円卓会議を招集した。我々は 2012 年 8 月まで意見書を受け取り続けており、そのすべてを検討した。一部の意見提出者は特に経済分析に関して、他の意見提出者の意見に反応した。この議論がしっかりしていて、公開で双方向的に行われたため、我々は最終規則の策定方法をより十全に検討することができた。加えて、以下の経済分析のセクションでさらに論じられているように、我々は法律と規則案のコストと複雑さに関して受け取った無数の意見を検討、分析し、それを最終規則に勘案した。我々は総じて、関心をもつ関係者は規則案および意見書をレビューし、最終規則に関する我々の検討に情報を提供するためのデータを含めて、規則案や他の意見書に関して見解を示す十分な機会を得たことを確信している。従って我々は、規則案の撤回および再提案が必要であるとは思っていない。

最終規則には、記された理由による一般的延期は含まれていないが、サプライチェーンのトレースを行うメカニズムの開発段階が理由になって、目先で義務付けられている開示書を作成することの実効可能性についての懸念には筋が通っていることを認識している。発効の一般的延期の期間を延長するのではなくこうした懸念に対処するために、最終規則

---

414 NMA II、NAM III、WGC II の意見書を参照。

415 証取法第 13(p)(1)(A)条を参照。

416 Durbin 上院議員／McDermott 下院議員からの書簡を参照。

には発行人が最終規則の遵守の負担とコストのいくつかに取り組むのを支援するための、対象を絞り込んだ暫定規定が含まれている。この期間は発行人にとっての 2013 年と 2014 年の報告期間を含めて、すべての発行人について 2 年間続くが、2015 年 1 月 1 日に始まる報告期間については認められない。小規模な報告企業については、この期間は発行人にとっての 2013 年から 2016 年の報告期間を含めて 4 年間続くが、2017 年 1 月 1 日に始まる報告期間については認められない。一部の意見提出者たちはこうした移行期間を設けないことを、別の意見提出者たちはこれよりも短い、または長い移行期間を認めることを提言したが、多くの意見提出者は、対象国において必要なトレーサビリティ・システムを確立できるようにするには、2014 年までの移行期間が適切であると提案しているようであった。[417] この暫定的なカテゴリーを利用する発行人はそれでもなお、デュー・ディリジェンスを実施し、紛争鉱物報告書を作成すること、そして自らが前回のこうした報告書以降、必要な紛争鉱物が武装集団に利益をもたらすリスクを緩和するために、デュー・ディリジェンスを改善するための措置を含めて何らかの措置をとっているのであれば、その紛争鉱物報告書においてそのすべてを開示することを義務付けられている。

以下で詳論するように、最終規則はすべての発行人については 2 年間、また小規模報告企業については 4 年間の、暫定的な「DRC紛争判定不能」のカテゴリーを定めている。このカテゴリーを利用することができるのは、ステップ 3 まで進んだが、義務付けられているデュー・ディリジェンスを実行した後で、自らの紛争鉱物が対象国を原産国とするか否か、[418] または対象国を原産国とする自らの紛争鉱物が対象国における武装集団の直接

---

[417] AdvaMed I（少なくとも 2014 年まで「終了時点未定の」移行期間を推奨している）、FEC I（「採掘される鉱物の開示は、2014 年については大方紛争とは無関係となる可能性があり、企業は最終的に 2015 年には、証券取引委員会にきっちりと報告を行える可能性がある」）、JVC その他 II（「これに影響を受けるすべての発行人に、監査済み CMR を提供（furnish）する義務を負わされるようになる前に最低でも 2 年間の移行期間を提供するために、2011 年 4 月 15 日（法律で定められている、委員会の実施規則の発効日）から少なくとも 2014 年初頭までに及ぶ、調整された段階的開示方式を採用するよう委員会」に要請している）、Plexus（「デュー・ディリジェンスの制度を、最も重要なことだが DRC の現地で立ち上げる時間を提供するためには、少なくとも 2 年間の段階的コンプライアンス日程が必要である」が、「これでさえ大きなチャンレンジとなるであろう」ことを示唆している）、Verizon（「DRC 地帯の諸国がトレーサビリティの手順と、紛争と無関係な製錬事業者を供給するのに必要な関連のインフラとを開発できるようにするために、2014 会計年度の後まで紛争鉱物報告書のデュー・ディリジェンス要件の全面的適用を延期する」ことを推奨している）、および WilmerHale（「企業がそのすべての紛争鉱物の起源を判断することができるように十分なインフラが開発されることが期待される 2014 会計年度の後には、『判断不能な起源』というカテゴリーがもはや利用可能ではなくなる」）のそれぞれからの書簡などを参照。

[418]以下で大いに詳しく論じるように発行人は、合理的な原産国調査の後で紛争鉱物が再生利用品、もしくはスクラップ起源ではなく、対象国を原産国とすることがわかっているのであれば、あるいは自らの紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があり、再生利用品、もしくはスクラップ起源でない可能性があると確信する理由があるのであれば、その紛争鉱物の起源と加工流通過程管理に関してデュー・ディリジェンスを実行することを義務付けられている。こうした発行人は義務付けられているデュー・ディリジェンスを実行した後で、それでもなお、自らの紛争鉱物

間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらしているか否かを判断できない発行人である。

最終規則は、製品に対象国における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらしている他の紛争鉱物も含まれている場合を除き、こうした発行人が紛争鉱物開示に関して、こうした紛争鉱物を使用した製品を「DRC 紛争判定不能」と記述することを認めている。さらに、製品が「DRC 紛争判定不能」な発行人は、中でも特に紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行するために取った措置を記述する紛争鉱物報告書を提供することを義務付けられているが、これら発行人は暫定期間中は、独立した民間部門がその報告書に対して行う監査は提示しなくてよいことになる。暫定期間中に独立の民間部門による紛争鉱物報告書の監査を義務付けないことが適切であると我々が確信しているのは、判定不能という結論に至る発行人のデュー・ディリジェンスの設計を監査しても、意味のある漸増的利益が得られるとは思われないからである。

D. 第2ステップ—紛争鉱物がコンゴ民主共和国および周辺国を原産国とするか否かの判断と、その結果である開示

発行人が自らの製造している、または製造委託契約を結んでいる製品の機能または生産に紛争鉱物が必要であると判断し次第、紛争鉱物条項はその発行人に対して、それら紛争鉱物が対象国を原産国とするか否かを判断することを義務付ける。[419] その場合、発行人は対象国を原産国とするそれら紛争鉱物に関して紛争鉱物報告書を提出しなければならず、[420] 自らのインターネット・ウェブサイトにその報告書を掲載しなければならない。[421] 発行人が自らの紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関してデュー・ディリジェンスを実行して紛争鉱物報告書を提供しなければならないか否かを判断することを目的にそれら紛争鉱物が対象国を原産国とするか否かを判断するために、最終規則は紛争鉱物を必要とする発行人が合理的な原産国調査を行うことを義務付けている。

1. 合理的な原産国調査

a. 規則案

SECは、「合理的な原産国調査」にもとづいて、対象国原産の紛争鉱物を保有しているかどうかを開示するよう発行人に求めることを提案した。しかし、規則案では合理的な原産国調査を構成するものを明記しなかった。SECは合理的な原産国調査に何が必要とされるか

が対象国を原産国とすると判断することができない、またはそれら鉱物が対象国を原産国とすると判断するが、それらが対象国における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらを利していると判断できない場合にはじめて、「DRC 紛争判定不能」という代替のカテゴリーを利用することができる。

419 証取法第 13(p)(1)(A)条を参照。

420 同上を参照。

421 証取法第 13(p)(1)(D)条を参照。

を記述するよりも、そのような決定は各発行人に特有の事実や状況に左右されることを指摘した。この点について、SECでは合理的な原産国調査の要件は、保有する紛争鉱物がDRC諸国原産であるかどうかを発行人が確信をもって決定しなくてはならないということを示唆するものではないことを注記した。SECはこれまでも折にふれて合理性の基準は絶対的な基準と同じではないと発言している。[422]

b. 規則案に対するコメント

ある意見提出者は、最終規則には発行人の紛争鉱物が対象国原産かどうかを判断するための合理的な原産国調査を含めるべきではないと指摘した。[423] この意見提出者は合理的な原産国調査の使用に反対した。製品の原産地は製品に含まれる鉱物が採掘された場所よりも製品が生産された場所にもとづいて決定されるべきだと考えているためである。別の意見提出者は、どんなものであれ発行人が適切と考える手段にもとづいて、紛争鉱物が対象国原産ではないという結論に達したのであれば、この事実を開示する限りにおいて、最終規則でいかなる合理的な原産国調査も発行人に求めないよう提言した。[424] 他の多くの意見提出者はこの件について、規則案の合理的な原産国調査のアプローチは適切だと認めた。[425] しかし、そのような意見提出者の中には、基準の意味と適用に異議を唱える者もいた。そうした意見提出者の一部は、合理的な原産国調査の基準は紛争鉱物報告書に求められるデュー・ディリジェンスの基準と同等のものであるべきだと主張した。[426] 他の者は、合理的な原産国調査の基準は、少なくとも部分的には、OECDガイダンスの「予備審査」のような国際基準[427] に一致しているべきだと提言した。[428]

---

422 参考。連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）15 U.S.C. 78m(b)(7)及び証取法第 13 条(b)(7)にも言及しており、「“合理的証明”及び“合理的詳細”という用語は、自身の業務の実行において慎重な当事者を満足させる水準の詳細さと証明の程度を意味する」と述べている。また、リリースはさらに FCPA、CONG. REC. H2116（1988 年 4 月 20 日刊）への修正に関する両院協議会報告に言及し、合理性の「基準は非現実的な水準の厳密さや正確さを意味しない」が、その代わりに「順守のコストを含めて、多くの関連要素の重みについて熟慮する」ものであると述べている。

423 Teggeman の意見書を参照。

424 円卓会議の意見書（「紛争鉱物条項は、発行人に対し、保有する紛争鉱物が対象国原産“かどうか”を開示し、原産であった場合は、紛争鉱物報告書を提供するよう求めている」と述べ、条項では「紛争鉱物が対象国原産ではないという結論を下した発行人には、その事実を超えるいかなる開示を行うことも義務づけてないいし、発行人がどのように紛争鉱物が対象国原産ではないと結論づけるかを指定してもいない」と述べている）。

425 たとえば、AAFA、AngloGold、ArcelorMittal、Barrick Gold、Boeing、Chamber I、Cleary Gottlieb、CRS I、Enough Project I、Evangelical Alliance、Evangelicals、Global Witness I、Howland、ICGLR、Industry Group Coalition I、IPC I、IPMI I、ITIC I、JVC 他 II、LBMA I、Metalsmiths、Methodist Board、MSG I、NAM I、NEI、NMA II、NYCBar I、NYCBar II、RILA-CERC、SEMI、Semiconductor、SIF I、SIF II、PCP、Presbyterian Church II、Durbin 上議／McDermott 下議、State II、TIAA-CREF、TIC、TriQuint I、WGC II の意見書を参照。

426 Metalsmiths 及び Durbin 上議／McDermott 下議の意見書を参照。

427 CRS I 及び IPMI I の意見書を参照。

多くの意見提出者が、最終規則で合理的な原産国調査の基準を定義すべきでない、または基準に関する一般的な指針のみを提供すべきだということに同意した。規則が手順の改善にも柔軟に対応できるようにするためである。[429] こうした意見提出者の中には、柔軟性を与えつつ、最終規則に含めることのできる一般的指針の例を提案する者もいた。[430] たとえば意見提出者の中には、合理的な原産国調査は発行人の規模や製品、サプライヤーとの関係にもとづいて発行人によって異なる可能性があることをSECが示唆するよう提言するものもあった。[431] また、ある意見提出者は、最終規則は合理的な原産国調査に適用される「合理的人物」の基準を明確にすべきだと提言した。[432] さらなる例として、意見提出者の中には合理的な原産国調査の基準に、合理的サプライヤー宣言、契約上の義務、リスクベースのフォローアップ、製錬業者の検証の組み合わせを認める柔軟性を求める者もいた。[433] ある意見提出者は、発行人の合理的な原産国調査は、「サプライヤーによって提供された情報の提出者による受動的受け入れ以上」を求める合理的注意基準の下で行われるべきだと主張した。これは「発行人が常に法的に正しい結論に達することを義務づける」のではなく、「結論を確信できるだけの合理的根拠を支持するような発行人による十分な調査を求める」ものである。[434]

一部の意見提出者は、最終規則は「合理的な原産国調査」を構成するものについて定義するか、具体的指針を提供すべきだと主張した。もっとも、そうした意見提出者の多くはそうした定義や指針を提供してはいなかった。[435] しかし、少数の意見提出者は、最終規則

---

[428] IPMI I の意見書（「OECD は原産地調査の仮決定を支持している」と述べている）を参照。また、紛争地域及び紛争リスクの高い地域から産出される鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス、33（2011 年）も参照（http://www.oecd.org/daf/internationalinvestment/guidelinesformultinationalenterprises/46740847.pdf）、（「このガイダンスは紛争地域や紛争リスクの高い地域で操業していたり、錫（錫石）、タンタル（タンタライト）、タングステン（鉄マンガン重石）、もしくはその製錬された派生物を潜在的に供給したり使用したりする者に適用される。企業はガイダンスが適用されるかどうかを判断するために、自らの鉱物や金属の調達活動について前もって精査しておくことが望ましい」）。

[429] たとえば、AAFA、AngloGold、ArcelorMittal、Industry Group Coalition I、IPC I、IPMI I、ITIC I、JVC 他 II、NAM I、RILA-CERC、Semiconductor、SIF I、TriQuint I、WGC II の意見書を参照。

[430] たとえば、Industry Group Coalition I、IPC I、ITIC I、NAM I、RILA-CERC、SIF I の意見書を参照。

[431] IPC I 及び ITIC I の意見書を参照。

[432] RILA-CERC の意見書を参照。

[433] たとえば、Industry Group Coalition I及びNAM Iの意見書を参照。

[434] Enough Project IV の意見書を参照。

[435] たとえば、CRS I、Earthworks、Enough Project I、Evangelical Alliance、Evangelicals、Global Witness I、Howland、ICGLR、IPC I、IPMI I、Metalsmiths、Methodist Board、MSG

の中のいかなる定義や指針も、合理的な原産国調査の基準が絶対的基準であるべきではないことを明確にすべきだと主張した。[436] ある意見提出者は、合理的な原産国調査の基準は発行人に対し、「保有する紛争鉱物がDRC原産かどうかを正確に判断し、開示するための十分な手段」を講じるよう求めるべきだと提言し、したがって、発行人は調査を完遂するために講じた手段を開示すべきだと述べた。[437]

非常に多くの意見提出者が、合理的な原産国調査の一環として、最終規則では発行人がサプライヤーや製錬業者からの合理的説明に依存することを認めるべきだと提案した。[438] しかし、他の意見提出者は、書面による説明は合理的な原産国調査を行う際の多少の証拠を提供できるにとどまり、それ自体が合理的な原産国調査の基準を満たすべきではないと勧告した。[439] こうした意見提出者の一部は、合理的な原産国調査の基準を満たすために発行人が使うことのできる他の証拠の例を提供する者もあった。たとえば、サプライヤーにコンフリクト・フリーの製錬業者のみから調達するよう契約で義務づけたり、サプライヤーや製錬業者の抜き打ち検査を実施して紛争鉱物をコンフリクト・フリーの供給源のみから入手していることを検証したり、コンフリクト・フリーの鉱物のみが用いられていることを保証するために使用している製錬業者や実施したプロセスを一般に開示したり、鉱物の原産地に疑問を投げかけるような反証や「レッドフラッグ」がないことを確定したりするといったことである。[440] 一部の意見提出者は、発行人は製錬業者が国内的または国際的に認められた基準によって「適合」と認定されている場合に限り、製錬業者からの説明に頼ることができるべきであると提言した。[441] しかし、少数の意見提出者は、製錬業者や精製業者は、その時点でそれらの業者が加工する鉱物の原産国を証明することはできないと主張した。[442] ある意見提出者は、発行人は「サプライチェーンを1段階か2段階さ

I、NYCBar I、NYCBar II、PCP、Presbyterian Church II、Roundtable、SEMI、ダ Durbin 上議／McDermott 下議、State II、TIC の意見書を参照。

436 Chamber I、Cleary Gottlieb、NAM Iの意見書を参照。

437 SIF II の意見書を参照。

438 たとえば、AngloGold、Arkema、Cleary Gottlieb、Global Tungsten I、Global Tungsten II、Howland、ICGLR、IPC I、IPC II、NAM I、NEI、NMA II、PCP、RILA、Roundtable、SEMI、Taiwan Semi、TIAA-CREF、TIC、TriQuint I、US Telecom、WGC II の意見書を参照。

439 たとえば、CTIA、Enough Project I、Global Witness I、Howland、IPMI I、ITIC I、MSG I、NYCBar II、Durbin 上議／McDermott 下議、SIF I、TIC の意見書を参照。

440 たとえば、Enough Project I、Global Witness I、IPMI I、MSG I の意見書を参照。

441 Howland、Enough Project I、ITIC I、MJB Consulting（2011 年 3 月 30 日）（以下「MJB III」）、MSG III、NYCBar II、SIF I、TIC の意見書を参照。

442 Nordic Sun Worldwide Ltd.の意見書（2012 年 3 月 17 日）（以下「Nordic Sun」）の意見書（製錬業者検証制度が信頼できるものになるには「より科学的な要素が付け加えられなければならない」し、「GPS 位置情報や不正開封防止形式の保証タグデータを含めて十分に詳細な鉱化作用鑑別能力のある取得コストの安い鉱物分析機の追加」のみが「すべての 3T 鉱物及び製錬業者

かのぼった」合理的陳述に頼ることができるべきだが、これらの説明は公開されるべきだと主張した。[443]

最終規則で発行人が保有する紛争鉱物が対象国原産かどうかを決定する際に、最終規則で発行人が限定的文言や説明的文言を用いることを認めるべきかどうかについて意見はほぼ半々に分かれた。[444] しかし、最終規則では一定の条件や説明を認めるべきだと考える意見提出者は条件付きで提言を行った。[445]

c. 最終規則

我々は意見を検討した上で、合理的な原産国調査に関して、実質的に規則案通りだが若干の修正を加えた最終規則を採用しようとしている。最終規則が合理的な原産国調査の要件を満たすのにどのような措置および結果が必要かを定めていないのは、提案書に述べられているように、こうした判断は各発行人に固有の事実と状況に依拠するからである。合理的な原産国調査は発行人の規模、製品、供給業者との関係その他の要因に基づいて、発行人ごとに異なる可能性がある。[446] さらに、提案書において述べたように、合理的な原産国調査を構成するのに必要な措置は、所定の時点において利用可能なインフラに左右されることを我々は引き続いて確信している。意見提出者たちが述べたように、こうした方式により、最終規則は柔軟性をもち、利用可能なトレーシングのプロセスと共に発展することができる。

保証制度に欠けていた必須の手段を付け加えることになる」と述べている)、Southern Africa Resource Watch（2012 年 4 月 4 日）（以下「SARW」）の意見書（「本質的に、製錬・精製施設からの保証に依存している」いかなる仕組みも「役に立たない」と述べている）を参照。しかし、iTSCi Programme Governance Committee （2012 年 4 月 14 日）（以下「iTSCi」）の意見書（Nordic Sun の意見書を論破している）も参照。

443 Hileman Consulting の意見書を参照。

444 一部の意見提出者はそのような文言が認められるべきだと主張した。AngloGold、Cleary Gottlieb、Howland、NAM I、NMA II、WGC II の意見書を参照。一方逆の見方をした者もいる。CRS I、Earthworks、Global Witness I、NEI、State II の意見書を参照。

445 Howland の意見書（発行人は、保有する紛争鉱物の 80%以上が対象国原産ではないとわかっている場合のみ限定的文言の使用が認められるべきだと述べている)、MSG I の意見書（発行人が合理的原産国調査を決定した方法を開示する限り、限定的文言は関連がないと述べている)、NAM I の意見書（限定的文言は結論を支持する適切な情報がある場合のみ認められるべきだと述べている)、TriQuint I の意見書（最終規則は、発行人が自らの保有する紛争鉱物が「DRC コンフリクト・フリー」ではないと結論づけた場合に限定的文言を認めるべきだが、発行人が事実上「DRC コンフリクト・フリー」だと述べている場合は認めるべきではないとしている）を参照。

446 我々が提案書において示したように、合理的な原産国調査は特定の発行人の規模、製品、供給業者との関係またはその他の要因を基本とすることができるが、発行人は、製品に大量（または少量）の紛争鉱物を使用している、または紛争鉱物を含む製品の数が多い（または少ない）ことを理由に、紛争鉱物の起源についての調査を実施することが不合理であると結論してはならない。その発行人はこのような結論を行うのではなく、自らの紛争鉱物の起源に対してある程度の調査を行わなければならない。

最終規則が合理的な原産国調査の要件を満たすのに必要な措置を定めていないとしても、最終規則には、調査と、調査の結果として義務付けられる措置に適用される一般的な基準が含まれている。先ず最終規則は、合理的な原産国調査の要件を満たすためには、発行人が行う調査はその発行人の紛争鉱物が実際に対象国を原産国とするか否か、または実際に再生利用品、もしくはスクラップ起源であるか否かを判断するように合理的に設計されていなければならず、誠実に実行されなければならないと定めている。規則案は、発行人が行う合理的な原産国調査の設計、またはその調査を実行するに当たってのその発行人の態度については論じていなかった。我々は、規則にこういった基準を示せば、合理的な原産国調査を満足させるために何が必要かについて発行人にガイダンスを示して規則の遵守を促進すると考えている。我々はこの点に関して、ある意見提出者が「第 1502 条の実施を実際的かつ費用効果の高いものとするためには、合理性の概念と誠実な努力」を最終規則において認識することが「**不可欠**である」と述べたことに着目している。[447] さらに我々は、発行人が妥当に設計された調査を定めることができるが、その後になって実際に調査を実行するのに必要な手順を実行しないという事態が生じないように、誠実な実行という考え方が重要であることを確信している。

我々は合理的な原産国調査を構成する手順を規定していないが、自らの紛争鉱物が加工された施設を示し、それら紛争鉱物が対象国を原産国としない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であることを立証する、合理的に信頼できる説明を捜し求めて得る発行人は、合理的な原産国調査の基準を満たしているものと見なす。こういった説明はその施設から直接的に、または発行人の直接の供給業者から間接的に得られるかのいずれかであるが、発行人には、こうした説明を取り巻く事実と状況を考えた場合に、説明が真実であると確信する理由がなければならない。また発行人は、自らの紛争鉱物が対象国を原産国とする、または再生利用品、もしくはスクラップ起源でない可能性があることを示す、警告となるような徴候その他の状況が当てはまれば、それをも勘案しなければならない。[448] 加工施設が、製錬業者に対して独立した民間部門による監査を義務付けていて広

---

447 ITRI IV からの書簡（太字は原文にある）を参照。

448以下で論じるようにこの方式は、発行人は OECD のデュー・ディリジェンスのガイダンスが当てはまるか否かを判断するために自らの調達慣行を予備的に精査するべきであると述べ、ガイダンスを発動するはずであるとしている状況の包括的な例を示している OECD のデュー・ディリジェンスに関するガイダンスと合致している。
http://www.oecd.org/daf/internationalinvestment/guidelinesformultinationalenterprises/46740847.pdf において閲覧可能な OECD、OECD DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS（紛争およびハイリスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関する OECD のガイダンス）（2011 年）を参照。
http://www.oecd.org/corporate/guidelinesformultinationalenterprises/FINAL%20Supplement%20on%20Gold.pdf において閲覧可能な OECD、DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS: SUPPLEMENT ON GOLD（紛争およびハイリスク地域からの鉱物の責

く認められている業界団体から「コンフリクト・フリー」の指定を受けている場合、または個々の加工施設がその業界団体の「コンフリクト・フリー」の指定プロセスには参加していなくても、独立した民間部門によって、公的に入手可能な監査を受けている場合には、発行人には、説明が真実であると確信する理由があるだろう。紛争鉱物の調達に関する発行人の方針は一般に、その株式発行が行う合理的な原産国調査の一部をなすことになり、よって一般的には、その発行人のForm SDにおいて開示を義務付けられるだろう。

さらに、発行人はすべての供給業者から説明を受けることを義務付けられていない。基準は、合理的な設計と誠実な調査に焦点を置いている。従って、ある発行人が調査を合理的に設計し、誠実にその調査を履行し、その調査を行うに際してその紛争鉱物が対象国を原産国としないことを示す説明を受ければ、その発行人はたとえ供給業者のすべてから聴取を行わないとしても、残りの量の紛争鉱物が対象国を原産国としている、または原産国とする可能性があることを示す、警告となる徴候その他の状況を無視しない限り、その紛争鉱物は対象国を原産国としていなかったと結論することができる。例えば我々は、「合理的な調査が行われ、［対象国］を原産国とする証拠はいっさい現れておらず、ごく少量の金の起源だけがまだ判明していない場合、メーカーはその金が［対象国］からのものではなく、DRCコンフリクト・フリーであると宣言することを認められるべきである」ことに合意するだろう。[449]

合理的な原産国調査は、発行人が多種多様な手段や方法を利用して供給業者と協力するという、OECDガイダンスにおける供給業者との関係強化のアプローチと合致している。[450] 調査の結果は、デュー・ディリジェンスのきっかけになる場合、またはならない場合がある。これは、OECDガイダンス―デュー・ディリジェンス―に概略の示されている追加作業が必要であるか否かを判断するために、OECDガイダンスに基づいて発行人が行う

任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関するガイダンス：金に関する補足書）（2012 年）も参照。

[449] IPMI I からの書簡を参照。法律の文言がデュー・ディリジェンスを義務付けており、紛争鉱物報告書は自らの紛争鉱物が対象国に起源をもつことを知っている発行人にのみ適用されるか否か、または法律の文言が自らの紛争鉱物が対象国に起源をもたないと判断できない発行人にも適用されるか否かについて見解を述べる意見提出者たちは、再生利用品、もしくはスクラップ起源の紛争鉱物に関しては、必ずしもこの話題を論じてはいなかった。

[450] OECD は 2012 年 6 月、OECD ガイダンスの実施に関する報告書を出した。http://www.oecd.org/investment/guidelinesformultinationalenterprises/Downstream%20cycle%202%20report%20-%20Edited%20Final%20-%201%20June.pdf において閲覧可能な OECD、DOWNSTREAM IMPLEMENTATION OF THE OECD DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS, CYCLE 2 INTERIM PROGRESS REPORT ON THE SUPPLEMENT ON TIN, TANTALUM, AND TUNGSTEN FINAL DRAFT（紛争およびハイリスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスの下流での実施、錫、タンタルおよびタングステンに関する補足書に関する第 2 サイクルの中間進捗報告書の最終稿）（2012 年 6 月）を参照。この追加的ガイダンスには、紛争鉱物の使用に関して供給業者と顧客に出す書簡の見本が含まれている。

第 1 ステップである。紛争鉱物条項は、調査にとどまらず、鉱物の起源と流通加工過程管理に関するデュー・ディリジェンスを実行するために発行人がとった措置の記述を義務付けることにより、関連情報の真実または精度を確定するためのさらなるステップを伴うデュー・ディリジェンスを予期している。紛争鉱物条項は、デュー・ディリジェンスには以下に論じる監査が含まれることを具体的に述べている。

第 2 に最終規則は、合理的な原産国調査を行った後に、紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスと紛争鉱物報告書が義務付けられるか否かを判断するために、規則案に含まれているのとは異なる基準を定めている。規則案は、発行人が合理的な原産国調査に基づいて、その紛争鉱物が対象国を原産国とすると判断した、その紛争鉱物が対象国を原産国としないと判断できない、またはその紛争鉱物が再生利用品、もしくはスクラップ起源であると判断した場合には、デュー・ディリジェンスを実施し、紛争鉱物報告書を提供することを義務付けていたはずである。規則案のもとでは、発行人が紛争鉱物報告書の提供を避けることが可能なのは、その紛争鉱物が対象国を原産国としないという反証を示すことができる場合のみである。この方式は、紛争鉱物条項の目的を達成するのに必要である以上の負担になると言えよう。合理的な原産国調査の基準が、その紛争鉱物のすべてが対象国を原産国とすると確実に判断することを発行人に義務付けていないのは、義務付けられている基準は合理的な調査であり、この環境において確実性を義務付けることは合理的ではなく、不当なコストを課す可能性があるためである。[451]

最終規則のもとでは、(i)合理的な原産国調査に基づいて、必要な紛争鉱物が対象国を原産国としない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であると発行人が判断した、または(ii)合理的な原産国調査に基づいて、その紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があると確信する理由が発行人にない、またはその紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると合理的に確信している場合には、その発行人はその紛争鉱物の起源または加工・流通過程に関してデュー・ディリジェンスを実行すること、またはかかる紛争鉱物に関して紛争鉱物報告書を提出することを義務付けられていない。その代わりに発行人が唯一義務付けられているのは、特定開示報告書の本文においてその判断を開示し、その判断を行うに際して実行した合理的な原産国調査と、実行した調査の結果を簡潔に記述することである。

反対に、発行人は対象国を原産国とし、かつ再生利用品、もしくはスクラップ起源でない必要な紛争鉱物があることを知っている場合、その紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関してデュー・ディリジェンスを実行し、紛争鉱物報告書を提供しなければならない。さらに、合理的な原産国調査に基づいて、必要な紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性がある（また、再生利用品、もしくはスクラップ起源でない可能性がある）と確信する理由がある場合も、発行人はその紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関してデュー・ディリ

---

[451]以下で論じるように、確実性は、デュー・ディリジェンスの調査についても義務付けられていない。

ジェンスを実行しなければならない。ただしそのデュー・ディリジェンスの結果、その紛争鉱物が対象国を原産国としない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であるとその発行人が判断した場合には、紛争鉱物報告書は義務づけられないが、その発行人は専門の開示書報告の本文において、自らの判断を開示し、デュー・ディリジェンスとその結果について簡潔に記述することを義務付けられる。デュー・ディリジェンスに基づいて、その紛争鉱物が実際に対象国を原産国とし、再生利用品、もしくはスクラップ起源でないと判断した場合、その発行人は紛争鉱物報告書を提出することを義務付けられる。デュー・ディリジェンスに基づき、その紛争鉱物の起源を判断できない場合にも、発行人は紛争鉱物報告書の提出を義務付けられる。

修正されたこの方式は、第 3 ステップに進むことを避けるために反証を示すことを発行人に義務付けてはいないが、その紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があることを示す、警告となる徴候その他の状況を発行人が無視する、または意図的に見ないことを認めてもいない。この方式は、ある意見提出者が示した「確信する理由の方式」に合致しているように思われる。[452] また、一部の意見提出者が述べたように、[453] この方式は、発行人は「(デュー・ディリジェンスの) ガイダンスが自らに適用されるか否かを判断するために自らの鉱物または金属の調達慣行を予備的に精査するべきである」と述べているOECDのデュー・ディリジェンスに関するガイダンスに合致している。[454] OECDはデュー・ディリジェンスに関するそのガイダンスにおいて、そのガイダンスのきっかけとなるはずであるとする状況、または危険信号の包括的な例を示している。[455] 他の情報がなければ、

---

452 Tiffany からの書簡（「この問題に対処するためのより良い方法は、実際に DRC または周辺国を原産国とする金（またはその他の何らかの『紛争鉱物』）を使用していると確信する理由が実際にある企業にのみ、紛争鉱物報告書を提出する義務を課す（『確信する理由の方式』）ことであろう」）を参照。

453 Enough Project I（合理的な原産国調査を通じて、「発行人はその製品中の鉱物が DRC および周辺諸国における紛争を支えている可能性を警告する危険信号を特定すべきである」と述べ、OECD のデュー・ディリジェンスに関するガイダンスに言及している）、Global Witness I（発行人は「対象国からの調達の可能性を示す『危険信号』の有無を精査し、これを検討」すべきであると述べて OECD のデュー・ディリジェンスに関するガイダンスに言及している）、および IPMI I（「最初の調査に関する OECD の新たな国際基準は、ハーモナイゼーションを行うことが特に役立つ一方で、合理的な原産国調査のための議会の指示にも十分合致する特定点である。OECD は議会と同様、『企業はガイダンスが自らに適用されるか否かを判断するために、自らの鉱物または金属の調達慣行を予備的に精査するべきである』として、原産国調査を最初に決定することを推奨している」）のそれぞれからの書簡を参照。

454 http://www.oecd.org/daf/internationalinvestment/guidelinesformultinationalenterprises/46740847.pdf において閲覧可能な OECD、OECD DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS, 33（紛争およびハイリスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関する OECD のガイダンス、33）（2011 年）を参照。

455 同上（紛争鉱物が、問題となっている紛争鉱物の既知の埋蔵量が限られている国を原産国とすると主張されているか否かを含めていくつかの例を示している）および

その紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があると確信する理由を発行人に与えるはずの状況の 1 つの例は、自らの紛争鉱物のいくつかが、対象国を含めて数多くの国から調達を行っている製錬業者によって加工されていることを発行人が認識するようになったが、このような「混合製錬業者」から受け取ったその特定の鉱物が対象国からのものであるか否かを判断できない場合である。[456]

紛争鉱物条項の文言に基づいてデュー・ディリジェンス、そして潜在的に紛争鉱物報告書が義務付けられる時期についての意見提出者の見解が異なることを我々は良く理解している。紛争鉱物条項は、その紛争鉱物が対象国を「実際に原産国としている」場合に紛争鉱物報告書を提供することを発行人に義務付けているが、鉱物がそれらの国を「実際に原産国としている」か否かを判断する方法については取り上げていない。[457] 最終規則は、この判断を行うための手続きとして、合理的な原産国調査を採用している。一部の意見提出者は、法律の文言は、合理的な原産国調査を実施した上で、その紛争鉱物が対象国を原産国とすることを知っている発行人だけに、デュー・ディリジェンスを実行し、紛争鉱物報告書を提供しなければならないと義務付けていると解釈すべきだと主張した。[458] それとは別に他の意見提出者たちは、紛争鉱物条項は、その紛争鉱物が対象国を原産国としていなかったと判断できない発行人にデュー・ディリジェンスの実行を義務付け、潜在的に紛争鉱物報告書の提示を義務付けていると解釈すべきであると主張した。[459] ただし我々は、同条項の文言と最も合致しているのは、合理的な原産国調査を行った上で、その紛争鉱物が対象国を原産国とし、かつ再生利用品、もしくはスクラップ起源でないことを知っているいっさいの発行人に対して、それらの鉱物に関してデュー・ディリジェンスを

---

http://www.oecd.org/corporate/guidelinesformultinationalenterprises/FINAL%20Supplement%20on%20Gold.pdf において閲覧可能な OECD、DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS: SUPPLEMENT ON GOLD（紛争およびハイリスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関するガイダンス：金に関する補足書）（2012 年）を参照。金に関する補足書は、再生利用品、もしくはスクラップ起源であると主張されている金に関するデュー・ディリジェンスを発動する状況をも取り上げている。

456 このシナリオは、「ある企業が所持している鉱物のトレースを行うことは、精製された金属が最終製品の様々な構成部品の小さな部品として消費者市場に入るために、製錬の後では一般には実行可能でない」としている OECD のデュー・ディリジェンスの枠組の陳述と合致している。http://www.oecd.org/daf/internationalinvestment/guidelinesformultinationalenterprises/46740847.pdf において閲覧可能な OECD、OECD DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS, 33（紛争およびハイリスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関する OECD のガイダンス、33）（2011 年）を参照。

457 証取法第 13(p)(1)(A)条（対象国を「かかる紛争鉱物が実際に原産国としている場合」（下線は追加）には、発行人は紛争鉱物報告書を「委員会に提出」しなければならないと述べている）を参照。

458 AngloGold、Cleary Gottlieb、NAM I および Tiffany のそれぞれからの書簡を参照。

459 NEI、NYCBar I、および NYCBar II のそれぞれからの書簡を参照。

実行し、紛争鉱物報告書を提出することを義務付けるという方式であると確信している。加えて、合理的な原産国調査を実施した上で自らの鉱物が対象国を原産国とする可能性があり、かつ再生利用品、もしくはスクラップ起源でない可能性があると確信する理由のあるいかなる発行人も、デュー・ディリジェンスを実行しなければならない。そのデュー・ディリジェンスの結果として、その紛争鉱物は対象国を原産国としない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であるとこの発行人が判断した場合には、紛争鉱物報告書はいっさい義務づけられない（ただし以下で論じるように、こうしたデュー・ディリジェンスとその結果は、この発行人の特定開示報告書の本文において、その株式報告者の原産地についての合理的な調査と共に開示されなければならない)。それ以外の場合には、この発行人は紛争鉱物報告書を提出しなければならない。我々は最終規則において、この方式を採用しようとしている。

紛争鉱物条項は、発行人がその紛争鉱物は対象国を原産国とし、再生利用品、もしくはスクラップ起源でないと断定的に判断した場合にのみデュー・ディリジェンスを義務付けていると解釈することは、この条項の目的を損なうことになろう。例えば、必要な紛争鉱物が、特定の鉱物が対象国からであるか否かを知らずに、対象国およびその他からの鉱物を含めている製錬業者からのものであることを知った後で発行人が調査を中止することを我々が認めてしまうなら、発行人がその鉱物の最終的な起源を知ることを避ける誘因が生じるだろう。つまり、我々の方式は、鉱物が対象国からであるという断定的な知識をもっている場合にのみデュー・ディリジェンスと、ひいては紛争鉱物報告書を義務付ける場合よりも費用が高くつくことを我々は認識しているが、紛争鉱物条項が構想している要件を実行するためには、自らのもつ必要な紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があると確信する理由のある発行人に対して、さらなる措置を義務付けることが必要だというのが我々の見解である。さらに、この方式の方が、費用がさらに高くなるはずの反証―その必要な紛争鉱物が対象国を原産国としないこと―を示すことを義務付けるよりも、適切なバランスをとれる。

別の方法として、紛争鉱物条項はデュー・ディリジェンスの実行を通じて、その紛争鉱物が対象国を原産国とするか否かを判断することをすべての発行人に義務付けていると解釈することが可能である。この調査はかなり費用が高くつく可能性があり、発行人が紛争鉱物全体のうちのごく少量について、対象国を原産国としないか否か、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であるか否かを判断できない状況においてはそれが特に顕著である。このような規定の解釈は説得力があり、実際に紛争鉱物条項の正確な解釈として、規定の共同提案者 2 名によって提案されていたが、[460] 我々は、議会の目的を達成す

---

[460] Durbin 上院議員／McDermott 下院議員からの書簡（「規則案は、紛争鉱物の起源と加工流通過程管理の判断に伴う原産国調査とデュー・ディリジェンスを区別し、前者は『網羅性が低い』可能性があることを示している。これは、我々の意図に対する読み誤りである―我々は、各事例において実行されるべき努力に何の相違も見出していない」）を参照。

るためにこの方式が必要であるとは考えない。我々が確信しているのは、合理的な原産国調査の基準は、発行人が必要な判断を行うためのより明確な方法を、それも、負担を大幅に軽減し、より費用効果の高い方法で提供していることである。合理的な原産国調査は発行人に費用を課すが、その費用は発行人が常にデュー・ディリジェンスを実行することを義務付けられる場合に発生する費用よりも低いことを我々は確信している。

最後に、合理的な原産国調査を実施する発行人は、そのすべての紛争鉱物の原産国を、またはそれらが再生利用品、もしくはスクラップ起源であるか否かを確実に判断できない可能性があることに我々は着目している。合理的な原産国調査の基準を満たすために、確実性は義務付けられていない。判断が確実でないことを示す開示は不必要である。発行人はこの方式に従い、それが真実であれば、紛争鉱物が対象国を実際に原産国とするか否か、または再生利用品、もしくはスクラップ起源でないか否かを判断するための合理的な原産国調査は合理的に設計され、誠実に実行されており、紛争鉱物は対象国を原産国としない、または再生品、もしくはスクラップ起源のものであるという発行人の結論はその合理性の水準でなされたと明確に述べることができる。

2. 特定開示報告書の本文における開示

a. 規則案

規則案の下で、発行人は保有する紛争鉱物が対象国原産かどうかについて合理的な原産国調査の実施を求められることになっていた。合理的な原産国調査の後、保有する紛争鉱物が対象国原産ではないという結論に達した場合、発行人は発行人の年次報告書の本文及びウェブサイト上でその結論を開示するよう求められることになっていた。[461] また、規則案はそのような発行人に対し、年次報告書の本文中及びウェブサイト上で、その結論に達するのに用いた合理的な原産国調査を開示するよう求めることにしていた。しかし、規則案では合理的な原産国調査の結果、紛争鉱物が対象国原産ではないという結論に達した発行人に対して、紛争鉱物が産出された実際の国を開示するよう求めてはいなかった。発行人は年次報告書の本文中に、開示した情報が掲載されているインターネットアドレスを記載し、少なくとも発行人が次の年次報告書を提出するまではウェブサイト上に情報を保持するよう求められていた。最後に、発行人はDRC諸国原産ではないという結論を裏付ける検証可能な業務記録を保持するよう求められることになっていた。しかし、発行人は対象国原産ではない紛争鉱物に関しては、他のいかなる開示も行うよう求められてはいなかった。

その代わり、発行人が合理的な原産国調査を通して、保有する紛争鉱物の中にわずかでも対象国原産のものが含まれているという結論に達した場合、あるいは発行人が合理的な原産国調査の結果、保有する紛争鉱物が対象国原産ではないと結論づけることができな

---

461 証取法第 13 条(p)(1)(E)を参照。発行人は次の年次報告書を提出するまで、この情報をウェブサイト上に掲載しておくよう求められる。

かった場合、規則案では、発行人にその結論を年次報告書の本文で開示し、あわせて紛争鉱物報告書が年次報告書の証拠書類として提供されたことを開示するよう求められることになっていた。また、発行人は次の年次報告書が提出されるまで紛争鉱物報告書をウェブサイト上で閲覧できるようにすること、年次報告書の本文に紛争鉱物報告書がウェブサイト上に掲載されていることを開示し、紛争鉱物報告書が掲載されているインターネットアドレスを記載しておくことも求められていた。[462] 規則案の下で、そのような発行人は紛争鉱物報告書をウェブサイト上に掲載することが求められていたが、発行人は年次報告書の本文で提供した開示についてはウェブサイト上に掲載する必要はないとされていた。

b. 規則案に対するコメント

この点についてコメントしたほとんどすべての者が、最終規則は年次報告書の本文で紛争鉱物情報について簡潔に論じるよう求めるべきだと考えていた。[463] しかし、一部の意見提出者は、発行人は年次報告書の本文でいかなる開示の提供も求められるべきではないと指摘し、[464] ある意見提出者は、年次報告書本文に紛争鉱物報告書で到達した結論を記載するよう発行人に求めるべきではないと述べた。[465] 他の意見提出者は、紛争鉱物報告書の全文を発行人の年次報告書の証拠書類として提供することもできると述べた。[466] 一方、少数ながら年次報告書の本文中に全面的な原産国開示と紛争鉱物報告書の全文を含めるよう発行人に求めるべきだと主張する意見もあった。[467]

多くの意見提出者が、提案のとおり、対象国原産ではない紛争鉱物を保有する発行人に対し、合理的な原産国調査の開示を求めるべきだという意見に賛意を示した。そのような開示を求めなければ、紛争鉱物規定の根本的な目的が損なわれるためである。[468] しかし、他の多くの意見提出者は異議を唱えた。[469] そうした意見提出者の中には紛争鉱物規定はそのような開示を求めていないと述べて立場を正当化し、そのような開示はいかなる建設的な目的にも役立たないと主張する者もいた。[470] また、このテーマについて論じた多くの意

---

462 証取法第 13 条(p)(1)(E)を参照。

463 たとえば、AngloGold、Howland、NEI、NY State Bar、SEMI、SIF I、TriQuint I の意見書を参照。

464 ITIC I 及び WGC II の意見書を参照。

465 NY State Bar の意見書を参照。

466 Ford、NEI、WGC IIの意見書を参照。

467 CRS I 及び Earthworks の意見書を参照。

468 たとえば、CRS I、Earthworks、Hileman Consulting、Methodist Pension、MSG I、NEI、TIC、Tiffany、TriQuint I の意見書を参照。

469 たとえば、AngloGold、Cleary Gottlieb、Howland、NMA II、NY State Bar、SEMI、WGC IIの意見書を参照。

470 Cleary Gottlieb、NY State Bar、SEMI の意見書を参照。

見提出者[471]の中には、対象国原産の紛争鉱物を保有していない発行人は、保有する紛争鉱物の原産国名の開示を求められるべきだと主張する者もいた。投資家が発行人の結論の正当性を判断できるようにするためである。[472]

この点について論じたほとんどの意見提出者は、提案のとおり、発行人に対し、紛争鉱物が対象国原産ではないと結論づけた際の検証可能な業務記録の保持を求めるべきだということに同意した。[473] しかし、これらの意見提出者は、最終規則で記録の保持を求める期間については異論を唱えた。この期間については、1年間から法律の存続期間まで幅広い提案が寄せられた。[474] また、一部の意見提出者は、最終規則は「検証可能な業務記録」の意味を明確にすべきだと提言した。[475] しかし、最終規則で発行人に対し検証可能な業務記録の保持は一切求めるべきではないと考える者も少数ながら存在した。紛争鉱物規定にはそのような要件が含まれていないためである。年次報告書の財務情報やその他の情報用として発行人が独自の記録を作成することは認められるべきであり、そのような規則は紛争鉱物規定の対象とはならない独立した帳簿や記録の要件を提供するものであるとされた。[476]

c. 最終規則

我々は意見を検討した上で、特定開示報告書の本文における実質的な開示に関する提案を一部修正しようとしている。合理的な原産国調査を行った上で、その紛争鉱物が対象国を原産国としていなかった、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であると判断した、またはその必要な紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性がある、または再生利用品、もしくはスクラップ起源でない可能性があると確信する理由をもたない発行人は、「紛争鉱物開示」の見出しに基づいて、Form SDになっている特定開示報告書の本文において一定の開示を行うことを義務付けられる。[477] この要件は、規則案が再生利用品、もし

---

471 たとえば、AngloGold、Global Tungsten I、Howland、IPC I、ITRI I、JVC 他 II、NAM I、NEI、NMA II、RMA、SEMI、State II、TIC、TriQuint I、WGC II の意見書を参照。

472 SIF I の意見書を参照。また、State II の意見書も参照（そのような要件は、発行人が鉱物の原産国にかかわらず、紛争鉱物のサプライチェーンを通したデュー・ディリジェンスの手順を確立するよう促すことになると述べている）。

473 たとえば、AngloGold、Columban Center 他、CRS I、Hileman Consulting、Earthworks、Global Witness I、Howland、ICGLR、JVC 他 II、Kemet、MSG I、NEI、NMA II、Durbin 上議／McDermott 下議、SIF I、State II、TIAA-CREF、TIC、TriQuint I、WGC II の意見書を参照。

474 提案された期間には、「複数年」、「十分に長い期間」、「（外国民間発行人の）母国の司法権に求められている期間」、「法律の存続期間」、1 年間、2 年間、3 年間、5 年間、7 年間、10 年間等があった。たとえば、AngloGold、Columban Center 他、CRS I、Earthworks、Global Witness I、Hileman Consulting、Howland、ICGLR、Kemet、MSG I、NEI、NMA II、Durbin 上議／McDermott 下議、SIF I、State II、TIC、TriQuint I、Trott、WGC II の意見書を参照。

475 JVC 他 II 及び TIC の意見書を参照。

476 Cleary Gottlieb、NAM I、SEMI、Tiffany の意見書を参照。

477 上で論じているように、最終規則は、すべての開示は、年次報告書ではなく、新しい書式

くはスクラップ起源の紛争鉱物に関してデュー・ディリジェンスを義務付けている点を除いて、規則案と概ね一致している。その紛争鉱物が対象国を原産国としない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であると判断する、またはその必要な紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性がある、または再生利用品、もしくはスクラップ起源でない可能性があると確信する理由をもたない発行人は、その判断と結果を開示し、実行した調査と結果について簡潔に記述し、開示が一般に閲覧可能であるインターネット・ウェブサイトへのリンクを提供しなければならない。ただし最終規則は規則案からの変更として、紛争鉱物報告書の提出を義務付けられていないと結論する根拠を立証するために、実行した調査の結果について簡潔な記述を示すことをこのような発行人に義務付けている。

上で論じたように我々は、発行人がその合理的な原産国調査に基づき、対象国を原産国とする可能性があり、再生利用品、もしくはスクラップ起源でない可能性がある紛争鉱物をもっていると確信する理由があり、そのためにその紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関してデュー・ディリジェンスを実行しなければならないと判断する場合があり得ることを認識している。そのデュー・ディリジェンスの実行中のいずれかの時点において、その紛争鉱物は対象国を原産国としていなかった、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であったと判断する場合、その発行人は、紛争鉱物報告書を提出することを義務づけられない。ただしその発行人はそれでもなお、その判断を開示し、実行した合理的な原産国調査とデュー・ディリジェンス努力、および調査とデュー・ディリジェンス努力の結果について簡潔に記述する特定開示報告書を提示して、その紛争鉱物が対象国を原産国としない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であると確信する理由を実証することを義務付けられている。

我々は、合理的な原産国調査について記述することを発行人に義務付けると、紛争鉱物条項によって正当化も義務付けもされていない費用を課すことになる、という一部の意見提出者の見解に着目している。我々はまた、紛争鉱物条項は「当該者」が「必要である紛争鉱物が…コンゴ民主共和国および周辺国を原産国としているか否か」を毎年開示すること、「およびこのような紛争鉱物が実際にこうした国を原産国としている場合には委員会に報告書を提示すること」のみを義務付けていることにも着目している。[478] 従って、紛争鉱物条項が発行人に明示的に義務付けているのは、その紛争鉱物が対象国を原産国としていたと判断する場合にのみ追加的開示を求めることである。[479]

SD になっている発行人の特定開示報告書の本文において行うよう義務付けることになる。

[478] 証取法第 13(p)(1)(A)条を参照。

[479] Cleary Gottlieb からの書簡などを参照。この意見提出者が、「対象国に起源をもっていない（下線は原文）必要な紛争鉱物があると結論する発行人は、その結論を開示することだけを行わなければならない―ドッド＝フランク法には、その結論に達するに際して発行人が実行した調査プロセスの開示に関する要件はない」と主張したのは、この法律が「定めているのは…必要なその紛争鉱物が DRC 諸国に起源をもつとその発行人がひとたび断定的に判断したら…開示の要件の増加だけ」だからである。同上。

ただし我々は、実行した合理的な原産国調査について簡潔な記述を提供することを発行人に義務付けることは、かかる記述を示すことに追加の費用が伴うとしても適切であると確信している。上で論じたように、合理的な原産国調査は規範的な基準ではなく、確実性を義務付けてはいない。その結果、発行人がとるアプローチが様々になる公算が高い。このため我々は、関心をもつ当事者が否定的な判断を行うに際して行った「配慮の程度」を評価することができ、[480] それが「発行人の開示の信用性を確保するのに役立つ」[481] ように、合理的な原産国調査に関する開示を義務付けることが適切だと確信しているのである。また、紛争鉱物条項は、発行人がその紛争鉱物が対象国を原産国としていないと判断する場合にさらなる開示を行うことをその発行人に明示的に義務付けていないが、同条項は、このような開示を義務付けることができないとは定めていない。従って我々は、この開示を義務付けることは認められると共に適切であると確信している。

上に述べたように、最終規則はその紛争鉱物が対象国を原産国としていないこと、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であることを確実に立証するための特定の措置を指定すること、または立証を義務づけることをしていない。最終規則はこのような指定や義務付けを行うのではなく、調査の合理的な設計と誠実な実行のアプローチに依拠しているのである。実行した調査の結果を簡潔に記述するよう発行人に義務付けるのは、ステークホルダーが発行人の合理的な原産国（訳注：「調査」が抜けている？）の設計と、その設計を実行するにあたってのその努力を評価できるようにするためである。この開示はまた、ステークホルダーが発行人の努力の合理性について自分自身の見解を形成できるようにすることをも意図している。ステークホルダーはこの情報に基づき、そうすることが必要であると確信すれば、個々の発行人について異なるプロセスを推奨することができる。[482] 加えて、サプライチェーンの可視性の向上と発行人の過年度の調査の双方に基づいて、合理的な原産国調査のプロセスが時とともに変化することが予測されている。従って、発行人にその調査の結果について簡潔な記述を示すよう義務付けることは、ステークホルダーがその進捗状況を遡って追跡し、そうすることが必要であると考えれば異なる手順を推奨することを可能にするだろう。

ただし我々は、合理的な原産国調査に基づいてその紛争鉱物は対象国を原産国としていないとする結論を裏付ける、再調査可能な業務記録を維持することを発行人に義務付ける要件案は採択しないことを決定した。紛争鉱物条項は、発行人がその紛争鉱物の起源

---

480 MSG I からの書簡を参照。

481 NEI からの書簡を参照。

482 この点に関して、ある発行人が合理的な原産国調査の結果について行った記述を見れば、その紛争鉱物が対象国に起源をもたないと判断した理由が明確になるはずである。これは、デュー・ディリジェンスを実行した上で、自らの紛争鉱物が対象国に起源をもたない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であると判断する場合に、合理的な原産国調査とデュー・ディリジェンス努力を開示しなければならない発行人についても言えることである。

についての判断を裏付ける、再調査可能な業務記録を維持することを義務付けていない。加えて、発行人がこのような記録を維持することを規則で義務付ける必要はなさそうである。ある意見提出者が述べたように、発行人は「開示内容を作成するために利用された原資料を維持するための具体的な記録維持要件をSECが課していない定期報告書において、経営者の議論と分析など、大量の重要な情報を提供している」。[483] 従って我々は、適切な記録の維持は最終規則を遵守していることを立証する上で有用かもしれず、発行人が適用する、国内または国際的に広く認められているデュー・ディリジェンスの枠組によって義務付けられることはあるかもしれないが、我々が発行人に対して再調査可能な業務記録を維持することを義務付けることは不必要であると確信している。

また、規則案とは対照的に、我々は特定開示報告書または年次報告書のいずれかにおいて、「紛争鉱物開示」と題された別の見出しのもとで、その必要な紛争鉱物のいずれかが対象国を原産国としているか否か、または再生利用品、もしくはスクラップ起源でないか否か、あるいはその紛争鉱物が対象国を原産国としない、または再生利用品、もしくはスクラップ起源であると判断できなかったことを開示するよう発行人に義務付けようとはしていない。規則案のもとでは、その紛争鉱物が再生利用品、もしくはスクラップ起源であるために紛争鉱物報告書を提供することを義務付けられている発行人を含めて、紛争鉱物報告書の提供を義務付けられている発行人は年次報告書の本文において、年次報告書の付属書として紛争鉱物報告書を提供（furnish）すること、紛争鉱物報告書と独立した民間部門による証明済みの監査報告書がそのインターネット・ウェブサイト上で閲覧可能であること、および紛争鉱物報告書と監査報告書が掲載されているインターネットのアドレスを開示することを義務付けられていたはずである。最終規則はこのような義務付けを行うのではなく、発行人にとっての費用と負担をある程度軽減するために、紛争鉱物報告書を提供することを義務付けられた発行人に対して、その特定開示報告書において「紛争鉱物開示」と題された別の見出しのもとで、特定開示報告書の付属書として紛争鉱物報告書が提供されていることを開示し、その紛争鉱物報告書が一般に閲覧可能なインターネット・ウェブサイトへのリンクを開示することだけを義務付けている。

最終規則が発行人に対して、その特定開示報告書の本文において紛争鉱物報告書を提供する理由を開示することを義務付けていないのは、その情報が発行人により、紛争鉱物報告書において開示されるためである。その情報を特定開示報告書の本文においても義務付けることは、重複となり、不必要であろう。同様に最終規則が、特定開示報告書において監査報告書、または場合によっては監査証明を提供したことを開示することを発行人に義務付けていないのは、監査報告書と証明はすでに紛争鉱物報告書の一部となるはずであるために、ここで監査報告書または監査証明に具体的に言及することは必要ではなく、紛らわしくなる可能性があるためである。

---

[483] NAM I からの書簡を参照。

E. 第 3 ステップ—紛争鉱物報告書の内容とサプライチェーンのデュー・ディリジェンス

紛争鉱物法律規定は、必要な紛争鉱物が対象国を原産国とすると判断した発行人に対し、紛争鉱物報告書の提示を求めている[484]。紛争鉱物報告書は、特に、紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行するために発行人によって取られた方法の説明を含まなければならず、その方法は、紛争鉱物報告書の「独立した民間部門による監査を含むものとする」と定められている[485]。これに関して、紛争鉱物法律規定は、また、紛争鉱物報告書を提出する発行人は「報告書に含まれている…監査が行われたことを証明し」、証明された監査は「かかる鉱物の起源と加工・流通過程を確定するに際してのデュー・ディリジェンスの不可欠な要素を構成する」と定めている[486]。さらに、紛争鉱物法律規定は、「製造された、または製造委託契約が結ばれた『DRCコンフリクト・フリー』ではない」製品、独立した民間部門の監査を実施した組織、紛争鉱物の加工に使用された施設、紛争鉱物の原産国、および可能な限り最大の具体性をもって原産鉱山または原産地を決定しようとする努力」について説明しなければならないと規定している[487]。

1. 紛争鉱物報告書の内容

a. 規則案

規則案では、発行人が合理的な原産国調査にもとづいて、対象国原産ではないと結論づけられなかった紛争鉱物の原産地及び加工・流通過程に対するデュー・ディリジェンスを実施し、紛争鉱物報告書の中でそれらのデュー・ディリジェンスの手段について説明するよう求めることになっていた。紛争鉱物規定に沿って、[488] SECは発行人が紛争鉱物の原産地及び加工・流通過程に対するデュー・ディリジェンスを実行するために講じた手段の説明に、政府監査院長によって制定された基準に従って実行された証明済みの独立した民間部門の監査を含めることも求めることを提案していた。[489] 規則案には、監査がデュー・ディリジェンスの重要な成分を構成することも述べられていた。[490] 発行人による「監査の証明」という紛争鉱物規定の要件を施行するために、[491] SECは、紛争鉱物報告書に対する独立した民間部門の監査が行われたことを証明するよう発行人に求める[492] とともに、発行人がこ

---

484 証取法第 13(p)(1)(A)条を参照。

485 証取法第 13(p)(1)(A)(i)条を参照。

486 証取法第 13(p)(1)(B)条を参照。

487 証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条を参照。

488 証取法第 13 条(p)(1)(A)(i)及び第 13 条(p)(1)(B)を参照。

489 証取法第 13 条(p)(1)(A)を参照。

490 証取法第 13 条(p)(1)(B)を参照。

491 同上参照。

492 提案書で論じたように、この文言を、発行人は実施した監査が正確であることを証明しなけ

の証明を報告書の中で提供することを提案した。さらに、紛争鉱物規定によって求められているように、[493] SECは、規則によって紛争鉱物報告書の中で「DRCコンフリクト・フリー」ではない発行人の製品の説明、紛争鉱物の加工に用いられた施設、それらの紛争鉱物の原産国、鉱山または原産地をできる限り詳細に特定するための取り組みについて説明を求めることを提案した。

紛争鉱物規定には「紛争鉱物を加工するのに用いられた施設」という文言が用いられており、これは発行人の鉱物が通過した製錬所や精製所を指すものと思われる。紛争鉱物規定は、直接または間接に武装集団に資金や利益を供与している紛争鉱物を含んでいない場合、その製品は「DRCコンフリクト・フリー」であると述べていることを注記しておく。[494] ドッド・フランク法第1502条(e)(3)は、DRC諸国に関連して、「武装集団」という用語を「1961年対外援助法の第116条(d)及び第502条B(b)の下での国別人権報告書（以下「国別報告書」）の年報において深刻な人権侵害の加害者と確認されている武装集団」[495]と定義している。[496] 発行人に指針を提供するため、SEC規則案には定義の相互参照が含まれている。

規則案の下で、保有する紛争鉱物が対象国原産ではないという結論を下すことができなかった発行人は、対象国原産の紛争鉱物を保有する発行人と同程度に紛争鉱物報告書を提供するよう求められることになっていた。SECでは、紛争鉱物が対象国原産かどうかの結論を下すことができなかった発行人は、その製品が「DRCコンフリクト・フリー」かどうかを断定できない可能性があることを認識していた。紛争鉱物の原産地を特定しようとする初期の取り組みが証取法第13条(p)(1)(A)(ii)に沿ったものであるかぎり、SECは紛争鉱物が対象国原産かどうかを判断できなかった発行人は、そのような紛争鉱物を含むすべての製品について説明することを求められ、そうした製品を「DRCコンフリクト・フリーではない」と認識するよう提案した。[497] 発行人は、製品が対象国の「武装集団に直接または間接に資金や利益をしている紛争鉱物を含まない」という紛争鉱物規定の「DRCコンフリクト・フ

ればならないという意味だと解釈することもできるが、そのような解釈は、もともと発行人が作成した紛争鉱物報告書の監査を発行人が検証しなければならないことを意味するように思える。SEC はこのアプローチを提案しなかった。

493 証取法第 13 条(p)(1)(A)(ii)を参照。

494 証取法第 13 条(p)(1)(A)(ii)及び第 13 条(p)(1)(D)を参照。

495 22 U.S.C. 2151n(d)及び 2304(b)

496 ドッド・フランク法第 1502 条(e)(3)

497 いかなる製品であれ、対象国原産ではない紛争鉱物を含む場合、また発行人が対象国原産ではないと判断できない紛争鉱物を含む場合、発行人はそれらの製品を「DRC コンフリクト・フリー」ではないと分類するよう求められることになる。同様に、いかなるものであれ発行人の製品が対象国原産ではない紛争鉱物もしくは発行人が対象国原産ではなかったと判断できない紛争鉱物を含む場合、または対象国原産であっても直接または間接に対象国の武装集団に資金や利益を供与していない紛争鉱物を含む場合、また対象国原産で直接または間接に対象国の武装集団に資金や利益を供与している紛争鉱物を含む場合、発行人はそれらの製品を「DRC コンフリクト・フリー」ではないと分類しなければならない。

リー」の定義を自社の製品が満たしていると判断できないためである。規則案は、発行人が以下のような事柄を説明する追加の開示を提供することを認めている。たとえば、「これらの製品は紛争鉱物規定を施行する規則案を遵守し、条項の「DRCコンフリクト・フリー」の定義に従えば、「DRCコンフリクト・フリー」ではないと分類されるとはいえ、発行人は紛争鉱物の原産地について結論を下すことができていないし、そのような製品に含まれる紛争鉱物が実際に対象国の武装集団に資金や利益を供与しているかどうかも判明していない」といったものである。また、そのような発行人はデュー・ディリジェンス実施後に判明した限りにおいて、それらの紛争鉱物の加工に用いられた施設や、鉱山または原産地をできる限り詳細に特定するための取り組みについて説明することを求められる。[498]

製品が「DRCコンフリクト・フリー」ではないとみなされる製品を持つ発行人は、紛争鉱物報告書の中でそれらの製品について説明することを求められる。その説明は、各発行人の事実と状況にもとづくものであり、製品または製品カテゴリーを十分に識別しているものとする。たとえば、発行人は、直接または間接に対象国の武装集団に資金や利益を供与している紛争鉱物を含む製品の各モデル、そのような紛争鉱物を含む製品の各カテゴリー、特定の期間に製造されたそのような紛争鉱物を含む特定の製品、そのような紛争鉱物を含むすべての製品、または発行人の事実と状況にもとづいて、その他の説明を開示してよい。

提案どおり、SECの規則は発行人に対し、発行人の紛争鉱物報告書の一部として、独立した民間部門の監査人が作成した監査報告書と監査人の身元を提供するよう求めていた。[499] 法律の文言は、提出を求められるのは発行人の監査証明のみで、監査報告書そのものではないと示唆していると解釈する向きもあるかもしれないが、SECではそのアプローチが紛争鉱物規定の解釈としてより適切であるとは考えていないと述べた。上述したように、紛争鉱物規定は独立した監査が「デュー・ディリジェンスの重要な要素」であることを強調している。新たな報告要件と法律の文言にとって、この監査報告書がきわめて重要であることを考慮し、SECは監査報告書を紛争鉱物報告書とともに提供するよう求めることを提案した。

Form 10-KのItem 4(a)案（Regulation S-KのItem 104に対する新Instruction 2に関連）、Form 20-F のItem 16に対するInstruction 3案、Form 40-F のGeneral Instruction B(16)に対する新Instruction 3は、監査報告書を含む紛争鉱物報告書は、発行人が参照することによって明確に組み込む場合を除いて、証券法や証取法の下でのいかなる提出書類にも参照することに

---

498 SECは、そのような発行人がそれらの鉱物の原産国情報を提供できない場合があることを認識しており、したがって規則案ではこの情報を求めていない。

499 発行人に対し、独立した民間部門の監査人の身元を確認するよう求めるSECの提案は、証取法第13条(p)(1)(A)(ii)を満たすものである。この条文では発行人は「(i)に従って、独立した民間部門の監査を実行した事業体」に関する説明を提供しなければならないとされている。

よって組み込まれることはないとみなしている。たとえば、発行人が年次報告書を参照することにより証券法の登録申請書に組み込む場合、その発行人は自動的に紛争鉱物報告書を証券法の書類にも組み込んでいることにはならない。また、そのような状況では、独立した民間部門の監査人が専門家責任を負うことはなくなり、その結果、発行人が紛争鉱物報告書を参照することによって明確に証券法の登録申請書に組み込んでいない限り、発行人は監査人からの同意書を提出する必要はなくなる。[500]

b. 規則案に対するコメント

多くの意見提出者が、紛争鉱物が対象国原産ではないという結論を下すことができなかった発行人は、紛争鉱物報告書でその製品を「DRCコンフリクト・フリー」ではないと記述するよう求められるという規則案の要件に賛意を示した。[501] ある意見書で、5人の上院議員が、議会は紛争鉱物規定で発行人が保有する紛争鉱物の原産地を特定できなかったと報告することを認めるつもりはなかったと述べた。[502] その意見書では、その代わり、議会は最終規則で、発行人が「鉱物が『コンフリクト・フリー』だと断言できない場合、報告することができる唯一の結論は、製品がDRCの武装集団に直接または間接に資金を供与している鉱物を含んでいる可能性があることになる」ことを求めることを「意図し、指示した」と主張されていた。[503] 別の意見書で議会のメンバーは、「企業の活動を明確に列挙していない」紛争鉱物情報「及び『未確定』のカテゴリーを認める規則は議会の意図をむしばむことになる」と主張した。[504]

しかし、他の意見提出者は、最終規則は保有する紛争鉱物が対象国原産でないと結論づけられない発行人に対し、一時的であれ、永続的であれ、保有する紛争鉱物が「DRCコンフリクト・フリー」ではないと述べるよう求めるべきではないと指摘した。[505] 議会のメンバーである一部の意見提出者は、SECが「サプライチェーン内の原産地未確定の原料が適切に分類できるようにするための段階的実施する」規則案の代案を検討するよう要請した。[506] 別の意見書で、議会のメンバーは最終規則で、原産地不確定の鉱物を有する企業について、

---

500 Regulation C の規則 436[17 CFR 230.436]を参照。

501 たとえば、CRS I、Earthworks、Evangelical Alliance、Evangelicals、Howland、Methodist Board、NEI、Presbyterian Church II、Berman 下議他、Boxer 上議他 II、Durbin 上議／McDermott 下議、State II、World Vision II の意見書を参照。

502 Boxer 上議他 II の意見書を参照。

503 同上。

504 Leahy 上議他の意見書を参照。

505 たとえば、AdvaMed I、Cleary Gottlieb、IPC I、ITRI I、JVC 他 II、NAM I、NAM III、Bachus 下議他、Critz 下議、Elmers 下議、Murphy 下議、TIAA-CREF、Tiffany、TriQuint I、WGC II の意見書を参照。

506 Critz 下議、Elmers 下議、Murphy 下議の意見書を参照。

紛争鉱物報告書を提供するという要件から免除する仮分類を創設することを提案した。[507] 一部の意見提出者は、そのような発行人に対しては、そのような紛争鉱物を含む製品について、一定年数経過後に「DRCコンフリクト・フリー」ではないと述べるよう求めるべきであると提言した。[508] 一部の意見提出者は、規則案は最初の修正案に違反することになると主張した。なによりも、規則は商業的性質ではない会話を強いることになるためで、これは他の企業開示とは異なり、保有する紛争鉱物が対象国原産ではないと結論を下すことができない一部の意見提出者に対し、誤った汚名を着せる情報の提供を強いることになる。[509]

一部の意見提出者は、保有する紛争鉱物が対象国原産ではないと結論づけられない発行人は、独立した民間部門の監査人による監査を受けた紛争鉱物報告書の提出を求められるべきではないと主張した。[510] ある意見提出者が主張したように、条項は「(適切な調査後に) 紛争鉱物の原産地を判定できないでいる発行人に……紛争鉱物報告書を提供するよう求めていない」。「条項は『そのような紛争鉱物が［DRC諸国で］採掘された場合』という文言を紛争鉱物報告書提供の引き金として用いている」ためである。[511]

しかし、ある意見提出者は2通の別々の意見書の中で、この点について異議を唱え、保有する紛争鉱物が対象国原産ではないと結論づけられない発行人は、その結論を指示する監査済みの紛争鉱物報告書の提出を求められなければならないと述べた。[512] 別の意見提出者は、最終規則で年に1度、発行人が「『紛争鉱物』を含む可能性があると合理的に考えている」製品を識別し、これらの鉱物の原産地が不確定であることを示唆し、鉱物の原産地が不確定である理由を説明し、発行人の政府、準政府機関、民間部門のデュー・ディリジェンスのイニシアチブへの関与を確認、開示し、発行人が各紛争鉱物のサプライチェーンを対象とするデュー・ディリジェンス管理制度を開発するために講じた手段について説明する非監査の紛争鉱物開示を提供することを認めるよう提言した。[513] ある意見提出者は、最

---

507 Bachus 下議他の意見書を参照。

508 IPC I、SIF I、TIAA-CREF、TriQuint I の意見書を参照。

509 Taiwan Semi、Tiffany、WLF の意見書を参照。

510 たとえば、AngloGold、Cleary Gottlieb、NAM I、Tiffany の意見書を参照。

511 Cleary Gottlieb の意見書を参照。

512 NYCBar I の意見書（「また、規則は、デュー・ディリジェンスの後で、製品に用いられている鉱物の原産地を特定できない報告義務のある企業に対し、紛争鉱物報告書の提出と、その報告書に対する独立した監査の提出を求め、そのような発行人がこれらの規則によって規定されている義務と開示要件を容易に逃れられないことを保証するべきだとも考えている」）、及び NYCBar II の意見書（「また、規則は、デュー・ディリジェンスの後で、製品に用いられている鉱物の原産地を特定できない報告義務のある企業に対し、紛争鉱物報告書の提出と、その報告書に対する独立した監査の提出を求め、そのような発行人がこれらの規則によって規定されている義務と開示要件を容易に逃れられないことを保証するべきだとも考えている」）を参照。

513 Signet の意見書を参照。

終規則が発行人に「結論を下すために講じた手段について説明することなく」保有する紛争鉱物が不確定な原産地から出たものだと宣言することを認めれば、投資家に「企業のサプライチェーンリスクの評価のための不十分な重要情報」が与えられることになると主張し、最終規則では「発行人が購入した鉱物がDRCや周辺国原産であるかどうかを判断するために講じた手段を投資家に知らせるのに十分なほど詳しい報告を求める」ことを提言した。[514]

SECでは製品になんらかの物理的ラベルを貼付するよう求めることは提案しなかったが、ある意見提出者は、最終規則で武装集団に資金や利益を供与していない紛争鉱物を含む製品を持つ発行人に対し、そのような製品に「DRCコンフリクト・フリー」ラベルの貼付を義務づけることが重要だと述べた。[515] しかし、多くの意見提出者は、製品に物理的にラベルを貼付することを発行人に求めるべきではないと述べた。[516] 意見提出者の中には、発行人がそれらの製品に使用する紛争鉱物を対象国から調達しており、その紛争鉱物が武装集団に資金や利益を供与していない場合に限り、発行人が製品を「DRCコンフリクト・フリー」と記述することを認めるべきだと主張する者もいた。[517] 別の意見提出者は、紛争鉱物が対象国原産でない場合、または直接または間接的に対象国の武装集団を支援していない場合に限り、製品は「DRCコンフリクト・フリー」に分類されるべきだと明確に付け加えた。[518] また、この点について論じたすべての意見提出者は、提案通り、最終規則は「DRCコンフリクト・フリー」と判明していない製品について説明する追加開示の提供を発行人に認めるべきだということに賛意を示した。[519]

多くの意見提出者が、最終規則では、提案通り、発行人に対し、対象国の武装集団に直接または間接に資金や利益を供与している紛争鉱物のみの施設、原産国、鉱山や原産地を特定するための取り組みを開示するよう求めるべきだと述べた。[520] 少数の意見提出者が、対象国原産の紛争鉱物を持つすべての発行人に対し、対象国の武装集団に直接または間接に資金や利益を供与していない紛争鉱物を持つ発行人を含めて、施設、原産国、鉱山や原

---

514 SIF II の意見書を参照。

515 たとえば、Catholic Relief Services of St. Cloud, Minnesota（2011 年 4 月 14 日）（以下「CRS I – St. Cloud」）の意見書を参照。

516 たとえば、Columban Center 他、Howland、Industry Group Coalition I、ITIC I、日本の事業者団体、MSG I、NAM I、SIF I の意見書を参照。

517 ITRI III、MSG I、SIF I の意見書を参照。

518 State II の意見書を参照。

519 Howland、IPC I、NMA II、SEMI、TriQuint I、WGC II の意見書を参照。

520 たとえば、AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Howland、IPC I、JVC 他 II、NAM I、NMA II、WGC II の意見書を参照。

産地を特定するための取り組みを開示するよう求めるべきだと提案した。[521] 2人の意見提出者はさらに、鉱物が対象国原産であるかどうかにかかわらず、紛争鉱物を持つすべての発行人は、施設、原産国、鉱山や原産地を特定するための取り組みを開示するよう求められるべきだと提言した。[522]

一部の意見提出者は、提案のとおり、最終規則では発行人に対し、鉱山や原産地をできる限り詳細に特定するための取り組みのみを開示するよう求めるべきだということに同意した。[523] 他の意見提出者はさらに、発行人に実際の鉱山や原産地をできる限り詳細に開示するよう求めることを提案した。[524] さらに他の意見提出者は、最終規則では、紛争鉱物の採掘地、量、輸送ルートや倉庫といった具体的なサプライチェーン情報を含めるよう求めるべきではないと主張した。このような情報の開示は発行人の競争的優位を損なったり、発行人やその雇用者を暴力行為にさらしたりする恐れがあるためである。[525] これらの意見提出者は、代わりに一般的な説明やおおよその地理的位置の提供を求めたり、発行人が取扱いに注意を要する情報や安全に関わる情報を編集することを認めることを提言した。[526]

多くの意見提出者が、提案のとおり、発行人は独立した民間部門の監査を受けたと証明することにより「監査を保証」するべきだと指摘した。[527] そうした意見提出者の多く、またそれ以外の意見提出者の中にも、このような証明は署名を求めるべきではなく、署名を求める場合は、個人としてではなく、発行人または、発行人の代表者として求めるべきだと述べた。[528] 一方、ある意見提出者は発行人の経営幹部または役員がなんらかの方法で独立した民間部門の監査を保証すべきだと提言し、[529] 別の意見提出者は「企業がシステムを都合よく操作するのを防ぐために、開示情報の提出に際しては、CEOレベルが関わること

---

[521] MSG I、NEI、SIF I、TriQuint I の意見書を参照。

[522] Earthworks 及び Trott の意見書を参照。

[523] たとえば、AngloGold、Barrick Gold、JVC 他 II、NAM I、TriQuint I、WGC II の意見書を参照。

[524] たとえば、CRS I、Howland、ICGLR、NEI、State II の意見書（ベストプラクティスのアプローチとして、発行人は鉱山に関する具体的な情報を含めるためにあらゆる努力をするべきだと認めている）、TakeBack の意見書、Trott の意見書（最終規則は、発行人に対し、紛争鉱物の鉱山や原産地に関するできる限り詳しい情報を提供するよう求めるべきだと述べている）を参照。

[525] Barrick Gold、Global Tungsten II、IPMI I、NMA II、NMA III、TIC の意見書を参照。

[526] Barrick Gold、NMA II、TIC の意見書を参照。

[527] たとえば、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Ford、ICGLR、ITIC I、NAM I、NY State Bar、WGC II の意見書を参照。

[528] たとえば、AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Ford、Howland、JVC 他 II、NAM I、NEI、WGC II の意見書を参照。

[529] Grant Thornton LLP（2011 年 3 月 2 日）（以下「Grant Thornton」）の意見書を参照。

が重要」であると主張した。[530] さらに別の意見提出者は、「一定の最低基準が監査人によって維持されていることを、署名者が四半期ベースで証明しない限り、監査の証明にはほとんど意味がない」と主張している。[531] ある意見提出者は、監査の保証は無用であると主張した。監査報告書が紛争鉱物報告書の中で委員会に提出されるためである。[532] このような意見提出者は、発行人に監査の保証を求めることは、製品が「DRCコンフリクト・フリー」であると言いにくくすることになると述べた。役員が監査を保証するという結論にそこまで確信をもてる発行人はいないためである。[533] ある意見提出者は、「故意に惑わせようとしているような状況でない限り」、証明書に署名した個人に責任を負わせるべきではないと提言した。[534]

一部の意見提出者は、監査報告書は紛争鉱物報告書の一部として含まれるべきだという提案に賛意を示した。[535] 他の意見提出者は、発行人の監査報告書は紛争鉱物報告書の一部として提出されるべきではないと提言した。そのような要件は監査コストを引き上げることになるが、それに見合うメリットがないためである。[536] ある意見提出者は、監査報告書を公開しなければならないことに反対し、代わりに発行人が委員会に内々に提供したり、取扱いに注意を要する部分を編集したり、あるいは委員会に提出された報告書は委員会本部においてハードコピーの形でのみで公開するよう提言した。[537] 同様に、ある意見提出者は、紛争鉱物報告書が監査報告書を記述している限りにおいて、発行人のウェブサイト上に監査報告書を掲載するよう求めることに反対し、別の意見提出者は最終規則で発行人のウェブサイト上に監査報告書を掲載するよう求めるべきだと主張した。[538] 一方、別の意見提出者は最終規則で発行人に監査報告書をウェブサイト上に掲載するよう求めるべきだと主張した。[539]

一部の意見提出者は、提案のとおり、監査報告書は証券法または証取法の下で参照することによって組み込まれるとみなされるべきではないと指摘した。ただし、発行人が監査

---

[530] TakeBack の意見書を参照。

[531] SARW の意見書を参照。

[532] TIC の意見書を参照。

[533] Teggeman 及び TIC の意見書を参照。

[534] Cleary Gottlieb 及び NMA II の意見書を参照。

[535] たとえば、Howland、NEI、Durbin 上議／McDermott 下議の意見書を参照。

[536] AngloGold 及び WGC II の意見書を参照。

[537] たとえば、Barrick Gold、Materials Management Corporation（2011 年 1 月 13 日）（以下「Materials I」）、NAM I、NMA II の意見書を参照。

[538] ITIC I の意見書を参照。

[539] Columban Center 他の意見書を参照。

をそうした提出物に明確に組み込んでいる場合はその限りではない。[540] 少数の意見提出者はさらに、監査人を証券法の規則436の下で「専門家」とみなすべきではないと提言し、次年度以降に提出される監査報告書は重複作業を避けるために以前の監査報告書をもとに作成できるようにし、コストの削減を可能にすることを提言した。[541] ある意見提出者はさらに踏み込んで、認められているサプライチェーン追跡手順を有する発行人は紛争鉱物報告書の監査を求められるべきではないと提言した。[542]

意見提出者の中には、最終規則で発行人はどのような場合に「直接または間接に武装具に資金や利益を供与する」ことになるのかを定義するよう求める者もいた。[543] そのような意見提出者らは、国別報告書をSECの最終規則の基準としないよう提言した。こうした報告書は、コンゴ軍を「武装集団」とみなすかどうかが不明確であるなど、どの集団を「武装集団」に分類しているかについて明確さに欠けるところがあるためである。[544] たとえばある意見提出者は、紛争鉱物規定は「民兵と同様にコンゴ軍の部隊も念頭に置いている。コンゴ軍は主に元反乱軍から構成されており、紛争鉱物貿易に深く関わり、市民に対する残虐行為に日常的に関わっているためである」と主張する論説を提出した。[545] しかし、別の意見提出者は、最終規則が国別報告書を用いて「武装集団」の定義をするならば、コンゴ軍に加わった後も紛争に寄与し人権侵害に関わっている元民兵の集団は除外されることになる と述べた。[546] ある意見提出者は、最終規則はOECDの定義を用いて「武装集団」を定義するよう提言した。[547] また別の意見提出者は、最終規則は「紛争に直接資金を供与している（もしくは故意に間接的な資金提供をしている）発行人のみに適用するよう提言した。[548] ある意見提出者は、最終規則で武装集団への「間接的資金供与」を、「違法な武装集団が、鉱物または鉱物は製品の採掘、販売、輸送、課税から利益を得るあらゆる方法」を含むように定義すべきだと提言した。[549] 一部の意見提出者は、最終規則は「武装集団」の定義を明確にするか、あるいは紛争鉱物が武装集団に利益を供与していたかどうかを検

---

[540] たとえば、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Corporate Secretaries I、NY State Bar、WGC II の意見書を参照。

[541] NY State Bar 及び WGC II の意見書を参照。

[542] TIC の意見書を参照。

[543] たとえば、NMA II、Peace、WGC II の意見書を参照。

[544] ITRI I、NMA II、NYCBar I、Peace の意見書を参照。また、NYCBar II（最終規則には「『武装集団』の定義の中にコンゴ軍（FRRDC）」を含めるべきだと明確に述べている）の意見書も参照。

[545] ICAR II の意見書を参照。

[546] Save の意見書を参照。

[547] Pact II の意見書を参照。

[548] CEI I の意見書を参照。

[549] Peace の意見書を参照。

証するために発行人が講じなければならない手段を明らかにすべきだと主張した。[550] 別の意見提出者らは、最終規則における「武装集団」の定義は、「年次報告書の対象年」について国別報告書の「最新版」を参照すべきではないと提案した。国別報告書の最新版は、年次報告書の対象年について出版されたものではない可能性があるためである。[551]

c. 最終規則

最終規則は、合理的な原産国調査を行った結果、その紛争鉱物が対象国を原産国とし、再生利用品もしくはスクラップ起源ではないと知っている発行人に対し、これらの紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行するために発行人が取った方法の説明を含む紛争鉱物報告書を提出することを求めている。また、合理的な原産国調査を行った結果、その鉱物が対象国を原産国とする可能性があり、再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると確信する理由があり、デュー・ディリジェンスを実行した上でもなお、その鉱物が対象国を原産国とする可能性があり、再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると確信する理由がある発行人に対し、これらの紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行するために発行人が取った方法の説明を含む紛争鉱物報告書を提出することを求めている。

加えて、独立した民間部門の監査が必要とされる状況で、最終規則は、提案の通り、発行人に対し、紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスの一部として、米国会計検査院長が定めた基準に従って独立した民間部門によって行われた証明済みの監査を含むことを求めている。さらに、最終規則は、提案の通り、監査がデュー・ディリジェンスの不可欠の部分を構成すると定めている。発行人が「監査が行われたことを証明する」[552]という紛争鉱物法律規定の要件を実行するために、提案の通り、発行人は、独立した民間部門によって紛争鉱物報告書の監査を受けたことを証明し、その証明を紛争鉱物報告書に含まなければならない。[553] 規則案や提案された規則には明示されなかったが、意見提出者の懸念に対応し、最終規則は、発行人の監査証明は役員の署名を必要としないと明確に表示している。この証明は、発行人が独立した民間部門による監査を受けたというステートメントを紛争鉱物報告書に含む形を取る。

また、最終規則は、発行人の製品が「DRCコンフリクト・フリー」でない限り、紛争鉱物報告書に、その鉱物の加工に使用された施設、紛争鉱物の原産国、および可能な限

---

550 たとえば、CRS I – St. Cloud、ITRI I、NMA II、NYCBar I、Peace、TIC の意見書を参照。

551 たとえば、ITRI I 及び TIC の意見書を参照。

552 証取法第 13(p)(1)(B)条を参照。

553 紛争鉱物法律規定の別の解釈として、発行人は自社が受けた監査が正確であることを確認しなければならないという考え方もあるが、我々はこれを採用しない。紛争鉱物報告書は、この規則の遵守に関連した経営陣の主張を含む。第三者による監査は、この主張の確かさを証明するために考えられている。この関係に鑑み、経営陣に監査の正確性を主張することを求める必要はないと思われる。

り最大の具体性をもって原産鉱山または原産地を決定しようとする努力についての説明を含むことを求めている。規則案に示したように、我々は、紛争鉱物法律規定の「紛争鉱物の加工に使用された施設」という表現は、発行人の鉱物が通過した製錬所または精製所を指すと考えている。ある意見提出者は、製錬と精製のプロセスは異なると指摘した。[554] 製錬は、鉱石を金属に変換することであるが、この金属はまだ多くの不純物を含んでおり、精製によって不純物を取り除かなければない。コロンバイトタンタライト、錫石、鉄マンガン重石は、鉱石としてのみ採掘され、製錬されて金属誘導体となる。しかし、金は金属の形で天然に存在するため、金属として採掘される。したがって、金は製錬して金属にする過程が不要であるが、不純物を取り除くための精製は行われなければならない。しかし、どちらの場合にも、実際問題として、製錬所または精製所を通さずに、コロンバイトタンタライト、錫石、鉄マンガン重石が先に製錬された後、および金が先に精製された後、その鉱山や他の原産地を追跡するのは不可能とまでは言わなくても非常に難しいことを我々は認識している。

また、証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条は、対象国を原産国とする紛争鉱物を有する発行人に対し、「DRCコンフリクト・フリーではない」製品の説明を含む紛争鉱物報告書を提出することを求めている。[555] 紛争鉱物法律規定に定義されているのは、「DRCコンフリクト・フリーではない」という語ではなく、「DRCコンフリクト・フリー」という語である。[556] 製品は、対象国「における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらす鉱物を含まない」ならば、証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条の下で「DRCコンフリクト・フリー」であると考えられる（強調は付加）。[557] 前述したように、提案された規則のアプローチでは、原産地が特定されない紛争鉱物を含む製品を有する発行人は、その製品が「DRCコンフリクト・フリー」であると知ることができない。すなわち、その発行人は製品が対象国「における武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらす紛争鉱物を含まない」と知ることができない。ゆえに、その発行人は、製品を「『DRCコンフリクト・フリー』ではない」と記述しなければならない。

ある意見提出者は、このアプローチは不正確で誤解を招く開示を導く恐れがあり、サプライチェーンを完全に可視化できない会社を不当に罰することになりかねないという

---

554 ITRI I からの意見書。提案書において、我々は、コロンバイトタンタライト、錫石、鉄マンガン重石は製錬されて要素金属になり、金は精製されると述べた。また、どちらの過程も実質的に同じであり、我々が紛争鉱物の製錬というときには金の精製を含むと記した。

555 証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条を参照。

556同上および証取法第 13(p)(1)(D)条を参照。

557 証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条。また、証取法第 13(p)(1)(D)条の「DRC コンフリクト・フリー」の定義は証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条の定義と似ているものの少々異なる。証取法第 13(p)(1)(D)条には、対象国「における武装集団の直接間接の資金源になっている、またはこれらに利益をもたらす紛争鉱物を製品が含まないならば、かかる製品は『DRC コンフリクト・フリー』と称することができる」と述べられている。

懸念を示した。[558] この意見提出者は、さらに鉱物の原産地の調査を行った結果、その鉱物が対象国を原産国としない、または武装集団の資金源となっていない、もしくはこれらに利益をもたらすものではないということが明らかになる可能性があり、その場合、そうした鉱物のみで製造された製品は「DRCコンフリクト・フリー」だということになると指摘した。当然ながら、我々は、開示要件は正確な開示を導くものでなければならないと考えている。同時に、第 1502 条における議会の指示を実行し、法の文言に忠実である責任と、自社で使用する紛争鉱物の原産国判定を回避させる動機を発行人に与える規則を発布することが、証取法第 13(p)条において議会が定めた報告システムを弱体化させるかもしれないことを認識している。したがって、我々は、法の文言と精神に忠実でありながら、意見提出者の懸念に対応するために、最終規則を修正した。

前述した通り、最終規則は、第 3 ステップに進み、紛争鉱物が対象国を原産国としない、または対象国を原産国とする紛争鉱物が直接間接に武装集団の資金源となっていない、もしくはこれらに利益をもたらすものではない、またはその紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断できない発行人に対し、その製品を「『DRCコンフリクト・フリー』ではない」と記述することを要求する代わりに、暫定移行期間のあいだ、これらの紛争鉱物を含む製品を「DRC紛争判定不能」と記述することを認める。「DRC紛争判定不能」の製品を有する発行人は、紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行し、そのデュー・ディリジェンス；デュー・ディリジェンスを改善するための措置を含めて、それ以前に提出した最も新しい紛争鉱物報告書で取り上げられた期間の終了以来、自社の必要な紛争鉱物が武装集団に利益をもたらすリスクを軽減するために取った、またはこれから取る予定の措置が存在するならば、わかっている限りでそれらの措置；判明しているならば紛争鉱物の原産国；判明しているならば紛争鉱物の加工に使用された施設；該当するならば可能な限り最大の具体性をもって原産鉱山または原産地を決定しようとする努力について記述した紛争鉱物報告書を提出するよう求められる。[559] しかし、そのような発行人は、紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査を受けることは求められない。我々は、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスの仕組みはまだ確立されておらず、[560] ゆえに、多くの発行人は紛争鉱物が対象国を原産国としない、武装集団の

---

[558] Tiffany からの意見書を参照。

[559] 我々は、紛争鉱物の原産国を判断できない発行人、または紛争鉱物が再利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断できない発行人は、それらの紛争鉱物の加工施設も判断できない可能性があり、その鉱物の原産国を判断できないことを認識している。したがって、こうした発行人は、わかっている場合に限って加工施設を記述しなければならず、原産国を開示する必要はない。また、紛争鉱物が再利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断できない発行人は、可能な限り最大の具体性をもって原産鉱山または原産地を決定しようとする努力について記述する必要はない。再利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物を有する発行人は、原産鉱山または原産地を決定することが求められないからである。

[560] たとえば、CTIA、FEC I、JVC 他 II、NAM III、NRF I、ラウンドテーブル、および WilmerHale

資金源となっていない、もしくはこれらに利益をもたらすものではない、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると容易に判断できないという多数の業界意見提出者の懸念に対応するため、この一時的なカテゴリーを認める。この一時的なカテゴリーにより、発行人は、自社の紛争鉱物が対象国を原産国とするか、対象国における武装集団の直接間接の資金源となっていた、もしくはこれらに利益をもたらしたか、または再生利用品もしくはスクラップ起源であるかを判断するためのサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの仕組みを確立する時間が得られることになる。

また、この時間の追加により、必要な鉱物が対象国を原産国とせず、武装集団の資金源とならず。これらに利益をもたらすものではなかい、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると最終的には判断できることになる発行人が、まだその鉱物の原産地や、それが再生利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断できていないというだけの理由で、当初は自社の製品を「DRC コンフリクト・フリー」と判明できなかったと報告することを義務付けられる可能性を低下させるはずである。一時的なカテゴリーは、この可能性を下げることによって、より正確な開示を導く。我々は、このアプローチを用いた最終規則は、議会がこの開示の要求を意図した発行人の集団によりよく対象を絞り、発行人がその紛争鉱物の原産地を判断できるようにするためのプロセスを設ける時間を与えると考えている。

しかし、「判定不能」という報告の選択肢は、一時的にしか認められない。この選択肢は、すべての発行人に関して、最終規則の発効後最初の 2 回の報告サイクル、すなわち 2013 年から 2014 年の専門開示報告書を含む期間に認められる。より小規模な報告企業に関しては、この選択肢は、最終規則の発効後最初の 4 回の報告サイクル、すなわち 2013 年から 2016 年の専門開示報告書を含む期間に認められる。すべての発行人に関して 2015 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの第 3 報告期間、およびより小規模な報告企業に関して 2017 年 1 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までの第 5 報告期間には、それぞれ該当する発行人は、紛争鉱物報告書に「『DRCコンフリクト・フリー』であることが判明しなかった」ものとして製品を記述しなければならない。また、発行人は、第 3 ステップに進み、紛争鉱物が対象国を原産国としない、対象国を原産国とする紛争鉱物が直接間接に武装集団の資金源となっていない、もしくはこれらに利益をもたらすものではない、またはその紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断できなくても、そのような開示を行うことが求められる。さらに、これらの発行人は、紛争鉱物報告書の独立した民間部門による監査を受けることが求められる。[561]

この開示は移行期間後に義務付けられるが、発行人が紛争鉱物の原産地を判断する

などからの意見書を参照。

[561] 後述するように、紛争鉱物が再利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断するためにデュー・ディリジェンスを実行する発行人は、その再利用品もしくはスクラップ起源の鉱物について国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組がないならば、その紛争鉱物に関して、紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査を受けることが要求されない。

ことができなくても、我々は、こうした状況で必要とされる開示の正確性に関して提起された問題点に対処するために、開示に関する提案の表現を変更している。我々は、そのような製品を「『DRC コンフリクト・フリー』であることが判明しなかった」製品と記述するのが正確であると考える。「DRC コンフリクト・フリー」は法に定義された語であり、その製品が対象国「における武装集団の直接間接の資金源となっていた、またはこれらに利益をもたらした紛争鉱物を含まない」ことを意味する。紛争鉱物が対象国を原産国としない、対象国を原産国とする対象鉱物が武装集団の資金源になっていない、もしくはこれらに利益をもたらしていない、またはその鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断できない発行人は、正確には、紛争鉱物がこの定義に当てはまると明らかになったと述べることはできない。ゆえに、その製品は、法に定義された「DRC コンフリクト・フリー」であることが判明しなかったというべきである。

加えて、最終規則では、提案の通り、発行人は開示または説明を追加することができる。これによって発行人は、開示に「DRCコンフリクト・フリー」の法的な定義を含め、「DRCコンフリクト・フリー」というのは明確に限定された意味を持つ表現であることを説明するか、その他の形でそれぞれの特殊な状況について説明することができる。[562] また、我々は、製品が「『DRCコンフリクト・フリー」であることが判明しなかった」という変更後の開示ならば、一部の意見提出者が表明した懸念、すなわち規則案で要求された「『DRC コンフリクト・フリー』ではない」という表現は特にその鉱物が対象国における武装集団の直接間接の資金源となっていた、またはこれらに利益をもたらしたかどうかがわからない発行人に不当な汚名を着せることになるという懸念が緩和されると考える。

提出された意見の中には我々が採用しようとしているものと全く同じアプローチを提案したものはないように思われるが、このアプローチは、多くの意見提出者の提案を取り入れている。ある意見提出者は、「自社の製品に含まれる紛争鉱物の原産地を追跡し、これらの鉱物が『DRCコンフリクト・フリー』であるかどうかを判断しようとする上で目下のところ発行人が直面している大きな実際的困難に対応するために、段階的導入または移

---

562 たとえば、発行人は、紛争鉱物報告書における開示に加えて、「以下は『DRC コンフリクト・フリー』であることが判明していない当社の製品の記述である（『DRC コンフリクト・フリー』とは、製品の機能または生産に必要であり、コンゴ民主共和国またはその周辺国における武装集団の直接間接の資金源になっている、またはこれらに利益をもたらす紛争鉱物が製品に含まれないことを意味すると連邦証券法に定義されている）」と述べることができる。あるいは、2 年間または 4 年間の経過後になお、自社の紛争鉱物の一部の原産国を特定できない発行人は次のように述べることができる。「我々は当社の紛争鉱物の一部の原産国を特定できていない。紛争鉱物の原産国を特定できないことから、そのような鉱物を含む製品が、コンゴ民主共和国またはその周辺国における武装集団の直接間接の資金源になっている、またはこれらに利益をもたらす紛争鉱物を含まないと述べることができない。したがって、連邦証券法に基づき、我々は、そのような鉱物を含む製品を、『DRC コンフリクト・フリー』であることが判明していないと記述せざるを得ない。これらの製品は以下のリストのとおりである。」

行期を設けるアプローチ」を取ることを提案した。[563] この提案は、最終規則において 2014 年までの段階的導入期間を設け、その間は、原産国を判断できない紛争鉱物を有する発行人がその紛争鉱物を「不確定の原産地」で産出されたものと記述し、紛争鉱物報告書を提出する代わりに紛争鉱物に関する会社の方針を開示し、現在インフラが未整備であるために紛争鉱物の原産地を判断できないというステートメントを示すことを認めるということであった。この意見提出者は、「不確定の原産地」というカテゴリーは 2014 年までに限って利用できるようにすべきであると提言した。別の意見提示者は、2014 年までの同様の段階的移行期間を設け、その間は「不明」というカテゴリーの使用を認め、紛争鉱物に関する会社の方針、合理的な原産国調査、サプライチェーンで使用された紛争鉱物の開示のみを発行人に認めることを提案した。[564]

その他の意見提出者は、発行人が紛争鉱物の原産国を判断できなかったとき、紛争鉱物に同様の一時的アプローチを用いることを提案した。[565] これに関して、ある意見提出者は、「製品における紛争鉱物が対象国を原産国とすると判断できない発行人に対し、入手可能な情報の提供を求める紛争鉱物報告書の提出を要求することが妥当である」と述べている。[566] また、別のある意見提出者は、規則が最終決定された最初の期間は、一部の紛争鉱物は原産国が不明であると予想されると認識しており、そうした紛争鉱物を使用する発行人は、他の情報とともに、「原産国の判断に向けて報告年に達成された前進」を開示すべきであると述べた。[567] 最後に、一部の意見提出者は、より小規模な報告企業について段階的な導入を認めるか、または最終規則の実行を遅らせるべきであると述べた。[568]

我々は、提出された意見に基づき、対象国とサプライチェーン全体に実行可能な追跡システムを設け、対象国からの紛争鉱物の事実上の輸出禁止を避けるため、2 年間、製品を「DRC紛争判定不能」と記述することをすべての発行人に認めるのは適切であると考える。また、我々は、2 年間このカテゴリーを認めることにより、実質的にすべての発行人が、

---

563 WilmerHale からの意見書を参照。

564 AdvaMed I からの意見書を参照。

565 たとえば、TIAA-CREF からの意見書（「我々は、鉱物の起源が確認できないとき、反対の具体的な証拠がないために鉱物が紛争と無関係であるという推定を示唆する表現ではなく、『DRC コンフリクト・フリーではないかもしれない』といった不確定の表現を使用することを会社に認めるのが最も正確であると考える。また、いずれはこうした鉱物の追跡に必要な情報システムが改善されると思われる。我々は、妥当な一定期間の後、より高い基準が正当と考えられるかどうかの見直しを SEC が検討することを提案する」）、および TriQuint I からの意見書（最終規則は、会社が『DRC 紛争に無関係』と立証された製錬所から加工済みの紛争鉱物を購入できると期待されるときまで、自社の製品を『DRC コンフリクト・フリーではない可能性がある』と称するのを会社に認める」べきであると提言している）を参照。

566 ABA からの意見書を参照。

567 SIF I からの意見書を参照。

568 たとえば、Howland や JVC 他 II などからの意見書を参照。

単純に紛争鉱物の原産国を判断できなかったために自社の製品を「DRCコンフリクト・フリー」であることが判明しなかったと記述し、開示の意味が減じられてしまう状況を避けることができると考える。[569] 同様に、我々は、より小規模な報告企業に 4 年間、自社の製品を「DRC紛争判定不能」と記述することを認めるのは適切であると考える。これらの発行人は個別の紛争鉱物の原産地に関して詳細な情報を入手する力を持っていないためである。[570]

しかし、我々は、永続的に「DRC 紛争判定不能」カテゴリーを設けることは、法の文言に反し、第 1502 条の総合的な目標を損なうと考える。そのようなアプローチは、発行人にとって、必要な紛争鉱物の原産国を特定するために注意を払わないというインセンティブを作り出すことになりかねない。また、移行期の後、このカテゴリーを永続的なものにすると、かなり多くの発行人が自分たちの製品を「DRC コンフリクト・フリー」であることが判明しなかったと記述することになり、開示が無意味なものになってしまう恐れがある。提出された意見を検討すると、移行期が終わる時点で、自社の紛争鉱物が対象国を原産国とするかどうか、もし対象国を原産国とするのならばそれが紛争に寄与したかどうかを判断するために発行人が利用できるシステムが必要だと思われるからである。総合すると、我々は、「『DRC コンフリクト・フリー』ではない」という表現から「『DRC コンフリクト・フリー』であることが判明しなかった」という表現に置き換えること、付加的な説明と開示を認めること、および一定期間「DRC 紛争判定不能」というカテゴリーを認めることにより、最初は自社の紛争鉱物が対象国を原産国とするかどうかを判断できない、あるいは対象国を原産国とする紛争鉱物が対象国における武装集団の直接間接の資金源となっていなかった、もしくはこれらに利益をもたらすものではなかったと判断できない発行人に、議会が「DRC コンフリクト・フリー」ではない製品の開示を求めたときに意図した目的を達成しながらそれらを開示する手段を与えることになると考える。

また、我々は、このアプローチは意見提出者によって提起された憲法修正第 1 条の問題にも対応すると考える。この規則は、許されないほどのレベルで、商業的な性格ではない言論を強制するという懸念に関し、我々は、議会がこの法律を可決したときに憲法に従って行動したと考えている。[571] また、前述したように、最終規則に取り入れた変更によ

---

[569] たとえば、AdvaMed I、ITIC I、ITRI II などからの意見書を参照。

[570] ABA、Corporate Secretaries I、JVC 他 II からの意見書を参照。しかし、Green II からの意見書（より小規模な報告会社は力を持っていないかもしれないが、この不利点は、同じサプライヤーの基盤を使用し､そのような情報を要求するより大きな力を持つ大手の発行人がサプライヤーに及ぼす影響を通して削減されるだろうと主張）を参照。

[571] Nebraska v. EPA, 331 F.3d 995, 997（D.C.Cir. 2003）（「政府機関は通常、連邦法の合憲性に判断を下す権限を持たない。」）（Thunder Basin Coal Co. v. Reich, 510 U.S.200, 215 (1994)を引用）; Todd v. SEC, 137 F.2d 475, 478 (6th Cir. 1943)（同）; William J. Haberman, 53 S.E.C. 1024,1029 n.14 (1998)（「我々は議会が我々に施行するよう指示している法を無効とする権限を持たない。」）（Milton J. Wallace, 45 S.E.C.694, 697 (1975)を引用）; Walston& Co., 5 S.E.C.112,

り、この規則が一部の発行人に真実ではない、または不当な汚名となる言論を強制するという問題点が緩和されると考える。自社の紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があると知っている、またはそう確信する理由があるが、原産国を判断できない、またはそれが武装集団の資金源になっていた、もしくはこれらに利益をもたらすものであったかどうか判断できない発行人に対し、自社の製品が「DRCコンフリクト・フリー」であることが判明しなかったと記述するよう求める要件は、「DRCコンフリクト・フリー」という法の定義に鑑みて正確な開示を強制することになる。また、修正されたこの表現の使用、発行人に付加的な説明や開示を認めること、および一時的な「不明」の期間を設けることはすべて、議会が目指す目的を達成しながら、憲法修正第 1 条への影響を緩和するために規則を適切に調整する適合である。

我々は、多くの意見提出者が、提案された規則は発行人に対し、自社の製品に「DRCコンフリクト・フリー」であるか「DRCコンフリクト・フリー」ではないかを示すラベルを物理的に貼ることを求めるように思われる記載についても述べておきたい。[572] 我々は確かに規則案で「ラベル」という語を用いたが、年次報告書に必要とされる開示の文脈で用いたのであり、最終規則はいかなる製品にも物理的なラベルを要求していない。最終規則が発行人に要求するのは、最終規則の定義に従って「DRCコンフリクト・フリー」であることが判明しなかった製品について、紛争鉱物報告書に記述することである。また、提案と同じく、最終規則は、発行人に対し、それぞれの事実と状況に基づいて製品を記述する柔軟性を認める。我々は、この柔軟性が重要であると考えている。ある意見提出者が指摘した通り、発行人は、自社の製品について最もよく知り、業界内で一般に理解される語でそれを記述できる立場にあるからである。[573] また、規則案における混乱を是正するため、最終規則では、いかなる形であれ、「DRCコンフリクト・フリー」である製品を持つ発行人に、その製品について紛争鉱物報告書に記述することを要求しない。ただし、そのような製品を持つ発行人は、特定開示報告書にその製品を「DRCコンフリクト・フリー」として記述することを選択するならば、その製品が対象国の武装集団の直接間接の資金源となっていた、またはこれらに利益をもたらした紛争鉱物を含まない限り、そのように記述することもできる。

紛争鉱物法律規定は、国務省に対し、対象国において「鉱物資源が豊富なゾーン、取引ルート、武装集団の支配下にある地域の地図を作成」することを求めている。[574] また、紛争鉱物法律規定は、国務省に対し、「サプライヤーの製品に使用された紛争鉱物が直接間接に武力紛争の資金源になっていない、または労働権もしくは人権の侵害を起こしていな

---

113 (1939)を参照。

572 たとえば、Howland、Industry Group Coalition I、日本の事業者団体、MSG I、NAM I、SIF I などからの意見書を参照。

573 WGC II からの意見書を参照。

574 同法第 1502(c)(2)条を参照。

いことを確認するため、製品に使用される紛争鉱物の起源と加工・流通過程およびサプライヤーに関してデュー・ディリジェンスを実行し、それを正式化しようとする営利組織にガイダンスを提供する計画」[575]を含め、人権侵害、武装集団、紛争鉱物の採掘、および商業的製品の関連に対処する戦略を議会に提出することを求めている。一部の意見提出者は、国務省の地図や戦略が公表されるまで最終規則の実施を遅らせること、[576] または発行人が紛争鉱物の情報に関する国務省の地図に依存することを認めることを[577]提案した。

国務省はすでに紛争鉱物地図を公表している。[578] また、国務省は、自社の製品に使われる紛争鉱物の起源と加工・流通過程、およびサプライヤーに関するデュー・ディリジェンスを実行し、正式化しようとしている営利組織向けのガイダンスを作成していると我々は理解している。[579] とはいえ、国務省の地図やガイダンスは、最終規則に従う上で必要不可欠とは思われない。第 1 に、議会はSECの規則に従うためにそれらが必要であると考えていないように思われる。地図とガイダンスの要件は、証取法に組み込まれていない第 1502 条の一部に書かれており、第 1502 条のその部分はSEC以外の政府機関のみを対象としている。[580] したがって、それらは最終規則と関連してはいるが、地図とガイダンスが規則に直接的な影響を及ぼすことが意図されたとは思われない。

また、他の情報源もあるため、発行人は、紛争鉱物が対象国の紛争に寄与したかどうかを判断するために国務省の地図やガイダンスのみに頼らなければならないわけではないと我々は考えている。たとえば、前述したように、OECD は発行人がデュー・ディリジェンスを実行するためのガイダンスとして使用できる国際的に認められたデュー・ディリジェンスのシステムを構築している。OECD のデュー・ディリジェンスのガイダンスは、デュー・ディリジェンスを実行するために発行人が取らなければならない措置を決定する上で、紛争鉱物法律規定に言及された国務省の地図やガイダンスに依存しておらず、それらを組み込んでもいない。しかし、前述したように、サプライチェーン追跡メカニズムの

---

575 同法第 1502(c)(1)条を参照。

576 たとえば、Barrick Gold、Corporate Secretaries I、NRF I、WGC II などからの意見書を参照。

577 たとえば、AngloGold、NRF I などからの意見書を参照。

578 国務省人道情報ユニット『コンゴ民主共和国の武装集団による鉱物利用地図（Democratic Republic of the Congo Mineral Exploitation by Armed Groups Map）』（2011 年 6 月 14 日）を参照。http://hiu.state.gov/Products/DRC_MineralExploitation_2010Jun28_HIU_U182.pdf で閲覧可能。

579 国務省経済・エネルギー・事業問題局『紛争鉱物のデュー・ディリジェンスに関するドッド＝フランク法第 1502 条の実施に関するステートメント（Statement Concerning Implementation of Section 1502 of the Dodd-Frank Legislation Concerning Conflict Minerals Due Diligence）』（2011 年 7 月 15 日）を参照。
http://www.state.gov/e/eb/diamonds/docs/168632.htm で閲覧可能。

580 この地図とガイダンスの要件は同法第 1502(c)条に記されているが、実際に証取法を改正し、規則の発表を SEC に指示しているのは第 1502(b)条だけである。

開発段階から考え、近いうちにこの情報を信頼できる形で入手する問題が生じることを我々は認識している。ゆえに、我々は、最終規則に、対象を絞った一時的な移行期間を設けている。

提案された通り、最終規則は、対象国を原産国とする紛争鉱物を有する発行人に対し、かかる紛争鉱物が対象国における武装集団の直接間接の資金源となっていた、またはこれらに利益をもたらしたかどうかを判断することを求めている。紛争鉱物法律規定は、これらの製品が対象国における「武装集団の直接間接の資金源となっている、またはこれらに利益をもたらす」紛争鉱物を含まないとき、「DRCコンフリクト・フリー」であると定めている。[581] 同法第 1502(e)(3)条は、「武装集団」という語を、対象国に関連して、[582] 「1961年外国支援法第 116(d)条および第 502B(b)条に基づく人権状況に関する年次国別報告書において重大な人権侵害を行っている者と特定されている武装集団」[583]と定義している。最終規則は、提案の通り、発行人にガイダンスを提供するために、この定義への相互参照を含んでいる。しかし、この相互参照は、意見提出者の懸念[584]に対応するため、「最も新しく発行された」および「年次報告書が提出されるべき年に関して」という語句を省いている。最終規則は、「武装集団」の定義について紛争鉱物法律規定を正確に反映しており、提案に含まれていた異なる語句を含んでいない。

紛争鉱物法律規定は、国務省に対し、同省の年次国別報告書において重大な人権侵害を行っている者を特定する権限を与えており、我々はこの点についてこれ以上のガイダンスを提供したり国務省の結論を修正したりする権限も専門能力も持っていない。我々は、一部の意見提出者が、後に鉱山が武装集団の支配下に入ったとしても、紛争鉱物の購入時に武装集団に支配されていない鉱山で入手した紛争鉱物を含む製品を「DRCコンフリクト・フリー」であるとみなすべきであると提案したことに注目する。[585] 我々は、たとえ後にそのサプライチェーンのどこかが武装集団の支配下に入ったとしても、製品に含まれる紛争鉱物が鉱山から発行人までのサプラインチェーンを通して購入および輸送されたときに、それらの紛争鉱物が対象国における武装集団の直接間接の資金源になっていない、またはこれらに利益をもたらすものでないならば、それらの製品は「DRCコンフリクト・フリー」であるということに同意する。たとえば、発行人の紛争鉱物が、その購入の時点で対象国における武装集団の直接間接の資金源となっていない、またはこれらに利益をもたらすものではない鉱山から購入され、翌日その鉱山が武装集団の支配下に入り、すでに鉱山を離れた紛争鉱物を購入するために発行人が採掘者に以前に支払った金銭を武装集団が

---

581 証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条および第 13(p)(1)(D)条を参照。

582 22 U.S.C.2151n(d)および 2304(b)。

583 同法第 1502(e)(3)条。

584 たとえば、ITRI I や TIC などからの意見書を参照。

585 たとえば、AAEI、IPC I、NRF I などからの意見書を参照。

奪ったならば、その紛争鉱物を購入するために使用された金銭がその後実際に武装集団の利益になったとしても、これらの紛争鉱物を含む製品は「DRCコンフリクト・フリー」と考えられるであろう。

2. 紛争鉱物報告書におけるデュー・ディリジェンスの基準

紛争鉱物法律規定は、紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関して発行人が実行したデュー・ディリジェンスを記述することを求める要件に基づき、デュー・ディリジェンスを実行することを発行人に要求しているものと解釈している。[586] 加えて、この規定は、「デュー・ディリジェンスの不可欠な要素として」紛争鉱物報告書の独立した民間部門による監査を含むことを発行人に要求している。[587] 証取法第 13(p)(1)(C)条に基づき、SECは、発行人の独立した民間部門による監査、またはその他のデュー・ディリジェンス・プロセスを信頼できるものではないと判断する可能性があり、そのような信頼できないデュー・ディリジェンス・プロセスに基づく紛争鉱物報告書は、法律の報告要件を満たさないことになる。[588]

a. 規則案

規則案では、発行人に対し、紛争鉱物報告書の中でサプライチェーンの決定[589]に対してデュー・ディリジェンスを用いるよう求めることになっていた。デュー・ディリジェンスが信頼できるものであることを求める以外に、規則案では、発行人がサプライチェーンを決定する際に用いることを求められるデュー・ディリジェンスの基準を指示したり、あるいはデュー・ディリジェンスに関する指針を提供したりしていなかった。代わりに、規則案は発行人に対し、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスの国内的もしくは国際的に認識された基準や指針を用いたかどうか等、決定を下す際に用いたデュー・ディリジェンスを開示するよう求めることになっていた。

提案書の中で、SECは規定が発行人はサプライチェーンの決定にデュー・ディリジェンスを用いなければならないと意図していたという考えを示した。SECは特定の行為の要件を制定することを提案していなかったものの、デュー・ディリジェンスは実施されなければならず、発行人がサプライチェーンの決定について実行した行為についての情報は、発行人のデュー・ディリジェンスの範囲の決定に関連性があると考えていた。したがって、SECの規則案は、発行人に対し、これらの決定を下す際に使用したデュー・ディリジェンスを説明するよう求めることになる。特に、その行為が紛争鉱物のサプライチェーンの決定に

---

586 証取法第 13(p)(1)(A)(i)条。

587 証取法第 13(p)(1)(B)条。

588 証取法第 13(p)(1)(C)条。

589 SEC では、「サプライチェーンの決定」を紛争鉱物、鉱物の加工に用いられた施設、鉱物の原産国、及び紛争鉱物の鉱山や原産地をできる限り詳しく特定するための取り組みに関する発行人の決定としている。

ついて国内的または国際的に認識されたデュー・ディリジェンスの基準または指針に従っている場合、発行人はそうした決定に際してデュー・ディリジェンスを用いたという証拠を提供することになる。

b. 規則案に対するコメント

一部の意見提出者は、紛争鉱物規定が発行人に対して、紛争鉱物の原産地及び加工・流通過程に対するデュー・ディリジェンスを実施することを明白に求めていると考えていた。[590] ある意見提出者は、法律はデュー・ディリジェンスのガイダンスを開発する明確な権限をSECに与えてないと指摘した。[591] 別の意見提出者は、議会は紛争鉱物規定において、DRCで採掘された紛争鉱物及び、DRCの周辺国を通過する輸送ルート上の紛争鉱物の原産地及び加工・流通過程に対するデュー・ディリジェンスのみを求めることを意図していたと主張した。[592] この意見提出者は、議会は紛争鉱物規定が周辺国で採掘された鉱物の原産地及び加工・流通過程に対するデュー・ディリジェンスを求めることを意図していなかったと主張し、最終規則でそのようなデュー・ディリジェンスを求めないよう提言した。

多くの意見提出者が、いかなる特定のデュー・ディリジェンス要件も規定せず、発行人固有の事実と状況にもとづくデュー・ディリジェンスの開発に柔軟性を持たせるというSECの提案を支持した。[593] しかし、これらの意見提出者の多くが、最終規則で受け入れ可能なデュー・ディリジェンスとみなされるものに関する指針を提供することを提案した。[594] 他の多くの意見提出者は、最終規則の中で、必要とされるデュー・ディリジェンスを定義したり、具体的な指針を規定したりするよう提言した。[595] こうした意見提出者の中には、最

---

590 たとえば、NEI の意見書（「提案どおり、発行人がデュー・ディリジェンスの使用を求められるべきだということに同意する」）、Presbyterian Church USA（2012 年 2 月 15 日）（以下「Presbyterian Church I」）の意見書（紛争鉱物条項は「デュー・ディリジェンスを求めている」と述べている）、Durbin 上議／McDermott 下議の意見書（「第 1502 条は企業が製品中の紛争鉱物の原産地を決定するために厳格なデュー・ディリジェンスを実施することを求めている」と述べている）、State II の意見書（「地域の複雑さと不正行為のリスクを考慮すると、デュー・ディリジェンスなしに合理的な紛争鉱物の決定を行うことができるのか定かではない」）を参照。

591 riQuint I の意見書を参照。この意見提出者は、SEC が他の政府機関と協力して、どのようなデュー・ディリジェンスの過程が信頼できるかを決定する規則を確立するよう提言した。

592 タンザニア・エネルギー鉱物相（2011 年 5 月 23 日）（以下「Tanzania II」）の意見書を参照。

593 たとえば、AAEI、AngloGold、Cleary Gottlieb、Industry Group Coalition Group I、IPC I、ITIC I、ITRI I、日本の事業者団体、NAM I、NEI、Niotan II、NMA II、NRF I、RILA、RILA-CERC、RMA、Roundtable、ダービン上院議員・マクダーモット下院議員、TriQuint I、WGC II の意見書を参照。

594 たとえば、AAEI、Cleary Gottlieb、Earthworks、Howland、IPC I、ITIC I、ITRI I、NAM I、NEI、NMA II、NRF I、RILA、ダービン上院議員・マクダーモット下院議員、WGC II の意見書を参照。

595 たとえば、Arkema、Earthworks、Enough Project I、CENCO I、CODSIA、Global Witness I、Howland、ICAR 他 II、Materials I、Andrew Matheson（2011 年 3 月 2 日）（以下「Matheson

終規則で具体的なデュー・ディリジェンス基準を規定すべきだと論じる者もいた。発行人が最小限の基準を求めて「一種の『フォーラムショッピング』を行う」のを阻止し、各発行人のデュー・ディリジェンスの手段が矛盾のない、正確で信頼できるものとなるようにするためである。[596] 他の意見提出者は、発行人が、独立した民間部門の監査人によって示された不当な、または非実用的な要件を避けることのできる避難場所を最終規則で定めておくべきだと提言した。[597] SECでは特定の基準を満足することは提案しなかったが、そうすべきかどうかについて意見を求めた。

多くの意見提出者が、最終規則は、なんらかの形で国内または国際基準や指針の使用を参照したり、組み入れたり、求めたりするべきだと提案した。発行人が国内または国際基準や指針を使用している場合発行人のデュー・ディリジェンスを信頼すべきものとして受け入れる、最終規則の開発の際に国内または国際的なデュー・ディリジェンス基準を考慮に入れる、またはデュー・ディリジェンスが信頼できるとみなされるために発行人に国内または国際的なデュー・ディリジェンスの枠組みを用いるよう求めるといったものである。[598] 一部の意見提出者は、最終規則で、発行人に特定の国内または国際的なデュー・ディリジェンス基準を用いるよう求めるべきだとは考えていなかった。[599] 他の意見提出者は、OECDデュー・ディリジェンスの枠組み等の自発的な国際基準を最終規則に組込むことに反対するよう提言したり、OECDのデュー・ディリジェンスの枠組みのような自発的な国際基準を最終規則の中で成文化することに関連する、業界や監査人に対する潜在的なリスクや影響の可能性をSECが特定し、評価するよう提案した。[600] 一部の意見提出者は、最終規則で受け入れ可能なデュー・ディリジェンスとみなされると考えているものについて論じる際に、OECDが開発したデュー・ディリジェンスの枠組みに具体的に言及した。[601] ある意

I」)、MSG I、NYCBar I、バーマン下院議員他、SEMI、SIF I、State I、State II、WGC 他 I の意見書を参照。

596 Global Witness I、ICAR 他 II の意見書を参照。

597 たとえば、ArcelorMittal、Chamber I、ITIC I、Materials I、NAM I、NRF I、RILA の意見書を参照。

598 たとえば、Arkema、CODSIA、Earthworks、Enough Project I、Global Witness I、Howland、ICAR 他 II、IPC I、ITIC I、ITRI I、Matheson I、MSG I、NEI、NYCBar I、バーマン下院議員他、SEMI、ダービン上院議員・マクダーモット下院議員、SIF I、State I、State II、WGC II、WGC 他 I の意見書を参照。

599 たとえば、Cleary Gottlieb、NAM I、NMA II、WGC II の意見書を参照。

600 Auditing Roundtable, Inc.（2011 年 10 月 31 日）（以下「ARI」)、環境安全衛生監査員認定委員会（2011 年 10 月 31 日）（以下「BEAC")の意見書を参照。

601 たとえば、Arkema、Boeing、CODSIA、Earthworks、Enough Project I、Evangelical Alliance、Evangelicals、Global Witness I、ICAR 他 II、ITRI I、ITRI IV、Matheson I、Methodist Board、MSG I、NEI、NYCBar I、NYCBar II、Presbyterian Church II、Berman 下院議員他、Durbin 上議／McDermott 下議、SEMI、SIF I、SIF II、State I、State II、WGC II、WGC 他 I の意見書を参照。

見提出者は、最終規則はOECDのデュー・ディリジェンスの枠組みを参照するだけでなく、OECDデュー・ディリジェンスを達成するために講じた手段を開示するよう発行人に求めるべきだと提言した。[602]

一部の意見提出者は、デュー・ディリジェンスの基準は絶対的な注意の基準を求めるべきではないと提言した。[603] 代わりに、これらの意見提出者は、「相当な注意」または「商業的に実行可能な取り組み」の基準を提案した。これには、契約上の義務、リスクベースのプログラム、業界共通のプロセスが含まれるが、サプライチェーンの中のすべての関係者の身元確認や、製造する品物に用いられるあらゆる鉱物の特定については、必ずしも含める必要はないとした。一部の意見提出者は、発行人が以下の手順の一部もしくはすべてを実行している場合、発行人のデュー・ディリジェンスは信頼できると推定すべきだと提言した。業界全般にわたるプロセスからの情報を使用し、すべての契約において紛争鉱物フリーの条項を求める紛争鉱物方針を策定し、サプライチェーンのリスク評価を実行し、サプライヤーに対し方針を上流に、情報を下流に伝えるよう求め、方針への不適合の改善例に対する方針や手順を確立し、独立した第三者の監査を受け、サプライチェーンの調査結果を公表する。[604] 同様に、他の意見提出者はこれらの条件が満たされている場合、デュー・ディリジェンスは信頼できると推定されるべきだと指摘した。ただし、発行人が上流及び下流にデュー・ディリジェンスを要求し、そのデュー・ディリジェンスについて説明している場合に限られる。[605] 他の意見提出者は、最終規則におけるデュー・ディリジェンス基準は、発行人に対するデュー・ディリジェンス要件が、サプライチェーン内の発行人の位置が鉱山をはじめとする原産地から遠くなればなるほど緩和されるというように、発行人のサプライチェーン内の位置にふさわしいものであるべきだと提言した。[606]

SECは提案書において、金のサプライチェーン特有の性質を理由に、金については異なるデュー・ディリジェンスの手段を規定すべきかどうかについて意見を求めた。それに対して、その点について論じたほとんどの意見提出者は、金のデュー・ディリジェンスは他の3

---

602 SIF II の意見書を参照。

603 たとえば、AAEI、Chamber I、CRS I、Industry Group Coalition I、ITIC I、NAM I の意見書を参照。

604 たとえば、AAEI、Global Witness I、Industry Coalition Group II、NAM I、NRF I の意見書を参照。これらのステップは、OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスの付属書 I の手順に類似している。

605 たとえば、Earthworks、Enough Project I、MSG I、SIF I の意見書を参照。これらの意見提出者が求めている上流及び下流のデュー・ディリジェンスは、OECD のデュー・ディリジェンス・ガイダンスの錫、タンタル、タングステンに関する付属書に記述されている放流及び下流のデュー・ディリジェンスに似ている。

606 CERC、Chamber I、ITIC I、NRF I、RILA の意見書を参照。

種類の鉱物に求められるデュー・ディリジェンスと同一であるべきだと述べた。[607] しかし、2人の意見提出者が、金は4種類の紛争鉱物の中で独特なものであり、デュー・ディリジェンス要件も他の鉱物とは異なっているべきだと述べた。[608] 先に述べたように、少数の意見提出者はさらに、最終規則はセキュリティ上の理由から金の保管及び輸送ルートついて一定の情報の公表を除外することを発行人に認めるべきだと提言した。[609]

規則案では、最終規則で製錬業者や他の関係者の説明を信じる合理的根拠がある場合、発行人が製錬業者やサプライチェーン内の他の関係者の合理的説明に依存することを容認すると述べるべきかどうかについても意見を求めた。多くの意見提出者がそれに応え、デュー・ディリジェンス要件を満たす上で、発行人が製錬業者や他の関係者の合理的説明に依存することを最終規則で認めるべきだと提言した。[610] しかし、こうした意見提出者の中には、依存を認めるには、そのような書面による説明に、業界全般にわたる製錬業者検証プログラムのような追加の過程がともなわれなければならないと説明する者もいた。[611] ある意見提出者は、発行人が供給契約の中に義務を含め、鉱物のコンフリクト・フリーの性質についてサプライヤーから合理的説明を受けた場合、最終規則はデュー・ディリジェンスが満たされたと認めるべきだと提言した。[612]

c. 最終規則

寄せられた意見の検討に基づき、我々は最終規則を修正する。最終規則は、発行人に対し、紛争鉱物の起源と加工・流通過程を確定する上で実行したデュー・ディリジェンスを記述することを求めている。また、最終規則は、発行人のデュー・ディリジェンスが国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組に従うことを求めている。我々は、監査目的にふさわしく、国内的または国際的に認められ、手段について一貫した評価を行うことを可能にするデュー・ディリジェンスの枠組を使用するよう要求することにより、独立した民間部門の監査人に発行人のデュー・ディリジェンスを評価する構造を与えることができるという意見提出者の意見に納得した。そうした構造を与えることによって、枠組が指定されない場合よりも、規則が有効で費用のかからないものになると我々

---

607 たとえば、Earthworks、Global Witness I、ITRI I、SIF I、State II の意見書を参照。

608 AngloGold 及び WGC II の意見書を参照。

609 NMA II、NAM III、WGC II の意見書を参照。

610 たとえば、AngloGold、Global Witness I、Howland、IPC I、ITIC I、日本の事業者団体、JVC 他 II、Kemet、NEI、NMA II、RILA-CERC、RMA、Roundtable、SEMI、Durbin 上議／McDermott 下議、State II、Taiwan Semi、WGC II の意見書を参照。

611 Global Witness I、Howland、ITIC I、JVC 他 II（「信頼できる製錬業者・精製業者保証やデュー・ディリジェンス制度が実行されるまで」書面による説明は追加のプロセスを伴う必要はないと述べている）、Kemet、NMA I、RMA、Durbin 上議／McDermott 下議、State II の意見書を参照。

612 612 Roundtable の意見書を参照。

は確信している。また、我々は、国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組の使用を要求することは、発行人のデュー・ディリジェンスの質を高め、それぞれの発行者の紛争鉱物報告書の比較可能性を促進するという意見にも納得した。さらに、我々は、そのようなデュー・ディリジェンスを要求することは発行人に一定程度の確実性を与えることになり、ある意見提出者が述べているように「後にデュー・ディリジェンスのプロセスが信頼できないと判断されるリスクを削減する」[613]と確信している。

OECDの「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」[614]は、我々の基準を満たしており、紛争鉱物の起源と加工・流通過程を確定するにあたって発行人はデュー・ディリジェンスを実行しなければならないという最終規則の要件を満たす目的で、枠組として用いることができるであろう。ある意見提出者が指摘しているように、OECDは米国を含む 34 か国で構成される国際組織であり、各国の政府や企業と協力し、「紛争地域および高リスク地域からの鉱物のサプライチェーンにおける説明責任と透明性を促進させるための、各国政府、国際機関、市民社会組織、業界参加者の間における共同の取り組みの結果」[615]としてこのデュー・ディリジェンス・ガイダンスを承認した。コンゴ民主共和国に関する国連専門家グループ（「専門家グループ」）、およびアフリカ大湖地域国際会議（「ICGLR」）とともにOECDが提出した意見書には、OECDのデュー・ディリジェンス・ガイダンスは、「米国務長官ヒラリー・ローダム・クリントンが議長を務めた 2011 年 5 月 25 日の閣僚級会議で 41 か国のOECD加盟国と非加盟国によってOECD提案として採択された」[616]と記されている。最終規則は、紛争鉱物法律規定の目的に合致する他の評価基準が作成されるかもしれないという事実を認識しているため、OECDのデュー・ディリジェンス・ガイダンスなど、国内的または国際的に認められた特定のデュー・ディリジェンスの枠組を使用することを発行人に義務付けていない。しかし、最終規則の要件を満たすためには、発行人が使用する国内的または国際的に認識されたデュー・ディリジェンスの枠組は、パブリックコメント募集のためにその枠組を広く人々に知らせたこと、GAOが設けたGAGAS基準に一致していることを含め、適正手続きに従う組織や団体が確立したものなければならない。

関連する問題として、ある意見提出者から、発行人はデュー・ディリジェンスのプロセスを一般的な形で記述すればいいのか、それとも製品に含まれる具体的な紛争鉱物に

---

613 NAM I からの意見書を参照。

614 OECD『紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス（Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-affected and High-Risk Areas）』（2011 年）。http://www.oecd.org/daf/internationalinvestment/guidelinesformultinationalenterprises/46740847.pdf で閲覧可能。

615 Global Witness I からの意見書を参照。

616 OECD I からの意見書を参照。

関連して具体的に購入契約を説明する必要があるのかが最終規則で明確にされるべきであるという意見が出された。[617] 我々は、デュー・ディリジェンスに関する発行人の記述は、それぞれの発行人の事実と状況を基礎にすべきであると考える。この点で、発行人のデュー・ディリジェンスのプロセスがサプライチェーン全体を通してかなり一貫しているならば、発行人は、デュー・ディリジェンスを一般的に説明することによって要件を満たすことができるであろう。しかし、発行人がサプライチェーンのそれぞれの面について異なるデュー・ディリジェンスのプロセスを用いる可能性があることを我々は認識している。たとえば、OECDのデュー・ディリジェンス・ガイダンスを使用する発行人は、錫、タンタル、タングステンについて金とは異なるデュー・ディリジェンスのプロセスを用いるかもしれない。発行人は、それぞれの紛争鉱物や製品など、サプライチェーンの各側面について大幅に異なるデュー・ディリジェンスのプロセスを用いるときには、それを説明すべきである。

前述したように、複数の意見提出者から、最終規則はデュー・ディリジェンスの要件を満たすためにサプライヤーや製錬所の合理的な説明に依存することを発行人に認めるべきだ[618]という意見が出される一方、文書に示された説明自体でデュー・ディリジェンスの要件を満たすと認めるべきではない[619]と主張する意見もあった。最終規則は、発行人のデュー・ディリジェンスが国内的または国際的に認識されたデュー・ディリジェンスの枠組に従うことを求めている。したがって、発行人がデュー・ディリジェンスの要件を満たす上でサプライヤーや製錬所からの合理的な説明に依存することができるかどうかは、国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組によって決まることになる。

3. 独立した民間部門による監査の要件

a. 規則案

紛争鉱物規定に従って、SECは発行人が保有する紛争鉱物の原産地及び加工・流通過程に対するデュー・ディリジェンスを実施するために講じた手段の説明に、米国政府監査院長によって制定された基準に従って実行された証明済みの独立した民間部門の監査を含めることを提案した。[620] 紛争鉱物規定の下で、GAOが独立した民間部門の監査の適切な基準を制定することになっている。したがって、SECは、規則案にいかなる監査基準を含めることもなければ、提案書においてそのような基準について論じることもなかった。

---

617 ITIC I からの意見書を参照。

618 たとえば、AngloGold、Global Witness I、Howland、IPC I、ITIC I、日本の事業者団体、JVC 他 II、NEI、NMA II、RILA-CERC、RMA、SEMI、State II、Taiwan Semi、WGC II などからの意見書を参照。

619 Global Witness I、Howland、ITIC I および RMA からの意見書を参照。

620 証取法第 13 条(p)(1)(A)(i)を参照。

b. 規則案に対するコメント

多くの意見提出者が、最終規則は独立した民間部門の監査の基準、目標、標準を明確にしなければならないと指摘した。[621] ある意見提出者は、監査院長もSECも一定不変の目標や基準を求めないならば、同等性に欠けることになるため、監査が役に立たなくなるのではないかという懸念を抱いた。[622] 一部の意見提出者は、監査の対象となる紛争鉱物報告書の要素含めて、発行人と監査人の双方の助けとなるような監査の枠組みを提供するために、監査院長またはSECは紛争鉱物報告書の情報の手段及び説明に適した基準を明示しなければならないと述べた。[623] そのような基準は、発行人によって提供された情報を評価するための根拠を監査人に提供することになる。この基準は目標であり、測定可能であり、完全であり、関連性があるべきである。[624] しかし、意見提出者は、基準は監査の目的によって異なると述べた。たとえば、発行人が、製品が「DRCコンフリクト・フリー」と結論を下したことが正しいかどうかを評価するための基準は、製品が「DRCコンフリクト・フリー」かどうかを決定するための発行人の手順が十分かどうかを決定するための基準とは異なる。[625]

会計士をはじめとする意見提出者は、最終規則は監査の目標と監査の対象となる事柄を明示するよう提言した。[626] これらの意見提出者は以下のよう監査目標を確認した。発行人のデュー・ディリジェンスの過程で実施された手順や管理についての経営側の説明が紛争鉱物報告書で適切に記述されているかどうか、[627] 紛争鉱物報告書に記述されている発行人のデュー・ディリジェンスのプロセスが、認められたデュー・ディリジェンス基準に沿ったものであるかどうか、[628] 紛争鉱物報告書の中の発行人のデュー・ディリジェンスのプロ

---

621 たとえば、American Institute of Certified Public Accountants（2011 年 3 月 1 日）（以下「AICPA I」）、American Institute of Certified Public Accountants（2011 年 11 月 17 日）（以下「AICPA II」）、Barrick Gold、BEAC、Calvert、Deloitte、The Elm Consulting Group International LLC（2011 年 3 月 1 日）（以下「Elm」）、Ernst & Young LLP（2011 年 3 月 2 日）（以下「E&Y」）、Grant Thornton の意見書（SEC に対し、「評価及び見解（または結論）に用いる基準を含めて、適切な取り組み方の開発において監査院長を支援する作業部会」の設立を推奨している）、Hileman Consulting、ICGLR、IPC II、KPMG LLP（2011 年 3 月 2 日）（以下「KPMG」）、MSG III、NEI、NYCBar I、WGC II の意見書を参照。

622 WGC II の意見書を参照。

623 たとえば、Deloitte、KPMG の意見書を参照。

624 Deloitte、Grant Thornton の意見書を参照。

625 AICPA I、Grant Thornton の意見書を参照。

626 AICPA I、AICPA II、Barrick Gold、Grant Thornton、IPC II、KPMG、MSG III、SIF II の意見書を参照。

627 AICPA I、AICPA II、Grant Thornton、KPMG の意見書を参照。

628 AICPA I、AICPA II、IPC II、KPMG の意見書を参照。意見提出者は、この第 2 目標は、最終規則に対し、監査人が発行人のデュー・ディリジェンスのプロセスと比較できるような明確な

セスの説明が正確で、そのプロセスの結果が適切に述べられ、発行人が上流及び下流のデュー・ディリジェンスのプロセスを評価・確認しているかどうか、[629] 紛争鉱物報告書に記述されているデュー・ディリジェンスのプロセスの設計が認められている基準に一致しているかどうか、またプロセスが十分に効果的かどうか、[630] 紛争鉱物の原産地及び加工・流通過程に対する発行人の結論が正確かどうか、[631] 発行人が「DRCコンフリクト・フリー」ではないと記述されているすべての製品を報告書の中に適切に含めているかどうか。[632] 全般的に、意見提出者は、最終規則で監査目標に、発行人のデュー・ディリジェンスの過程が効果的かどうか、またはそのデュー・ディリジェンスにもとづく結論が正確かどうかを含めないよう提言した。非常に難しく、コストがかかるためである。[633]

また、一部の意見提出者は、発行人の紛争鉱物を監査する際に、監査院長またはSECが、企業のための容認できる監査基準を確認しなければならないと指摘した。[634] この点について、一部の意見提出者が述べていたように、[635] 提案書にはGAOの職員がSECの職員に新たな監査基準は一切公表する必要はないという事前の意見が記載されていた。したがって、紛争鉱物報告書の監査はGAGASの下で実行され、監査人はGAGASにおける保証業務（Attestation Engagements）または業務監査（Performance Audits）の規定を用いることもできる。[636] しかし、意見提出者が述べたように、GAGASにおける2つの基準の実質的な違いに加えて、公認会計事務所または政府監査組織で働く公認会計士または政府監査機関の職員のみが保証業務を行ことができる。[637] 同様に、意見提出者は、業務監査は公認会計士によって実行されることを求められていないが、業務監査基準を用いる監査人はそれでもGAGASの下で一定の資格要件を満たす（継続的な専門教育要件、品質管理手段、及び独立

デュー・ディリジェンス基準を提供するよう求めているとも見ている。

629 MSG III の意見書（しかし、監査範囲には紛争鉱物報告書の最終結論の評価を含めるべきではなく、記述どおりにプロセスが適用されているとのみ述べている）を参照。また、SIF II の意見書（紛争鉱物報告書の監査には、「管理システムとプロセスのレビュー及び到達した結論」を含むべきだと述べている）も参照。

630 AICPA I の意見書を参照。

631 AICPA I、KPMG の意見書を参照。

632 同上。

633 たとえば、AICPA I、AICPA II、Deloitte、ITIC I、KPMG、MSG III、Roundtable の意見書を参照。

634 AICPA I、Deloitte、E&Y、Elm、KPMG の意見書を参照。

635 たとえば、Barrick Gold、E&Y の意見書を参照。

636 AICPA I、AICPA II、BEAC、Deloitte、E&Y、Elm、Grant Thornton、MSG III の意見書を参照。

637 たとえば、AICPA I、BEAC の意見書を参照。

した同僚のレビュー等）必要があると述べた。[638] この点について、監査人の要員を増やし、それによってコストを削減するために、一部の意見提出者は最終規則で監査人がGAGASの下での実施する業務監査基準を用いることを認めるよう提言した。[639] これらの意見提出者の一部は、公認会計士ではない監査人は、一定の基準を満たしていることを求めることで監査人を保証する組織から、環境、健康、安全監査に関連する専門家証明を受けることによってGAGASの業績監査資格要件を満たすこともできると提言した。たとえば、行動規範を持つ、倫理規定を約束し、継続的な専門的開発と教育、レビューの対象となる、その他、質の高い専門技術を維持するための他の条件等である。[640] ある意見提出者は、知識があり、監査人の能力に対するOECD基準の要件を満たせる限り、最終規則はいかなる監査人にも監査を実行することを認めるべきだと提言した。[641] しかし、他の意見提出者は、監査人の能力に対するOECD基準は不十分であると指摘した。これがどのように保証されるかについていかなる指針も与えていないためである。[642] 別の意見提出者は、最終規則は監査人の認定及び選定の具体的要件を明記すべきだと提言したが、要件の提案はなかった。[643]

複数の意見提出者が、最終規則は監査人の独立した基準を明示すべきだと主張した。[644] これらの意見提出者の一部は、[645] 最終規則は、紛争鉱物報告書に対する独立した民間部門の監査の実行は、Regulation S-XのRule 2-01と矛盾するものではないと述べていると提言した。[646] ある意見提出者は、しかし、OECDの独立要件は24カ月間、発行人のために紛争鉱物報告書監査人が他のいかなるサービスを提供することも禁じていると述べた。[647] 同様に他の2人の意見提出者も、独立した民間部門の監査が「デュー・ディリジェンスの重要な要素」とみなされる規則案や紛争鉱物報告書の記述は、Regulation S-XのRule 2-01におけるSECの監査人の独立要件について混乱を生じさせる恐れがあると主張した。[648]

---

638 Deloitte、BEAC の意見書を参照。

639 たとえば、ArcelorMittal、ARI、BEAC、Hileman Consulting、IPC II、MSG III の意見書を参照。

640 BEAC、Hileman Consulting の意見書を参照。

641 NYCBar I の意見書を参照。

642 ARI、BEAC の意見書を参照。

643 ICGLR の意見書を参照。

644 たとえば、AICPA I、Deloitte、E&Y、Grant Thornton、Hileman Consulting、KPMG の意見書を参照。

645 AICPA I、Deloitte、E&Y の意見書を参照。

646 17 CFR 210.2-01.

647 KPMG の意見書を参照。

648 E&Y、Grant Thornton の意見書を参照。

c. 最終規則

i. 監査基準

前述したように、GAOのスタッフはSECのスタッフに対して、GAOは紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査のための新しい基準を設ける意思がないことを示している。規則案に述べたように、GAOのスタッフはSECのスタッフに対し、証明業務基準や業績検査基準といった既存のGAGAS基準[649]を適用できると伝えている。[650] また、GAOのスタッフはSECのスタッフに対し、監査人は、発行人のデュー・ディリジェンス手段の設計がOECDの「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」など、発行人に使用された国内的または国際的に認識されたデュー・ディリジェンスの枠組の基準に従っているかどうか、および報告書の対象期間に関して紛争鉱物報告書に示されたデュー・ディリジェンスの措置に関する発行人の記述が当該発行人によって実行されたデュー・ディリジェンス・プロセスと一致しているかどうかについて結論を表明するために、GAGAS業績基準を利用することができると述べている。したがって、GAOが何らかの正式な発表をしない限り、紛争鉱物報告書の監査人は、GAGASに定められた基準を使って監査を実行する必要があると思われる。紛争鉱物法律規定は、監査基準はGAOが確立すると定めているため、GAOはそのような基準の適用性に関する疑問や問題点を含めて監査基準に伴う問題に責任を有する。

ii. 監査の独立性

同様に、紛争鉱物報告書について独立した民間部門の監査を行う組織は GAO が定める独立性の基準を満たさなければならず、この点での GAGAS の適用性に関する疑問点は GAO に問い合わせられるべきである。我々は付加的な独立性の要件を採用しない。また、紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査に求められる独立性は、紛争鉱物製錬所の監査を行う監査人に関して OECD が定めている独立性の要件と同じではない。

我々は、紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査と、レギュレーションS-Xの規則2-01[651]の独立性の要件に従って行われる業務（たとえば発行人の財務諸表の監査など）の両方を実行する会計士について、SECの独立性の要件がどのように適用されるのかを明確化してほしいという意見提出者の要求を認識している。同法に、紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査は登録者のデュー・ディリジェンス・プロセスの「不可欠な要素」を構成す

---

649 米会計検査院 GAO-12-331G『2011 年政府会計検査基準改訂版（Government Auditing Standards 2011 Revision）』（2011 年 12 月）を参照。http://www.gao.gov/assets/590/587281.pdf で閲覧可能。

650 GAGAS 証明業務基準のチャプター3.75 は、監査人は「免許を得た公認公共会計士、免許を得た公認公共会計事務所もしくは政府会計検査組織で働く者、または公認公共会計士以外の免許を受けた会計士を認める複数クラスの免許付与制度を持つ州で免許を受けた会計士」でなければならないと規定している。GAGAS 証明業務基準と異なり、GAGAS 業績検査基準は公認公共会計士以外の監査人が業績検査を行うことを認めている。

651 レギュレーション S-X の規則 2-01［17 CFR 210.2-01］。

ると明確に書かれており[652]、これは監査人が独立性を損なう業務を行うことを示唆しているのではないかと意見提出者は懸念している。しかし、この表現があるにもかかわらず、紛争鉱物法律規定が要求しているのは監査だけであり、レギュレーションS-Xの規則2-01(c)(4)(vi)に示された「マネジメントの機能」など、独立性を損なう可能性のある他の機能は要求していない。ゆえに、我々は、独立した公認会計士が紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査を実行しても、レギュレーションS-Xの規則2-01の独立性の要件と矛盾しないと考える。ただし、紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査を実行するという業務は、レギュレーションS-Xの規則 2-01(c)(7)の事前承認の要件が適用される「監査以外のサービス」であると考えられる。また、紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査に関連した報酬は、主任会計士の報酬の開示における「その他のすべての報酬」のカテゴリーに含まれる必要があるだろう。[653] 会計士が紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査の範囲を超えたサービスを提供しようとするとき、会計士は、それらのサービスがレギュレーションS-Xの規則2-01に矛盾しないかを検討する必要がある。

iii. 監査の目的

我々は、監査人が発行人から提供される情報を評価する基準を提供するために、紛争鉱物法律規定の独立した民間部門の監査の目的と監査主題を最終規則に明確に示すべきであるという意見提出者の意見に賛同する。ゆえに、最終規則には監査の目的を明示している。最終規則には、監査の目的は、紛争鉱物報告書に記された発行人のデュー・ディリジェンスの枠組のデザインが、その報告書の対象期間に関してすべての重大な点で、発行人によって用いられた国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組の基準に従っているか否か、および報告書の対象期間に関して紛争鉱物報告書に示されたデュー・ディリジェンスの措置に関する発行人の記述が当該発行人によって実行されたデュー・ディリジェンス・プロセスと一致しているかどうかについて、意見または結論を表明することであると規定されている。

紛争鉱物法律規定は、発行人に対し、「報告書の独立した民間部門の監査を含め、紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関してデュー・ディリジェンスを実行するために［発行

---

652 同法第1502条によって付加された証取法第13(p)(1)(A)(i)条は、紛争鉱物報告書の独立した民間部門による監査は「かかる鉱物の起源と加工流通過程管理に関してデュー・ディリジェンスを実行するために［発行人］によって取られる措置」に含まれると定めている。さらに、証取法第13(p)(1)(B)条は、この監査が行われたことが発行人によって証明されなければならないと規定し、証明された監査は「かかる鉱物の起源と加工流通過程管理を確定するに際してのデュー・ディリジェンスの不可欠な要素である」と定めている。これらの規定は、独立した民間部門による監査が経営陣のデュー・ディリジェンス・プロセスの1つのステップであることを明確にしている。

653 明細14Aの項目9(e)(4)［17 CFR 240.14a-101］を参照。また、登録者は、「その他のすべての報酬」カテゴリーで開示された報酬を構成するサービスの性質を説明することが求められている。ゆえに、紛争鉱物報告書の独立した民間部門による監査はこの説明に含まれる必要がある。

人］によって取られた措置」[654]、および「DRCコンフリクト・フリーではない製造された、または製造委託契約が結ばれた製品の記述」[655]を含む紛争鉱物報告書を提出することを求めている。我々は、最終規則が紛争鉱物報告書全体の監査を要求していないことを認識している。しかし、最終規則は、監査を紛争鉱物報告書のうちデュー・ディリジェンスの枠組のデザインを論じた部分、および発行者が行ったデュー・ディリジェンスの措置に限定することが適切であると我々は考える。独立した民間部門の監査を受けるという法律規定によって発行人に求められる要件は、デュー・ディリジェンスに関連したサブセクションに置かれているからである。[656]

監査の要件は、紛争鉱物報告書に製造された、または製造委託契約が結ばれた発行人の「DRCコンフリクト・フリーではない」[657]製品について記述することを求めるその後のサブセクションでは論じられておらず、最終規則はその情報の監査を要求しない。我々は、ここで採用する監査の目的が、SECの規則によって要求される他の監査の目的と大きく異なることを認識している。[658] しかし、法の構造、ならびに紛争鉱物のステータスに関しての結論を監査するという要件やその他のアプローチから生じる可能性のあるコスト[659]に鑑み、監査の目的をこのように限定すべきであると結論している。我々は、紛争鉱物報告書に記された発行人のデュー・ディリジェンスの措置のデザインが、その報告書の対象期間に関してすべての重大な点で、発行人によって用いられた国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組の基準に従っているか否か、および報告書の対象期間に関して紛争鉱物報告書に示されたデュー・ディリジェンスの措置に関する発行人の記述が当該発行人によって実行されたデュー・ディリジェンス・プロセスと一致しているかどうかについて、意見または結論を表明することを監査人に求めるという監査目的は、デュー・ディリジェンスの措置が有効であるかどうか、あるいは発行人の必要な紛争鉱物が「DRCコンフリクト・フリー」であるかどうかについて意見または結論を表明することを監査人に求めるという監査目的より範囲が狭いことを認識している。後者の方がSECの他

---

654 証取法第 13(p)(1)(A)(i)条。

655 証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条。

656 証取法第 13(p)(1)(A)(i)条を参照。

657 証取法第 13(p)(1)(A)(ii)条を参照。

658独立監査人による財務諸表の通常の監査の目的は、それらの財務諸表が、一般に受け入れられた会計原則に準拠して、財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明することである。AU 第 110 条のパラグラフ 01「独立監査人の責任と機能」を参照。財務報告に関する内部統制について監査人が行う監査の目的は、企業の財務報告に関する内部統制の有効性について意見を表明することであり、その一部として監査人は統制の設計の有効性および統制の運用の有効性をテストする必要がある。監査基準 No.5 のパラグラフ 3、42 および 44「財務諸表の監査と統合された財務報告に関する内部統制の監査」を参照。

659 たとえば、AICPA I、Deloitte、KPMG などからの意見書を参照。

の規則の監査目的に近い。それでもなお、この監査は意味があると我々は考える。投資家やその他のユーザーは、紛争鉱物報告書に示された発行人のデュー・ディリジェンスの枠組が国内的または国際的に認識されたデュー・ディリジェンスの枠組に従ってデザインされているということを独立第三者からある程度保証されることになるからである。また、実行されたと紛争鉱物報告書に書かれているデュー・ディリジェンスの措置が発行人によって実際に実行されたかどうかを監査で調べるよう要求することは、必要かつ適切であると我々は考える。これによって、費用効果の高い形で、デュー・ディリジェンスがデザインされただけではなく実際に実行されたかどうかを知り、記述された作業が行われたという独立第三者の確認を提供することができる。

4. 再生利用品およびスクラップ起源の鉱物

a. 規則案

提案したように、規則では入手先が採掘源である紛争鉱物と、再生利用品やスクラップ鉱物である紛争鉱物との取扱いを変えることを容認することになる。再生利用やスクラップの過程を精査して鉱物の原産地を決定するのが難しいためである。この難しさに鑑みて、SECでは一般に発行人は再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物の原産地が特定できないと予想しており、規則案で再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を使用する発行人に対し、特別規則に従って紛争鉱物報告書を提供するよう求めることは適切であると考えている。規則案の下では、発行人が再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を入手する場合、発行人はそれらの鉱物を「DRCコンフリクト・フリー」とみなす可能性がある。[660]

提案したとおり、再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を入手した発行人は、年次報告書の中で「紛争鉱物情報の開示（Conflict Minerals Disclosure）」という見出しの下で、紛争鉱物が再生利用品またはスクラップ鉱物であること、これらの再生利用品やスクラップ鉱物に関する紛争鉱物報告書を提供することを公表するよう求められることになっていた。また、規則案の下で、発行人は紛争鉱物報告書に発行人の再生利用品やスクラップ鉱物は「DRCコンフリクト・フリー」と考えられると記述することになっていた。さらに、そのような発行人は、紛争鉱物が再生利用品またはスクラップ鉱物だと判断するに当たってデュー・ディリジェンスを実行するために講じた手段を説明し、報告書に対する独立した民間部門の監査を実施することになっている。

規則案では紛争鉱物がどのような場合に再生利用品またはスクラップ鉱物とみなされるかを定義しなかった。代わりに、この代替アプローチを使おうとする発行人は、紛争鉱物

---

660 規則案は再利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を自動的に「DRC コンフリクト・フリー」に分類することにしていたため、そのような鉱物を含む製品を持つ発行人は紛争鉱物報告書に再利用品またはスクラップ鉱物の紛争鉱物の加工施設や原産国についての説明を提供する必要はなく、鉱山または原産地をできる限り詳細に特定するための取り組みを説明することも求められないことになっていた。

が再生利用品またはスクラップ鉱物であると判断する際にデュー・ディリジェンスを実施するために講じた手段を説明することになる。しかし、規則案は、SECは紛争鉱物が再生製品や使用済み製品の再生利用である場合に「再生利用品」とみなすが、部分的に加工されていたり、未加工であったり、別の鉱石の副産物であったりした場合は「再生利用品」とはみなさないと述べていた。[661]

b. 規則案に対するコメント

再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物に対する適切なアプローチについて、意見提出者は幅広い意見を寄せた。多くの意見提出者が、提案のとおり、再生利用及びスクラップの代替報告要件、またはなんらかの形の再生利用及びスクラップの代替報告要件、もしくは適用除外に賛意を表明した。もっともそのような意見提出者の一部は必ずしも代替案の仕組みについて論じてはいなかった。[662] 一部の意見提出者は、提案のとおり、紛争鉱物が実際に再生利用品またはスクラップ起源であることを判断するためのデュー・ディリジェンスの実施を発行人に求め、報告書の監査を含めて実行したデュー・ディリジェンスについて記述する紛争鉱物報告書を提出する再生利用品またはスクラップ鉱物用の代替報告を支持する旨を表明した。[663] 多くの意見提出者が、デュー・ディリジェンスの代わりに、紛争鉱物が再生利用品またはスクラップ起源かどうかを判断するために、最終規則では発行人が合理的な原産国調査と同等のことのみを実施するよう発行人に求めるべきだと考え

---

661 提案書に記したとおり、再利用品及びスクラップ起源の紛争鉱物に関する規則案はすべての紛争鉱物に等しく適用されることになっていた。再利用品またはスクラップ鉱物が新規の鉱物と混ざっている場合、再利用品やスクラップ鉱物の代替アプローチは鉱物の再利用品またはスクラップである部分にのみ適用されることになり、発行人は少なくとも再利用品またはスクラップ鉱物に関する紛争鉱物報告書の提供を求められることになる。発行人の新しい紛争鉱物が対象国原産ではない場合、紛争鉱物報告書には再利用品またはスクラップ鉱物に関する情報のみが含まれることになる。ただし、新しい紛争鉱物が対象国原産であったり、発行人が新規に入手した鉱物が対象国原産ではないと判断できない場合、または発行人が新規の紛争鉱物が対象国原産ではないと判断できなかった場合、紛争鉱物報告書には新しい鉱物と再利用品またはスクラップの紛争鉱物の双方に関する情報が含まれることになる。

662 たとえば、AAEI、AAFA、CRS I、Global Tungsten I、Global Witness I、日本の事業者団体、MSC I、NRF I、Ohio Precious Metals（2011 年 3 月 2 日）（以下「OPM」）、PCP、Jason Altmire 下院議員（2012 年 3 月 23 日）（以下「Altmire 下議」）、Amodei 下議、Bachus 下議他、Critz 下議、Ellmers 下議、Steven LaTourette 下議（2012 年 6 月 13 日）（以下「LaTourette 下議」）、Robert E. Latta 下院議員（2012 年 5 月 15 日）（以下「Latta 下議」）、Murphy 下議、Tim Murphy 下院議員及び Peter J. Visclosky 下院議員（2012 年 8 月 2 日）（以下「Murphy 下議／Visclosky 下議」）、James B. Renacci 下院議員（2012 年 3 月 6 日）（以下「Renacci 下議」）、Bill Shuster 下院議員（2012 年 3 月 12 日）（以下「Shuster 下議」）、Patrick J. Toomey 下院議員（2012 年 4 月 12 日）（以下「Toomey 下議」）、Stephen A. Womack 下院議員（2011 年 12 月 23 日）（以下「Womack 下議」、RMA、SEMI、Mark Pryor （2012 年 3 月 19 日）（以下「Pryor 上議」）、US Steel の意見書を参照。

663 たとえば、Bario-Neal、Brilliant Earth、Earthworks、Enough Project I、Enough Project IV、Hacker Jewelers、ICAR 他 II、Howland、SIF I、TIAA-CREF の意見書を参照。

ていた。[664] また、これらの意見提出者や他の意見提出者の中には、発行人は再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物の紛争鉱物報告書や監査の提出を認められるべきではないと明確に述べる者もいた。[665] 多くの議員を含む 他の意見提出者は、最終規則は再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を除外することを提言した。[666]

他の意見提出者は、最終規則は紛争鉱物報告書ではなくデュー・ディリジェンスを求めるべきだが、紛争鉱物が再生利用品またはスクラップ起源かどうかの調査に対する監査を求め、紛争鉱物が再生利用品またはスクラップ起源かどうかを決定するための「信頼できるプロセス」を求め、発行人には紛争鉱物が再生利用品またはスクラップ起源であるという記述以外のものは求めるべきではないと考えていた。[667] 一部の意見提出者は、再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を含む製品は、提案のとおり「DRCコンフリクト・フリー」とみなされるべきだと同意した。[668] 他の意見提出者は、最終規則は再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を含む製品を保有する発行人に対し、そのような製品には「DRCコンフリクト・フリー」以外の名称を付けるべきだと指摘した。[669]

一部の意見提出者は、再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物への代替報告のアプローチが、新たに採掘された紛争鉱物へのSECのアプローチに似たものになればなるほど、製造業者にとって再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を使用する意欲を低下させるリスクが大きくなると述べた。[670] 意見提出者の一人が主張したように、再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を持つ発行人のための一定の代替報告要件がなければ、その

---

664 たとえば、AdvaMed I、Advanced Medical Technology Association（2011 年 11 月 1 日）（以下「AdvaMed II」）、AngloGold、Global Tungsten II、Industry Group Coalition I、ITIC I、ITRI I、ITRI IV、JVC 他 II、LBMA I、Metalor Technologies USA（2011 年 2 月 25 日）（以下「Metalor」）、NMA I、RJC I、米国商工会議所（2012 年 11 月 29 日）（以下「Chamber III」）、WGC II の意見書を参照。

665 たとえば、AdvaMed I、AdvaMed II、ArcelorMittal、Copper & Brass Fabricators Council, Inc.（2011 年 3 月 2 日）（以下「Copper & Brass」）、Global Tungsten II、IPC I、IPC II、ITIC I、ITRI I、ITRI III、ITRI IV、JVC 他 II、JVC 他 III、Materials I、NAM I、Altmire 下議、Amodei 下議、Bachus 下議他、Ellmers 下議、Murphy 下議、Shuster 下議、Pryor 上議、Specialty Steel Industry of North America（2011 年 3 月 2 日）（以下「SSINA」）、Tiffany、WGC II の意見書を参照。また、Critz 下議の意見書（「再利用のスクラップ鉱物に関わっているため、監査要件の構成変更」を検討すべきであると述べている）も参照。

666 たとえば、Altmire 下議、Murphy 下議、Murphy 下議及び Visclosky 下議の意見書（紛争鉱物を含む再利用またはスクラップ鋼の除外を提言）、Renacci 下議、Shuster 下議、Toomey, Rep. Womack, and Sen. Pryor.

667 たとえば、Cleary Gottlieb、JVC 他 II、MSG I、NEI の意見書を参照。

668 たとえば、Copper & Brass、JVC 他 II、MSG I、NEI、NMA II、SIF I、SSINA、TIAA-CREF、WGC II の意見書を参照。

669 たとえば、CRS I、Global Witness I、State II の意見書を参照。

670 たとえば、Copper & Bass、Global Tungsten I、RMA、SEMI、SSINA の意見書を参照。

ような鉱物は「管轄権のある異なる当局の下で新たに採掘されない限り、埋立地で埋葬される運命になる」。これは「過去の暴力との関わりが明確ではないかもしれないが、DRCにおいて新たな暴力に寄与するはずがない」紛争鉱物の「明らかな浪費」であると主張した。[671] この意見提出者によると、「不正直な者が新しい材料を再生利用品として通す方法を見つける可能性がある」が、この可能性は「再生利用品や材料を使用する非常に明白なメリットにまさるものではない」。[672] この点について、他の意見提出者は、判断を下すのに用いたデュー・ディリジェンスのプロセスを含めて、保有する紛争鉱物が再生利用品またはスクラップ起源であると判断した理由の提供を発行人に求めることは、除外によって提供される負担軽減を相殺することになると主張した。[673]

ある意見提出者は、製品に用いられている鉱物の過半数が再生利用品またはスクラップ起源であったり、再生利用品またはスクラップ起源の原料と新たに採掘された紛争鉱物の混合物であったりする場合、発行人は製品を再生利用品またはスクラップ原料使用と表現することができるようにすべきだと提案した。製品に含まれるすべての原料が再生利用品またはスクラップ起源であるかどうかを判断するのは不可能だからである。[674] 別の意見提出者は、最終規則は製品に含まれる紛争鉱物の過半数が再生利用品またはスクラップ起源である場合、その製品を「DRCコンフリクト・フリー」と表現することを認めるべきだと提言した。[675] ある意見提出者は、加工施設やサプライヤーから受け取った中間原料（スクラップ、中古品、または製品の製造に用いるのに適した原材料に加工された鉱石）は、供給されたもともとの原料がコンフリクト・フリーである場合、コンフリクト・フリーとして扱われるべきだと主張した。[676] 他の多くの意見提出者が、最終規則で発行人が再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物の原産地を、それらの鉱物が生み出されたり、採掘されたりした国、または最初に再生利用またはスクラップのサプライチェーンに付託されたところとすることを認めるように提言した。これは米国の慣習法に沿ったものである。[677] また、意見提出者は再生利用品またはスクラップ鉱物のための代替報告要件はすべての紛争鉱物と発行人に等しく適用されるべきだと認めた。[678]

多くの意見提出者が、紛争鉱物が再生製品や使用済み製品の再生利用である場合に「再生利用品」とみなすが、部分的に加工されていたり、未加工であったり、別の鉱石の副産

---

671 SEMI の意見書を参照。

672 同上。

673 LaTourette 下議、Latta 下議の意見書を参照。

674 AngloGold の意見書を参照。

675 WGC II の意見書を参照。

676 Global Tungsten II の意見書を参照。

677 たとえば、IPMI I、LBMA I、Metalor、NMA II、RJC I の意見書を参照。

678 たとえば、Howland、IPC I、ITRI I、NEI の意見書を参照。

物であったりした場合は「再生利用品」とはみなさないという提案書の記述について論じた。こうした意見提出者の一部は、最終規則はこの記述をOECDの再生利用品またはスクラップ鉱物の定義に合わせるか、OECDの定義を採集規則に明確に採用すべきだと述べた。[679] 同様に、ある意見提出者らは、最終規則は、SECが再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物に、製品製造中に作成されたスクラップ加工金属を含めることを検討すると最終規則に明示することを提言した。[680] しかし、これらの意見提出者は、提案書は部分的に加工された材料を再生利用品とは見なしていないことを懸念していた。そのような定義は、ときとして下流の製造業者の再生利用品の処置によって生じた工業スクラップ（“新”スクラップと称されることもある）を除外することになるためだ。[681]

一部の意見提出者は、再生利用品及びスクラップ鉱物に代替定義を提供した。ある意見提出者は、最終規則では、再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物を「最後の製品のエンドユーザーから直接収集した、もしくは自治体の廃品改修の流れから収集した、使用済みの製品の中にある、もしくはそこから再生利用した紛争鉱物」と定義すべきだと述べた。[682] 他の意見提出者は、紛争鉱物は、生産と応用のサイクルを経ている場合のみ再生利用品またはスクラップと見なされるべきだと指摘した。[683] また別の意見提出者は、最終規則では、さまざまなスクラップ鉱物関連の除外と定義を含めて、環境保護庁の固形廃棄物の定義を実質的にSECの再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物の定義に採用することを提案した。[684] ある意見提出者は、電子業界CSRアライアンス（以下「EICC」）の「スクラップ」の定義を最終規則のスクラップの定義として組み込むことを提言した。[685] ある意見提出者は、再生利用品およびスクラップ鉱物の定義を100%使用済み製品のみに限定するよう求めた。[686] 一部の意見提出者は、これらの金属を組み込んだり、利用して加工したり、最終使用者や使用済み製品だったりする下流製品の製造から再生された原料を含む定義を提案した。これには部分的に加工された鉱物や、部分的に加工された鉱物からの原料、

679 たとえば、Global Witness I、MSG I、SIF I の意見書を参照。

680 たとえば、Copper & Brass、SSINA の意見書を参照。

681 同上。

682 SEMI の意見書（「使用済み製品」を、「再利用品または廃棄される以前に商業販売されていた製品、または商業的流通経路に載せずにバイヤーに配布され、ある程度の期間使用された製品」と定義している）を参照。

683 Global Tungsten I 、RMA の意見書を参照。

684 Elm の意見書を参照。

685 H.C. Starck GmbH（2011 年 7 月 27 日）（以下「Starck」）の意見書を参照。

686 たとえば、Bario-Neal、Brilliant Earth、Earthworks、Metalsmiths、Hacker Jewelers、TakeBack の意見書を参照。

または製錬や精製のプロセスの中間段階からの原料は含まれない。[687] ある意見提出者は、最終規則では「使用済み製品のスクラップ……だけでなく……工業プロセスの結果であるスクラップ ……」を再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物とみなすべきだと提言した。[688]

また、一部の意見提出者は宝飾品、硬貨、棒状地金に含まれる紛争鉱物の再生利用品またはスクラップとしての扱いについて特に提言を寄せた。そのような意見提出者の一人は、捨てられた消費者宝飾品からの紛争鉱物は再生利用品またはスクラップとみなされるべきだと述べた。[689] 別の意見提出者は、再生利用品やスクラップの金の定義では、最終規則の発効日よりも前に製造された金の延べ棒や金貨、スラッジ、鉱泥、煙塵、炭素微粒子、鉱滓、及びその他の副産物を紛争鉱物とみなさない主張した。[690] 逆に、他の意見提出者は、再生利用品またはスクラップ起源の紛争鉱物の定義は、使用済み製品からの紛争鉱物のみを含めるべきで、売れ残りの宝飾類や最終用と製品として消費者に所有されたことのない宝飾品は含めるべきではないと述べた。[691] また、こうした意見提出者の一部は、金貨や金の延べ棒は再生利用品またはスクラップに分類されるべきではないと指摘した。[692] なぜならこうした意見提出者の一部が述べたように、そういったものは明確な使用済み消費者製品ではなく、新たに採掘された金ではないと確認しにくいためである。[693]

c. 最終規則

我々は、最終規則において、再生利用品およびスクラップ起源の紛争鉱物の扱いを修正する。我々は、最終規則が再生利用品およびスクラップ起源の紛争鉱物の使用を抑制するインセンティブを与えないようにするため、これらの紛争鉱物について代替的な扱いを定めるのが適切であるという意見提出者の意見に賛同する。しかし、我々は、紛争鉱物が再生利用品やスクラップ起源ではないときに発行人がそのように主張することを防ぐための対策を取り入れることも望んでいる。我々は、一部の意見提供者が指摘したように[694]、両者のバランスを取るためには、紛争鉱物を必要とする発行人に対し、その鉱物が再生利

---

687 ITRI I、JGI、Solutions の意見書を参照。

688 ArcelorMittal の意見書を参照。

689 JVC 他 II の意見書を参照。

690 NMA II の意見書を参照。

691 たとえば、Brilliant Earth、Bario-Neal、Earthworks、Enough Project I、Hacker Jewelers、ICAR 他 II、TakeBack の意見書を参照。

692 たとえば、Brilliant Earth、Bario-Neal、Enough Project I、Hacker Jewelers、ICAR 他 II、TakeBack の意見書を参照。

693 Enough Project I、ICAR 他 II の意見書を参照。

694 たとえば、AdvaMed I、AdvaMed II、AngloGold、Global Tungsten II、Industry Group Coalition I、ITCI I、ITRI I、ITRI IV、JVC 他 II、LBMA I、Metalor、NMA I、RJC I、Chamber III、WGC II などからの意見書を参照。

用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断するために合理的な原産国調査と同様の調査を行うことを要求するのが適切であると考える[695]。最終規則の下では、発行人は、合理的な原産国調査の結果として、その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると確信する理由がある場合、デュー・ディリジェンスを実行しなければならない。その場合、発行人は、その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断できなかったならば、紛争鉱物報告書を提出することが求められる。

再生利用品もしくスクラップ起源の紛争鉱物を有する発行人に関するこのアプローチは、紛争鉱物法律規定と一致していると我々は確信する。この規定は、「コンゴ民主共和国東部における極端なレベルの暴力を特徴とする紛争への資金提供を助けている、コンゴ民主共和国に起源をもつ紛争鉱物の採鉱と取引」[696]に影響を及ぼすことを意図している。しかし、一部の意見提出者が指摘したように、対象国における武装集団は、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物の使用からではなく、新たに採掘された紛争鉱物の採取と不法な課税およびその輸送から資金と利益を得ている[697]。再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物にかかわる取引は、武装集団にそれ以上の収入やその他の利益を提供しない。武装集団は「すでに収入を引き出しており、その使用または販売から利益を得る立場にない」[698]からである。

この点に関して、我々は、提案の通り、発行人が望むならば、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物を含む製品を「DRCコンフリクト・フリー」であると記述することを認めるのが適切であると考える。ある意見提出者が説明しているように、「この法が意図しているのは、製造工程で使用されている鉱物がDRCで進行中の紛争に寄与する可能

---

695 紛争鉱物の原産国に関する発行人の調査と、その鉱物が再利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかに関する発行人の調査は類似したものであると考えることから、我々は、この両者を指すために「合理的な原産国調査」という語を用いる。

696 同法第 1502(a)条を参照。

697 AAEI および Global Tungsten I からの意見書を参照。

698 AAEI からの意見書を参照。AAEI からの意見書を参照。また、http://www.oecd.org/daf/internationalinvestment/guidelinesformultinationalenterprises/46740847.pdf で閲覧可能な OECD『紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス（Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-affected and High-Risk Areas）』（2011 年）の 7 n.2（「再利用されることが合理的に想定されている金属は本ガイダンスの対象範囲から除かれている」と記されている）、および http://www.oecd.org/corporate/guidelinesformultinationalenterprises/FINAL%20Supplement%20on%20Gold.pdf で閲覧可能な OECD『紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス：金に関する補足書（Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-affected and High-Risk Areas：Supplement on Gold）』（2012 年）の 28 n.34（「再利用された素材は、それ自体は紛争の一因となる懸念はないが、潜在的には紛争地域および高リスク地域にて採掘された金の原産地を隠匿するための洗浄を行う際の道具となる可能性がある」と記されている）も参照。

性があるかどうかについて投資家に情報を提供すること」[699]であり、「消費者使用後に合法的に再生利用された鉱物やスクラップから取り出された鉱物はこの危機に寄与せず、したがって『DRCコンフリクト・フリー』であると識別されるのが適切である」[700]。我々は、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物が過去に対象国における武装集団の直接間接の資金源となった、またはそれらに利益をもたらした可能性があることを認識している。しかし、この法の目的は、製造に使用される鉱物が対象国における武装集団の直接間接の資金源になったか、またはこれらに利益をもたらしたかどうかについて情報を提供することであり、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物はもはやそうでないのであるから、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物を使ったすべての製品を「DRCコンフリクト・フリー」とみなすのは適切であると考える[701]。このように規定することにより、最終規則は再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物の使用で不都合がもたらされることを回避することができる。

i. 「再生利用品およびスクラップ起源」の定義

我々は、提案された規則を修正し、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物についてOECDの再生利用金属の定義を忠実に反映した定義を採用する[702]。我々は、発行人が自社の製品を「DRCコンフリクト・フリー」として記述することを目的とし、紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行するという要件を回避する手段としてこの代替的な報告方法を利用しないようにするため、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物の定義を明確に規定しておくことが重要であるという意見提出者の意見[703]に納得した。また、我々は、この定義が最終規則のガイダンスだけではなく最終規則の本文に含まれるべきであるという1人の意見提出者の意見[704]に賛同する。

さらに、我々は、確実性を与え、発行人が別の定義を使用することによって再生利用品もしくはスクラップ起源ではない鉱物をそのように分類するのを回避するために、

---

699 TIAA-CREFからの意見書を参照。

700 同上。

701 また、我々は、将来、新たに採掘された鉱物は、最終的には再利用されるにしても、最初に使用されたときに最終規則の対象となることを指摘する。

702 http://www.oecd.org/dataoecd/62/30/46740847.pdf で閲覧可能なOECD『紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス（Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-affected and High-Risk Areas）』（2011年）の12 n.2（「再利用される金属とは、再生される最終利用者製品または使用済の消費者向け製品、もしくは製品の製造過程で生じる加工金属片である。再利用される金属には、錫／タンタル／タングステンおよび金のいずれかまたは両方の製造過程における再利用に適した精製または加工された金属を含む、金属素材の余剰品、陳腐化した品、不良品、断片などがある。部分的に加工された鉱物、未加工の鉱物または他の鉱石の副産物は再利用される金属ではない。」）を参照。

703 たとえば、Global Witness I、MSG I、SIF Iなどからの意見書を参照。

704 Global Witness Iからの意見書を参照。

OECDの定義を使用すべきであるという意見提出者の意見[705]に納得した。ゆえに、最終規則には、紛争鉱物が回収されたエンドユーザー製品または消費者使用後の製品である再生利用金属、または製品製造の間に生み出されたスクラップ処理金属であるならば、再生利用品またはスクラップ起源であるとみなされると規定されている。また、OECDの定義に基づき、最終規則には、再生利用された金属は錫、タンタル、タングステンおよび金のいずれかまたは両方の製造過程における再生利用に適した精製または加工された金属であり、金属素材の余剰品、陳腐化した品、不良品、断片などを含むと規定されている。しかし、さらに最終規則には、部分的に加工された金属素材、未加工の金属素材、または別の鉱石の副産物は再生利用金属の定義に含まれないと規定されている。

最終規則に含まれる定義は、規則案は再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物の定義をエンドユーザーまたは消費者使用後のスクラップのみに限定し、製品の製造中に生み出されるスクラップ加工金属を含んでいないという一部の意見提出者が指摘した問題点[706]を緩和するはずである。OECDの定義に一致した最終規則の定義は、製品の製造中に生み出されるスクラップ加工金属を含んでいる。

ii. 「再生利用品およびスクラップ起源」ではない可能性のある紛争鉱物に関するデュー・ディリジェンス

提案と異なり、最終規則は、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物を有する発行人に対し、合理的な原産国調査を行った上で、再生利用品もしくはスクラップ起源であると考えた紛争鉱物がそのような起源ではない可能性があると確信する理由がある場合にのみデュー・ディリジェンスを実行することを求めている。そのように確信する理由があるならば、これに該当する発行人は、新たに採掘された紛争鉱物を有する発行人と同じく、国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組が存在する限り、それに従ったデュー・ディリジェンスを実行しなければならない。提案された規則は、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物を有する発行人に、何らかのデュー・ディリジェンスの枠組に従うことを要求せず、その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断するためのデュー・ディリジェンスを実行することを要求していた。現在のところ、OECD の「金に関する補足書」が再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物に関して国内的または国際的に認識された唯一のデュー・ディリジェンスの枠組であるように思われる。したがって、我々は、再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると発行人が確信する理由のある金に関するデュー・ディリジェンスを実行するにあたって、当該発行人が OECD の「金に関する補足書」を使用することを期待する。

しかし、OECD もその他の組織も、錫、コロンバイトタンタライト、鉄マンガン重石に関して同様のデュー・ディリジェンスの枠組を作成していない。したがって、そのよう

---

705 たとえば、Global Witness I、MSG I、SIF I などからの意見書を参照。

706 Copper & Brass および SSINA からの意見書を参照。

な枠組が作成されるまで、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物を有する可能性のある発行人に求められるデュー・ディリジェンスは提案の通りである。これらの発行人は、デュー・ディリジェンスの枠組の恩恵を受けることなく、自社の紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源のものであるかどうかを判断するにあたってデュー・ディリジェンスを実行することを求められる。しかし、残りの紛争鉱物に関して国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組が利用できるようになれば、発行人は、その鉱物に関してその枠組を利用することが求められることになる。具体的に言うと、国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組に基づく特定の紛争鉱物のデュー・ディリジェンスのガイダンスがある暦年の 6 月 30 日までに利用できるようになったならば、発行人がその紛争鉱物にその枠組を使用しなければならない最初の報告期間は次の暦年である。しかし、デュー・ディリジェンスのガイダンスがある暦年の 6 月 30 日よりも後に承認されたならば、実行までに丸 1 年の期間を設けるため、発行人がその紛争鉱物にその枠組を使用することが求められるのは、承認の翌々暦年からである。

たとえば、OECD やその他の組織が、再生利用品またはスクラップ起源の錫、コロンバイトタンタライト、鉄マンガン重石に関する国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組を 2013 年 6 月 30 日よりも前に採択したならば、再生利用品もしくはスクラップ起源のそれらの紛争鉱物を有する発行人がそのデュー・ディリジェンスの枠組を使用しなければならない最初の報告期間は 2014 年 1 月 1 日に開始し、そのようなデュー・ディリジェンスの実行について論じる特定開示報告書の提出期限は 2015 年 5 月 31 日である。しかし、OECD やその他の組織がそのようなデュー・ディリジェンスの枠組を 2013 年 7 月 1 日以降、2014 年 6 月 30 日より前に採択したならば、それらの紛争鉱物を有する発行人がその枠組を使用しなければならない最初の報告期間は 2015 年 1 月 1 日に開始し、その鉱物に関する特定開示報告書の提出期限は 2016 年 5 月 31 日となる。ただし、再生利用品もしくはスクラップ起源の金を有する発行人は、2013 年 1 月 1 日に開始する報告期間について、再生利用品もしくはスクラップ起源の金に関する OECD のデュー・ディリジェンスを利用した特定開示報告書を提出しなければならず、その提出期限は 2014 年 5 月 31 日である。

さらに、提案と同じく、最終規則は再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物を使用した製品は「DRCコンフリクト・フリー」であるとみなすことから、最終規則は、加工施設、原産国、可能な限り最大の具体性をもって原産鉱山または原産地を決定しようとする努力について記述することを求めていない。したがって、このアプローチは、最終規則は再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物を有する発行人に紛争鉱物報告書の提出を求めるべきでなく、「その起源が純粋に再生利用されたスクラップであると判断する理由を開示する」[707]ことを求めるべきであるという意見提出者の意見に一致していると

[707] NEI からの意見書を参照。

我々は考える。この開示が行われなければ、発行人に「その事業を通して新しいDRC紛争鉱物の『原産国洗浄』をするよう奨励することになりかねず、消費者やその他の利害関係者の誤解を招き、開示の価値を損なう恐れがある。」[708]

F. その他の問題

この規則のいずれかの規定、またはいずれかの人もしくは状況へのその既定の適用が無効であると考えられる場合、その無効性は、その無効な規定または適用がなくとも実施が可能な他の規定、または他の人もしくは状況には影響を及ぼさない。さらに、Form SDのうち紛争鉱物の開示に関連していないいずれかの部分が無効であると考えられる場合、その無効性は、証取法第13(p)条に従った開示目的でのその書式の使用に影響を及ぼさない。

III. 経済分析

A. はじめに

既に詳しく述べたとおり、[709]1502条には対象国の紛争鉱物の使用について開示および報告を行う規定を公表するよう求める13(p)条が追加され、証券取引法が修正された。13(p)条は委員会に対し、記載された人物が自社製品の機能性または製造に必要な紛争鉱物が対象国で採掘されたものかどうかを毎年開示し、その情報を自社のウェブサイト上で公表することを要求する規定を推奨するよう指示している。紛争鉱物が対象国で採掘されていた場合、記載された人物は紛争鉱物報告書を提出し、さらに報告書を自社のウェブサイトに掲載して対策を明らかにし、鉱物の採掘元と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実施しなければならない。そしてGAOによる基準に従って実行される紛争鉱物報告書の独立民間部門監査を受ける必要がある。紛争鉱物報告書を提出した人は、同時に独立民間部門監査を識別し、これを認証する必要がある。さらに、この報告書には製品または製造委託契約を結んだ製品がDRCコンフリクト・フリーではないこと、紛争鉱物の加工に使用した施設、紛争鉱物の採掘国、そして鉱山または採掘場所を可能な限り正確に判定する取り組みについて記載する必要がある。

我々は、紛争鉱物の法的条項を実施するために規則の修正を可決する予定である。最終規則では、製品または製造委託契約を結んだ製品の機能性や製造に紛争鉱物が必要である発行人は皆、紛争鉱物が対象国で採掘されたか、それとも再生利用品もしくはスクラップ起源であるかについて、合理的な調査の結果を新形式の特別な公開報告書で年1回公開しなければならない。最終規則に基づき合理的な原産国調査を行った結果、もし(a)使用している紛争鉱物が対象国原産でない、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると発行

---

708 同上。（また、「発行人は、紛争鉱物がスクラップ／再生利用品起源であるかどうかを判断する上でデュー・ディリジェンスを行うべきである」と提言している。）

709 セクションIおよびIIは証取法の1502条の法的要件および最終規則の詳細をすべて記載しているが、これをセクションIIIに組み込み、本セクションでは法的要件および最終規則の概要だけを簡単に述べている。

人がわかった場合、(b)発行人が使用している紛争鉱物は対象国原産であると信じる理由がない場合、(c)使用している紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると発行人が合理的に信じている場合、いずれの場合も発行人はForm SDで自身の判断を公開し、実施した原産国調査とその結果について端的に記述しなければならない。一方、合理的な原産国調査を行った結果、もし(a)使用している紛争鉱物が対象国原産で、再生利用品もしくはスクラップ起源でないと発行人がわかった場合、または使用している紛争鉱物が対象国原産であると信じる理由がある場合、および(b)使用している紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源でないと発行人がわかった場合、または再生利用品もしくはスクラップ起源でないと発行人が信じる理由がある場合、可能であれば発行人は全国的または国際的に認められた枠組みに従って紛争鉱物の原産国および加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実施しなくてはならない。デュー・ディリジェンスの後、使用している紛争鉱物は対象国原産でない、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断できなければ、発行人は紛争鉱物報告書を提出しなければならない。

ほとんどの状況で、発行人は紛争鉱物報告書の独立民間部門監査を受ける必要がある。さらに発行人は数ある情報の中から、「DRCコンフリクト・フリー」と判明していない製品または製造委託契約を結んだ製品について紛争鉱物報告書に記載しなければならない。すべての発行人には一時的に2年間、そしてより小規模の報告書を提出する発行人には一時的に4年間、デュー・ディリジェンスを実施しても製品の紛争鉱物が対象国原産のものである、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断できない、もしくは製品に使用されている対象国原産の紛争鉱物が武装集団の財源や利益になっていると判断できない発行人は、これらの製品を「DRC紛争判定不能」と見なしてよい。このような場合、発行人は数ある情報の中から、「DRC紛争判定不能」製品または委託製品について記載し、さらに最新の紛争鉱物報告書の対象期間終了以降に、必要な紛争鉱物が武装集団の利益になるというリスクを緩和するために講じた対策または今後講じる対策があれば、デュー・ディリジェンスを改善させる対策を含めて記載しなければならない。「DRC紛争判定不能」製品の発行人は、当該製品の紛争鉱物に関する紛争鉱物報告書の独立民間部門監査を受ける必要はない。

最終的に合理的な原産国調査の後、発行人が再生利用品もしくはスクラップ起源であると思っていた紛争鉱物が、そうではなく新しい鉱山から採掘されたと判断した場合、その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断するためには、発行人は再生利用による紛争鉱物用の全国的または国際的に認められた枠組みに従ってデュー・ディリジェンスを実施しなければならない。発行人は紛争鉱物報告書にデュー・ディリジェンスについても記載する必要がある。今のところ、再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物用に全国的または国際的に認められた枠組みを持つ紛争鉱物は金のみである。特定の再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物のための全国的または国際的に認められた枠組みが利用できない場合、これはその他の3つの鉱石の場合だが、このような枠

組みが開発されるまで発行人はデュー・ディリジェンスを実施して紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であるものかを判断し、紛争鉱物報告書に実施したデュー・ディリジェンスの手段を記載しなければならない。

1502条の要件を実施する方法について考慮する際、我々は新たに採用する規則および形式により課せられるコストとメリットについて、その効率、競争力および資本構成とともに検討した。規則の経済効果の多くは法による指令に起因するが、以下の議論では法規と自由裁量の行使の両方の結果生じるコストとメリット、そして我々がこの件について受けたコメントについて論じている。

提案書は、意見提出者から受け取った提案前のレターの一部を引用しているが、そのレターは、提案された規則が競合および資本構成に及ぼす可能性のある影響について示している。我々は、提案およびそれに代わるものをリリースしてコメントするよう要求するだけでなく、提案が採用された場合、効率、競争力または資本構成が促進されるかどうか、または競争力に影響や負担が与えられるかどうかについて、提案書にコメントを求めた。さらに、万が一特定の例外や和解を採用しない場合に効率、競争力、または資本構成がどうなる可能性があるかコメントを求めた。このリリースを通じて議論されているとおり、我々は提案された規則に及ぶ可能性のある経済上および競走上の影響について多くのコメントを受け取った。

しかしながら、我々が予想コスト、サプライチェーンの複雑さ、そして最終規則実施に対する実際の障害物を完全に分析したということをある意見提出者が信じなかったため、その意見提出者が提案された規則の撤回を推奨した。[710] 我々は賛成できない。上述したとおり、自分の意見を発表したい人々が提案された規則の公開コメント期間より前に意見書を提出するよう求められた。さらに、提案書で議論されている内容を徹底的に考えて包括的な回答を提出するためにコメント期間を延長してはどうかという数人の意見提出者による提案に応えて、コメント期間を30日間延長し、2012年8月まで意見書を受け取り続け、検討した。そして意見提出者の要請で2011年10月に円卓会議を招集した。特に経済分析について、一部の意見提出者が別の意見提出者に回答を示した。このように健全な双方向の公開討論により、我々は最終規則の展開方法についてさらに十分に考えることができた。加えて、以下の経済分析の章で詳しく述べているとおり、法律と提案された規則のコストおよび複雑さについて受け取った数多くのコメントを考慮し分析し、最終規則において検討に入れた。全体として、当事者は最終規則に対する考察を通知するために、意見書と同様に提案された規則を見直し、提案とその他の意見書およびデータに関する見解を示す機会が充分にあったと我々は考える。したがって、提案された規則の撤回および再提案が必要であるとは思わない。

コメントを分析し、追加のデータおよび情報を考慮すると、準拠のためのコストはおよ

---

710 立法機関Ⅰからの意見書を参照。

そ30億～40億ドルに上りそうであると信じている。一方、準拠を継続するためのコストは2億700万ドルから6億900万ドルになる見込みである。以下に詳細を述べるとおり、予想コストについて受け取った多くのコメントを考慮し、特に数値を定量化して方法論をわかりやすくした意見書を信頼したことによりこの見積もりにたどり着く。以下でさらに詳しく述べるが、それぞれの意見書を充分に検討した後、提出された見積もりの一部と、我々自身の判断と経験だけでなく他の意見提出者が提出したデータおよび情報を反映する方法論を修正しそこから発展させることは正しいと我々は判断した。したがって我々の考えた総コストの見積もりは、こうした合成データおよび分析を反映している。我々は以下の章でこうしたコストをすべて検討する。もっともそこでは規則において裁量に任された選択に関するコストとメリットを別々に議論することが可能であるが、我々はすべてのコストを検討することを目指している。[711]

証券取引法23(a)(2)条[712] により、証券取引法に基づいて規則を可決する際には新しい規則が競争に与える影響も考慮することが求められ、さらに同条により証券取引法の目的推進に不要または不適切な競争に負荷を課す規則は可決できない。加えて証券取引法3(f)条[713] により、規則制定に取り組む際に、ある動きが公益に必要または適切かどうかを考慮または判断する必要がある場合、その動きが効率性、競争および資本構成を促進するかどうかも考慮する必要がある。そのため1502条の要件を実施する方法を検討した際、経済への影響、競争力への負荷、および効率、競争、資本構成の推進について考慮した。

法律の特殊言語および議会目的の理解を前提とすると、最終規則が全体的に法的条項の対策を行うのが一般的であると思われる。13(p)条の実施において裁量に任された権限は限られており、我々は議会の決定を実施するよう委任されている。このリリースとその後の経済分析の中で、我々は報告という新しい義務から生じるメリットとコスト、我々の裁量で行う選択、そしてこれらの件について受け取ったコメントについて議論している。以下のIII章BおよびIII章Cでは、報告義務および我々の自由裁量の行使の結果生じるコストとメリットについて、それぞれ詳細に論じている。III章Dでは、意見提出者の見積もりと我々の見積もりに基づき、最終規則が可決された場合に関連するコストについて定量的議論を展開している。[714]

---

711 上述したとおり、我々の裁量に任された選択は、法による指令によって通知されるため、これらの選択のメリットおよびコストの議論は必然的に根本的な法律のメリットとコストを含む。

712 15 U.S.C. 78w(a)(2)。

713 15 U.S.C. 78c(f)。

714 以下に述べるように、対象国における暴力を減少させ平和と安全を促進するという議会の目標は、13(p)条およびこの規則制定全体の透明性を高めるという目標と同様に、結果として意図しているメリットをすぐに正確に定量化できない。したがって定量的分析はコストに焦点を当てる。

B. 報告義務から生じるメリットおよびコスト

1. メリット

米国連邦議会は、1502条に基づいて発行される規則により、コンゴにおける紛争および暴力、特に性的暴力を減らすことを意図した。[715] 議会の目的が対象国における平和と安全を促進することであることにも注目したい。[716] 新しい13(p)条はコンゴにおける人道的状況に対処する手段として、発行人に対して対象国の特定鉱石の使用および原産を把握し報告するよう求めている。証券取引法13(p)条の開示要件義務化より、議会がコンゴで紛争に関わる武装集団に流れる資金を減らし、[717] その結果法律が表明している目的に達することを求めたと我々は理解している。[718] 一部の意見提出者は、紛争鉱物の法的条項は既にこの分野で進展していると述べている。[719] たとえば一部の意見提出者が述べるには、紛争鉱物の法的条項の圧力により、コンゴ当局は鉱区の一部を非武装化し始め、採掘の監視を強化し

---

715 証取法 1502(a)条（「コンゴ民主共和国原産の紛争鉱物の開拓および取引は、コンゴ東部の激しい暴力、とりわけ性的暴力を伴う紛争に資金を与える手助けとなり、人道的状況の緊急事態に荷担しているため、1934 年証取法の(b)追加同様、13(p)条の内容は当然である、として議会は一致している。」）。

716 証取法 1502(c)(l)(B)(i)条を参照（国務長官は米国国際開発庁長官と協議の上、対象国の「平和と安全を促進」するプランを提出するものとする、としている）。併せて同法 1502(d)(2)(A)条を参照（GAO に対し、対象国の平和と安全の促進における証取法 13(p)条の効率性を評価するよう指導する）。

717 国務長官に対し、米国国際開発庁長官と協議の上、人権侵害、武装集団、紛争鉱物の採掘、および商品の関係性に対処するための報告書を提出するよう求めている証取法 1502(c)条を参照。報告書には、平和促進のためのプラン、デュー・ディリジェンスを実行しようとする企業に指示を出すためのプラン、そして可能な罰則処置についての記述などが含まれる。

718 上記に述べたとおり、法律の共同提案者および議会の他のメンバーなど一部の意見提出者の指摘によると、紛争鉱物の法的条項は投資者が発行人の評判およびサプライチェーンにおけるリスクをどの程度理解しているかについての情報も与えている。CRS I、FRS、Global Witness I、Methodist Pension、Sen. Durbin、Rep. McDermott、Sen. LeahyおよびSIF IおよびSIF IIからの意見書を参照。

719 International Corporate Accountability Roundtable（2011 年 7 月 29 日）（「ICAR I」）、Sen. Boxer 他 I、Sen. Leahy 他およびコンゴ民主共和国の国連専門家グループ（2011 年 10 月 21 日）（「国連専門家グループ」）からの意見書を参照。しかし他の意見提出者は、紛争鉱物の法的条項はコンゴ全体の経済と人々を傷つけたと述べている。たとえば BEST II からの書簡（「[紛争鉱物法律規定] がコンゴの活動を損なわせる腐敗および暴力と闘う機構を作ろうとしているが、川上産業である鉱業への影響により、コンゴ東部の鉱山社会およびさらに幅広い経済を徹底的に破壊してきた」）、CEI II(「ドッド・フランクが鉱山労働者に損害を与えてきたという指摘がある。最近のニューヨークタイムズ論説で、フリーの記者 David Aronson 氏が、この法律はまさに保護しようとしている人々を傷つけており、唯一の受益者は暴力を行使している人々である、という意見を述べた」）、FEC II（「予想どおり密輸が増加し、コンゴ政府の収入は激減し、数千人のコンゴ人の暮らしに大きく影響していると断言できる。消費者が法律の要件を過剰に解釈し、既に改善し始めていたにもかかわらず改善の機会が与えられないと思っているためにキブ州にはもはや正式なビジネスがない」と述べている）を参照。

ている。[720] 議会は「紛争鉱物に関連する商業活動に直接関与し、そこから利益を得続けている武装集団はいない」と大統領が判断し認めるまで証券取引法13(p)条は引き続き有効であると定めた。[721]

したがって、法律は強力な社会的利益を達成することを目指しているが、利益を定量化するためのデータもなく、こうした社会的利益を達成するために1502条がいかに効率的かを評価することもできないため、この目標を正確に定量化できない。さらに社会的利益とは、我々の規則が通常目指す経済的利益や投資家保護の利益とは全く異なる。

同時に特筆すべきことは、1502条の目的は、投資家や発行人に対して必ずしも計測可能かつ直接的な経済的利益をもたらすことではないと思われる。しかし一部の意見提出者は、紛争鉱物情報は投資判断の材料になるため、発行人が提出するよう求められるその他の開示情報と同種であると主張する。[722] たとえばある意見提出者は、「継続可能な責任ある投資家」として、「世界中のサプライチェーンにおけるリスクを慎重に管理する企業を高く評価し、ここ数年特定の鉱石の取引がコンゴで続く流血の抗争に資金を与えていることを特に懸念」している。[723] もう一つの例として、別の意見提出者が「継続可能な責任ある投資家として、世界中のサプライチェーンにおけるリスクを慎重に管理する企業を高く評価し、ここ数年特定の鉱石の取引がコンゴで続く流血の抗争に資金を与えていることを特に懸念している」と述べている。[724]

2. 意見書における費用見積もり

提案書には開示要件のコストの見積もりを載せた。[725] 複数の意見提出者は我々がコスト

---

[720] Sen. Boxer 他 I、Sen. Leahy 他およびコンゴ民主共和国の国連専門家グループ（2011 年 10 月 21 日）（「国連専門家グループ」）を参照。しかし他の意見提出者は、紛争鉱物の法的条項はコンゴ全体の経済と人々を傷つけたと述べている。BEST II、CEI II および FEC II からの書簡を参照。

[721] 証取法 13(p)(4)条。

[722] Calvert、Global Witness I、Sen. Durbin 、Rep. McDermott Sen. Leahy 他、SIF I、SIF II、TIAA-CREFF からの書簡を参照。しかし、AngloGold、Barrick Gold、Cleary Gottlieb、Corporate secretaries I、Deloitte、Ford、ITIC I、JVC 他 II、NAM III、NMA II、NY State Bar、Taiwan Semi、および WGC II からの書簡も参照（紛争鉱物情報は投資判断の材料にならないと論じている）。

[723] Calvert からの書簡を参照。

[724] SIF II からの書簡を参照。

[725] 提案書では文書削減法に対応するために、影響を受ける全企業における文書業務の年間増加量を見積もり、我々の提案した情報収集要件に準拠した。見積もりは、企業担当者の労働時間として 15 万 3,864 時間、外部専門家の業務としておよそ 7,124 万 3,000 ドルである。また、産業界に要求される監査およびデュー・ディリジェンスのための文書削減法への対応として、およそ 4,647 万 5,000 ドルと見積もった。これらの費用見積もりは、提案した規則および書式の修正が可決された場合、デュー・ディリジェンスのプロセスおよび紛争鉱物報告書の独立民間部門監査が要求された結果情報収集に及ぶと思われる影響に基づき試算した。

を低く見積もっていると指摘した。[726] しかしある意見提出者は、経済分析は「徹底的かつ正確」であると主張している。[727] この点につき別の意見提出者は、産業界からの意見書のコスト見積もりは「非常に誇張されているように見える」と述べている。[728] より具体的にコストを論じている意見提出者もいる。以下の具体的なコメントのセクションでは、開示要件について最も有効であると考えるコメントについて論じている。通常意見提出者は、一般的なコメントおよび具体的なコメントの両方において、法による指令のコストおよびメリットと、我々が自由裁量で決める規則の具体面におけるコストおよびメリットを区別していない。詳細は以下に述べるが、意見提出者が指摘した具体的な総コストは3億8,765万ドル[729] から160億ドルだった。[730] コメントを分析し、法律の要件に準拠するための初期費用はおよそ30億～40億ドルであるだろうと我々は考えている。規則の中で我々の裁量による選択に関するコストおよびメリットを個別に論じることもできるのだが、これらすべてのコストについて以下に考察し述べるとおり、なぜそのように試みているかを説明する。

a. 一般的なコメント

大半の意見提出者は、コンゴにおける暴力を減少させるという紛争鉱物の法律条項の人道的目標を全面的に支持すると述べているが、[731] 一部の意見提出者は、提案書は投資者へのメリットを充分に証明していないとしている。[732] 上記に述べたとおり1502条の目的は、暴力を減少させるという人道的目標を推進しコンゴの平和と安全を促進することであり、議会の意図したメリットは法律に直接由来している。条項の共同提案者2名および他の議員などその他の意見提出者は、立法経緯および法令の言語は通常投資家保護に言及しないが、この条項は企業のサプライチェーンに関するさらなる情報開示などを含むため、重要な投資家保護の目的にも資すると意見書の中で指摘している。[733] したがって、最終規則により

---

726 Barrick Gold、CEI II、Chamber I、Ford、Howland、IPC I、ITRI I、ITRI II、NAM I、NRF I、PCP、Rep. Lee、RILA、TriQuint I、Tulane University Payson Center for International Development（2011年10月24日）（「Tulane」）、およびWGC IIからの書簡を参照。

727 ICAR 他 I からの書簡を参照。

728 Enough Project IV からの書簡を参照。

729 Claigan III からの書簡を参照。

730 NAM Iからの書簡を参照。

731 ABA、Chamber I、Industry Group Coalition I、NAMI I および WGC II からの書簡を参照。

732 Chamber I および PCP からの書簡を参照。以下に述べるが、これらの意見提出者は、提案された規則が市場または資本形成の促進に及ぼす効果について、報告書では充分に証明されていないとも述べている。

733 Senator Leahy 他からの書簡を参照（「株式会社が自社製品の製造に不可欠な材料を不安定な非合法市場に依存している場合、投資家にとってそれは非常に興味深い判断材料であることは極めて明白だろう」）。

紛争鉱物を使用または供給している企業は多額の準拠コストを負担しなければならないと認識しているが、我々は議会が指示するとおり、意図した人道的メリットの実現を支援するために最終規則を考案した。ある意見提出者が指摘したように、実際の費用概算を判定するのは難しいが、[734] 大半の意見提出者が準拠費用は高くなるだろうと考えている。

b. 具体的なコメント

4つの意見提出者が新しい報告義務に準拠するためのコストの分類を試み、コストにおける以下の3つのカテゴリーを最も重要な要素として焦点を当てた。サプライヤーおよび発行人両方のデュー・ディリジェンス、情報技術（IT）コスト、そして監査コストである。主要コストにおける最も広義のカテゴリーについては4者の意見は一致しているが、見積金額を導き出した方法などの細部が一意せず、異なるコスト見積もりをしているケースがある。以下のセクションは、意見提出者が提出したコスト見積もりを概説するためのものである。

i. 製造業団体のコメント

製造業団体[735] は意見書の中で、調査によると、最終規則の影響を受ける可能性があると提案書が述べている5,994社のうち平均的な発行人は2,000～10,000社の最上位サプライヤーと取引しており、その結果、最終規則に準拠するために発行人が負担する初期費用は全額でおよそ80～160億ドルに上ると述べている。[736]

製造業団体は、「米国の27万8,000社の中小製造業者の大半は、証券取引委員会の影響下にある企業に提供する部品および機器内の鉱石について、原産国情報を提供する義務の影響を受けるだろう」と述べている。しかし製造業団体は「1社または複数の発行人のサプライチェーン内にある小企業は5社に1社のみであり」、[737] 提案された規則に関してこれらの小企業が負担する唯一のコストは2万5,000ドルの監査費用であろうと推定している。したがって提案された規則によるコストは、証券取引法13(a)条または15(d)条により報告義務を課せられない小規模の場合およそ14億ドルになるだろう。[738]

---

734 Howland からの書簡を参照。

735 NAM I からの書簡を参照。製造業団体は、コスト見積もりにおいて製造業団体メンバーに相談し、さらにアリゾナ州立大学 W.P. Carey School of Business の The Global Research Center による戦略的サプライマネジメントの研究に基づいたことを述べている。

736 しかし、Fafo Institute for Applied International Studies（2011 年 10 月 17 日）（「Fafo」）からの書簡を参照。この意見提出者は、製造業団体のコスト見積もりは高すぎると主張している。その理由は、変化する法的義務に対する発行人のコストの検討、独立民間部門監査、サプライチェーンの監視、購買および契約の管理、修正への提言、デュー・ディリジェンスの初期監査の実施、および委員会への報告について誤った主張があるためであるという。

737 278,000 x .20 = 55,600

738 278,000 x .20 x $25,000 = $1,390,000,000

さらにこの意見提出者は、独立民間部門監査の2万5,000ドル[739]という我々の見積もりは「単純なサプライチェーンを持つ小企業の監査の初期費用のみを対象」としており、より複雑なサプライチェーンを持つ企業の場合、独立民間部門監査だけで少なくとも10万ドルかかると述べている。[740] 加えて、製造業団体の「控えめな見積もり」によると、紛争鉱物情報の提出が求められる企業のうち紛争鉱物報告書の提出と監査も義務付けられるのは、我々が提案書の中で推定した20%ではなく、およそ75%であり、これは我々が最終規則の影響を受けると推定した5,994社中およそ4,500社に等しい。[741] 製造業団体はより多くの発行人が影響を受けるという見積もりを考慮し、紛争鉱物報告書の独立民間部門監査を受ける全発行人の総コストを4億5,000万ドルと見積もった。

さらに意見提出者の見積もりによると、新しいデュー・ディリジェンス政策を実施するには、影響を受ける5,994社の発行人が各社2,000社と見られる最上位サプライヤーとの法的義務を変更するために12億ドルかかり、サプライヤーが信頼できる情報を提供し法的義務を上流へ確実に返せる管理プロセスを使用したリスクベースプログラムを実施するためにさらに3億ドルかかる。また、影響を受ける各発行人が最上位サプライヤーの情報を収集する新しい情報技術システムを開発するために全部で60億ドルを費やす必要があると意見提出者は見積もっている。[742] したがって影響を受ける発行人の総コストはおよそ80億ドルである。製造業団体のコスト見積もりの概要を以下の表形式で示す。

製造業団体意見提出者の見積もり		計算式
影響を受ける発行人	5,994	
最上位サプライヤーの平均数	2,000	
発行人のデュー・ディリジェンスの改正[743]		
発行人あたりの準拠時間数	2	
時間あたりコスト	50ドル	
準拠総コスト	1,198,800,000ドル	5,994x2000x2x$50
ITシステム変更[744]		

739 提案書で論じているとおり、ある業界団体の見積もりに基づくと、紛争鉱物報告書の独立民間部門監査は1回につきおよそ2万5,000ドルかかる。

740 NAM Iからの書簡を参照。

741 同文献を参照。製造業団体の意見提出者は、影響を受ける発行人の75%が紛争鉱物報告書を提出する必要があると見積もっている。理由は、意見提出者によると、大半の発行人が紛争鉱物の原産を判断できないと思われるためである。

742 NAM Iからの書簡を参照。

743 製造業団体の意見提出者は、これを「企業準拠政策の変更」と呼んでいる。

発行人あたりのコスト	1,000,000ドル	
総コスト	5,994,000,000,ドル	5,994x$1,000,000
紛争鉱物報告書監査		
影響を受ける発行人[745]	4,500	5,997x75%
監査コスト	100,000ドル	
総コスト	450,000,000ドル	4,500x100,000
サプライヤー情報の発行人確認		
時間数	0.5	
時間あたりコスト	50ドル	
総コスト	299,700,000ドル	5,994x2000x0.5x$50
小規模サプライヤーのデュー・ディリジェンス[746]		
影響を受けるサプライヤー(20%のみ実施)[747]	55,600	278,000x.2
デュー・ディリジェンスのコスト	25,000ドル	
総コスト	1,390,000,000ドル	278,000x.2x$25,000
合計	**9,332,500,000ドル**	
影響を受ける発行人の合計	7,942,500,000ドル	$9,332,500,000 - $1,390,000,000

さらにこの意見提出者は、EUの危険廃棄物指令（RoHS）に準拠するという企業の最近の経験からコストを推定し、最終規則のコストは「160億ドルという高額」になると計算した。また、同じ方式で証券取引委員会の提案した規定の経済的影響を見積もった。[748] 実際には、

---

744 製造業団体の意見提出者は、これをITシステム開発または改訂と呼んでいる。

745 さらに正確な発行人数は4,496社だが（.75 x 5,994 = 4,495.5）、我々は大学グループおよび製造業団体の意見提出者が計算式で使っている概数（4,500）を使用している。注869を参照。

746 製造業団体の意見提出者は、これを「鉱石の原産に関する適切な情報提示」のためのコストと呼んでいる。

747 製造業団体の意見提出者が提案するサプライヤーの準拠コストは、監査コストであり、発行人である小規模サプライヤーに限定していない。

748 NAM Iからの書簡を参照。この意見提出者の見積もりによると、RoHSの影響を受ける各発行人は準拠のための初期コストとして264万ドルかかる。我々が最終規則の影響を受けると推

この意見提出者は「1502条はRoHSより多くの製品と分野を網羅し、原産国によって区別し、僅少な例外や重量に基づいた例外を含めないため、1502条の方が適用範囲は広い」と主張している。[749] この意見提出者は、Technology Forecasters, Inc,によると、エレクトロニクス業界でRoHS指令に準拠するために企業あたり264万ドルの初期コストがかかり、準拠を維持するためにはさらに年間48万2,000ドルかかると述べている。したがって、意見提出者はこれらの企業あたりの数値に基づき、5,994社すべてが準拠するための初期コストはおよそ160億ドルになると計算したのである。

ii. 電子相互接続業界団体コメント

もう一つの意見提出者である電子相互接続業界団体は、[750] 電子相互接続業界サプライヤーは準拠コストとして初年度およそ2億7,900万ドル負担し、その後は年間およそ1億6,500万ドル負担するだろうと見積もった。[751] さらにこの意見提出者は、企業によって幅広く変わるが、隠れたコストが、多い企業で200万ドル以上あるだろうと述べた。[752] この意見提出者は影響を受ける可能性のある発行人すべてのコストを見積もっておらず、電子相互接続業界に焦点を当てている。

電子相互接続業界団体は、影響を受ける発行人5,994社の20%以上が独立民間部門監査を行わなければならないだろうとも述べている。[753] この意見提出者は、世界中に供給される紛争鉱物のうち対象国の供給量は多くても20%と思われるが、この20%がすべての発行人に行き渡る可能性があるとしている。したがってすべての発行人が紛争鉱物報告書を提出し独立民間部門監査を受けるよう要求される可能性があり、電子相互接続業界グループは、「影響を受ける発行人のほぼ100%が特に規定成立の初年度に「紛争鉱物報告書」を完成させる必要があると予想」している。[754] この点につき意見提出者の指摘によると、調査回答

定する 5,994 社の場合、RoHS に準拠するための総コストは 158 億 2,416 万ドルと見積もられる（$2,640,000 x 5,994 = $15,824,160,000）。

749 同文献を参照。

750 IPC I からの書簡を参照。

751 同文献を参照。この書簡には付録 A が含まれる。付録 A には、『米国の紛争鉱物報告要件の影響における IPC 調査結果』（2011 年 2 月）（「電子相互接続業界団体の調査」）と題される、電子相互接続業界団体の Market Research Service が行った調査について記載されている。この意見提出者から引用されている情報の多くは、調査にある。調査のために、意見提出者は電子相互接続業界のうち 3,839 社を調査対象とし、全部で 60 社の企業が実際に調査に参加した。この 60 社のうち、30%が政府関係発行者であり、残りの 70%が民間企業だった。意見提出者は、調査について「統計的な重要データを作り出すこと」を意図していないと認識しているが、調査回答者が「米国のエレクトロニクス配線サプライチェーンの代表的なサンプルとなっている」と論じている。同文献を参照。

752 同文献を参照。

753 同文献。

754 同文献を参照。この意見提出者は同様に、「ユーザーの大多数が紛争鉱物の原産を識別でき

者は「サプライヤーの確認および監査は予想されるコストとして頻繁に言及されている」と述べ、さらに回答者は「第三者機関のデュー・ディリジェンス監査のために1万～10万ドルの直接経費を見積もっている」。[755] 意見提出者はまた、彼らの調査に回答する企業のサプライチェーンには平均163社のサプライヤーがあると述べている。

iii. 大学グループのコメント

もう一つの意見提出者である大学グループは、提案された規則に関する自らのコストを意見書の中に示している。[756] 大学グループは、我々のモデルは提案された規則のコストを低く見積もっていると主張しており、その最も大きな理由として、顧客である発行人に重要情報を提供する管理システムを変更するよう要求されている最上位の民間企業サプライヤーなどのすべての関係者が負担するコストを考慮していないことを挙げている。対照的に、製造業団体の経済モデルはサプライヤーの数を多く見積もり、コスト効率を考慮していないためコストを多く算出していると考えている。

大学グループは、発行人も民間企業も含め影響を受けるすべての企業が、1502条を実施するための基本的な3つのアクションを起こす必要があると主張している。このアクションとは、デュー・ディリジェンスを実施するにあたり内部管理システムを強化すること、必要な情報技術システムを設けること、そして独立民間部門監査を受けることである。大学グループのモデルが示すには、コストを押し上げる最大要因は企業の管理システム強化であり、発行人および民間企業の両方でおよそ51億7,000万ドルかかり、発行人のコストはおよそ2,600万ドル、民間企業のコストはおよそ51億4,000万ドルだという。その他のコストは発行人によってのみ発生する。こうしたその他のコストには、必要な情報技術システムを設けるためのおよそ25億6,000万ドル、そして独立民間部門監査を受けるためのおよそ2億700万ドルが含まれる。最終的に大学グループによると、提案された規則のために、紛争鉱物サプライチェーンに含まれる発行人および民間企業を含め影響を受けるすべての企業には、最初におよそ79億3,000万ドル、その後年間およそ2億700万ドルのコストがかかる。

このように、大学グループの意見提出者は発行人および民間企業サプライヤーの両方に対してデュー・ディリジェンスのコストを見積もっている。全5,994社の最初の人件費総額は、労働者とコンサルタントの両方を含めおよそ2,600万ドルとしている。民間企業サプライヤーのコストを試算する際、大学グループは小規模民間企業サプライヤーの総数を148,459社、大規模民間企業サプライヤーの総数を711,607社としている。[757] 全860,066社の

ないだろう、したがって紛争鉱物報告書を完成させる必要がある」と述べている。

[755] 同文献を参照。

[756] Tulane からの書簡を参照。紛争鉱物の法的条項の共同提案者の一人である Senator Richard J. Durbin のスタッフは、この意見提出者に「コンゴ紛争鉱物条約を実施するために企業が負担するコストの詳細見積もりを提示するための具体的な要求」を示した。同文献。

[757] 大学グループの意見提出者は、発行人数に企業の規模（大企業か小企業か）を掛け、さらに

民間企業サプライヤーの最初の人件費総額は、労働者とコンサルタントの両方を含めおよそ51億4,000万ドルとしている。つまり、5,994社の発行人と860,066社の民間企業サプライヤー両方のデュー・ディリジェンスのための最初の人件費総額は、およそ51億7,000万ドルとなる。

また、大学グループは各発行人の情報技術システムを修正するコストが100万ドルかかるという製造業団体の見積もりに異議を唱えている。大学グループは、発行人はサプライヤーが提供するサプライチェーン情報の追跡システムを構築する責任があるため、これらのコストは発行人にのみ発生し、サプライチェーン管理に複雑な情報技術システムを使う大規模発行人だけで各社100万ドルかかるという意見に賛成している。しかし大学グループは、2011年の電子相互接続業界団体の意見提出者の調査データに基づき、小企業の単位コストは1企業あたり20万5,000ドルであると主張している。大学グループの見積もりによると、影響を受ける小規模発行人の情報技術コストはおよそ8億8,500万ドル、影響を受ける大規模発行人のコストはおよそ16億8,000万ドルである。したがって、影響を受ける全5,994社の発行人の情報技術システム変更のコスト総額はおよそ25億6,000万ドルである。

最後に、大学グループは独立民間部門監査に関連するコストについて論じている。大学グループは、民間企業サプライヤーが充分なデュー・ディリジェンスを実施していることを顧客である発行人に証明するために民間部門監査を受ける必要があるとする製造業団体の主張に賛成していない。大学グループは、民間企業サプライヤーはそのような監査を受ける必要はないとし、そのため民間企業サプライヤーが監査を受ける負担やコストは、提案された規則においては任意であるとしている。さらに大学グループは、発行人がサプライヤーの「合意的に信頼ある代理者」となれるなら、発行人がそのような監査を要求する機動力は弱まるだろうと述べている。このような理由から大学グループは、民間企業サプライヤーのための独立民間部門監査のコストをコスト見積もりから除外している。しかし大学グループは製造業団体のコスト見積もりに合意し、小規模発行人の監査コストは1社あたり2万5,000ドル、大規模発行人は10万ドルとしている。これらの主張に基づき大学グループは、小規模発行人の監査コスト総額は8,100万ドル、[758] 大規模発行人の監査コスト総額はおよそ1億2,600万ドルと見積もっている。[759] したがって、全発行人の監査コスト総額は年間およそ2億700万ドルとなる。[760] 下表に大学グループの意見提出者の見積もり概要を示し

関連する最上位のサプライヤー契約数に重複係数 0.40 を掛けてこれらを推定している。この係数は、推定の資材供給契約数と、影響を受ける固有のビジネス数の区別および修正を試みている。Tulane は重複係数を 60%と推定したが、これは供給契約の 40%（100% - 60% = 40%）のみが非重複サプライヤーに対応していることを意味する。Tulane からの書簡を参照。

[758] 発行人 5,994 社 x そのうち 75%が監査を要求 x 小規模発行人数として 72% x 監査ごとに $25,000 = $80,919,000

[759] 発行人 5,994 社 x そのうち 75%が監査を要求 x 大規模発行人数として 28% x 監査ごとに $100,000 = $125,874,000

[760] $80,919,000 + $125,874,000 = $206,793,000

ている。

大学グループの意見提出者の見積もり		計算式
影響を受ける発行人	5,994	
大規模発行人（発行人の28%）	1,678	5,994x0.28
小規模発行人（発行人の72%）	4,316	5,994x0.72
最上位サプライヤーの平均数（製造業団体意見提出者の53%）	1,060	2,000x0.53
発行人のデュー・ディリジェンスの改正		
大規模発行人の準拠時間数	100	
小規模発行人の準拠時間数	40	
1時間あたりの内部コスト	50ドル	
大規模発行人の内部コスト（仕事量全体の90%）	7,551,000ドル	1,678x0.9x100x$50
小規模発行人の内部コスト（仕事量全体の75%）	6,473,520ドル	4,316x0.75x40x$50
1時間あたりのコンサルティングコスト	200ドル	
大規模発行人のコンサルティングコスト（仕事量全体の10%）	3,356,000ドル	1,678x0.1x100x$200
小規模発行人のコンサルティングコスト（仕事量全体の）25%）	8,632,000ドル	4,316x0.25x40x$200
総コスト	**26,013,000ドル**	
ITシステム変更		
大規模発行人あたりのコスト	1,000,000ドル	
小規模発行人あたりのコスト	205,000ドル	
大規模発行人総コスト	1,678,000,000ドル	1,678x$1,000,000
小規模発行人総コスト	884,780,000ドル	4,316x$205,000
総コスト	**2,562,780,000ドル**	
紛争鉱物報告書監査		
影響を受ける発行人[761]	4,500	

[761] 大学グループおよび製造業団体の意見提出者が計算式で使っている概数（4,500）を使っているが、もっと正確な発行人数は 4,496 社である（.75 x 5,994 = 4,495.5）。注 869 を参照。

大規模発行人数	1,260,	4,500x0.72
小規模発行人数	3,240	4,500x0.28
大規模発行人コスト	100,000ドル	
小規模発行人コスト	25,000ドル	
大規模発行人のための総コスト	126,000,000ドル	1,260x$100,000
小規模発行人のための総コスト	81,000,000ドル	3,240x$25,000
総コスト	**207,000,000ドル**	
サプライヤーのデュー・ディリジェンスの改正		
大規模発行人あたりの最上位サプライヤー契約の平均数	1,060	
小規模発行人あたりの最上位サプライヤー契約の平均数	86	
重複係数（影響を受けるサプライヤーの割合）	0.4	
大規模サプライヤーの総数	711,472	1,678x1,060x0.4
小規模サプライヤーの総数	148,470	4,316x86x0.4
大規模サプライヤーの準拠時間数	100	
小規模サプライヤーの準拠時間数	40	
1時間あたりの内部コスト	50ドル	
大規模サプライヤーの内部コスト（仕事量全体の90%）	3,201,624,000ドル	711,472x100x0.9x$50
小規模サプライヤーの内部コスト（仕事量全体の75%）	222,705,000ドル	148,470x40x0.75x$50
1時間あたりのコンサルティングコスト	200ドル	
大規模サプライヤーのコンサルティングコスト（仕事量全体の10%）	1,422,944,000ドル	711,472x100x0.1x$200
小規模サプライヤーのコンサルティングコスト（仕事量全体の25%）	296,940,000ドル	148,470x40x0.25x$200
総コスト	**5,144,213,000ドル**	
合計	**7,940,006,000ドル**	

iv. 環境コンサルティング企業のコメント

もう一つの意見提出者として、環境コンサルティング企業が提案された規則に関するコストを提示している。[762] 環境コンサルティング企業は、製造業団体および大学グループが提出したモデルは提案された規則のコストを多く見積もりすぎており、一方PRA部門は文書業務コストを少なく見積もっていると主張している。特に、製造業団体と大学グループの見積もりが示すコスト予想は、「影響を受ける発行人の大半が行う準拠プログラムにおける現在の工業的手法を反映しておらず」、そのため「1502条実施のための正確なコスト見積もりの基礎としてこのデータを使うのは得策ではない」と述べている。[763]

同時に環境コンサルティング企業は、我々が何よりも製品材料の原産地に関する発行人の知識を過信したために、提案された規則のコストを少なく見積もりすぎていると述べている。この意見提出者は、提案された規則の準拠コストの大半は、発行人による材料原産地の識別から生じるとしている。さらにこの意見提出者は、我々が影響を受ける発行人の割合を低く見積もり過ぎていること、発行人が社内全体の通信要件のためにより多くの労力を費やす必要があることを我々が認識していないこと、我々が発行人のソフトウェア変更のコストを考慮していないこと、そしてこの問題が社会的に敏感に受け止められているために「多くの企業」が規則の要求よりも高いレベルで機能していることを我々が認識していないことを述べている。

反対に、この意見提出者は製造業団体の80億ドルという見積もりと、大学グループの79億3,000万ドルという見積もりは高すぎると主張している。環境コンサルティング企業の主張によると、発行人が法的責任を変更するためのコストに関して製造業団体は12億ドルと見積もっているが、3億ドルのみにするべきである。[764] 同様に環境コンサルティング企業

---

762 Claigan I からの書簡を参照。この書簡で意見提出者は、最終規則の実施によりかかる可能性のあるコストについてコメントするよう「議会その他」から依頼されたため書簡を提出したと述べた。

763 Claigan Environmental Inc からの書簡を参照（2012 年 1 月 17 日）（「Claigan IV」）。しかし、IPC-Association Connection Electronics Industries からの書簡（2012 年 2 月 14 日）（「IPC III」）および National Association of Manufacturers（2012 年 2 月 10 日）（「NAM IV」）からの書簡を参照（環境コンサルティング企業が意見書の中で述べた前提を疑っている）。

764 環境コンサルティング企業によると、すべての発行人がサプライヤーとのすべての法的義務を修正しなければならないとする製造業団体の前提は正しくないという。その理由は、「公開会社のサプライヤーとの基本契約はすべて、サプライヤーに関連法案への準拠を要求する基本的条項を含んでいるため」である。Claigan I からの書簡。結果として、準拠を可能にするために多くの契約を修正する必要が生じる可能性は低い。同時に、環境コンサルティング企業の主張によると、製造業団体はすべてのサプライヤーが紛争鉱物を含む機器または製品を発行人に供給していると仮定しているため、法的責任を変更するコストを多く見積もりすぎているという。環境コンサルティング企業は「そのような可能性は極めて低い」と断言している。そのかわり、影響を受けるサプライヤー数をより合理的に推定しているために法的義務を変更する必要が生じているが、推定した数は「サプライヤーの 50%近く」である。しかしこの意見提出者は、サプライヤー内およびサプライヤー間の重複した関係により、この数字をさらに 50%減らすべきだと主張している。

は、大学グループが内部管理システム強化のためとして見積もった51億7,000万ドルという金額は前提が正しくないために高すぎるとし、実際のコストは6億ドルにするべきであるとした。[765]

さらに環境コンサルティング企業は、発行人の情報技術システムに関する製造業団体のコスト見積もりは60億ドルから3億5,000万ドルに変更すべきであり、大学グループの見積もりは25億6,000万ドルから3億6,000万ドルに変更すべきであると提案した。[766] 加えて環境コンサルティング企業は、製造業団体および大学グループの両者が提示した企業あたりの監査コストの10万ドルという数字は高すぎると主張した。企業の歳入のうち財務諸表監査が占める割合はわずか0.2から0.25%を占めているが、紛争鉱物報告書監査のための10万ドルというコストは年収10億ドルの企業の場合監査コスト全体の5%を占めることを意味するためである。代わりに、紛争鉱物報告書監査はこうした企業の監査コスト全体の1～2%を占めるのが適切であると述べた。[767] 同時に環境コンサルティング企業は、「エネルギー分野、金融および公益事業部門の大半は紛争鉱物報告書を提出する必要がない」ため、紛争鉱物報告書の提出が求められるのは報告する発行人全体のたった50%であり、紛争鉱物報告書の提出が要求されるのは消費者任意の分野、消費者主要製品分野および材料分野のうちわずか半分に対してであろうと主張した。[768]

最終的に、環境コンサルティング企業は自らのコストモデルを展開したが、[769] これは業界における現在のサービスの相場と、2008年度のCEA調査を元にしたRoHS準拠のための過去のコストに基づいている。これに関連して意見提出者は、影響を受ける年収10億ドルの発行人の典型的な初期コストの見積もりを提示している。まず環境コンサルティング企業

---

765 環境コンサルティング企業の意見提出者は、大学グループの意見提出者が最上位サプライヤーは 86 万 66 社あると推定したことを指摘している。しかし、全米家電協会（「CEA」）が 2008 年に行った RoHS に関する調査では、エレクトロニクスのサプライヤーは全部でわずか 9 万社だった。この点について環境コンサルティング企業は、紛争鉱物の情報開示が要求されるのは確かにエレクトロニクス業界の発行人だけではないが、「影響を受ける最上位のサプライヤーの総数が 10 万社を超えるというのは、確認された情報に基づいてみると現実的ではないように思われる」と指摘している。同時に環境コンサルティング企業は、最上位のサプライヤーは紛争鉱物を含む製品や機器を提供していない場合も多く紛争鉱物を含む製品や機器は彼らのビジネスのほんの一部しか表していないことになる、と述べている。

766 環境コンサルティング企業の意見提出者は、CEA の調査により RoHS のために情報技術システムを変更する場合の平均コストが企業あたり 12 万ドルであると判明したことを指摘し、紛争鉱物の準拠のための最も高価なソフトウェアは 4 万ドルであり、これは紛争鉱物の準拠ソフトウェアのメーカーと相談して紛争鉱物の準拠のための最も高価なソフトウェアを初年度 4 万ドルに決めたためであることを明らかにした。

767 しかし環境コンサルティング企業の意見提出者は 2 通目の書簡で、第三者機関の監査のコストの見積もりについてはよく分からなかったと認めた。Claigan Environmental Inc.からの書簡（2011 年 12 月 1 日）（「Claigan II」）を参照。

768 Claigan I からの書簡を参照。

769 同文献。

は、最初の意見書において、年収10億ドルの典型的な影響を受ける発行人の準拠コストはおよそ31万5,000ドルであるという結論を導き出した。[770]

次の意見書で環境コンサルティング企業はコスト見積もりを下げた。[771] 最初のレターで発行人あたり31万5,000ドルと見積もったが、「現在の企業の実現戦略をよりよく反映している企業の予算と支出に関する最新情報」により、発行人1社あたりの準拠コストを21万3,000ドル近くに下げた。[772] さらに別のレターでは、コスト見積もりを発行人1社あたりおよそ6万4,673ドルにまで下げた。[773]

v. その他の具体的なコメント

意見提出者の一つである環境調査企業は、上記の具体的なコスト見積もりの一部を取り上げ、影響を受ける可能性のある発行人にインタビューを行って収集したコスト見積もりについて論じた。[774] この意見提出者は、Global Witnessの支援を受け、年収が5億ドルから

---

[770] 環境コンサルティング企業の意見提出者は、1 年あたり 31 万 5,000 ドルというコストは発行人の収入のおよそ 0.03%に等しいと指摘したが、一定の変化に基づき、コスト幅は収入の 0.02%から 0.05%の間なる可能性があることを論じた。同文献。さらに意見提出者は、年収 10 億ドルの企業が RoHS に準拠するための平均的な初期コストは、年収の 0.8%に近いことを述べた。しかし意見提出者は RoHS のためのデータ収集およびソフトウェアのコストは RoHS 準拠のための初期コストのおよそ 0.08%であり、これは自ら見積もった金額の 0.03%と同じ「同じ規模」であると言えると指摘した。意見提出者は、このコスト予想が「わずかに低い」のは RoHS に比べて紛争鉱物のためのパッケージソフトが安価であることが理由であり、紛争鉱物の場合は RoHS のようにデータ収集コストはかからず、すべての部品のためにデータを集め、準拠している部品に新しい部品番号を作る必要はないと述べた。また意見提出者の指摘によると、紛争鉱物の原産が確定できないため、または我々の規則により紛争鉱物を再生利用もしくはスクラップ起源とすることが免除されないために、最終規則により発行人が現在の紛争鉱物の在庫品を処分することになった場合、準拠コストは収入の 0.5%近くになるだろう。[770] 最終的に、意見提出者は準拠のためのこの初期コストは、年収が 10 倍（100 億ドル）の発行人は係数 2.5 によって増加し、年収が 10%（1 億）の発行人は係数 2.5 によって減少すると見られると主張した。同文献。

[771] Claigan II からの書簡を参照。

[772] 同文献。

[773] Claigan III からの書簡を参照。この書簡の中で環境コンサルティング企業の意見提出者は、影響を受ける発行人の数を規模とそれに基づく 1 社あたりのコストによって分類した。意見提出者は、影響を受ける発行人 6,000 社の総コストは 3 億 8,765 万ドルとなり、発行人 1 社あたり 6 万 4,608 ドルになるだろうと判断した。しかし我々は影響を受ける発行人が 5,994 社あると推定しているため、3 億 8,765 万ドルを 5,994 社でわって 1 社あたり 6 万 4,673 ドルとしている。Assent Compliance からの書簡（2011 年 12 月 19 日）（「Assent」）（1502 条実施のために発行人が負担するソフトウェアのコストについて論じている。この内容は Claigan III からの書簡では全体のコスト試算の部分に含まれている）も併せて参照。さらに環境コンサルティング企業の意見提出者は追加の意見書を提出し、その中でコスト見積もりは変更していないが、自ら提出したコスト見積もりと、製造業団体および大学グループの意見提出者が提出した以前のコスト見積もりの違いを詳しく述べている。Claigan IV からの書簡を参照。

[774] Green II からの書簡を参照。書簡の最後に意見提出者が自社について「クリーンテクノロジー、代替エネルギーおよび企業の持続可能性に焦点を当てた研究、アドバイスおよびコンサル

1,200億ドルにわたる様々な規模の20社を超えるグローバル企業の幹部にインタビューを行って研究を行った。インタビューを行った企業にはエレクトロニクス機器、コンピュータ、消費者医療、自動車および小売業などの企業が含まれている。さらに、この意見提出者は企業団体、コンサルティング企業、ソフトウェアプロバイダーにもインタビューを行った。

このインタビューを基にこの意見提出者は、条項に準拠するためのコストは「企業のサプライチェーンのサイズと複雑さに応じて幅広く異なるが、すべての企業サイズで管理可能である」と気付いた。[775] この点において、意見提出者はさらに、紛争鉱物の法的条項およびそれが企業に及ぼす影響についてよく了解している幹部ほど、準拠コストを管理可能であると見なしていると気付いた。この意見提出者が述べるには、年収500億ドルの大企業は1回のコストとして50万ドルから200万ドルにまでかかるが、充分に開発された信頼できる部品調達システムを持つ企業はたったの半分のコストしか必要としない場合がある。またこの意見提出者は、多くの小企業は「時間と共にコストを下げ、初年度の常勤労働者より少ないコストで義務に対応できるようにするべきである」と気付いた。[776]

他の意見提出者による上記のコスト見積もりに関して、この意見提出者は、製造業団体のコスト見積もりは「大半の企業について、特に年々更新されるITシステムのコストが著しく高すぎる」と述べている。[777] 同時にこの意見提出者は、電子相互接続業界のコスト見積もりについて、見積もりにエレクトロニクス製造サービス企業が含まれているため多く見積もりすぎていると指摘し、この業界は「非常に大規模な企業で構成されており」、「恐らくそれが平均的なコスト見積もりが高いことの理由である」と述べている。[778] さらにこの意見提出者は、環境コンサルティング企業の意見書について、「「環境コンサルティング企業の意見提出者」の見積もりに見られるコストの相対量は、「環境調査企業の意見提出者」がインタビューの中で気付いた内容と同様である。サプライチェーンのパートナーから信頼できるデータを集める取り組みは、必要なシステム変更に比べて初めにコストがかかる可能性が高い」と指摘している。[779]

対象国でデュー・ディリジェンス「bag-and-tag」モニタリングシステムの構築を試みている別の意見提出者は、このシステムの現場でのセットアップおよび実施だけのために地方政府および業界全体が負担する総コストは、初年度で5,200万ドルになると主張している。[780]

ティングを行う企業」と記述している。

775 同文献を参照。

776 同文献を参照。

777 同文献を参照。

778 同文献を参照。

779 同文献を参照。

780 ITRI II からの書簡を参照。

この意見提出者は、この5,200万ドルという見積もりは、提案書の中で鉱石原産国証明計画を立ち上げるコストとして我々が見積もった800万～1,000万ドルという金額よりはるかに高額であると指摘している。同様に、別の意見提出者はbag-and-tag計画を運営する機関のための2011年2月5カ年計画を提示した。[781] その意見提出者は、5カ年計画に従うと「公明正大に区別された鉱石のコストは、税を含めて世界市場価格より低い」と指摘している。[782] また、提出された文書によると、コンゴ東部およびルワンダにおけるbag-and-tag計画の資金需要は、10%の不確実性を含め、2011年から2015年にかけておよそ3,897万1,000ドルになるだろう。

またこの意見提出者は、対象国と貿易を続ける貿易会社、運送会社、および精鉱処理施設は、管理および監査のレベルが上がり「仕事量が増加する」のに対応してさらにコストを負担するだろうと述べており、その額は、貿易会社、運送会社および精鉱処理施設1社につき「およそ年間10万ドルに上る」としている。[783] 対象国からの鉱石の取引を停止している貿易会社、運送会社および精鉱処理施設のコストは減少するが、「それでも多額」である。この意見提出者の指摘によると、これらの企業のコストは恐らく1人年の半分だが、それは企業あたり年間およそ5万ドルになる。さらにこの意見提出者の指摘によると、製錬業者および加工施設は6ヶ月おきまたは1年おきに独立監査を行うよう求められており、これらの製錬所および加工施設にかかるコストは1度の監査ごとにおよそ6万ドルに上る。最終的に意見提出者は、「国際的なサプライチェーンにおいて新たに課される監査義務とますます負担が増える文書化のコスト合計は、1年で合計700万ドルにも上る」と述べている。

少数の意見提出者が、その他の具体性に乏しいコスト見積もりを提示している。ある意見提出者は、提案された規則を実施するためにはサプライヤーとの共業時間が初年度で1,400時間必要となり、提案された規則に準拠するにはその後さらに毎年700時間が必要になると述べている。[784] この意見提出者は、研究すべき450種類の異なる材料を使ってこの数値を計算したが、材料ごとに3時間が必要になると見積もり、全体時間のおよそ1,400時間と一致した。[785] 意見提出者は、この見積もりは「必要な報告書を書いたり監査人と作業をしたりするために必要な日数を考慮に入れていない」と述べている。規則に準拠するために必要な時間数を見積もっているが、見積もった時間数に関係するコストを開示していない。しかしこの意見提出者は、「これは比較的小企業についての見積もりであり、こうしたコストは経済全体では何倍にも増えるだろう」と指摘している。

---

781 代表者 Jim McDermott 氏（2011 年 10 月 12 日）（「Rep. McDermott」）（iTSCi、国際錫研究所の錫サプライチェーンイニシアチブが 2011 年 2 月に記載した 5 カ年計画）。

782 同文献。

783 ITRI II からの書簡を参照。

784 IriQuint I からの書簡を参照。

785 同文献。意見提出者は、翌年の見積もり 700 時間に関する計算については同様の説明をしていない。

別の意見提出者は、「記録管理プロセスの構築、スタッフの配置、およびサプライチェーン全体の関係性識別のための初期コストは、毎年継続的に行っているスタッフの配置および認証のコストのおよそ「4倍」かかる」と指摘している。[786] さらにこの意見提出者は、「これらの記録を「5年間または10年間」追跡および保管するソフトウェアを導入すると、さらに認証のための年間コストの「2倍」かかる可能性がある」と主張する。[787] 結局この意見提出者は見積もりに関する実際のコストを公開していないが、提案された規則に準拠するには、1年間だけでも「非常に高いコストがかかる」としている。

別の意見提出者は、サプライチェーンへの流入を追跡する既存のシステムを持っている発行人にとっても、法律実施のために提案された規則のコストは高いと述べている。理由は、そうした発行人は既存のシステムに機能を追加し、サプライヤーに対して新たなトレーニングを行い、既存の情報技術システムを改訂しなければならないからである。[788] 少数の意見提出者がAppleのサプライヤーの責任に関する2011年度経過報告を挙げている。[789] ある意見提出者が述べるとおり、Appleは全レベルの補給基地における抽出物を調査し、サプライチェーンを製錬業者のレベルまでマッピングすることによって、どのサプライヤーがタンタル、錫、タングステンまたは金を使用しているか、そしてそれらの金属をどこから受け取っているかを把握している。[790] したがってAppleは、自社が全部で142社の紛争鉱物サプライヤーを有していると判断している。[791] 一部の意見提出者は、提案された規則のコストは、発行人が小さくなればなるほど不均衡に高くなる可能性があると主張している。[792] 別の意見提出者は、提案書が非発行人のコストを考慮していないとし、これは重大な問題であると主張している。[793]

また他の意見提出者は、監査の見積価格2万5,000ドルは、要求される監査のコストとしては適正でないと主張している。[794] ある意見提出者は、「独立監査のコスト2万5,000ドルは、上流のサプライチェーンあるいは製錬所の監査のいずれで要求される監査のコストでもな

---

786 Teggeman からの書簡を参照。

787 同文献を参照。

788 Ford からの書簡を参照。

789 Enough Project I からの書簡（Apple のサプライヤーの責任に関する 2011 年度経過報告 http://images.apple.com/supplierresponsibility/pdf/Apple_SR_2011_Progress_Report.pdf）、Enough Project IV および Fafo http://images.apple.com/supplierresponsibility/pdf/Apple_SR_2011_Progress_Report.pdf を参照。

790 Enough Project I からの書簡を参照。

791 Enough Project IV からの書簡および Fafo を参照。

792 Howland からの書簡を参照。

793 NAM I および WGC II からの書簡を参照。

794 CITA、ITRI I および KPMG からの書簡を参照。

い」と指摘している。[795] 別の意見提出者は、我々が提案書の中で「紛争鉱物報告書の独立民間部門監査の範囲を指定していない」と述べ、2万5,000ドルという見積もりは、発行人の紛争鉱物報告書が自社で行うデュー・ディリジェンスを正確に記述しているか否かについての監査のみに対応すると述べている。[796] しかしこの意見提出者によると、このコスト見積もりは最終規則で概説される監査範囲によってははるかに高額になる可能性もある。提案書における監査の範囲と目的に関する我々の主張は明確でないが、見積もりは「業界全体のデュー・ディリジェンス・プロセスを信頼し、自社の使う紛争鉱物はコンゴ原産ではないと結論づけられる企業によって決まると思われる」と別の意見提出者は指摘している。[797] この意見提出者は、そのような業界全体のデュー・ディリジェンスのプロセスが整っていると思わないと述べている。

C. 委員会の自由裁量によるメリットおよびコスト

セクションIIで詳細に述べたとおり、我々は言語および議会が可決した法律の意図には忠実なまま、受け取ったコメントに対応するために提案書の規則を改定した。上記に述べた法律的なメリットおよびコストに加え、法的な要求の実施において自由裁量権を行使した結果として、発行人と紛争鉱物情報の利用者には数々のメリットとコストが生じるだろう。法律実施に際し行った非常に重要な選択と、関連するメリットおよびコストについて以下に論ずる。選択の効果について委員会が利用できる信頼性の高い経験的証拠はなく、意見提出者も我々にとって充分な情報を提供していないため、以下に述べるそれぞれの決定の影響を正確に定量化することはできない。したがってこのセクションでは、我々の自由裁量による個別の選択のコストおよびメリットについての議論は定性的である。後半で、法律実施のあらゆる面を含む最終規則のコストおよびメリット全体について定量的な分析を行う。

1. 合理的な原産国調査

紛争鉱物の法的条項により、対象国「原産」の紛争鉱物を使用している発行人は紛争鉱物報告書を提出する必要がある。[798] しかしこの条項は、使用している紛争鉱物が対象国原産であるかどうかを発行人が判断する方法については規定していない。条項が述べているのはただ、対象国原産の紛争鉱物を使っている発行人は何よりもまず、紛争鉱物の原産および加工流通過程を判断するために発行人が執った手段について記載してある報告書を提出しなければならないことである。

---

795 IITRI I からの書簡を参照。

796 CITA からの書簡を参照。

797 KPMG からの書簡を参照。

798 証取法 13(p)(1)(A)条。

我々は、証券取引法1502条の対象となる発行人が使用している紛争鉱物について、対象国原産かそれとも再生利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断するために合理的に計画された誠実な「合理的な原産国調査」を行うことを要求する最終規則の中で、自由裁量権を行使した。我々は「合理的な原産国調査」の内容については指定していない。発行人が状況に最も適した合理的な原産国調査基準を柔軟に使えるようにすることで、計画基準よりむしろ実施基準を設けるよう決定したが、これが発行人のメリットになると我々は考えている。

最終規則では、合理的な原産国調査の内容は規定していないが、紛争鉱物が対象国原産か、それとも再生利用品もしくはスクラップ起源であるかを判断するために、発行人が合理的に計画された誠実な調査を行うことを要求している。提案書では発行人が調査を合理的に計画し誠実に実行しなければならないと明確に述べられている訳ではないが、これは提案書が変更したのではなく、提案書の意図が明確化されたものと我々は考えている。このように提案書の内容を明確にすることで、合理的な原産国調査の成功に必要とされることを発行人に詳しく説明し、規則への準拠を簡易化できると我々は考えている。しかし合理的に計画し誠実に実行すること以外に、最終規則は発行人に対し、紛争鉱物が対象国原産かそれとも再生利用品もしくはスクラップ起源であるかの確証を得るための緻密な調査の実施を要求しない。この点は適切であると我々は考えている。その理由は、発行人は紛争鉱物の法的条項に基づき、紛争鉱物報告書を提出する必要があるかどうかを知るために紛争鉱物が対象国原産かどうかを確認する必要があるためである。したがって、何らかの調査は必須なのである。

我々は、紛争鉱物が対象国原産か、もしくは再生利用品もしくはスクラップ起源であるかを判断するデュー・ディリジェンスを実行するよう発行人に要求することもできた。また、各鉱石が対象国原産の確証を得るために発行人に求められる緻密な調査を要求することもできた。しかしこのような調査は合理的な案である一方、より多くのコストがかかるため、我々はこうした手法が必要とは考えていない。そうではなく、合理的な原産国調査基準を設定すれば、発行人が必要な判断をし、しかもコスト効率のよい方法で判断できる明確な方法を提示できると我々は考える。合理的な原産国調査はOECDガイダンスにおけるサプライヤー契約のアプローチに共通するが、発行人はサプライヤーと協業するために幅

広いツールおよび手法を使う。[799] 調査の結果、デュー・ディリジェンスが実行されるかどうかが決まる。これは、OECDガイダンスで概説される次の作業（デュー・ディリジェンス）が必要かどうかを決定するために、ガイダンスに基づいて発行人が行う最初のステップである。紛争鉱物の法的条項ではデュー・ディリジェンスが特に熟慮されているが、その対応は調査に勝っている。さらに次のステップとして、発行人は鉱石の原産地および加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実施するために行う手段を記述するよう要求されるため、関連情報の真実性または正確性が確立する。紛争鉱物の法的条項では、デュー・ディリジェンスは以下に述べる監査を含むことが特に指摘されている。

我々の認識では、合理的な原産国へのアプローチは様々で、一部の発行人は厳密さに欠ける調査を行い、一部の発行人は厳密すぎる調査を行っている。調査が厳密さに欠けると、発行人が紛争鉱物報告書を提出する必要がないという誤った判断をする結果になり、発行人の紛争鉱物使用に関する開示の有効性が減少する。一方調査が厳密すぎると、発行人が負担するコストが高くなる。しかし、発行人が実施した特定の合理的な原産国調査に関して一定の開示を行う必要性があれば、厳密性を欠く調査に関する懸念は軽減すると考えられる。同様に、発行人は紛争鉱物が対象国原産かどうかを判断するために合理的に計画された調査だけを行いさえすればよいというガイダンスがあれば、厳密すぎる調査への懸念は軽減する。全体として、発行人の準拠費用を軽減するというメリットにより、我々の選択した「合理的な原産国へのアプローチ」は合理的なものになる。

同時に、提案を変更したことにより最終規則は、紛争鉱物の原産地および加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスと紛争鉱物報告書が必要かどうかについて、発行人が合理的な原産国調査に基づいて判断するために別の基準を構築する。発行人が紛争鉱物は対象国原産でない、もしくは再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断できない場合、提案された規則は、発行人が合理的な原産国調査に基づいてデュー・ディリジェンスを実行し、紛争鉱物報告書を提出することを要求する。提案では、発行人が紛争鉱物は対象国原産ではないと証明できた場合でも、紛争鉱物報告書の提出が免除されるだけである。こうしたアプローチは、恐らく法的条項の目的達成に必要な内容以上の負担となるだろう。

しかし最終規則によると、必要な紛争鉱物が対象国原産であり、再生利用品もしくはス

---

[799] 2012 年 6 月、OECD は OECD ガイダンス実施に関する報告書を発行した。『OECD　紛争地域および高リスク地域で採掘された鉱石の責任あるサプライチェーンのために下流部門で実施する OECD デュー・ディリジェンスのガイダンス　錫、タンタルおよびタングステンに関する補遺のサイクル 2 臨時進捗報告書　最終稿』を参照。（2012 年 6 月）以下のサイトで閲覧可能。

http://www.oecd.org/investment/guidelinesformultinationalenterprises/Downstream%20cycle%202%20report%20-%20Edited%20Final%20-%201%20June.pdf

この補足ガイダンスには、紛争鉱物の使用に関するサプライヤーおよび顧客へのサンプルの書簡が含まれている。

クラップ起源でないと発行人が了解している場合、またはそうであると信じる理由がある場合に、紛争鉱物の原産および加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実施する必要があり、紛争鉱物報告書を提出しなければならない場合もある。この新しいアプローチでは、発行人はデュー・ディリジェンスの実施を避けるために対象国原産でないことを証明する必要はないが、対象国原産かもしれない、または再生利用品もしくはスクラップ起源でないかもしれないと合理的に指摘する警告や状況を無視することもできない。このアプローチは最終規則の総コストを減らすと思われる。発行人が合理的な原産国調査を行った後、紛争鉱物は対象国原産でない、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断できないが、対象国原産である、または再生利用品もしくはスクラップ起源でないと信じる理由もない場合、デュー・ディリジェンスの実施、監査、紛争鉱物報告書の準備および提出をすることなく規則に完全に準拠できることが可能だからである。

我々の認識では、合理的な原産国調査を実施した後、必要な紛争鉱物が対象国原産であり、再生利用品もしくはスクラップ起源でないと信じる理由がある場合に紛争鉱物報告書を要求されるケースは、鉱石が対象国原産であると確信した場合にのみ報告書が必要となるケースに比べて多くのコストがかかる。しかし既に述べたように、こうしたアプローチは法律が意図するメリットを得るためには必要である。さらに、発行人が必要な紛争鉱物が対象国原産でないと確実に判断しない限り、紛争鉱物報告書の提出が求められるというもっとコストのかかるアプローチに比べるとこのアプローチは適切なバランスを取っている。

発行人が紛争鉱物の原産国および加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実施し、紛争鉱物報告書を提出しなければならない場合、このアプローチでは最終規則のコストが増える可能性がある。一部の発行人は、鉱石が対象国原産ではないと確信するために、基準を満たすのに必要以上の資産を費やす場合がある。その一方で、充分に資産を費やさず、調査が不充分に終わる発行人もある。しかしこのアプローチ全体を行った結果デュー・ディリジェンスを実施し紛争鉱物報告書を提出する発行人は減るだろうと我々は予想している。なぜなら、合理的な原産国調査の後であっても紛争鉱物が対象国原産ではない、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると確実に判断はできないため、紛争鉱物が対象国原産であり、再生利用品もしくはスクラップ起源でないと信じる理由がないからである。以上のような状況から、このような発行人はデュー・ディリジェンスを実施し紛争鉱物報告書を提出する必要がないため、これらの発行人のコストは減るだろう。

さらに提案からの変更点として、合理的な原産国調査の後、紛争鉱物が対象国原産ではない、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断した発行人、あるいは紛争鉱物が対象国原産である、または再生利用品もしくはスクラップ起源でないと信じる理由がない発行人に対して、最終規則は調査結果の概要を提出するよう要求する。提案は、発行人に合理的な原産国調査と調査に基づいた判断を開示するよう要求した。そうした記述を要求しないほかの代案と比べ、この要求では発行人の開示コストが増加する。しかし、

こうした開示により情報利用者は発行人の合理的な原産国調査の計画およびその計画の実行への取り組みをより徹底的に評価できるだろう。その情報のおかげで関係者は発行人の取り組みの合理性について自身の見解をまとめ、数年にわたって取り組みを追跡することができる。これらのデータに基づき、関係者は必要と感じた場合に個々の発行人に対して異なるプロセスを進めることができ、その結果として、我々が可決しようとしている実績ベースのアプローチの潜在的なメリットを最大限に活かすことができる。

加えて我々は提案から最終規則を改定し、合理的な原産国調査の後紛争鉱物は対象国原産でないと判断した発行人は、5年間再検討可能な記録を取ることを要求されないとした。この決定は発行人に記録保管コストをかけないため、発行人に柔軟性を与え、準拠コストを削減することによって発行人にはメリットとなり、法律を実施する他の方法と比べ全体のコストを削減できると考える。

2. 専用開示報告書における情報

我々は提案から最終規則を改定し、紛争鉱物報告書を提出しなければならない発行人は、個別の「紛争鉱物開示」の見出しのもと専用開示報告書の中で紛争鉱物報告書の提出理由を開示する必要がないとした。同様に、監査報告書および監査証明書は既に紛争鉱物報告書の一部であり、混乱の元になる場合があるので不要とし、最終規則は発行人に監査報告書または証明書を提供したことを専用開示報告書で開示することを要求しない。その代わり発行人は、専用開示報告書への添付書類または紛争鉱物報告書が公開されているウェブサイトへのリンクとして、紛争鉱物報告書を公開しさえすればよい。専用開示報告書で多くを開示するよう求めないことにより、こうした決定は発行人にとってメリットになり、法律を実施する他の方法と比べコストを削減できると考える。しかし、提案により専用開示報告書での開示が求められる情報は紛争鉱物報告書で既に提示されており、Form SDへの添付書類として提出するよう求められているため、我々はこのような決定が最終規則により到達されるメリットを減少するとは思わない。

3. 「DRC紛争判定不能」の判断

発行人が紛争鉱物報告書を提出するよう求められ、紛争鉱物が対象国原産でないと判断できない場合、または対象国原産あるいはその可能性がある紛争鉱物が直接または間接的に対象国の武装集団に利益や資金を提供していないと判断できない場合、最終規則は発行人に彼らの製品を「DRC紛争判定不能」と記述することを一時的に許可している。「DRC紛争判定不能」の製品を持つ発行人は、紛争鉱物の原産地および加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスの実施と、紛争鉱物報告書の提出が求められる。紛争鉱物報告書にはデュー・ディリジェンスについて記載し、わかれば紛争鉱物の原産国と紛争鉱物の加工に使用した施設、そして鉱山または原産地をできる限り正確に特定する取り組みについても記載する。また、このような発行人はこれらの紛争鉱物を含む製品について「DRCコ

ンフリクト・フリー」であると判明していない、と記述するのではなく、「DRC紛争判定不能」として記述するよう求められる。しかしそのような紛争鉱物を使っている発行人は、紛争鉱物報告書の独立民間部門監査を受ける必要はない。この報告書による代替案は一時的なものであり、すべての発行人の場合最終規則の有効日から2サイクル、つまり専用開示報告書を提出する2013年および2014年、そして報告義務のある小企業の場合最終規則の有効日から4サイクル、つまり専用開示報告書を提出する2013年から2016年の間のみ適用される。この期間が過ぎると、紛争鉱物が対象国原産ではないと判断できない発行人や、対象国原産あるいはその可能性がある紛争鉱物が直接または間接的に対象国の武装集団に利益や資金を提供していないと判断できない発行人は、これらの鉱石を含む製品を「DRCコンフリクト・フリー」であると判明していない、と記述し、紛争鉱物報告書の独立民間部門監査を行う必要がある。

こうした一時的な規定は、規則の初期コストを下げるというメリットがある。その理由の一つは監査が必要とされないため、そしてもう一つは、製品が「DRCコンフリクト・フリー」であると判明していないと公開すると発行人は悪影響を受けるかもしれないが、紛争鉱物に関するデュー・ディリジェンスを実施し武装集団との関係が見つからなかったと公開できる発行人にとって、この影響は恐らく重大ではないためである。未解決のまま終わるデュー・ディリジェンスの計画の監査を行っても意味のあるメリットと思えないため、この一時的な期間の間は紛争鉱物報告書の独立民間部門監査を要求しないということは、適切であると考える。また、サプライチェーン追跡メカニズムの開発段階を考慮すると、我々は開示要求を短期間で準備できるかどうかという懸念がある。我々は、業界団体が十分な時間を取ってより包括的な追跡システムを開発できるよう、この一時的な規定を可決した。包括的な追跡システムを開発し使用すると、重複を削減し、スケールメリットを活かすことでデュー・ディリジェンスの功績は上がり、法律への準拠コストは下がるだろう。2年という期間は、多くの意見提出者が対象国におけるトレーサビリティ・システムの構築に必要と述べている期間に近いため、結論のはっきりしない発行人にとって適切な長さであると我々は考える。[800] また小企業は最終規則を実施するための資源が少なく、特定の紛争鉱物の原産地に関する詳細の情報を入手する行動力も不足しているため、結論がはっきりしないが報告する義務のある小企業にとっての4年という期間も適切であると考える。[801]

デュー・ディリジェンス実施後、紛争鉱物が対象国原産でないと判断できない発行人、または対象国原産の紛争鉱物が直接または間接的に対象国の武装集団に利益や資金を提供

---

[800] AdvaMed I、FEC I、JVC 他 II、Plexus、Verizon、および WilmerHale からの書簡を参照。

[801] 大学グループの意見提出者の分析に基づいて推定すると、委員会が大学グループおよび製造業団体の意見提出者による監査コストの見積もりを利用し、自由裁量において決定すると、適用される一時的な期間の各年につき、小規模発行人の準拠の初期コストはおよそ 2 万 5,000 ドル削減され、大規模企業はおよそ 10 万ドル削減されるだろう。大学グループおよび製造業団体の意見提出者による監査コストの見積もりは、我々も利用する。

していないと判断できない発行人、あるいはデュー・ディリジェンス実施後、紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断できない発行人は、紛争鉱物報告書を提出するよう求められる。報告書には何より実施したデュー・ディリジェンスについて記載し、さらにデュー・ディリジェンスを改善する取り組みを含め、最新の紛争鉱物報告書の対象期間終了以降に、必要な紛争鉱物が武装集団に利益を提供するリスクを軽減するために行った、または行う予定の取り組みがあれば記載する。移行期間の後、こうした発行人は該当する鉱物に関して紛争鉱物報告書の独立民間部門監査を受けるよう求められるが、この監査は発行人のコストを増加させる。ある意見提出者は、「1502条は、（適切な調査の後）紛争鉱石の原産地を判断できない発行人に対し紛争鉱物報告書の提出を要求していない」と論じている。[802] 上述のとおり、法律内容をよりよく反映するプロセスは以下のとおりであると考える。

- 合理的な原産国調査の後、必要な紛争鉱物が対象国原産であり、再生利用品もしくはスクラップ起源でないと信じる理由がある発行人は、全国的または国際的に認められた枠組みに則って、該当する紛争鉱物の原産および流津・加工の管理に関するデュー・ディリジェンスを実施しなければならない。そして
- デュー・ディリジェンスの後、このような発行人が紛争鉱物は対象国原産ではないと判断できない場合、そして再生利用品もしくはスクラップ起源であるという判断もできない場合、紛争鉱物報告書を提出する必要がある。

このアプローチは準拠コストを増加させるが、一方で意見提出者が提案している読み替えは法律の目的に一致しているとは思わない。しかし、「DRC紛争判定不能」の製品に関する最終規則の一時的な規定は、移行期間中の準拠コストを下げるために計画されている。

4. 「製造委託契約」

上記で論じたとおり、最終規則は製品の製造委託契約を結ぶ発行人に適用される。この要求は、我々が法律の内容を理解し、法律の文章を読んでいることを踏まえ、我々の法律解釈に基づいている。このアプローチは、特に製品の製造委託契約を結ぶ一部の発行人の準拠コストおよび負担全体に影響すると我々は認識している。しかし我々は、最終規則において「製造委託契約」という用語を定義せず、自社の現実や状況に基づいて報告義務が生じる紛争鉱物が製品に含まれているかを発行人に判断させることにより、こうしたコストを軽減しようとしてきた。

この用語を定義するというアプローチと比較すると、この用語を定義しないという我々の決断は、発行人に個々の状況に最も適した定義を使用できる柔軟性を与えている。定義が非常に広いため、こうした柔軟性により発行人の準拠コストが下がる可能性がある。しかし、この言葉を定義しないという我々の決断により、この言葉がどのように実施される

802 Cleary Gottlieb からの書簡を参照。

のか不確実性が増し、一部の発行人ではコストが増える場合もあるとも認識している。たとえば言葉を定義せず不確実なままにしたことにより、一部の発行人が、言葉を定義した場合より広範囲にわたる方法で定義を解釈するようになり、その結果必要以上に高い準拠コストを負担することになる可能性がある。この点において一部の発行人は、確実に規則に準拠するために、この言葉が定義された場合よりも社内外のコストを多く使うよう決断し、準拠コストが増える場合もある。一部の発行人が紛争鉱物を含む製品についての判断および報告においてあまり正確でない場合、明確な定義がないためにメリットが縮小する結果を招くこともあり、こうした発行人の情報開示の有効性が減少することになる。しかし全体として、柔軟性によるメリットはコスト増加の可能性に勝ると我々は考えている。

提案の中で我々は、製品そのものを製造しないけれど、製品の製造に「何らかの」影響を与えている発行人は、その製品を製造する契約を結んでいると考えるべきであるとする見解を述べている。また、自社のブランド名または独立したブランド名でノーブランド製品を提供している発行人は、その発行人が自社専用に製品の製造を依頼している限り、その製品を製造する契約を結んでいると考えるべきであるとする見解も述べている。提案書の中で述べているとおり、こうした発行人は製品の製造に必然的に影響を与えるため、製品製造の契約を結んでいると考えるべきであると信じてきた。しかし意見提出者達から、提案書で説明しているこうした管理水準は「広範囲にわたり」かつ「わかりにくい」ため、こうした発行人に「重大」で「非現実的」かつ「コストのかかる」負担を課すことになると説得されている。[803] したがって我々は、発行人が製品製造の契約を結んでいるかどうかは、どの製品にも含まれる材料、部品、原料または機器において与える影響の度合いに応じ、実例と共に判断するというガイドを提示している。このガイドにより一部の発行人にとっては柔軟性が減少するかもしれないが、また一部の発行人にとっては確実性が上がるだろうと考えている。

5. 全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組み（金を含む）

証券取引法13(p)(1)(A)(i)条は発行人にデュー・ディリジェンスを実行するために行った手段の記述を要求するが、この条項はデュー・ディリジェンスを要求するとは指示していない。最終規則は、発行人が紛争鉱物報告書において全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みを使うことを要求しているが、これにより情報開示の準備がある程度標準化される結果となり、監査に集中することで監査コストを削減できるかもしれない。発行人が同じデュー・ディリジェンスの枠組みを使う傾向にあれば、この標準化によって紛争鉱物報告書を簡単に比較でき、発行人間で情報を比較するためのコストを削減できるため、情報利用者にとってはメリットとなるだろう。

---

[803] ABA、AT&T、Corporate Secretaries I、Davis Polk、および Verizon からの書簡を参照。NRF I からの書簡（我々の提案したアプローチは「厳格」と述べている）も参照。

同時に、全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みを要求することにより、我々は監査の明確な目的が提示できる。具体的には、デュー・ディリジェンスを実施における発行人の計画が全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みで説明された基準と一致しているかどうか、そしてデュー・ディリジェンスの手段に関する発行人の記述が発行人の取り組んだデュー・ディリジェンスのプロセスに一致しているか、といった点である。以下に論ずるとおり、発行人によるデュー・ディリジェンスの枠組みの計画に基づいて監査の目的を明確化すると、特別な枠組みを要求しない規則に比べ監査コストを下げることができる。理由は、実行しなければならない監査範囲に集中し、監査の時間とコストを抑えられるからである。

さらに最終規則は、発行人のデュー・ディリジェンスについて、正当な法的手順に則った団体が定める全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みに従うこと（これにはパブリックコメントのために枠組みを広範囲に拡大することも含まれる）、そしてGAOが定めるGAGASの基準に一致することを要求している。この要求により、報告書の信頼性および有効性が高まる。同時に、全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みを順守することにより、発行人は自社のデュー・ディリジェンスのプロセスが信頼性のあるプロセスであり、審査を通過できるという確信が持てるようになるだろう。しかしこの要求により、紛争鉱物の原産地および加工・流通過程を判断する上での発行人の柔軟性は制限されることにもなる。定められた要求が、発行人が充分なデュー・ディリジェンスと考える内容よりも重荷となる場合、発行人自身の現実および状況に基づいたデュー・ディリジェンスを実施するのに比べ、より多くのコストがかかる可能性がある。

6. 監査および監査認定の責任

証券取引法13(p)(1)(A)(i)条は、GAOが定める基準に準じて独立民間部門監査を行うよう要求する。証券取引法13(p)(1)(B)条は、発行人は監査を認定し、認定された鑑査はデュー・ディリジェンスの重要な要素でなければならないと述べている。[804] 最終規則では、発行人が独

---

[804] 別の箇所でも述べているとおり、GAO のスタッフは我々のスタッフに対して、GAO は独立民間部門監査のための基準を発行するつもりはなく、これらの監査には GAGAS の業務監査または監査証明契約基準が使えると示している。米国政府説明責任局の GAO-12-331G、政府監査基準 2011 年度改訂版（2011 年 12 月）を参照。以下のサイトで閲覧可能。

http://www.gao.gov/assets/590/587281.pdf

したがって、独立民間部門監査を実施するには、GAGAS の業務監査および監査証明契約基準で要求されるとおり、監査が一定の品質管理手順および相互評価に準拠している必要がある。GAGAS 監査証明契約基準は 3.75 章において、監査人は「公認会計事務所または政府監査機関で働いている公認会計士であること、あるいは公認会計士以外の有資格会計士を識別する他階級免許制度のある州の有資格会計士であること」を要求している。GAGAS 監査承認契約基準と異なり、GAGAS の業務監査基準では、監査人が GAGAS に基づく適切な資格条件に準拠していれ

立民間部門監査を受けたという紛争鉱物報告書の記述があれば発行人の鑑査が認定されたことになる。このことは、発行人に勤務者に紛争鉱物報告書の情報または鑑査の責任を負わせないため、発行人にとってメリットとなるだろう。加えて、監査報告書は参照に組み込まれず、証券取引法の提出書類に含まれるため、最終規則は監査人に監査に関する専門家としての責任を負うことを要求しない。したがって、独立民間部門監査のための市場の競争状態に応じて、こうした責任を負わせなければ監査費用を抑える結果となり、紛争鉱物報告書を提出する企業の法律準拠コストの削減につながる。しかし、役人の署名した認定を要求せず、監査人に専門家としての責任を負わせないために発行人が認定にあまり注意を払わなくなり、監査人が綿密でない監査を行う結果となった場合、規則のメリットは減少する可能性がある。

7. 監査目的

最終規則は明確な監査目的を提示している。投資者およびその他の利用者は、独立した第三者機関の意見を元に、発行人のデュー・ディリジェンスの枠組みは紛争鉱物報告書で説明されたとおり、関連のある全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みに準拠して作られ、発行人は紛争鉱物報告書で示したデュー・ディリジェンスの手段を実際に行っているという確信が得られるため、監査は有意義であると我々は考えている。監査人に対して発行人のデュー・ディリジェンスの手段の計画および記述について意見や結論を述べるよう要求するという監査目的は、監査人に対してデュー・ディリジェンスの手段の効率性や紛争鉱物報告書の結論の正確さについて意見や結論を述べるよう要求するという鑑査目的に比べると、包括的でないと我々は認識している。しかしそれでも、監査をすることによって、独立した第三者機関の意見を元に、発行人のデュー・ディリジェンスの枠組みは関連のある全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みに準拠して計画されており、発行人は記載されたとおりにデュー・ディリジェンスの手段を実際に実行しているという確信が得られるため、鑑査は有意義であると我々は考えている。

どのような鑑査目的が適切かという点において、我々は意見提出者の意見を元に以下のような鑑査目的の案が考えられるとしている。手順についての経営管理者の記述およびデュー・ディリジェンスのプロセスで実行される管理が報告書に正しく記載されているか、報告書に記載された発行人のデュー・ディリジェンス・プロセスの計画が認められた基準に準拠しているか、発行人のデュー・ディリジェンス・プロセスについて経営管理者が報告書に記載した内容が正確で、プロセスの結果が正しく書かれ、発行人がデュー・ディリジェンスの上流および下流のプロセスを評価および認識しているか、報告書に記載された

ば、公認会計士以外の監査人が業務監査を行ってもよいとしており、民間部門監査を実施する資格のある企業の数が増えるだろう。民間部門監査を実施する資格のある企業の数が増えれば競争が増加し、発行人がこうした監査を受けるコストは下がるだろう。

デュー・ディリジェンス・プロセスの計画が認められた基準に一致し、プロセスが効果的かどうか、紛争鉱物の原産地および加工・流通過程に関する発行人の結論が正確か、そして「DRCコンフリクト・フリー」と判明したと記載されたすべての製品について、発行人が報告書に正しく記述しているか、である。我々は自らの判断で、最終規則の鑑査目的を若干変更し1番目および2番目の案に近づけた。独立民間部門監査の目的は、報告書が網羅している期間について、紛争鉱物報告書で説明されている発行人のデュー・ディリジェンスの手段の計画が、すべての材料において発行人が使用する全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みに説明されている基準に一致しているかどうか、そして報告書が網羅している期間について、紛争鉱物報告書で説明されているとおり発行人が実行しているデュー・ディリジェンスの手段の記述が、発行人が行っているデュー・ディリジェンス・プロセスに一致しているかどうか、監査人が意見や結論を述べることであると最終規則は述べている。

最終規則で選択している鑑査目的は、他の選択肢に比べコストおよび負担を削減するだろうと我々は考えている。しかしこの鑑査目的は、発行人のデュー・ディリジェンスの手段が全国的または国際的に認められているデュー・ディリジェンスの枠組みに一致しているかどうか意見や結論を要求するだけよりはコストおよび負担を削減しないだろうと我々は認識している。しかし紛争鉱物報告書に記載しているデュー・ディリジェンスの手段を発行人が実際に実施しているかどうかについての鑑査は必要かつ適切であると我々は考えている。鑑査によってデュー・ディリジェンスの計画だけでなく実際の実施状況にもコスト効率のよい方法で対処し、同時に独立した第三者機関に対して記載された作業が実施されているという確証を与えるからである。しかし我々が受け取ったコメントの中から、発行人のデュー・ディリジェンスの手段の計画および実行するデュー・ディリジェンスの手段に関する発行人の記述だけを鑑査目的にせず、他の案を元にすると、選択肢の幅が広くなり、しかもこれらの案に必要な証拠の大半は第三者サプライヤーおよび製錬業者が持っているため、実施するには非常にコストがかかり負担が重くなるだろう。

8. 再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物

紛争鉱物の法的条項は、再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物の扱いについて何も規定していない。しかし最終規則では、再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物について別の扱いを提示している。再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物について報告する義務を課すと、1502条の開示義務に発行人が準拠するためのコストを削減でき、発行人にとってはメリットとなるだろう。理由は、発行人はすべての場合にデュー・ディリジェンスを実施し紛争鉱物報告書を提出する必要がなくなり、これらの鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかについて合理的な調査を行うためである。また、合理的な調査を誠実に行った結果これらの鉱石は再生利用品もしくはスクラップ起源であると合理的に信じられる発行人は、独立民間部門監査を受ける必要が

ない。再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物を集中的に使っている業界にとって、デュー・ディリジェンスの実施や独立民間部門監査が不要となった場合のコスト削減は非常に重大であろう。[805]

最終規則では、再生利用品もしくはスクラップ起源でないかもしれないとする理由がある紛争鉱物を使用する発行人に対し、事実を判断する上でデュー・ディリジェンスを実施するよう要求する。このデュー・ディリジェンスは、全国的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みが利用できる場合、それに従う必要がある。こうした要求により、自社の紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であるという高い確信が持てるが、発行人が自社のデュー・ディリジェンスに基づいて鉱石が再生利用品もしくはスクラップ起源であると確認できるという選択肢に比べると、発行人のコストは高くなる。しかし紛争鉱物報告書の独立民間部門監査を要求しなければ、発行人のコストは下がるだろう。

再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物を使う発行人にとってのコスト削減の重大さは、再生利用品もしくはスクラップ起源である材料だけを使っている企業にとって最も大きいだろう。このカテゴリーに属する企業の数については意見提出者から何の情報も受けていないが、複数の意見提出者が、再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物の使用量は非常に多いと述べている。たとえば一部の意見提出者の指摘によると、中国が管理するタングステンは世界中の供給量のおよそ85%に上るが、中国はタングステンの輸出量を減らしており、そのためタングステンの価格が130%にまでつり上がっている。[806] これらの意見提出者によると、こうした展開により米国の製造業者は再生利用品のタングステンへ移行しており、それはあらゆる形態で目に見えるタングステン消費のうちおよそ55%に上るという。また別の例としてある意見提出者の指摘を挙げると、世界中の金の供給量の40%が再生利用品もしくはスクラップ起源であるという。[807] たとえそうであっても、再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物と新たに採掘された鉱石の両方を使う発行人は、再生利用品もしくはスクラップ起源でない紛争鉱物についてデュー・ディリジェンスを行い、監査を受ける必要があるため、大きなコスト削減にはならないかもしれない。しかし全体として、新たに採掘した紛争鉱物に適用されるコストに比べれば再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物のための準拠コストは削減できるため、こうした鉱石に別の対応をすることは発行人にとってメリットになると我々は考えている。さらに、再生利用品もしくはスクラップ起源の材料を区別して取り扱うと、間接的な結果として、

---

[805] 再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物の使用範囲について経験的証拠がないため、こうしたコスト削減全体の額を見積もることはできない。この規定について考えられるコストに関する詳細な分析は、セクション D 以降を参照のこと。

[806] Rep. Altmire、Rep. Murphy、Rep. Renacci、Rep. Shuster、Rep. Toomey、Rep. Womack および Sen. Pryor からの書簡を参照。

[807] WGC II からの書簡を参照。

こうした材料を再生利用する程度が上がる可能性がある。結局、合理的な原産国調査を要求すると、再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物に関する情報開示を改善することになる可能性が高い。

9. 「サプライチェーン以外の」紛争鉱物

紛争鉱物の法的条項は、再生利用品もしくはスクラップ起源である紛争鉱物と同様、在庫になっている紛争鉱物を含め、我々の最終規則が実施された時点で「サプライチェーン以外の」紛争鉱物の扱いについて何も規定していない。しかし最終規則では2013年1月31日以前の「サプライチェーン以外の」紛争鉱物はすべて除外することを決めた。最終規則では、紛争鉱物が対象国の外で製錬（タンタル、錫、タングステンの場合）または精製（金の場合）された後で、もしくは製錬も精製もされない場合は物理的に対象国の外に移された後で、「サプライチェーン以外」にあると見なす。

在庫品が対象国の武装集団に資金や利益を与える活動に由来しているという懸念があることは了解している。しかしこれらの鉱物は一度対象国の外で製錬または精製されると、もしくは対象国の外に移されると、武装集団に資金や利益を与え続けるとは考えにくい。したがって、こうした在庫の鉱石を除外することは紛争鉱物の法的条項の内容に一致し、法律が求める利益を大きく損なわないと我々は考える。さらに我々の選択したアプローチは、一部の発行人に対しては在庫の鉱石の原産地や加工・流通過程について判断するよう求めないため、準拠コストを大幅に削減できる可能性がある。発行人に在庫の鉱物の原産地や加工・流通過程について判断するよう求める別のアプローチは、特に紛争鉱物の法的条項を計画する前に抽出した紛争鉱物について、コストを著しくつり上げるだろう。なぜなら、発行人は抽出の時点でこうした鉱石の原産地を判断するよう求められると知らないからである。さらに、もし在庫の鉱石が除外されない場合、発行人はこれらの鉱石を販売できず、紛争鉱物の在庫品を市価以下で、または赤字で処分せざるを得ない可能性がある。このような状況が発生した場合、ある意見提出者の指摘のとおり、最終規則のコストは「劇的に」増加するだろう。[808]

10. 紛争鉱物の派生物

紛争鉱物の法的条項は、「紛争鉱物」という用語をスズ石、コルンブ石タンタル石、金、鉄マンガン重石、またはそれらの派生物、もしくは国務長官により対象国の紛争に資金を提供すると判断されたその他の鉱石またはその派生物と定義している。[809] 提案書も「紛争鉱物」という用途に同様の定義を与えている。しかし最終規則では、我々の裁量において

---

[808] Claigan I からの書簡を参照。

[809] 証取法の 1502(e)(4)条。現在、国務長官は紛争鉱物として他の鉱石を指定していない。したがって、紛争鉱物にはスズ石、コルンブ石タンタル石、金、鉄マンガン重石、またはその派生物のみが含まれる。

「紛争鉱物」という用語をスズ石、コルンブ石タンタル石、金、鉄マンガン重石、およびその派生物に限定している。国務長官がその他の派生物が対象国の紛争に資金を提供する鉱石であると判断しない限り紛争鉱物は3T鉱物のみに限定されているが、国務長官が紛争に資金を提供すると判断下場合はその他の派生物も「紛争鉱物」と考えられる。我々の裁量で対象となる鉱石の派生物を限定すると、紛争鉱物について開示する情報の有効性を制限することにもなり得る。しかしタンタル、錫、およびタングステンはこれらの鉱石の中で圧倒的に一般的な派生物であるため、こうした潜在的なデメリットは軽減される。[810] 別のアプローチでは製品内で判断する必要のある派生物の数が増えるため、発行人のコストが増加するだろう。

11. Form SDによる情報開示方法およびタイミング

証券取引法13(p)(1)(A)条は、発行人に紛争鉱物情報を「毎年開示」するよう要求するが、この情報の開示方法や、1年のうちの開示しなければならない時期は指定していない。最終規則は発行人にこの情報を、発行人の会計年度末がいつかに関わらず1年間を対象とし次年度の5月31日まで対応している新しいForm SDの専用開示報告書で毎年提示するよう求めている。我々は法制化において、発行人は新しい書式を使用して紛争鉱物の原産地情報および紛争鉱物報告書を開示すると決めたが、この決定により、開示情報に関心がある人がその形式を見つけやすくなる。さらに最終規則では、発行人は情報を標準化された方法で提示するよう求められている。自社の意思決定に関わる発行人の紛争鉱物情報を見つけようとする利用者は、情報開示の標準化および単純化の恩恵を受けるだろう。

さらに、発行人に対して自社の年次報告書で紛争鉱物情報を提出するのではなく、新しい形式を使い統一された提出日に提出するよう求めることは、発行人が自社の年次報告書の締め切り日とは無関係に紛争鉱物情報を準備し提出するために充分な時間があるため、大半の発行人にとってメリットとなるだろう。[811] そしてこのように提出日が重ならないと、発行人の希望によっては年次報告書と同じ担当者がこの情報開示の処理を行うことができるため、発行人にとってはメリットとなるだろう。Form 10-K、Form 20-F、Form 40-Fなどの年次報告書とは違う新しい形式で紛争鉱物情報を提示するよう発行人に求めることのもう一つのメリットは、本社および財務責任者がSOX法302条および906条に基づき認定しなければならない開示情報から紛争鉱物情報が除外され、発行人のコストを削減できることである。同時に、すべての発行人に統一された報告期間を要求するということは、紛争鉱物を使っている製品や機器を供給する企業にとってメリットになる。こうした企業は、報告期間の異なる顧客に対して1年を通じて報告書を準備しなければならないのではなく、全顧客に対して年1回報告書を提出すればよくなり、このことはこうした企業のコストを削減

---

[810] AAFA、ITIC I および PCP からの書簡を参照。

[811] 影響を受ける発行人全体のおよそ 58%が 12 月 31 日を会計年度末としていると推定している。

するだろう。

新しい形式を要求するという我々の決断は、書類削減法のセクションで述べているように、この形式の準備に関するコストに影響するだろう。同時に、発行人に対して紛争鉱物報告書および独立民間部門監査報告書をForm SDの専用開示報告書の添付書類として提示するよう要求するという我々の決断は、こうした添付書類の準備に関するコストに影響するだろう。

対象となる発行人に対して紛争鉱物報告書を提出（file）する（提供（furnish）するのではなく）よう要求することにより、もし発行人が新しい開示要件、たとえば証券取引法18条に準拠しなかった場合、投資者は告訴できる。したがって、これは投資者の救済手段を改善することになる。このことは同様に、投資者が投資決定を行うための情報を信頼する限り、投資者にメリットを与えることにもなる。このことにより投資者が救済を求める能力が高まるため、対象となる発行人が情報開示に責任があると見られる可能性がある。発行人に対して情報を「提供（furnish）」するのではなく「提出（file）」することを要求するという我々の決断により、発行人は18条の元で告訴される可能性があり、「発行人（および監査人、出資者）に情報開示の準備に真面目に取り組むようやる気を起こさせる」かもしれない。[812] その結果発行人が最終規則に準拠するためのコストは増えるだろう。[813] 加えて、統一された報告期間を要求するという我々の決断は、発行人の通常の報告期間以外に個別の報告を要求することにより、1月から12月までが会計年度になっていない発行人のコストをさらにつり上げる可能性がある。

12. 「機能性または製造に必要なこと」

証券取引法13(p)(2)(B)条では、「記載された人物」という言葉を「製造する製品の機能性または製造に紛争鉱物が必要な人物」と定義している。しかし紛争鉱物の法的条項には、「製品の機能性または製造に必要」の意味について補足説明や案内は何もない。最終規則では我々の裁量により、この言葉を定義していない。

規則においてこの言葉を定義した場合と比べ、定義しないという我々の決断は、発行人が自社固有の状況に最適な定義を使えるという大きな柔軟性をもたらす。このような柔軟性があれば、発行人は自社固有の事実および状況に基づいてこの言葉が適切かどうか判断することができるため、準拠コストを下げることができる。しかしこの言葉を定義しない

---

812 Global Witness I からの書簡を参照。

813 告訴の可能性が高まるとコストが増加するが、18 章の申し立ては近年普及しておらず、18 章に基づいて申し立てを主張する原告は、具体性、信用および損害賠償など法律の要素を満たす必要がある。Louis Loss and Joel Seligman の 11 章「民事責任」の c 項「誤った申請[セクション 18]」証券規則の原理（第 3 版、2005 年）を参照。我々はこの時点で 18 章の申し立てによりコストが増加するかどうか（もし増加させるならいくら増加させるか）、そして最終的に要求された要素を最終的に証明し、またはこのようなケースを防御するためにどれくらいコストがかかるか予測ができないため、コストが増加額を見積もることはできない。

と、発行人にとってこの言葉がどのように実施され、一部の発行人に追加コストをもたらす結果となるかが不明確になることも我々は認識している。たとえば、この言葉を定義しないために生じる不確定性により、一部の発行人が定義された場合よりもこの言葉を拡大解釈し、結果として必要以上に高い準拠コストを負担する可能性がある。その際、一部の発行人は、確実に規則に準拠するために言葉が定義された場合よりも多くの社内外資源を使うことを決心し、準拠コストもつり上がるかもしれない。一部の発行人が紛争鉱物を含む製品の判断および報告についてあまり厳密でない場合、明確に定義されていないと規則のメリットが少なくなる可能性があり、その結果開示される情報の有効性が減少するだろう。

我々は提示したガイダンスによって、言葉を定義しないために発生するコストの削減を試みてきた。我々のガイダンスは発行人に対して「機能性または製造に必要」かどうかを決定する際に使うべき要因を提供しており、これにより一部の発行人によるこの言葉の解釈が広くすぎたり狭すぎたりする可能性が減るだろう。同時に我々は、結局製品にならない紛争鉱物への条項の適用について曖昧なこと、そして上記に述べたとおり、製品に現れないが製品の製造に必要な触媒およびその他の紛争鉱物を規則がどのように扱うかについて、意見提出者の見解が様々だったことについて指摘している。我々はコメントを検討した後、製品自体は紛争鉱物を含んでいない場合、メーカーが製造過程で使われる紛争鉱物すべてを把握することは非常に難しいという点で合意している。したがって我々は我々の裁量において、製品の「製造に必要」と考えられる紛争鉱物の場合、製品に紛争鉱物が含まれていなければならず、製品の製造に必要でなければならないと決定した。そのため、この要件により最終規則の対象となる発行人数は減るかもしれないが、これは提案から特に難しい面を排除することにより発行人のコストを削減する合理的なアプローチであると我々は考えている。

13. 発行人のカテゴリー

我々は、法律は発行人を規模や国籍に基づいて分類するものとして解釈していない。上述したとおり、特別に報告義務のある小企業や外国発行人に関連している訳ではないが、一部の意見提出者は、我々が一定クラスの企業に対して紛争鉱物の法的条項が要求する情報開示への完全かつ即時の準拠を免除することを提案している。[814] 我々は広範囲にわたる免除は上述した法律の目的を損なうのではないかと懸念している。議会が意図したと思われる効果を持つ条項については、我々はどのクラスの発行人にもその適用を免除しない。これにより免除されない発行人に費用負担が課されると我々は認識しているが、結局この負担は法律が要求しているものである。

加えてある意見提出者が指摘するように、報告義務のある小企業は準拠を免除されたと

---

[814] Davis Polk、NCTA、Verizon および WilmerHale からの書簡を参照。

しても大規模発行人のために紛争鉱物情報を追跡し提供するよう要求される可能性があるため、こうした小企業を免除することが彼らの負担を大きく軽減することになるのかどうか、不明確である。[815] さらに別の意見提出者が指摘するように、小企業が免除により恩恵を受けている限り、こうした免除によって、報告義務のある大企業が必要とする紛争鉱物情報を提供する小規模サプライヤーに依存している大企業の負担を増やす可能性がある。[816] さらに、「DRC紛争判定不能」カテゴリーが一時的に利用できれば、報告義務のある小企業を含めすべての企業の準拠の負担は軽減されるだろう。その際、最終規則に民間企業および個人を含めなければ、報告義務のある発行人に過度な負担をかけないかもしれない。なぜなら、報告のために情報を必要とする発行人と、発行人がこの情報を利用できるよう要求する一般市民から、民間企業が大きな商業的圧力を受け、その結果民間企業が標準的な習慣として自社の紛争鉱物情報を自発的に提供する可能性があるからである。[817] そして、「DRC紛争判定不能」カテゴリーの可用性をさらに2年間延長することにより、報告義務のある小規模企業の準拠の負担はもっと軽減されるだろう。

同様に、国外の民間企業に対して最終規則を免除すると、国内発行人が国外の民間サプライヤーに紛争鉱物情報の提供を強制することが困難になるため、国内発行人の負担が増える可能性がある。加えて、国外の民間発行人に対して最終規則を免除すると、国外の民間発行人は最終規則に従わないため、結果として国内発行人の競争力が弱くなる可能性がある。[818] 全体として、国外の民間発行人を免除すると議会の意図が実行されないと思われるため、我々は国外の民間発行人を免除しない。

14. 採掘を行う発行人を、製造を行う発行人に含めない

紛争鉱物の法的条項は紛争鉱物を採掘する業者について、鉱石を製造していると見なすべきかどうか、そして条項の適用範囲に入れるかどうか述べていない。我々の意見では、紛争鉱物を採掘するまたは採掘を請け負っている企業が直接的にまたは契約を通じてのいずれであっても、採掘に加え製造にも従事していなければ、鉱石を製造しているまたは製造を請け負っていると見なさない。この点において我々は条項の率直な解釈に基づき、採掘は「製造」であると考えない。こうした採掘業者を対象の企業から除外すると、彼らが競合である限り、採掘業者は対象企業よりも競争力を高めることになる。しかし対象企業は採掘業者から紛争鉱物情報を要求するため、対象企業への紛争鉱物サプライヤーである採掘業者の競争力は減少するだろう。同時にこのような採掘業者は、対象とされていなければ採掘した紛争鉱物に関する原産地および加工・流通の管理についての情報を共有する

---

[815] IPC I からの書簡を参照。

[816] IPC I および TriQuin I からの書簡を参照。

[817] Howland および TIC からの書簡を参照。

[818] CEI II、Rep. Amodei、Rep. Ellmers、Rep. Murphy および TriQuint I からの書簡を参照。

理由がないため、採掘業者を最終規則から除外すると、サプライチェーンにある他の発行人のコストが増加するだろう。一方でこうした発行人は、製造するまたは製造を請け負う製品の機能性や製造に必要でない限り、採掘した紛争鉱物に関する紛争鉱物の法的条項に準拠する必要がなくなるため、採掘業者を除外すると採掘業者の一部のコストが削減されるかもしれない。しかしこうした採掘業者には、採掘した紛争鉱物の原産地および加工・流通の管理に関する情報を、顧客および紛争鉱物の法的条項に従うサプライチェーンにある他の企業に提供するコストがかかるだろう。

D. 経済効果全体の量的評価

既に述べたとおり、1502条に基づいて発行された規則により、議会はコンゴにおける紛争および暴力、特に性的暴力を減らすことを意図した。[819] この法律の目標は、コンゴの平和および安全の促進である。[820] これらは社会的利益につながるが、利益を定量化するためのデータもなく、1502条が社会的利益の達成にどの程度効果があるかを評価することもできないため、我々はこの社会的利益を即時に正確に定量化することはできない。[821] 1502条のこうした目的はあらゆる社会的利益の達成を目指すことであり、必ずしも投資者や発行人に対して測定可能かつ直接的な経済利益をもたらすことを意図している訳ではないことも我々は指摘している。加えて社会的利益とは、我々の規則が通常達成しようとしている経済的利益や投資者保護の利益とは全く異なる。従って我々は、最終規則の利益の定量化を試みてこなかった。

コメントおよび我々の分析を元に、この法律は著しい経済効果をもたらすだろうと我々は予測している。直接的な準拠コストに関する意見提出者の見解を検討し、これらのコストが多大であることを我々は認めている。加えて、紛争鉱物の法的条項において報告義務を課せられている発行人は、義務のない民間企業と比べて競争力に後れを取っている可能性がある。[822] しかし、報告義務のない企業も報告義務のある発行人のサプライチェーンの

---

819 証取法 1502(a)条（「コンゴ民主共和国原産の紛争鉱物の開拓および取引は、コンゴ東部の激しい暴力、とりわけ性的暴力を伴う紛争に資金を与える手助けとなり、人道的状況の緊急事態に荷担しているため、1934 年証取法の(b)項追加同様、13(p)条の内容は当然である、として議会は一致している。」）。

820 証取法 1502(d)(2)(A)条を参照（GAO に対し、対象国の平和と安全の促進における証取法 13(p)条の効率性を評価するよう指導する）。

821 しかし一部の意見提出者が述べるには、紛争鉱物の法的条項の圧力により、コンゴ当局は鉱区の一部を非武装化し始め、採掘の監視を強化している。International Corporate Accountability Roundtable（2011 年 7 月 29 日）（「ICAR I」）、Sen. Boxer 他 I、Sen. Leahy 他およびコンゴ民主共和国の国連専門家グループ（2011 年 10 月 21 日）（「国連専門家グループ」）からの書簡を参照。

822 我々の経済分析では、影響を受ける発行人の業界における競争を意味するために「競争」という言葉を使っており、議会が規制する市場全体の競争、つまり米国証券市場を意味しない。米国証券市場の競争におけるこの規則の効果は期待していない。

一部であり、そのため自社の使っている鉱石が紛争に無関係かどうかを判断するために多大なる準拠コストを負担する。[823] 我々は法律の実施により、米国内では報告義務がなく準拠する必要がないが、米国内で報告義務のある発行人と直接競合する国外企業は、大きなアドバンテージを得るだろうと予想している。しかし議会はこの規則を推奨するよう委員会に要求する上で、コンゴの紛争終結を支援するという目標を推進し、コンゴの平和と安全を促進するためにそのコストは必要であり適切であると判断した。したがって法律を実施する最終規則が、影響される発行人の業界における競争に負担をかけるという点において、13(p)条の目的の推進のためにこの負担は必要であり適切であると我々は考えている。また、もし国外の司法が1502条や最終規則と類似した法律または規制を実施するならば、[824] その国では該当するが米国では該当しない国外企業の強みは減少するだろう。

我々がこれまで見てきたとおり、大半の証券取引法と異なり、議会は紛争鉱物条項を人道的目的に役立てること、つまり武装集団が紛争鉱物の貿易から利益を得るのを阻止することを意図している。発行人やそのサプライチェーンへの投資のリスクを理解するために重要な情報を開示するよう要求することにより、この法律は投資者も保護しているという意見提出者の見解を考えると、投資者にとっても利益となるだろう。投資者が紛争鉱物の法的条項に従う発行人の安全を評価する上で、必要な情報の開示が役に立つため、この規則は情報の効率を向上するだろう。しかし、この条項への準拠コストは企業の株主によってもたらされるが、その他の生産の機会から資金を奪う可能性があるため、この規則は配分効率の損失につながりかねない。配分効率の減少は、社会的意識の高い消費者や投資者が企業の製品や役割について要求を高めていくことによりいくらか修正されるだろう。
我々はこの規則のせいで、影響を受ける業界の見通しが悪くなり、これらの業界から資金を引き揚げる結果になるとは思わない。そのため我々は、この規則が資本構成に大きな影響を与えるとは思わない。

しかし間接的に大きな経済効果もある。準拠コストが高くなるため、対象国以外からの鉱石のみを入手しているサプライヤーだけを選択し、紛争鉱物報告書を作成しないで済ませたいという動機を発行人に与えることになる。法律で規制される鉱石を対象国が最も低コストで供給する限り、代用品やコンゴ紛争に無関係の他のサプライヤーを探したいと考える発行人は、高いコストを埋め合わせるために製品価格を上げなければならないだろう。そうした鉱物の供給可能な量が減少すると、鉱石を入手するコストが上がるという間接的

---

823 日本の事業団体および NAMI からの書簡を参照。

824 欧州議会のメンバーからの書簡（2011 年 11 月 17 日）（「欧州議会」）（「2010 年度欧州議会は、米国の新しい［紛争鉱物法］の採用を歓迎することを決め、委員会および理事会に同じような立法府発案を検討するよう依頼した」と述べている。）および NEI からの書簡（「証券取引員会の統率力に応じ、紛争鉱物問題に関して世界的に増加する懸念として、他の国でも同様のアクションが期待できる」、「［カナダでは］紛争鉱物法案が既に審議されている」、そして「カナダの証券管理局（CSA）は証券取引委員会の規則作りの展開に細心の注意を払っている」と述べている。）を参照。

な影響がある。

上述したとおり、規則への準拠コストについて意見提出者の示した具体的な金額は、3億8,765万～160億ドルである。製造業団体、[825] 電子相互接続業界団体、[826] 大学グループ、[827] および環境コンサルティング企業[828] の提出した4つの分析においてコスト見積もりが大きく異なっていることから、法律および我々の自由裁量の選択を実現するための見積もりコストを確定することがいかに難しいかが分かる。我々は受け取った提案およびコメントを検討し、意見提出者が提示した情報を利用して最終規則の経済分析を報告する。このセクション後半では、意見提出者が提示した見積もりおよび分析に基づき、これを厳密に評価することで、最終規則を施行した結果生じる準拠コストをできる限り量的に評価したいと思う。単独の分析を利用するより複数の分析を組み合わせた方が、我々の実施する規則の様々なコスト要因を理解するために有益な枠組みを作ることができる。我々自身の分析および主張だけでなく、すべての意見提出者が提示したデータおよび主張に基づき、合理的でバランスのとれた分析に達するようアプローチしたい。慎重であると見なされる際には、我々が保守的な主張を選択した結果、コストを多く見積もっている場合もある。分析を行った後、概して法律のコストは相当にかかるだろうという結論に達している。したがって我々は以前の準拠コスト見積もりを見直した。データ分析に基づき、準拠の初期コストと、準拠を継続する上でかかる年間コストの両方について幅を持たせて提示している。我々の意見では、発行人が準拠する方法は多岐に渡る可能性があるため、厳密な見積もりコストを提示するよりもこうした幅を持たせる方が適切であると言える。我々が見直した後の見積もりでは、準拠の初期コストはおよそ30億～40億ドル、準拠継続のための年間コストは2億700万～6億900万ドルである。

提案された規則の予想コスト総額に関する定量的データを提示するコメントをすべてまとめ、準拠コストの分析を開始する。我々が採用する規則のコストを包括的に検討するとはつまり、幅広い意見提出者が提示する情報を考慮に入れることだが、コスト検討のために最も有益な枠組みは製造業団体および大学グループの意見提出者から提示された。他のコメントも規則の実施方法について一定の価値ある洞察を与えたが、分析的枠組みにおいて透明性に欠け、複数の業界に渡るコストをとりまとめるための法則化が難しかった。[829]

我々は、製造業団体および大学グループの意見提出者による2つの分析が、意見提出者が最も頻繁に重要と認識し、我々もその重要性に同意しているコストのカテゴリーを考慮に

---

825 セクション III.B.2.b.i を参照。

826 セクション III.B.2.b.ii を参照。

827 セクション III.B.2.b.iii を参照。

828 セクション III.B.2.b.iv を参照。

829 以下に示すとおり、我々は電子相互接続業界団体および環境コンサルティング企業の意見提出者の提示した定量的分析を利用しているが、これらの書簡は、製造業団体および大学グループの意見提出者が提示した分析に比べると、幅広い定量的なコスト見積もりを提示していなかった。

入れていることが意義深いとも考えた。さらに、彼らの枠組みの基礎となる主張が、他の意見提出者の提示するコスト論議と質的に異なるとは思わなかった。

同時に我々の見解では、これらの2つの見解でさえ、すべての仮定および主張を支持するために充分に文書化された証拠を提示しておらず、そのためこれらのコストの定量化について意見提出者の意見は一致しなかった。したがって我々は他の意見書に示された見解を考慮に入れ、製造業団体および大学グループの意見提出者それぞれが提示した分析に修正を加えた。その結果、製造業団体および大学グループの意見提出者の見積もりの分析の修正版は、コメントプロセスにおいて我々に提示された情報をよりよく統合していると思われる。

まず、両者の見積もりで重要な意見は、ITシステムのアップグレードまたは変更を行うためのコストである。その他の意見提出者からの見積もりだけでなく、提出されたレターにも基づくと、製造業団体および大学グループの意見提出者は見積もりに多くを盛り込みすぎている可能性があると思う。たとえば環境コンサルティング企業の意見提出者は、ITシステムに2万5,000ドル、ITサポートに1万ドルというはるかに小額の見積もりをしている。[830] この意見提出者は「60億ドルというコストは、禁止物質のソフトウェアすべての年間総売上の10倍の額である。紛争鉱物はそのごく一部であり、特に小企業のための紛争鉱物ソフトウェアは無料でダウンロードできるため、現実的な金額とは思えない。」と述べている。さらに環境コンサルティング企業の意見提出者は、「「製造業団体および大学グループの意見提出者」が引用しているシステムは、市場で最も高価なシステムであり、我々がインタビューした企業の多くは、紛争鉱物専用の新しいソフトウェアに投資する必要はないだろうと話した」と述べている。[831]

平均的な発行人は新しいITシステムへの投資に100万ドルを費やさないだろうという議論に我々は納得しているが、環境コンサルティング企業の意見提出者が見積もる3万5,000ドルという金額は受け入れられない。なぜなら環境コンサルティング企業の意見提出者は主張について事実に基づく根拠を何も提示していないためである。製造業団体および大学グループの意見提出者の見積もりを修正する上で、我々は両者のコスト見積もりを小額の見積もりに置き換えるつもりはない。むしろ、適切な見積もりは両者の見積もりの間のどこかにある。

大学グループの意見提出者の分析に基づき、我々は小企業のコンピュータコストとして100万ドルではなく20万5,000ドルと推定している。さらに、大企業のコンピュータコストは、大学グループの意見提出者が推定した、小規模発行人の4倍ではなく、2倍の41万ドルと推

---

830 Claigan III からの書簡を参照。Assent からの書簡も参照（製造業団体の意見提出者および大学グループの意見提出者両方残すと見積もりを批評している）。

831 Claigan III からの書簡。

定している。[832] ITコスト分析を大学グループおよび製造業団体の改善した分析の間で一致させるため、大学の分析における企業あたりのITコスト総額を平均化し、それを発行人総数で割って、規模に関係なく全企業の平均的なITコストとしておよそ25万ドルという金額を導き出し、それを製造業団体の分析に適用した。[833] ITコスト総額として製造業団体は59億ドル、大学グループは26億ドルと見積もったが、前述の金額により両者の数字はおよそ15億ドルに変更される。

次にもう一つ重要な前提は、製造業団体の意見提出者が、各発行人には平均2,000社の最上位サプライヤーがあるとしている点である。この数は、「多数の大規模メーカーとの打ち合わせおよびその他の媒体による研究」に基づいている。しかし他の見積もりでは、最上位サプライヤーの平均数に関するこのコストは支持されていない。実際この数字は他の意見提出者が提示している数字と一致させるのが難しい。たとえば電子相互接続業界団体の意見提出者による研究では、1企業あたりのサプライヤーの平均数はたったの163社である。[834] 環境コンサルティング企業の意見提出者は、EICC/GeSIプロセスに基づき、サプライチェーンは製造業団体の意見提出者が予測するよりも遥かに単純だとも考えている。しかし製造業団体の意見提出者は、メンバーの多くは2,000社をはるかに上回るサプライヤーと取引していると主張している。我々は、製造業団体の意見提出者の見積もりを良識的に減少させるのが正当であろうと考えるが、163という数字が平均的な企業の実情をよりよく表しているとは思わない。従って我々は、製造業団体の意見提出者の分析は採用するが、サプライヤーの数は大学グループの意見提出者が見積もった1,060社という数字を採用する。製造業団体の意見提出者が主張するサプライチェーンにおけるサプライヤー数を改訂すると、製造業団体の準拠コストの見積もり額は12億ドルから6億3,500万ドルに引き下げられる。

加えて我々には、サプライヤーにかかるコストの見積もりがトップダウンアプローチ（サプライヤー関係の数）によって適切に求められているという確信がない。事実、トップダウンアプローチは、サプライチェーンにおける無数の事業体に追跡するという負担が幅広くかかる際、市場がどのように反応するかが不明確なため、我々の規則の実施方法を反映していない可能性があると思う。このトップダウンアプローチ（多くの意見提出者が使用しているアプローチ）を用いると、鉱石を使用している各社は各サプライヤーを遡って追跡する必要性が出てくる。多くの企業が同じサプライヤーを共有している場合、鉱石が紛争と無関係かどうかを判断する際にスケールメリットがほとんどないことが大前提となる。このアプローチでは、鉱石の原産はどこかを各サプライヤーから聞き出すために各企業が

---

[832] 環境コンサルティング企業の意見提出者は、年収 10 億ドルの企業の IT コストを 3 万 5,000 ドルと見積もった。我々の IT コスト見積もりでは、この大きく異なる 2 つの見解をまとめようとしている。Claigan III からの書簡を参照。

[833] およそ 15 億ドル／発行人 5,994 社。

[834] IPC I からの書簡を参照。

別々のコストを負担することになる。[835]

しかし、サプライヤー側のデュー・ディリジェンスは、材料を鉱山でタグ付けし、製錬所で認定した後サプライチェーンに導入するというボトムアップアプローチになるだろうと我々は考えている。このボトムアップアプローチを前提とすると、鉱石が紛争と無関係かどうか、そして誰に販売されたかを各サプライヤーが追跡することになる。これらの鉱石の販売追跡システムの規模はサプライヤーが供給する企業数と共に大きくなるが、サプライチェーンのコストを見積もるよりよい方法は、サプライヤー関係の総数（トップダウン）よりも影響を受けるサプライヤーの総数（ボトムアップ）を見積もることであると我々は考える。

ボトムアップアプローチはサプライヤーの数をより重視する。サプライヤーは鉱石の原産を一度判断するだけでよく、後は原産を判断するコストを多くの発行人に分散すればよいため、コストのスケールメリットがあることが前提となる。たとえば、もし発行人が多くの中からサプライヤーを選択しなければならない場合、発行人は紛争に無関係であると完全に保証できるサプライヤーだけと取引を行う方が簡単であり、そうしたサプライヤーを利用した方が有益であるとわかる。したがって、すべての最上位サプライヤーが認定および紛争報告の提出という負担を負うならば、発行人の重荷は相対的に非常に小さくなる。しかしこれらはどの段階においても、発行人とサプライヤーの間の相対的な交渉力次第である。結局どの見解も、発行人とサプライヤー、または最上位サプライヤーと二番手のサプライヤーの関係を支配する正確な原動力に対して説得力のある説明をしていないのである。全体的に見ると、あらゆるレベルのサプライヤーは鉱石の原産に関して顧客に情報を提供するにあたり、各社が個々に労力を費やすが、各サプライヤーの労力が我々の規則に準拠する顧客のコストを削減するだろうと考えることが実に合理的であると我々は考える。

影響を受けているサプライヤーの総数を見積もっている意見提出者はほとんどいない。大学グループの意見提出者の見積もりの中で重複する可能性がある部分を調整した後でさえ、影響を受けるサプライヤーの総数は86万社以上に上るが、これはサプライチェーン全体に基にしている。サプライチェーン全体を利用して影響を受けているサプライヤーを見積もると、1つのサプライヤーが複数のサプライチェーンに登場する可能性があり、複数回カウントされてしまうため、重複部分が生まれる。したがって、大学グループの意見提出者による分析における影響のあるサプライヤーの総数は、多すぎる傾向にあると我々は考えている。一方で製造業団体の意見提出者は、影響を受ける中小規模のメーカー総数を27万8,000社と見積もっており、これら多くの小企業がサプライヤーである可能性が高いと述べている。米国国勢調査による米国企業統計は、製造業を266万6,175社、そのうち小規模メー

[835] 大学グループの意見提出者は、1 つのサプライヤーが複数の発行人と契約していると、「重複」や「相関関係」などサプライヤー側のコスト効率がよくなり、複数の発行人のニーズを満たすために管理システムの変更が可能になると述べている。この意見提出者は、こうしたサプライヤーと発行人の重複によりサプライヤーの取り組みは 60%に減るだろうと推定し、サプライヤーの数を修正している。Tulane からの書簡を参照。

カー（従業員500人以下）の数を26万2,524社としている。[836] この2つの数は、製造業団体の意見提出者が提示した数に類似している。したがって我々はこの判断を反映させるために、影響を受けるサプライヤーの数における大学グループの意見提出者の分析を改訂し、製造業団体の意見提出者の見積もる27万8,000社と一致させた。加えて、大学グループの意見提出者の枠組みに合わせ、サプライヤーの割合をメーカーの割合と一致させ、大企業28%、小企業72%とした。そのため、大学グループの意見提出者の分析を我々が改訂したデータでは、大規模サプライヤーの総数は7万7,840社、小規模サプライヤーの総数は20万160社である。これにより、サプライヤーの準拠コスト総額は大学グループの意見提出者の分析による51億ドルから、我々が改訂した分析により12億ドルへと変更された。

分析のこうした変更の全体的な影響、ITコストの削減（製造業団体および大学グループの意見提出者両方）、サプライチェーンにおけるサプライヤーの数の修正（製造業団体の意見提出者）、そして影響を受けるサプライヤー数の減少（大学グループの意見提出者）により、準拠コストの見積総額はかなり変更される。製造業団体の意見提出者の見積もりは93億ドルから41億ドルに下がり、大学グループの意見提出者の見積もりは79億4,000ドルから30億ドルに下がった。

2つの分析におけるこうした修正を組み合わせることにより、準拠の初期コストは、法的要件に準拠するすべての企業において30億～40億ドルになる可能性があると見積もるに至る。以下に2つの改訂後の分析を表記式で表し、改定した見積額を太字で示す。

改訂版		
製造業団体の意見提出者		計算式
見積もり		
影響を受ける発行人	5,994	

836 米国製調査局、Statistics of U.S. Business（2009）を参照。下記のサイトで閲覧可能。 http://www.census.gov/econ/susb/. We recognize that the US

米国製調査局は、「製造」の定義を含めNAICSの定義を使っていると認識している。前述したとおり、我々は最終規則にこの定義を採用しなかった。なぜならこの定義は、原材料形態ではない原料、材料または機器からの組み立てによって製品を生産している発行人を除外しており、アセンブリーにより製品を生産する発行人という大きなカテゴリーを除外することになるからである。しかし、大学グループの意見提出者が提示するサプライヤー数を使うか、または製造業団体の意見提出者が提示するサプライヤー数を使うか決めるにあたり、メーカー総数および小規模メーカー数に関する国勢調査局のデータを利用することは不適切ではないと考える。我々の計算式に使うサプライヤーの数として2つの選択肢しかないため、どちらの数値がより実現可能な見積もりかを判断する何らかの方法が必要である。国勢調査局は「製造」という言葉について、一部のメーカーを除外するNAICSの定義を使っているが、製造業団体の意見提出者の数値より精度を上げるためには、大学グループの意見提出者が見積もったおよそ60万社のメーカーを除外する必要があるだろう。60万という数値は大きすぎる。したがって、製造業団体の意見提出者の数値の方が国政調査局の数値に近いため、我々の推論はNAICSの「製造」という言葉の定義に基づいているが、製造業団体の意見提出者の数値を使うことは不適切ではないと判断した。

最上位サプライヤーの平均数	**1,060**	2000x.53
発行人のデュー・ディリジェンスの改正[837]		
サプライヤーあたりの準拠時間数	2	
時間あたりコスト	50ドル	
準拠総コスト	635,364,000ドル	5,994x1060x2x$50
ITシステム変更[838]		
発行人あたりのコスト	**250,000ドル**	
総コスト	1,498,500,000ドル	5,994x$250,000
紛争鉱物報告書監査		
監査を行う発行人[839]	4,500	5,994x755
発行人のための監査コスト	100,000ドル	
総コスト	450,000,000ドル	4,500x100,000
サプライヤー情報の発行人確認		
時間数	0.5	
時間あたりコスト	50ドル	
総コスト	158,841,000ドル	5,994x1,060x0.5x$50
小規模サプライヤーのデュー・ディリジェンス[840]		
影響を受けるサプライヤー（20%のみ実施）	55,600	278,000x.2
デュー・ディリジェンスのコスト	25,000ドル	
総コスト	1,390,000,000ドル	278,000x.2x$25,000

837 製造業団体の意見提出者は、これを「企業準拠政策の変更」と呼んでいる。NAM I からの書簡を参照。

838 製造業団体の意見提出者は、これを IT システム開発または改訂と呼んでいる。同文書を参照。

839 さらに正確な発行人数は 4,496 社だが（.75 x 5,994 = 4,495.5）、我々は大学グループおよび製造業団体の意見提出者が計算式で使っている概数（4,500）を使用している。注 869 を参照。

840 製造業団体の意見提出者は、これを「鉱石の原産に関する適切な情報提示」のためのコストと呼んでいる。同文書。

合計	4,132,705,000ドル	
改訂版		
大学グループ意見提出者の見積もり		計算式
影響を受ける発行人	5,994	
大規模発行人（発行人の28%）	1,678	5,994x0.28
小規模発行人（発行人の72%）	4,316	5,994x0.72
最上位サプライヤーの数（NAMの53%）	1,060	2,000x0.53
発行人のデュー・ディリジェンスの改正		
大規模発行人の準拠時間数	100	
小規模発行人の準拠時間数	40	
1時間あたりの内部コスト	50ドル	
大規模発行人の内部コスト（仕事量全体の90%）	7,551,000ドル	1,678x0.9x100x$50
小規模発行人の内部コスト（仕事量全体の75%）	6,474,000ドル	4,316x0.75x40x$50
1時間あたりのコンサルティングコスト	200ドル	
大規模発行人のコンサルティングコスト（仕事量全体の10%）	3,356,000ドル	1,678x0.1x100x$200
小規模発行人のコンサルティングコスト（仕事量全体の）25%）	8,632,000ドル	4,316x0.75x40x$50
総コスト	26,013,000ドル	
ITシステム変更		
大規模発行人あたりのコスト	**410,000ドル**	
小規模発行人あたりのコスト	**205,000ドル**	
大規模発行人総コスト	687,980,000ドル	1,678x$410,000
小規模発行人総コスト	884,780,000ドル	4,316x$205,000
総コスト	**1,572,760,000ドル**	
紛争鉱物報告書監査		
影響を受ける発行人[841]	4,500	

[841] さらに正確な発行人数は 4,496 社だが（.75 x 5,994 = 4,495.5）、我々は大学グループおよび製造業団体の意見提出者が計算式で使っている概数（4,500）を使用している。注 869 を参照。

大規模発行人数	1,260	4,500x0.72
小規模発行人数	3,240	4,500x0.28
大規模発行人コスト	100,000ドル	
小規模発行人コスト	25,000ドル	
大規模発行人総コスト	126,000,000ドル	1,260x$100,000
小規模発行人総コスト	81,000,000ドル	3,240x$25,000
総コスト	207,000,000ドル	
サプライヤーのデュー・ディリジェンスの改正		
大規模サプライヤーの総数	**77,840**	278,000x.28
小規模サプライヤーの総数	**200,160**	278,000x.72
大規模サプライヤーの準拠時間数	100	
小規模サプライヤーの準拠時間数	40	
1時間あたりの内部コスト	50ドル	
大規模サプライヤーの内部コスト（仕事量全体の90%）	350,280,000ドル	77,840x100x0.9x$50
小規模サプライヤーの内部コスト（仕事量全体の75%）	300,240,000ドル	200,160x40x0.75x$50
1時間あたりのコンサルティングコスト	200ドル	
大規模サプライヤーのコンサルティングコスト（仕事量全体の10%）	155,680,000ドル	77,840x100x0.1x$200
小規模サプライヤーのコンサルティングコスト（仕事量全体の25%）	400,320,000ドル	200,160x40x0.25x$200
総コスト	1,206,520,000ドル	
合計	3,012,293,000ドル	

製造業団体および大学グループの意見提出者は、準拠を継続するためのコストも見積もっている。上述のとおり、これらの意見提出者が提示した枠組みはコストを見積もる上で非常に有効であると我々は見なしている。継続コストを見積もった別の意見提出者は、電子相互接続業界団体の意見提出者だけだったが、電子相互接続業界団体は当該業界の企業だけを含めている。製造業団体および大学グループの意見提出者が提示した分析は、複数の業界に渡ってコスト見積もりを行っている。製造業団体の意見提出者は、監査を継続するためのコストを4億5,000万ドルと見積もり、サプライヤー情報を発行人が確認するため

の継続コストはおよそ3億ドルと見積もっている。[842] しかし上記の表では、サプライヤー情報を発行人が確認するための見積もりを、およそ1億5,900万ドルと改訂している。[843] 監査コストの見積もりであるおよそ4億5,000万ドルは修正していない。この数字は、これらの発行人がこうした監査を行うためのコストは1企業あたり10万ドルになるという見積もりに基づいており、我々が提案書の中で見積もった2万5,000ドルには基づいていない。したがって製造業団体の意見提出者の分析に我々が行った改訂に基づき、準拠を継続するためのコストとして見積もった金額はおよそ合計6億900万ドルである。[844] 大学グループの意見提出者だけが計上している多額のコストはおよそ2億700万ドルの監査コストであると我々は考えている。[845] 製造業団体の意見提出者と同様、我々も監査コストとした見積もったおよそ2億700万ドルは修正していない。したがって、準拠を継続するためのコストの見積もりは、2億700万ドルから6億900万ドルの幅があると我々は考えている。[846]

IV. 書類削減法

A. 背景

最終規則のいくつかの規定は、1995 年文書業務削減法（「PRA」）の意味での「情報収集」要件を含んでいる [847]。我々は、提案された規則と改正点を示した規則案において、情報収集要件に関する意見を求める通知を発表した。提案された規則と改正点は、1 つの規則と 3 つの書式を改正するものであった。我々は、人々から提出された意見に対応して、既存の規則と書式を改正するのではなく、新たな開示書式を採用することにした。我々は、

---

842 NAM I からの書簡を参照。

843 5,994 x 1,060 x 0.5 x $50 = $158,841,000

844 $450,000,000 + $158,841,000 = $608,841,000

845 大学グループの意見提出者は、「継続的にデュー・ディリジェンスを実施すること、そして企業間に必要な[情報技術]システムを数年にわたり維持することに関連して、社内管理費がかかるだろう」と指摘しているが、「最初に実施する時と比較すると、同じことを実施するのにもかかるコストは非常に低くて済む」と述べている。Tulane からの書簡を参照。

846 製造業団体の意見提出者も、RoHS 指令に関する Technology Forecasters, Inc の準拠コストを引用している。RoHS 指令を利用し、準拠の総コストは 320 億ドル、維持のために 30 億ドルかかると見積もっている。NAM I からの書簡を参照。準拠を継続するためのコストを見積もる方法として、提出された RoHS 分析における初期コストの継続コストに対する比率（9.375%）を当てはめ（30 億ドル／320 億ドル、または 9.375%）、その数値を、我々が改訂した製造業団体および大学グループの意見提出者の分析による見積もりに当てはめるという方法が考えられる。その結果、準拠を継続するための総コスト見積もり額はそれぞれ 4 億ドル（41 億ドル x9.375%）および 2 億 8,100 万ドル（30 億ドル x9.375%）になる。しかし、製造業団体の意見提出者は維持のためのコストの内訳を指定しておらず(監査コストが含まれるかどうか示していない)、認定のために基本的な RoHS の研究も行っていないため、この比率の正確性を確かめることはできない。

847 44 U.S.C.3501 以下。

PRAに従った審査[848]のため、新しい情報収集要件を行政管理予算局（「OMB」）に提出している。

情報収集のタイトルは、

「Form SD」（新しい情報収集）である。

この書式は、証取法に基づいて採用され、対象国からの紛争鉱物の使用に関して特定の発行人から提出される報告書の開示要件を定めている。この書類の作成と提出に伴う作業時間と費用が、この情報収集によって生じる報告と費用の負担を構成している。政府機関は現在有効な管理番号を提示しない限り情報収集を実行または後援してはならず、個人は政府機関からそれを提示されない限り情報収集に応じることが求められない。この規則の遵守は義務である。情報収集への回答は秘密扱いとされず、開示される情報の義務的な保存期間はない。

B. 意見書の概要

提案書において、我々はPRA分析に関するコメントを依頼した。明確にPRAについて述べた意見書は1通だけだが、[849] 一般的にPRA分析に影響をもたらす発行人のコストおよび負担を論じた意見書および提案文書を数多く受け取った。[850] これらのコメントに関する議論は、法律の経済分析に関するセクションIIIに詳しく述べられている。提案書では、およそ1万4,600通の年次報告書のうちおよそ5,994通が、提案された規則および形式の修正の影響を受ける発行人から提出されるだろうと見積もった。

PRAを具体的に論じているレターは、製造業団体の意見提出者から提出された。[851] 意見提出者は、提案書において最終規則の影響を受ける可能性があるとされている5,994社の発行人のうち、平均的な発行人は、2,000～1万社の最上位サプライヤーと取引しているだろうと結論づけた。したがって意見提出者は、提案書で述べられている開示要件により「発行人が必要な情報公開を行うために収集し証券取引委員会に提供しなければならない文書業務の量が劇的に増える」ため、文書業務コストは重大であるとする我々の提案書の意見に合意した。[852] 意見提出者によると文書業務コストは94億ドルであり、この金額には発行人

---

848 44 U.S.C.3507(d)および 5 CFR 1320.11。

849 NAM I からの書簡を参照。

850 Assent、Barrick Gold、CEI I、CEI II、Chamber I、Chamber III、Claigan I、Claigan II、Claigan III、CTIA、Ford、Howland、IPC I、ITRI I、ITRI II、ITRI III、Japanese Trade Associations、NAM I、NRF I、PCP、Rep. Lee、Roundtable、Society of Corporate Secretaries and Governance Professionals （2011 年 6 月 21 日）（「Corporate Secretaries II」）、TriQuint I、Tulane、米国商工会議所（2011 年 7 月 18 日）（「Chamber II」）および WGC I からの書簡を参照。

851 NAM I からの書簡を参照。

852 同文献。

のおよそ80億ドル、非発行人の小企業の14億ドルが含まれている。[853]

前述の経済分析では、報告義務のある発行人とそうでない企業の両方における最終規則の負担およびコストについて論じているが、我々のPRA分析は、報告書を提出する発行人の文書作成負担のみ考察している。したがって我々は、PRA分析のためには、報告義務のない企業にのみ関係している意見提出者の14億ドルという数値を考慮していない。その結果、意見提出者の文書業務負担の見積もりはおよそ80億ドルとなり、提案書で我々が見積もっている4,647万5,000ドルよりはるかに多い。また上述したとおり、他の意見提出者もコスト見積もりを行っているが、PRAの法律または規則のコストについて具体的な論議はしていない。しかし以下にもっと詳しく述べるように、我々はこれらの意見提出者のコスト見積もり全体から、文書業務コストを推定しようと試みた。[854]

C. PRAの報告と費用の負担の見積もりの修正

我々は、PRA の目的で、規則案において、提案された規則に基づいて要求される開示を準備するためにすべての会社に発生する文書業務の負担の年間増加量は、社員の作業時間がおよそ 153,864 時間、外部専門家のサービスの費用がおよそ 71,243,000 ドルであると見積もった。これらの数値は、提案された規則のデュー・ディリジェンスと監査の要求を満たすために発行人に生じる費用の見積もり、46,475,000 ドルを反映している。以下に詳しく説明するように、我々は、提出された意見を考慮し、PRA の負担と費用の見積もりを修正する。

最終規則のPRAの目的で、我々は、最終規則の情報収集要件に従うために関連するすべての会社に発生する文書業務の負担の年間増加量の合計は、社員の作業時間が 2,225,273 時間、外部専門家のサービスの費用がおよそ 1,178,378,167 ドルと見積もる[855]。この数値には、情報収集、開示文書の作成と点検、文書の提出の時間と費用が含まれる。これは、情報収集の一部として、ITシステムの更新と独立民間部門監査を含むデュー・ディリジェンスを含んでいる。我々は発行人がデュー・ディリジェンスを行うために要する費用合計は 1,030,026,667 ドルと見積もっており、この数値に、開示文書の作成と点検、文書の提出、

---

853 同文献を参照。製造業団体の意見提出者は我々の提案書の見積もりに対し、第一次規制柔軟性法のために「小企業」と見なされ、自社の製造または製造委託する製品の機能性や製造に紛争鉱物を必要とする、報告義務のある企業 793 社について次のように指摘している。「米国の中小メーカー27 万 8,000 社の大半は、証券取引委員会に従う企業に提供する部品および機器に使われている鉱石の原産地情報を提示する要件の影響を受ける可能性がある。」同文献。しかしこの意見提出者は、「1 社または複数のメーカーのサプライチェーンの中にある小企業は 5 社のうち 1 社だけであり」、提案された規則に関するこれら小企業だけのコストは 2 万 5,000 ドルの監査コストである、と見積もっている。同文献。したがって、提案された規則により証取法 13(a)条または 15(d)条に則って我々に報告する必要のない小企業のコストは、およそ 14 億ドルとなる。同文献。

854 Claigan I、Claigan II、Claigan III、Claigan IV、IPC I および Tulane からの書簡を参照。

855 $1,030,026,667＋$148,351,500＝$1,178,378,167

記録の保持のために発行人が外部の専門家を利用する費用の見積もり、148,351,500 ドルを加えている[856]。

我々は、最終規則の見積もりを算定するにあたり、規則案の方法論と同じく、会社の業務の規模と複雑性、製造している、または製造委託契約を結んでいる製品の数、紛争鉱物を含む製品の数など、多くの要素によってそれぞれの会社に発生する負担は異なると思われることを認識している。それぞれの発行人によって、最終規則を遵守する初年度の費用が平均を上回る場合も下回る場合もあるであろう。我々は、主に意見書から得られた情報に基づき、合理的な原産国調査、デュー・ディリジェンスのプロセス、紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査が求められる結果として、最終規則が情報収集に対して及ぼす影響の見積もりを修正した。

規則案において、我々は、DRCは世界のタンタルのおよそ15%から20%を占めているが、他の3つの紛争鉱物についてはその比率がかなり小さいと指摘した[857]。したがって、我々はPRAの目的で、規則案において、監査済みの紛争鉱物報告書を提出しなければならないのは関連する発行人5,994社の20%、すなわち1,199社だけであると想定した。しかし、製造業界団体の意見提出者も大学グループの意見提出者も、それぞれの意見書において、発行人の75%が紛争鉱物報告書を提出しなければならないだろうと推定した[858]。また、電子相互接続業界団体の意見提出者は、「［発行人の］大部分が紛争鉱物の原産国を特定することができないと思われる」ため、「関連する発行人のほぼ100%が」紛争鉱物報告書を「作成しなければならない」と考えられると述べた[859]。しかし、合理的な原産国調査の要件、紛争鉱物が対象国を原産国とした可能性があり、再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると知っている、またはそう確信する理由がある発行人のみが第3ステップに進むことを求められるという事実、および「DRC紛争判定不能」という記述を認める移行期間があることから、我々は、ある程度の割合の発行人は紛争鉱物報告書の提出、独立した民間部門による監査、またはその両方を求められないと推定するのが適切であると考える。したがって、最終規則に関して、その実施後最初の2年間、発行人5,994社の75%、すなわちおよそ4,496社[860]が紛争鉱物報告書を提出し、それに関する独立した民間部門の監査結果を

---

856 我々は、意見提出者がそれぞれ実行および使用した計算の多くを四捨五入していることに気づいている。しかし、この発表文書の本文では、明確性を保つため、四捨五入された多くの数字を取り上げ、正確な数字と我々の計算は脚注に記している。とはいえ、四捨五入された数値が正確な数値と大きく異なることはなく、意味のある違いが生じるとは思われない。

857 規則案を参照。また、Jessica Holzer「『紛争鉱物』法を回避しようと戦う小売業者（Retailers Fight to Escape 'Conflict Minerals' Law）」ウォールストリートジャーナル 2010 年 12 月 2 日、B1 も参照。DRC はまた、世界の錫の約 4%（同上）、世界の金鉱石産出量の約 0.3%を占めている（JVC 他 II からの意見書を参照）（「2010 年 GFMS 金調査」を引用）。

858 NAM I および Tulane からの意見書を参照。

859 IPC I からの意見書を参照。

860 発行人 5,994 社×75%＝4,495.5。

提供しなければならないと推定する。第3ステップに進むが、紛争鉱物が対象国を原産国とするか、再生利用品もしくはスクラップ起源であるか、それらの国の武装集団の資金源となった、またはこれらに利益をもたらしたかどうかを判断できない発行人は、紛争鉱物報告書を作成することは求められるが、我々は、最終規則に基づき、すべての発行者に関して規則採択後の最初の2年間、小規模な報告企業に関しては最初の4年間、その報告書の監査を受ける必要はないと指摘する。提案をこのように変更したことにより、すべての発行人に関して規則の実行後最初の2年間、小規模な報告企業に関しては規則の実施後4年間、実際の費用は意見提出者が見積もった費用よりも小さくなると思われる。しかし、我々は、関連する発行人の75%が紛争鉱物報告書を提出し、それに関する独立した民間部門による監査結果を提供しなければならないという我々の想定は、費用見積もりのずれの一部を相殺すると考える。75%という想定は関連する発行人の100%という想定よりも小さいからである[861]。

1. 監査を含むデュー・ディリジェンス実行の見積もり

我々は、提案された規則、特に総合的なサプライチェーン追跡システムの構築と監査実施の費用の見積もりに関して、いくつかの意見を受け取った。最も包括的な費用の見積もりを提示したのは、発行人と民間会社のサプライヤーを含むすべての会社の費用について論じた製造業界団体の意見提出者と大学グループの意見提出者であった[862]。我々は、電子相互接続業界団体の意見提出者が提案された規則の費用に関して幅広い議論を提示したことに注目する[863]。しかし、その議論と費用の見積もりは、関連する発行人の 1 セグメントにすぎない電子相互接続業界に限定されている。また、錫の業界団体の意見提出者が示した見積もりも有益ではあるが、それは「bag-and-tagシステム」（訳注：鉱山で袋詰めをするときに番号の入ったタグを付けて追跡するシステム）の費用に限定されているため、サプライチェーンのうち鉱山から製錬所までの部分のデュー・ディリジェンスの費用しか含んでいない[864]。我々は、PRAに関連したデュー・ディリジェンスの費用見積もりを算定するにあたり、主として製造業界団体と大学グループの意見提出者の見積もりを基礎とし、電子相互接続業界団体の意見提出者の見積もりもある程度利用した[865]。

---

861 IPC I からの意見書（関連する発行人の 100%近くが紛争鉱物報告書を作成しなければならないだろうと述べている）、および NAM I からの意見書（「控えめに」見積もっても、関連する発行人の 75%が監査済みの紛争鉱物報告書を提出しなければならないだろうと述べている）を参照。

862 NAM I および Tulane からの意見書を参照。

863 IPC I からの意見書を参照。

864 ITRI II からの意見書を参照。

865 我々は、上記の経済分析で、継続的な遵守費用の多様な推定値を提示した。しかし、規則によって必要となる年間の文書業務の負担合計を具体的に推定することを要求する PRA の目的では、SEC に寄せられた意見書の中でより包括的な見積もりを基礎としてその範囲内の 2 つのデータ点を使用し、それを平均することによって、最終的な PRA の見積もりを算定している。

製造業界団体の意見提出者は、関連する発行人にかかる初期費用はおよそ 80 億ドルと見積もっている[866]。そのうち、経常的に必要になるとこの意見提出者が考えているのは、サプライヤーの情報の信頼性を検証するために必要なリスクベースのプログラムの費用（「毎年」[867]発生すると考えられている）、約 3 億ドルと、紛争鉱物報告書の年 1 回の監査にかかる費用、約4億5,000万ドルだけであり、この2つの合計は7億5,000万ドルである[868]。

大学グループの意見提出者は、関連する発行人の初期費用はおよそ 28 億ドル[869]、その後の経常的な費用は、主に、その 28 億ドルのうち紛争鉱物報告書の年 1 回の監査に用いられるおよそ 2 億 700 万ドルで構成されると考えている[870]。

しかし、セクションIIIで論じたように、我々は、製造業界団体と大学グループの意見提出者から提出された費用の見積もりを調整した。したがって、監査を含むデュー・ディリジェンスの費用に関する我々の総合的な見積もりは、修正された数値に基づいている。製造業界団体の意見提出者は、関連する発行人の初期費用をおよそ 80 億ドルと見積もった

---

866 意見提出者の推定と仮定に基づき、我々は正確な数値を$7,941,250,000 と計算している。意見提出者は、この費用には法的義務の変更、IT システムの変更、独立した民間部門による監査、リスクベースのプログラムの実行が含まれると述べている。法的義務の変更には、関連する発行人の 2,000 のサプライヤーそれぞれに関して、1 時間あたり 50 ドルで 2 時間の作業が必要になると思われる［2×$50×2,000×5,994＝$1,198,800,000］。IT システムの変更には、関連する発行人 1 社につき 100 万ドルの費用が必要になると思われる［$1,000,000×5,994＝$5,994,000,000］。独立した民間部門による監査を受けるためには、関連するすべての発行人の 75%に 10 万ドルの費用が必要になると思われる［$100,000×75%×5,994＝$449,550,000］。リスクベースのプログラムを実行するためには、関連するすべての発行人に 1 時間あたり 50 ドルで 1,000 時間の作業が必要になると思われる［1,000×$50×5,994＝$299,700,000］。

867 NAM I からの意見書を参照。

868 実際の費用は$749,250,000［$449,550,000＋$299,700,000＝$749,250,000］となる。

869 見積もられた実際の費用は$2,795,793,000 であった。この費用見積もりには、必要な IT システムの構築費用$2,562,780,000［大手の発行人の$1,678,000,000 プラス小規模な発行人の$884,780,000］、デュー・ディリジェンスの実行を目的とした内部管理システムの強化の費用$26,013,000、独立した民間部門による監査の費用$207,000,000 が含まれる。大学グループの意見提出者は、関連する発行人 5,994 社のうちの 4,500 社（75%）が紛争鉱物報告書の監査を必要とするという製造業界団体の意見提出者の推定を使用することにより、監査の費用をちょうど$207,000,000 と見積もった。しかし、4,500 社という数値は、5,994 社の 75%を四捨五入したものである。5,994 社の 75%のより正確な数値［5,994×0.75＝4,459.5］は 4,500 ではなく 4,496 であるが、大学グループの意見提出者も製造業界団体の意見提出者も、四捨五入して 4,500 としている。関連するすべての発行人のうち、72%が中小企業（年間の売上が 9,900 万ドル未満）であり、28%が大企業であるとする電子相互接続業界団体の意見提出者の推定を用いて、大学グループは、4,500 の関連発行人のうち、3,240 社が中小企業、1,260 社が大企業と推定している。大学グループの意見提出者は、製造業界団体の意見提出者の推定に基づき、中小の発行人の監査の費用は 1 件あたり$25,000、大手の発行人の監査の費用は 1 件あたり$100,000 と見積もっている。これらの数値を用いて、大学グループは、関連する発行人の監査費用合計はちょうど$207,000,000 になると算定している。

870 Tulane からの意見書を参照。

が、我々はこれをおよそ 27 億ドルと修正した[871]。これに関するリスクベースのプログラムのおよそ 3 億ドルという意見提出者の見積もりを、我々は 1 億 5,900 万ドルに修正している[872]。しかし、この意見提出者がおよそ 4 億 5,000 万ドルと見積もった独立民間部門監査の費用については、修正していない。我々は規則案において、発行人 1 社にかかるこの監査費用を 25,000 万ドルと見積もったが、製造業界団体の意見提出者はこれを 10 万ドルと見積もっており、最終規則に関しては我々はこの 10 万ドルのほうを採用している[873]。我々は、電子相互接続業界団体の意見提出者も、同じく独立民間部門監査の費用が 10 万ドル程度になるだろうと考えていることに注目する[874]。ただし、製造業界団体の意見提出者は、単純なサプライチェーンを持つ小規模な企業の場合は、25,000 ドルで監査費用をカバーできるだろうと指摘している[875]。

サプライヤーの情報の信頼性を検証するために必要なリスクベースのプログラムに関し、製造業界団体の意見提出者の数値を我々が修正したおよそ 1 億 5,900 万ドル、およびこの意見提出者による監査費用の見積もり 4 億 5,000 万ドルから、我々は、毎年経常的に発生する費用をおよそ 6 億 900 万ドルと算定した[876]。その上で、約 27 億ドルという初期費用負担がその後の年間約 6 億 900 万ドルという負担よりもはるかに大きいことに注目し、最初の 3 年間の負担を平均化した。その結果、製造業界団体の意見提出者の数値を用いると、3 年間にわたって関連する発行人に発生する年平均費用は、およそ 13 億 2,000 万ドルと算定される[877]。

また、大学グループの意見提出者は、関連する発行人の初期費用をおよそ 28 億ドルと見積もっているが、我々はこれをおよそ 18 億ドルと修正する[878]。しかし、我々は関連す

---

871 我々の費用の見積もりは$2,742,705,000 である。この費用見積もりには、発行人のデュー・ディリジェンスの改善の費用$635,364,000、IT システムの変更費用$1,498,500,000、独立した民間部門による監査の費用$450,000,000、サプライヤーの情報の信頼性を検証するために必要なリスクベースのプログラムの費用$158,841,000 が含まれている。

872 我々の費用の見積もりは$158,841,000 である。

873 NAM I からの意見書を参照。

874 IPC I からの意見書を参照。

875 NAM I からの意見書を参照。我々は、製造業界団体がこれとは別に RoHS の遵守費用から推定することによって最終規則の費用を 160 億ドル以上と計算していることに注目する。しかし、我々の分析ではこの推定を使用していない。この意見提出者は、最終規則も RoHS も製品に使用された物質の追跡をすることを企業に求めていると主張しているが、RoHS が最終規則の要件とどのように対照されるか論じていないからである。

876 $450,000,000＋$158,841,000＝$608,841,000

877 ($2,742,705,000＋$608,841,000＋$608,841,000)÷3＝$1,320,129,000

878 見積もられた費用は$1,805,773,000 であった。発行人に生じるこの費用見積もりには、必要な IT システムの構築のための修正された費用$1,572,760,000、独立した民間部門による監査の費用$207,000,000、デュー・ディリジェンスの実行を目的とした内部管理システムの強化の費用$26,013,000 が含まれていた。

る発行人の独立民間部門監査にかかるおよそ 2 億 700 万ドルという費用見積もりは修正しない。したがって、2 年目以降の経常的な費用は修正されないことになり、およそ 2 億 700 万ドルである。ここでも 18 億ドルという初期費用負担はその後の 2 億 700 万ドルという年間費用よりもはるかに大きいため、我々は最初の 3 年間の負担を平均した。その結果、大学グループの意見提出者の数値を用いると、3 年間にわたって関連する発行人に発生する年平均費用は、およそ 7 億 4,000 万ドルと算定された [879]。

続いて、監査を含むデュー・ディリジェンスを実行する費用全体を推定するため、我々は、修正後の数値を用いたこれらの製造業界団体の見積もりと大学グループの見積もりを平均した。その結果、両者の費用の平均はおよそ 10 億 300 万ドルとなった [880]。

2. 開示の準備に要する費用の見積もり

発行人が提案された開示を準備および点検するために必要な時間数に関して、見積もりを出した意見提出者は少なく、それらはばらつきが大きかった。ある半導体会社の意見提出者は、提案された規則を実行するために初年度に 1,400 時間、その後の年に 700 時間が必要であると主張した [881]。それに対して、大学グループの意見提出者は、提案された規則に従うために小規模な発行人は 40 人時間、大手の発行人は 100 人時間を要すると述べた [882]。この費用は経常的に発生するように思われる [883]。また、製造業界団体の意見提出者は、企業の新しいデュー・ディリジェンスを反映した法的義務の変更は社員の業務時間を「最低でも」2 時間必要とし、「2 時間を大幅に上回る明白な可能性がある」[884] と述べている。

最終規則で要求される開示の準備と点検に必要な時間数を計算するにあたり、我々

---

879 ($1,805,773,000＋$207,000,000＋$207,000,000)÷3＝$739,924,333

880 ($1,320,129,000＋$739,924,333)÷2＝$1,030,026,667

881 TriQuint I からの意見書を参照。

882 Tulane からの意見書を参照。この意見提出者は、第三者を利用することによって発行人の規則遵守が「促進される」だろうと述べた。この意見提出者は、大手の発行人は規則遵守の必要性の 10%、小規模な会社は規則遵守の必要性の 25%に関して第三者を利用すると想定した。提案された規則を遵守するために発行人に必要になる時間数を計算するにあたって、我々は第三者の利用を含んでいない。第三者の利用は遵守のために必要な時間数には影響せず、費用のみに影響すると思われるからである。

883 同上。この意見提出者は、提案された規則の遵守のために必要な 100 時間または 40 時間には、発行人の方針・手順・統制の初期レビュー、ギャップ分析と遵守計画の策定および必要に応じたその計画の修正、改訂された方針・手順・統制案の作成、これらの改訂された方針・手順・統制に関する初期試験の実行、改訂された方針・手順・統制の実行、それらに関する社員の研修、およびサプライヤーへのその伝達など、多くの作業が含まれると述べた。これらの多くは「初期の」行動と記述されているが、発行人は、これらの多くの見直しと修正も必要になるであろう。たとえば、毎年、発行人がそうした方針・手順・統制の見直しと試験を行い、必要に応じてその修正を行い、さらに改訂された新しい方針・手順・統制を実行することも必要になる可能性がある。

884 NAM I からの意見書を参照。

は、上記の半導体会社と大学グループの意見提出者によって提供された見積もりに基づいて平均値を出した [885]。まず、半導体会社の意見提出者の見積もりに関していうと、1 年目に関連するすべての発行人に必要な時間は、1,400 時間に 5,994 社（関連する発行人の数）を掛けた結果、840 万時間と算定され [886]、2 年目以降に必要な時間は、700 時間に 5,994 社を掛けた結果、およそ 420 万時間と算定された [887]。最初の 3 年間の負担を平均すると、年間およそ 560 万時間である [888]。ここで、発行人 1 社あたりの 1 年間の必要時間数を見積もるため、560 万時間を 5,994 社で割った。その結果、提案された規則に従うために必要な時間は、関連する発行人 1 社当たり年間 933 時間と算定された [889]。

大学グループの意見提出者は、電子相互接続業界団体が意見書に示した大手企業と小規模な企業の数の推定値 [890] を使い、両者を分けて必要な時間数の見積もりを出している。我々も企業の規模の違いによって負担が異なることを認識しているため、大手企業と小規模な企業で分けて必要時間数の見積もりを算出することにした。そこで、大学グループの意見提出者が出した大手企業に関する 100 時間という数値に、関連する発行人のうち大手企業が 28%を占めるという電子相互接続業界団体の数値を掛けた結果、関連する大手発行人に必要な作業時間の見積もりは 167,832 時間となった [891]。一方、小規模な発行人に関しては、40 時間という数値に、関連する発行人のうち小規模な企業が 72%を占めるという電子相互接続業界団体の数値を掛けた結果、関連する小規模な発行人に必要な作業時間の見積もりは 172,627 時間となった [892]。次に、発行人 1 社あたりの 1 年間の必要時間を計算するために、小規模な企業と大手企業の推定時間の合計、340,459 時間 [893] を、関連するすべての発行人の数である 5,994 社で割った。その結果、大手も小規模な企業も含むすべての発行人 1 社あたり、規則によって求められる開示の準備と点検に要する 1 年間の平均時間はお

---

885 我々は、製造業界団体の意見提出者から出された 2 時間という数値を計算に含めなかった。これは他の 2 つの推定値に比べてあまりにも小さく、提案される規則を遵守するために必要なすべてのステップを含んでいるとは思われなかったからである。この数値は、発行人の法人遵守方針とサプライチェーンの運用手順に変更を加えるために必要な時間のみを基礎にしていた。また、大学グループの意見提出者が明確にこの見積もりに異議を唱え、製造業界団体の意見提出者も、これらの活動は「2 時間よりも大幅に多くなる」だろうと認めた。

886 1,400 時間×関連する発行人 5,994 社＝8,391,600 時間。

887 700 時間×関連する発行人 5,994 社＝4,195,800 時間。

888 [8,391,600 時間＋(4,195,800 時間×2)]÷3＝年平均 5,594,400 時間。

889 5,594,400 時間÷関連する発行人 5,994 社＝933 時間。

890 Tulane からの意見書を参照。

891 100 時間×関連する発行人 5,994 社×大手の関連する発行人 28%＝167,832 時間。

892 40 時間×関連する発行人 5,994 社×小規模な関連する発行人 72%＝172,627 時間。

893 167,832 時間＋172,627 時間＝340,459 時間。

よそ 57 時間と算定された[894]。意見書には明示されていなかったが、大学グループの意見提出者が示した見積もり時間は毎年生じる負担時間と思われることから、半導体会社の意見提出者の見積もりに対して行ったような最初の 3 年間の平均は算出しなかった。

続いて、この57時間という数値に半導体会社の見積もりから得られた933時間という数値を加え（それを2で割ることによって）、関連する発行人はそれぞれ、開示の準備と点検のために平均して495時間の作業が必要になると算定した[895]。我々は、準備作業の75%が社内で行われ、残りの25%が1時間あたり平均200ドルの費用で外部の専門家に委託されると想定した[896]。外部の専門家によって行われる作業の部分は費用として反映され、社内で行われる作業の部分は時間として反映される。ゆえに、開示の準備のために関連する発行人が社内で行う作業時間の合計は2,225,273時間[897]、外部に委託する費用の合計は148,351,599ドル[898]と見積もられる。

3. 修正されたPRAの推定値

下記の表は、最終規則から生じる新しい証券法の特定開示報告書に関する情報収集の時間と費用という形で、年間の規則遵守の負担見積もりの変化を示したものである。開示の準備をするために社内で必要となる作業時間の見積もりは 2,275,273 時間である。費用に関しては、開示の準備を外部の専門家に委託する費用が 148,351,500 ドル、監査を含むデュー・ディリジェンスを実行する費用が 1,030,026,667 ドルであり、合計すると、下記の表の通り、1,178,378,167 ドルの専門家委託費用が生じると見積もられる。

書式	現在の年間の対応会社数	最終的な年間の対応会社数	現在の負担時間 (A)	負担時間の増加 (B)	最終的な負担時間 (C)=(A)+(B)	現在の専門家委託費用 (D)	専門家委託費用の増加 (E)	最終的な専門家委託費用 (F)=(D)+(E)
S-D	……	5,994	……	2,225,273	2,225,273	……	$1,178,378,167	$1,178,378,167

894 340,459 時間÷関連する発行人 5,994 社＝56.80 時間。

895 933 時間＋57 時間÷2＝495 時間。

896 大学グループの意見提出者は、必要なコンサルティング業務の「かなりの部分」は費用の高い大手の会計事務所ではなく「費用の低い環境・持続可能性コンサルティング会社」によって実行されると考えるため、外部専門家の費用を 1 時間 200 ドルと見積もった。我々は、SEC の規則によって必要とされる証券法の開示の準備には法律専門家がかかわるという想定に基づき、しばしば PRA 分析に 1 時間 400 ドルという費用見積もりを用いる。しかし、この最終規則によって必要とされる開示には異なるタイプの専門家の業務がかかわる可能性が高いため、この状況では 1 時間 200 ドルの方が適切であろうと思われる。

897 495 時間×社内での作業 75%×関連する発行人 5,994 社＝2,225,272.50 時間。

898 495 時間×外部への委託 25%×外部コンサルタントの費用$200÷時×関連する発行人 5,994 社＝$148,351,500。

V. 規制緩和法に関する最終分析

規制緩和法（Final Regulatory Flexibility Act）に関するこの最終分析（「FRFA」）[899]は、証取法第13(p)条を実行する新しい規則13p-1と新しいForm SDに関連している。第13(p)条は、発行人によって製造された、または製造委託契約が結ばれた製品の機能または生産のために必要な紛争鉱物を有する発行人の一定の開示と報告の義務にかかわっている。規制緩和法に関する初期分析は、規制緩和法に従って行われ、規則案に含まれていた。

A. 最終措置の理由と目的

最終規則は、同法第1502条の要件を実行するために定められる。具体的には、紛争鉱物法律規定を実行するためにSEC規則の改正を取り入れる。最終規則は、自社によって製造された、または製造委託契約が結ばれた製品の機能または生産のために紛争鉱物が必要な報告発行人に対し、年1回、新しい書式の独立した特定開示報告書において、紛争鉱物が対象国を原産国とするか、または再生利用品もしくはスクラップ起源であるかを調べる合理的な原産国調査の結果を開示することを求めている。最終規則の下では、合理的な原産国調査に基づき、発行人が(a)その紛争鉱物が対象国を原産国とするものではないと知っている、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると知っている場合、(b)その紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があると確信する理由がない場合、または(c)その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると合理的に確信している場合、当該発行人は、Form SDの本文に、その判断を開示し、行った合理的な原産国調査とその結果を簡単に説明しなければならない。一方、合理的な原産国調査に基づき、発行人が(a)その紛争鉱物が対象国を原産国とすると知っており、それらが再生利用品もしくはスクラップ起源ではないことを知っているか、またはその紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があると確信する理由がある場合、および(b)その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源ではないと知っている、またはその紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると確信する理由がある場合、当該発行人は、国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組があるならば、それに従って紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行しなければならない。そのような枠組がない場合には、発行人は、そのような枠組を利用することなくデュー・ディリジェンスを実行しなければならない。このデュー・ディリジェンスの後、それに基づいてその紛争鉱物が対象国を原産国としない、またはその紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断しない限り、発行人は紛争鉱物報告書を提出しなければならない。

ほとんどの場合、発行人は、紛争鉱物報告書について独立した民間部門の監査を受けなければならない。また、発行人は、紛争鉱物報告書中に何よりもまず「DRC コンフリ

---

[899] この分析は5 U.S.C.601に従って行われている。

クト・フリー」と判明していない、製造したまたは製造委託した製品を、記述しなければならない。すべての発行人に関して 2 年間、小規模な発行人に関しては 4 年間の移行期間には、デュー・ディリジェンスを実行しなければならず、製品に含まれる紛争鉱物が対象国を原産国とする、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断することができなかった、または対象国を原産国とする製品中の紛争鉱物がそれらの国の武装集団の資金源となった、またはそれらに利益を提供したと判断できなかった発行人は、これらの製品を「DRC 紛争判定不能」とみなすことができる。その場合、発行人は何よりもまず「DRC 紛争判定不能」である、製造したまたは製造委託した製品を、記述しなければならない。つぎに、もしあるならば、自身が必要とする紛争鉱物が武装集団に利益をもたらすリスクを軽減するため、最新の紛争鉱物報告書でカバーした期間終了以降、取ったまたはこれから取る予定の措置、デュー・ディリジェンス改善の措置を含め、記述しなければならない。「DRC 紛争判定不能」の製品を有する発行人は、これらの製品の紛争鉱物に関する紛争鉱物報告書について独立した民間部門の監査を受けることは求められない。

最後に、合理的な原産国調査を行った上で、その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると確信する理由を持つ発行人は、その紛争鉱物が再生利用もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断するために、再生利用品起源の紛争鉱物のために特別に作成された国内的または国際的に認識されたデュー・ディリジェンスの枠組に従って、デュー・ディリジェンスを実行しなければならない。また、発行人は、そのデュー・ディリジェンスを紛争鉱物報告書に説明しなければならない。現在のところ、再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物に関して国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組があるのは金だけである。金以外の 3 つの鉱物の場合のように、再生利用品もしくはスクラップ起源の特定の紛争鉱物に関する国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組がないならば、そのような枠組が作成されるまで、発行人は、その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断するにあたってデュー・ディリジェンスを実行し、そのデュー・ディリジェンスの措置を紛争鉱物報告書に説明しなければならない。

B. パブリックコメントで提起された重要な問題

規則案において、我々は、提案された規則の影響を受けると思われる小規模事業者の数、その影響の性質、影響を受ける小規模事業者の数を把握する方法、提案された規則の影響を数量化する方法を含め、IRFAのすべての側面について意見を募集した。我々の元には、規制緩和分析（「RFA」）に特に言及した意見書が数件寄せられた [900]。それらの意見

---

900 たとえば、Industry Group Coalition II ; IPC I ; NAM I ; Olympia J. Snowe 上院議員、Sam Graves 下院議員、Scott P. Brown 上院議員、Roscoe Barlett 下院議員、Scott Tipton 下院議員、Jo Walsh 下院議員（2011 年 11 月 17 日）（以下「Snowe 上院議員他」という）; Small Business Administration's Office of Advocacy（2011 年 10 月 25 日）（以下「SBA」という）などからの

提出者の一部は、我々が、SECに報告しないが報告発行人のサプライチェーンの一部となっている小規模事業者の数を考慮に入れていないため、影響を受ける小規模事業者の数を少なく見積もっていると主張した[901]。これに関して、SBAは、「提案された規則のコストと、影響を受ける小規模企業の数を正確に反映させるために」提案された規則に関する修正されたIFRAを発表することを提言した[902]。別の意見提出者は、サプライチェーンが紛争鉱物を使用していないかどうかを発行人が確定しようとするとき、第一層のサプライヤーに問い合わせをし、デュー・ディリジェンスを要求しなければならなくなるため、小規模事業者である 793 の報告発行人を超えて分析を行わなければならないと指摘した[903]。この意見提出者は、ゆえに「米国の 278,000 の中小製造業者の大部分が」最終規則の「影響を受ける可能性がある」と述べた。さらに、小規模企業の独立民間部門監査の費用を決定する目的で、この意見提出者は、小規模企業の 5 社に 1 社が発行人のサプライチェーンに含まれると推定した。上記の経済分析のセクションで論じたように、我々は、直接的に規則の要件の対象となる会社と、報告会社ではないが報告発行人のサプライチェーンの一部である会社の両方を含め、この法と最終規則が多くの会社に影響を及ぼすであろうことを認識している[904]。しかし、RFAの目的で焦点となるのは、我々の規則によって直接の要件が生じる組織への影響である[905]。ゆえに、我々はこの規則が報告会社ではない小規模事業者に影響を及ぼすことを認識してはいるものの、最終規則の直接的な対象になると思われる 793 社の小規模事業者のRFAの推定にサプライチェーンの一部である小規模企業を含まなかった。

さらに、何人かの意見提出者は、提案された規則の中で、小規模な報告企業、または小規模企業全体に影響を及ぼす可能性のある側面について論じた[906]。これらの意見提出者は、証取法の規則 0-10(a)[907] に定義される意味での「小規模事業者（small entities）」に言

意見書を参照。

901 たとえば、NAM I、SBA、Snowe 上院議員他、WGC II などからの意見書を参照。

902 SBA からの意見書を参照。

903 NAM I からの意見書を参照。

904 同上。

905 たとえば、Mid-Tex Electric Cooperative v FERC, 773 F.2d 327(DC Cir.1985)および White Eagle Cooperative Ass'n v. Conner, 553 F.3d 467(7th Cir.2009）などを参照。また、連邦小企業庁アドボカシー室の『A Guide for Government Agencies: How to Comply with the Regulatory Flexibility Act（政府機関のための手引き：規制緩和法の遵守方法）』（2010 年 6 月）（以下「SBA ガイダンス」という）も参照。http://archive.sba.gov/advo/laws/rfaguide.pdf で閲覧可能。

906 たとえば、BCIMC、Corporate Secretaries I、CRS I、Earthworks、Global Witness I、Howland、IPC I、JVC 他 II、NAM I、Bachus 下院議員他、Rockefeller、Durbin 上院議員／McDermott 下院議員、SIF I、State II、TIAA-CREF、TIC、TriQuint I、WGC II などからの意見書を参照。

907 17 CFR 240.0-10(a)（最新の会計年度末日の総資産が 500 万ドル以下であれば、その発行人は、規制緩和法の目的で「小規模企業」または「小規模組織」であると定義している。）

及しているかどうかは明確にしなかった。特に、一部の意見提出者は、規則から生じる費用は小規模な発行人にとって不釣り合いに大きなものになる可能性があると主張した[908]。ある意見提出者は、紛争鉱物法律規定は「確かに小規模企業に負担を発生させるが」、それは他の意見提出者によって「報告されているほど大きなものでも収入に対して不釣り合いなものでもない」と述べた[909]。また、前述したように、ある意見提出者は、最終規則は小規模報告企業を除外すべきであると主張した[910]。しかし、他の多くの意見提出者は、最終規則は小規模報告企業を除外すべきではないと主張した[911]。多くの意見提出者は、小規模報告企業を除外しても、それらの会社の負担を大幅に削減することにはならないと指摘した[912]。それは主に、小規模企業の多くは大企業のサプライチェーンの一部であり、こうした大企業は規則に基づく義務を果たすために小規模企業に紛争鉱物の情報を提供することを求めると思われるからである[913]。2 人の意見提出者は、小規模報告企業を規則から除外するべきではないことに賛同したが、必要な費用を軽減し、資源を枯渇させないために、規則の段階的な導入を認めるべきであると主張した[914]。

C. 最終規則の対象となる小規模事業者

最終規則は、小規模事業者である一部の報告発行人に影響を及ぼすことになる。証取法の規則 0-10(a)[915] は、最新の会計年度末日の総資産が 500 万ドル以下であれば、その発行人は、規制緩和法の目的で「小規模企業」または「小規模組織」であると定義している。我々は、最終規則が証取法第 13(p)条に定義される必要な紛争鉱物を有する小規模事業者に影響を及ぼすと考えている。規則案において、我々は、紛争鉱物を必要とし、小規模事業者であると考えられる発行人がおよそ 793 社であると推定した。前述したように、一部の意見提出者は、我々が規則の影響を受ける小規模事業者の数を過小評価していると指摘したが、それは最終規則の要件の直接的な対象にならない小規模事業者も考慮すべきであるという主張に基づくものであった[916]。我々は、小規模事業者の数として意見提出者から他の数字は示されず、また最終規則の直接的な対象となる 793 社という数への異議も出され

---

908 たとえば、Howland、NAM I、WGC II などからの意見書を参照。

909 Claigan IV からの意見書を参照。

910 Corporate Secretaries I からの意見書を参照。

911 たとえば、BCIMS、CRS I、Earthworks、Global Witness I、Howland、IPC I、JVC 他 II、Rockefeller、Durbin 上院議員／Mcdermott 下院議員、SIF I、State II、TIAA-CREF、TIC、TriQuint I などからの意見書を参照。

912 たとえば、IPC I や TriQuint I などからの意見書を参照。

913 IPC I からの意見書を参照。

914 Howland および JVC 他 II からの意見書を参照。

915 17 CFR 240.0-10(a)

916 たとえば、NAM I、SBA、WGC II などからの意見書を参照。

なかったことに注目する。我々は、引き続き、証取法第 13(a)条および第 15(d)条に基づいて我々に報告書を提出し、最終規則の直接の対象となる小規模事業者は 793 社であると考える。それらの事業者は、自社が製造する、または製造委託契約を結んでいる製品の機能または生産のために必要な紛争鉱物を有すると思われるからである。

D. 報告、記録管理、その他の規則遵守の要件

最終規則は、小規模事業者を含め、紛争鉱物を必要とする発行人の年度の開示要求を増加させる。それは、第 13(p)条に基づく開示と報告の義務に従い、発行人の一部が毎年届け出ることになる Form SD で新しい特定開示報告書を追加的に開示することを要求するからである。その情報は、該当する限りで、特に以下を含まなければならない。

- 特定開示報告書の本文に、発行人によって製造された、または製造委託契約が結ばれた製品の機能または生産に必要な紛争鉱物が対象国を原産国とする、または対象国を原産国とする可能性がある、または再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると発行人が知っている、またはそのように確信する理由があるかどうかについて開示すること
- これに該当しない場合、または必要な紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると発行人が知っている、またはそのように確信する理由がある場合、特定開示報告書の本文と発行人のインターネット・ウェブサイトに、その判断、およびその判断を行うために用いた合理的な原産国調査とその調査の結果を開示すること、ならびに特定開示報告書の本文に、その情報が公開されている発行人のインターネット・ウェブサイトのアドレスを開示すること
- これに該当し、その紛争鉱物が対象国の武装集団の直接間接の資金源になっていたか、またはそれらに利益をもたらしたかを発行人が判断できる場合、
    - 特定開示報告書の添付書類として提出される紛争鉱物報告書。これは、証明済みの独立した民間部門による監査報告書、紛争鉱物の起源と加工・流通過程を判断するために発行人が使用した国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組の説明、「DRC コンフリクト・フリー」であると確認されていない発行人の製品の記述、これらの製品中の必要な紛争鉱物の加工に使用された施設、同じく必要な紛争鉱物の原産国、および可能な限りの特定性でその鉱山または産地を判断しようとする努力の記述を含む。
    - 特定開示報告書の本文に、その報告書の添付書類として紛争鉱物報告書が提出されており、発行人のインターネット・ウェブサイトに公表されていると開示すること、および特定開示報告書の本文に、紛争鉱物報告書が公表された発行人のインターネット・ウェブサイトのアドレスを開示すること
    - 発行人の公開されたインターネット・ウェブサイト上に紛争鉱物報告書を掲載すること

- これに該当し、しかし、紛争鉱物が対象国の武装集団の直接間接の資金源ではなかった、またはこれらに利益を提供しなかったと発行人が判断できない場合、紛争鉱物が対象国を原産国とする可能性があると確信する理由を持っているが、原産地を判断できないならば、
    - 特定開示報告書の添付書類として提出される紛争鉱物報告書。これは、紛争鉱物の起源と加工・流通過程を判断するために発行人が使用した国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組の説明、判明しているならばこれらの製品に必要な紛争鉱物の加工に使用された施設の記述、判明しているならばこれらの製品に必要な紛争鉱物の原産国、可能な限り最大の具体性をもって原産鉱山または原産地を決定しようとする努力、および移行期間には「DRC 紛争判定不能」である発行人の製品の記述を含む。（移行期間には、そのような発行人は、その紛争鉱物に関して紛争鉱物報告書の監査を受けることを求められない。）
    - 特定開示報告書の本文に、その報告書の添付書類として紛争鉱物報告書が提出されており、発行人のインターネット・ウェブサイトに公表されていること、および紛争鉱物報告書が公表された発行人のインターネット・ウェブサイトのアドレスを開示すること
    - 発行人の公開されたインターネット・ウェブサイト上に紛争鉱物報告書を掲載すること
- 紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると確信する理由があり、その紛争鉱物に関して国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組がある場合、
    - 特定開示報告書の添付書類として提出される紛争鉱物報告書。これは、それらの紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であった、またはその可能性があると確信する理由があると判断するために発行人が使用した国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組の説明を含む。また、これらの鉱物に関して、証明済みの独立した民間部門の監査を含む。
    - 特定開示報告書の本文に、その報告書の添付書類として紛争鉱物報告書が提出されており、発行人のインターネット・ウェブサイトに公表されていること、および紛争鉱物報告書が公表された発行人のインターネット・ウェブサイトのアドレスを開示すること
- 紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると確信する理由があるが、その紛争鉱物に関して国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組がない場合、
    - 特定開示報告書の添付書類として提出される紛争鉱物報告書。これは、それらの紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であった、またはその可能性

があると確信する理由があると判断するために発行人が使用したデュー･ディリジェンスの枠組の説明を含む。（再生利用品もしくはスクラップ起源のそれらの紛争鉱物に関して国内的または国際的に認められたデュー･ディリジェンスの枠組みが利用できるようになるまで､その紛争鉱物に関して紛争鉱物報告書の監査を受けることは求められない。）

- 特定開示報告書の本文に､その報告書の添付書類として紛争鉱物報告書が提出されており、発行人のインターネット・ウェブサイトに公表されていること、および紛争鉱物報告書が公表された発行人のインターネット･ウェブサイトのアドレスを開示すること

同じ開示と報告の要件が米国の発行人にも外国の発行人にも適用される。しかし、最終規則の下では、第 3 ステップに進んだが紛争鉱物の原産国を特定できない、またはその紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断できない発行人は、紛争鉱物報告書の提出を求められるが､小規模な報告会社の場合､規則の採択から 4 年間、この報告書の監査を受ける必要がない。我々は、それぞれの暦年に関する紛争鉱物の情報を翌年5月31日に提出するようすべての発行人に求める､新しいForm SDを作成している。

E. 小規模事業者に対する影響を最小化するための政府機関の措置

規制緩和法は、小規模事業者への重大な悪影響を最小にしながら定められた目的を達成する有効な代案を検討することを我々に求めている。最終規則に関連して、我々は以下の代案を検討した。

(1) 小規模事業者に利用できる資源を考慮し､異なる規則遵守または報告の要件を定めること
(2) 開示の要件、またはその一部から小規模事業者を除外すること
(3) 小規模事業者に関する規則遵守と報告要件を明確化､整理統合または単純化すること
(4) デザインの基準ではなく実行の基準を使用すること

我々は、小規模事業者に異なる規則遵守の要件を定める代案について検討したが、これを採用しなかった。小規模な報告企業を除外するという意見提出者の提案に対する議論の中で論じたように、我々は、小規模事業者向けに他の発行人の最終報告要件とは異なる開示要件を定める、あるいは小規模事業者をこれらの要件から除外するという措置を取ると、議会が定めた第13(p)条の目的を達成できないと考える。最終規則は、第13(p)条の紛争鉱物の開示と報告の要件を実行するために設けられるものである。第13(p)条は企業の規模にかかわらず、紛争鉱物を必要とするすべての発行人に適用される。いずれにしても、何人かの意見提出者が指摘したように、多くの小規模企業は大企業のサプライチェーンの一部であり、大企業がこの規則に基づく義務を果たせるようにするために紛争鉱物に関す

る情報を提供することが必要になるであろう[917]。しかし、最終規則の下では、第 3 ステップに進んだが紛争鉱物が対象国を原産国とするかどうか、またはその紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断できない、または対象国を原産国とする紛争鉱物がそれらの国の武装集団の資金源となった、もしくはそれらに利益をもたらしたかどうかを判断できない発行人は、紛争鉱物報告書の提出を求められるが、小規模な報告会社の場合、規則の採択から 4 年間、この報告書の監査を受ける必要がなく、また発行人は原産地が判明している製品を「DRC紛争判定不能」と記述することができる。

我々は、小規模事業者を含むすべての発行人に関して、最終規則の各側面の明確化と簡素化を行った。たとえば、最終規則は、紛争鉱物報告書の監査の目的を、新たに採掘された紛争鉱物に特定および明確化している。また、最終規則は発行人に対し、特定開示報告書の本文とそれへの添付資料に情報を開示することを求めている。これは、Form 10-K、20-F、40-F での年次報告書において開示を要求するよりも、紛争鉱物に関する情報開示と紛争鉱物報告書の提出のプロセスを簡素化することになると思われる。

我々は、全体として、最終規則に関してはデザインの基準の方が議会の目的をよりよく達成できると考えるため、実行の基準ではなくデザインの基準を用いている。合理的な原産国調査は実行の基準である。加えて、最終規則における具体的な開示の要件は、必要な紛争鉱物を有するすべての発行人の開示の一貫性と比較可能性を促進するであろう。しかし、我々は「製造委託契約を結んでいる」および「機能と生産に必要な」という語に関してガイダンスを提供する。これによって、発行人は、それぞれの状況に合わせてよりよく調整した形で法の要件を遵守することができると我々は考えている。

VI. 法典上の根拠と最終規則本文

我々は改正後証券取引法第 3(b)条、第 12 条、第 13 条、第 15(d)条、第 23(a)条および第 36 条に定められた根拠に基づき、本文書に含まれる規則の改正を採択する。

対象項目のリスト

17 CFR パート 240 および 249b

報告と記録管理の要件、証券

上記に従い、我々は連邦規則集（CFR）タイトル 17 チャプターII を以下の通りに改正する。

パート 240—一般規則　1934 年証券取引法

1.　パート 240 の法的根拠に以下の通り番号順に並べられた§240.13p-1 の根拠を追加することにより、これを改正する。

法的根拠 : 別段の定めがない限り、15 U.S.C. 77c、77d、77g、77j、77s、77z-2、77z-3、77eee、77ggg、77jjj、77kkk、77nnn、77sss、77ttt、78c、78d、78e、78f、78g、78i、78j、78j-1、78k、

---

[917] たとえば、NAM I、SBA、Snowe 上院議員他、WGC II などからの意見書を参照。

78k-1、78l、78m、78n、78n-1、78o、78o-4、78o-8、78p、78q、78s、78u-5、78w、78x、78dd(b)、78dd(c)、78ll、78mm、80a-20、80a-23、80a-29、80a-37、80b-3、80b-4、80b-11、7201 以下、および 8302；18 U.S.C. 1350；12 U.S.C.5221(e)(3)、および Pub. L.111-203、Sec.712、124 Stat.1376(2010)

＊＊＊＊＊

セクション 240.13p-1 は、Sec.1502, Pub.L.No.111-203、124 Stat.1376 でも公布される。

＊＊＊＊＊

2. 以下の通りの§240.13p-1 を追加する。

§240.13p-1 紛争鉱物に関する登録者のサプライチェーンの情報を開示する報告の要件

証券取引法第 13(a)条（15 U.S.C.78m(a)）または第 15(d)条（15 U.S.C.78o(d)）に基づいて証券取引委員会に報告書を提出するすべての登録者は、登録者によって製造された、または製造委託契約が結ばれた製品の機能または生産に必要な紛争鉱物がある場合には、Form SD により、この書式に指定された期間内に、この書式に指定された通り該当する項目によって要求される情報を開示する報告書を提出しなければならない（17 CFR 249b.400）。

パート 249b—新たな書式、1934 年証券取引法

3. パート 249b の法的根拠に以下の通りの§249b.400 の根拠を追加することによって、これを改正する。

法的根拠：別段の定めがない限り、15 U.S.C.78a 以下

＊＊＊＊＊

セクション 249b.400 は、Sec.1502, Pub.L.No.111-203、124 Stat.2213 でも公布される。

4. 以下の通りの§249b.400 を追加する。

§249b.400 Form SD、特定開示報告書

この書式は、1934 年証券取引法第 13(a)条または第 15(d)条に従って証券取引委員会に報告書を提出し、1934 年証券取引法第 13(p)条および本チャプターの規則 13p-1（§240.13p-1）に求められる情報を開示しなければならない登録者によって、本チャプターの§240.13p-1 に従って提出されるものとする。

5. 以下の通りの Form SD（§249b.400 に指定）を追加する。

注意：Form SD の本文は連邦規則集に表示されない。

アメリカ合衆国証券取引委員会
ワシントン DC 20549

Form SD

特定開示報告書

（本チャプターに指定された登録者の正式名称）

（法人設立または組織化が行われた州またはその他の行政管轄体）	（SEC ファイル番号）	（IRS 雇用主識別番号）

（本社住所）	（Zip コード）

（本報告書に関する連絡担当者の氏名および市外局番を含む電話番号）

本書式の提出にかかわる規則を示す適切なボックスにチェックマークを付け、この書式に記された情報が適用される期間を記載してください。

____ _____年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの報告期間に関して、証券取引法に基づく規則 13p-1（17 CFR 240.13p-1）

全般的指示

A. Form SD の使用に関する規則

本書式は、証券取引法に基づく規則 13p-1（17 CFR 240.13p-1）に従った報告に使用される。

B. 報告される情報および報告書の提出期限

1. 規則 13p-1 に基づいて提出される書式。本書式による報告書は、発行人の直近の暦年末日後の 5 月 31 日までに EDGAR で提出されなければならない。
2. 本書式の提出期限が証券取引委員会の営業日ではない土曜日、日曜日または祝日に当たる場合、提出期限は翌営業日となる。

C. 登録された投資会社への不適用

Form SD で要求される開示は、1940 年投資会社法に基づく規則 30d-1（17 CFR 270.30d-1）に従って報告書の提出が求められる投資会社には適用されない。

D. 報告書の作成

本書式は、直接情報を記入する用紙として用いられるのではなく、規則 12b-12（17 CFR 240.12b-12）の要件を満たす報告書の作成の手引きとして用いられるものである。報告書は該当する項目の番号と見出しを含まなければならないが、規則 12b-13（17 CFR 240.12b-13）に指定された形で回答が作成されるならば、それらの項目の本文は省略することができる。それぞれの報告書で回答することが求められないすべての項目は省略することができ、報告書においてそれについて言及することは必要とされない。また、すべての指示も省略のこと。

E. 一般規則の適用

同法（17 CFR パート 240）に基づく一般規則は、すべての書式での報告書に適用される一般的な要件を含んでいる。本書式での報告書の作成と提出に当たって、これらの一般的な要件を注意深く読み、それに従わなければならない。

F.　署名と報告書の提出

報告書は登録者を代表して経営者によって署名されなければならない。

報告書に含まれる情報

第 1 節—紛争鉱物の開示

項目 1.01　　紛争鉱物の開示と報告

(a)　　登録者は、登録者によって製造された、または登録者によって製造委託契約が結ばれた製品の機能または生産のために本項目のパラグラフ(d)(3)に定義された紛争鉱物が必要であり、特定開示報告書の対象となる暦年に報告することが求められるならば、その紛争鉱物がコンゴ民主共和国もしくは本項目のパラグラフ(d)(1)に定義された周辺国を原産国とするかどうか、または本項目のパラグラフ(d)(6)に定義された再生利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを判断するために合理的にデザインされた、その紛争鉱物に関する合理的な原産国調査を誠実に実行しなければならない。

(b)　　合理的な原産国調査に基づき、必要な紛争鉱物がコンゴ民主共和国もしくはその周辺国を原産国としない、または再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断した場合、または必要な紛争鉱物がコンゴ民主共和国もしくはその周辺国を原産国とする可能性があると信じる理由がない場合、または合理的な原産国調査に基づいて必要な紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると合理的に確信する場合、登録者は、特定開示報告書の本文に「紛争鉱物の開示」という見出しの独立した部分を設け、そこにその判断を開示し、その判断を下すために実施した合理的な原産国調査とその結果を簡単に記述しなければならない。また、登録者は、公開されたインターネット・ウェブサイト上にその情報を開示し、特定開示報告書内の「紛争鉱物の開示」という見出しの部分に、そのウェブサイトへのリンクを提供しなければならない。

(c)　　あるいは、合理的な原産国調査に基づき、必要な紛争鉱物がコンゴ民主共和国もしくはその周辺国を原産国としており再生利用品もしくはスクラップ起源ではないと登録者にわかっている場合、または必要な紛争鉱物がコンゴ民主共和国もしくはその周辺国を原産国とする可能性があると考える理由、およびそれらが再生利用品もしくはスクラップ起源ではない可能性があると考える理由を持つ場合、登録者は、その紛争鉱物について国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みがあるならばそれに準拠して、紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関して本項目のパラグラフ(c)(1)に記された通りのデュー・ディリジェンスを実行しなければならない。そのデュー・ディリジェンスの結果、紛争鉱物がコンゴ民主共和国もしくはその周辺国を原産国とし<u>ない</u>、またはその紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源で<u>ある</u>と登録者が判断する場合、紛争鉱物報告書の提出は求められないが、登録者は、特定開示報告書の本文に「紛争鉱物の開示」という見出しの独立した部分を設けて、そこにその判断を開示し、その判断を下すために実行した合理的な原産国調査とデュー・ディリジェンスの努力、およびその調査とデュー・ディリジェンスの努力の結果を簡単に説明しなければならない。また、登録者は、公開さ

れたインターネット・ウェブサイト上にその情報を開示し、特定開示報告書内の「紛争鉱物の開示」という見出しの部分に、そのウェブサイトへのリンクを提供しなければならない。さもなければ、登録者は、特定開示報告書の添付書類として紛争鉱物報告書を提出し、公開されたインターネット・ウェブサイト上にその報告書を掲載しなければならない。その上で、登録者は、特定開示報告書内の「紛争鉱物の開示」という見出しの部分に、紛争鉱物報告書を提出したことを開示し、紛争鉱物報告書が公表されているインターネット・ウェブサイトへのリンクを提供しなければならない。

紛争鉱物報告書は以下の情報を含まなければならない。

(1) デュー・ディリジェンス：紛争鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを実行するために登録者が取った措置の説明

(i) 登録者のデュー・ディリジェンスは、その紛争鉱物に関して国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組がある場合には、それに準拠しなければならない。

(ii) 本項目のパラグラフ(c)(1)(iv)、(c)(1)(v)および(c)(1)(vi)に規定されている場合を除き、デュー・ディリジェンスの措置は、アメリカ合衆国会計検査院長によって設定された基準に従って行われ、本項目のパラグラフ(c)(1)(ii)(B)に従って証明された、紛争鉱物報告書の独立した民間部門による監査を含むが、デュー・ディリジェンスの措置はこれに限定されない。この監査は、必要な紛争鉱物の起源と加工・流通過程を確定する上での登録者のデュー・ディリジェンスの不可欠な要素を構成する。

(A) 紛争鉱物報告書の監査の目的は、紛争鉱物報告書に記された登録者のデュー・ディリジェンスの措置のデザインが、その報告書の対象期間において、すべての重大な点で、登録者によって用いられた国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組の基準に従っているか否か、および報告書の対象期間に関して登録者が実行したデュー・ディリジェンスの措置に関する紛争鉱物報告書における登録者の記述が、報告書の対象期間において、当該登録者によって実行されたデュー・ディリジェンス・プロセスと一致しているかどうかについて、意見または結論を表明することである。

(B) 登録者の紛争鉱物報告書は、登録者が紛争鉱物報告書について独立した民間部門の監査を受けたというステートメントを含まなければならず、それが監査の証明を構成する。

(C) もし監査人が監査報告書で特定されておらず、アメリカ合衆国会計検査院長によって設定された基準に従って監査人が作成した監査報告書を提出する場合、登録者は、紛争鉱物報告書の部分として、報告書の独立した民間部門の監査人を特定しなければならない。

(iii) 本項目のパラグラフ(d)(5)に定義される「DRC 紛争判定不能」である製品を製造する、または製造委託契約を結んでいる登録者は、それ以前に提出した最も新しい紛争鉱物報告書で取り上げられた期間の終了以来、自社の必要な紛争鉱物が武装集団に利益を

もたらすリスクを軽減するために取った、またはこれから取る予定の措置が存在するならば、デュー・ディリジェンスを改善するための措置を含めて、それらの措置を開示しなければならない。

(iv)　項目 1.01 の指示 2 に指定された移行期間には、適切なデュー・ディリジェンスを実行した上で、「DRC 紛争判定不能」である製品を有する登録者は、コンゴ民主共和国もしくはその周辺国を原産国としなかったと登録者が判断することができない紛争鉱物、またはコンゴ民主共和国もしくはその周辺国における武装集団の直接間接の資金源ではなかった、またはそれらに利益をもたらすものではなかったと登録者が判断できない紛争鉱物に関して、紛争鉱物報告書の独立した民間部門の監査を受けることは必要とされない。

(v)　必要な紛争鉱物に関して国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組が存在しない場合、そのような枠組が作成されるまで、登録者は、デュー・ディリジェンスの枠組の恩恵を受けることなく、その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかを含め、必要な紛争鉱物の起源と加工・流通過程を確定する上で適切なデュー・ディリジェンスを実行することを求められる。必要な紛争鉱物についてある暦年の 6 月 30 日までに国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組が利用できるようになったならば、登録者は次の暦年にその枠組を使用しなければならない。デュー・ディリジェンスの枠組がある暦年の 6 月 30 日よりも後に利用できるようになったならば、実行までに丸 1 年の期間を設けるため、登録者はその枠組が利用できるようになった翌々暦年までそれを使用ことが求められない。再生利用品もしくはスクラップ起源の特定の紛争鉱物に関して、国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組がない場合には、その紛争鉱物に関するデュー・ディリジェンスの調査は、その紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であるかどうかに焦点が絞られる。加えて、紛争鉱物報告書の中で再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物に関する登録者のデュー・ディリジェンスに関連した部分については、独立した民間部門の監査が求められない。

(vi)　自社の紛争鉱物がコンゴ民主共和国もしくはその周辺国を原産国とすると考える理由があるために登録者がデュー・ディリジェンスを実行し、その結果、その紛争鉱物がコンゴ民主共和国もしくはその周辺国を原産国としないと判断した場合（またはデュー・ディリジェンスの結果、必要な紛争鉱物が再生利用品もしくはスクラップ起源であると判断した場合)、紛争鉱物報告書と監査は必要とされない。

(2)　製品の記述：本項目のパラグラフ(d)(4)に定義された通り「DRC コンフリクト・フリー」であると判明していない製品を製造する、または製造委託契約を結んでいる登録者は、これらの製品、これらの製品に含まれる必要な紛争鉱物を加工するために使用された施設、これらの製品に含まれる必要な紛争鉱物の原産国、および可能な限り最大の具体性をもって原産鉱山または原産地を決定しようとする努力について記述しなければならない。

(i)　項目 1.01 の指示 2 に指定された移行期間には、適切なデュー・ディリジェンスを実行した上で、「DRC 紛争判定不能」である製品を製造する、または製造委託契約を結んでいる登録者は、これらの製品、判明しているならばこれらの製品に含まれる必要な紛争鉱物を加工するために使用された施設、判明しているならばこれらの製品に含まれる必要な紛争鉱物の原産国、および可能な限り最大の具体性をもって原産鉱山または原産地を決定しようとする努力について記述しなければならない。

(ii)　登録者は自社の製品に含まれる必要な紛争鉱物が完全に再生利用品もしくはスクラップ起源であるならば、そうした製品は「DRC コンフリクト・フリー」とみなされるため、本項目のパラグラフ(c)(2)の情報を提供することが求められない。

(d)　本項目の目的で、以下の定義が適用される。

(1)　周辺国。「周辺国」という語は、国際的に認識された国境をコンゴ民主共和国と共有する国を意味する。

(2)　武装集団。「武装集団」という語は、コンゴ民主共和国とその周辺国に関連して、1961 年外国支援法第 116(d)条および第 502B(b)条（22 U.S.C.2151n(d)および 2304(b)）に基づく人権状況に関する年次国別報告書において重大な人権侵害を行っている者と特定されている武装集団を意味する。

(3)　紛争鉱物。「紛争鉱物」という語は以下を意味する。

(i)　コロンバイトタンタライト（コルタン）、錫石、金、鉄マンガン重石、またはそれらの派生物。ただし、その派生物は、国務長官により付加的な派生物がコンゴ民主共和国またはその周辺国において紛争の資金源となっていると判断されない限り、タンタル、錫、タングステンに限定される。または、

(ii)　国務長官により、コンゴ民主共和国またはその周辺国において紛争の資金源となっていると判断されたその他の鉱物またはその派生物。

(4)　DRC コンフリクト・フリー。「DRC コンフリクト・フリー」という語は、製品が、その機能または生産のために紛争鉱物を必要とするが、コンゴ民主共和国またはその周辺国において本項目のパラグラフ(d)(2)に定義された武装集団の直接間接の資金源となっている、またはそれらに利益をもたらす紛争鉱物を製品が含まないことを意味する。登録者が本項目のパラグラフ(d)(6)に定義された通りの再生利用品もしくはスクラップ起源のものから入手した紛争鉱物は、DRC コンフリクト・フリーであるとみなされる。

(5)　DRC 紛争判定不能。「DRC 紛争判定不能」という語は、登録者によって製造された、または製造委託契約が結んだ製品に関し、本項目のパラグラフ(c)(1)に要求される通りのデュー・ディリジェンスを実行した後、その製品が DRC コンフリクト・フリーであるかどうかを判断できないことを意味する。

(6)　再生利用品もしくはスクラップ起源の紛争鉱物。紛争鉱物は、回収されたエンドユーザー製品もしくは消費者使用後の製品である再生利用金属、または製品製造の間に生み出されたスクラップ処理金属から得られたものであるならば、再生利用品またはス

クラップ起源であるとみなされる。再生利用金属とは、金属素材の余剰材、陳腐化材、不良材、断片などで、錫、タンタル、タングステンおよび／または金の生産工程での再生に適した精製度のまたは加工度の金属を含むものを言う。部分的に加工された鉱物、未加工の鉱物、または別の鉱石の副産物は再生利用金属の定義に含まれない。

(7)　サプライチェーンの外部。紛争鉱物は、コロンバイトタンタライト、錫石、鉄マンガン重石もしくはその派生物で製錬された後；金で十分に精製された後；または紛争鉱物もしくはその派生物で製錬もしくは十分な精製はなされていないが、コンゴ民主共和国もしくはその周辺国の外におかれた後、「サプライチェーンの外部」とみなされる。

(8)　国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組。「国内的または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組」という語は、全国的又は国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組であって、かつ、パブリックコメントを求めてそれ自身広く知らしめていること、および、アメリカ合衆国会計検査院長が設定した政府会計検査基準の標準に一致していることを含む、適正手続きに則って確立されたことを意味する。

項目 1.02　　添付書類

登録者は、Form SD の添付書類として、項目 1.01 で求められる紛争鉱物報告書を提出しなければならない。

項目 1.01 に関する指示

(1)　紛争鉱物を採掘する登録者は、本項目の目的でそれらの鉱物を製造するとはみなされない。Form SD による特定開示報告書は、登録者の会計年度にかかわりなく、暦年を対象とし、毎年、前年について 5 月 31 日までに提出しなければならない。

(2)　［発行日を記入］の後、すべての登録者に関して最初の 2 暦年、小規模な報告会社に関して最初の 4 暦年の間、登録者は、「DRC 紛争判定不能」である製品に含まれる紛争鉱物に関して、独立した民間部門の監査人によって作成された紛争鉱物報告書の監査報告書を提出することを求められない。それぞれ第 3 報告暦年または第 5 報告暦年から、「DRC 紛争判定不能」である製造された、または製造委託契約が結ばれた製品を有する登録者は、これらの製品を「DRC コンフリクト・フリー」であると判明していないものとして記述しなければならず、監査報告書を含め、本項目のパラグラフ(c)に求められる情報を提供しなければならない。

(3)　以前には当該紛争鉱物について特定開示報告書を提出することが義務付けられておらず、製品の機能または生産に必要な紛争鉱物を有する製品を製造する、または製造委託契約を結んでいる会社を買収した、またはその他の形で経営権を獲得した登録者は、最初の報告暦年の末日まで、ただし当該報告暦年は買収が有効となった日から 8 か月後以降に開始する買収された会社によって製造された製品に関する報告を遅らせることが認められる。

(4)　登録者は、2013 年 1 月 31 日以前に本項目のパラグラフ(d)(7)に定義された通

りにサプライチェーンの外部にある紛争鉱物に関して、情報を提供することを求められない。

(5)　登録者は、登録者が製品を製造するか、その製品の製造委託契約を結んでいるかにかかわりなく、その製品の機能または生産に必要な紛争鉱物を含む製品の製造が終了した暦年に関して、求められる紛争鉱物の情報を提供しなければならない。

第 2 節—添付書類

項目 2.01　　添付書類

この報告書の一部として提出される添付書類は以下の通りである。

添付書類 1.01—本書式の項目 1.01 および 1.02 によって求められる紛争鉱物報告書

＊＊＊＊＊

署名

1934年証券取引法の要件に従い、登録者は正式に認可された署名者により代表して本報告書に署名する。

登録者

署名者名および役職名*

日付

*署名の下に署名した登録者の役員氏名および役職名を活字体で表記のこと。

＊＊＊＊＊

証券取引委員会による

エリザベス・M・マーフィー

委員長

日付：2012年8月22日